

平成30年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成30年9月5日（水）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
会 期 自 平成30年9月 5日
至 平成30年9月25日
- 日程第 4 村長挨拶
- 日程第 5 決算特別委員会の設置について
- 日程第 6 議案第53号 白馬村税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第54号 平成29年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 8 議案第55号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 9 議案第56号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第57号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第58号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第59号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 認定第 1号 平成29年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 2号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 3号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 4号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 5号 平成29年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 6号 平成29年度水道事業会計決算認定について

平成30年第3回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成30年9月5日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	横田孝穂
第3番	田中麻乃	第9番	太田伸子
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	津滝俊幸
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	藤本元太
教 育 長	平林豊	総 務 課 長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤忠明	会計管理者会計室長	田中哲
建設課長	酒井洋	観光課長	横山秋一
農政課長	太田洋一	上下水道課長	山岸茂幸
税務課長	横川辰彦	住民課長	矢口俊樹
教育課長兼子育て支援課長	田中克俊	生涯学習スポーツ課長	関口久人
総務課長補佐兼総務係長	下川浩毅	代表監査委員	松沢晶二

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸俊幸

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長挨拶
- 5) 決算特別委員会の設置について
- 6) 議案審議

議案第53号から議案第59号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託
認定第1号から認定第6号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
1. 議案第53号 白馬村税条例等の一部を改正する条例について
 2. 議案第54号 平成29年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
 3. 議案第55号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第5号）
 4. 議案第56号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
 5. 議案第57号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 6. 議案第58号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 7. 議案第59号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）
 8. 認定第 1号 平成29年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について
 9. 認定第 2号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
 10. 認定第 3号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 11. 認定第 4号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 12. 認定第 5号 平成29年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 13. 認定第 6号 平成29年度水道事業会計決算認定について

開会 午前10時00分

1. 開会宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。これより、平成30年第3回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

平林教育長が公務のため遅参していますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 諸般の報告をいたします。最初に監査委員から、平成30年7月分の一般会計、特別会計、水道事業会計の例月出納検査報告書が提出されております。

また、白馬村長から平成29年度決算に基づく、健全化比率及び資金不足比率の報告がありました。内容につきましては、お手元に配布しました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓事務組合議会の開催状況について報告いたします。

北アルプス広域連合議会平成30年8月定例会は、8月21日及び22日に行われました。内容につきましては、お手元に配布しました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、白馬山麓事務組合議会平成30年第2回定例会が8月29日に行われました。内容につきましては、お手元に配布しました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

続いて、白馬村教育委員会から、平成29年度対象事業の白馬村教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書が提出されました。内容につきましては、お手元に配布いたしました報告書のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、事前に配布いたしました陳情文書表のとおりですが、これらの文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（北澤禎二郎君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第1番 太谷修助議員、第2番 丸山勇太郎議員、第3番 田中麻乃議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長（北澤禎二郎君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙平成30年第3回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から9月25日までの21日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月25日までの21日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長（北澤禎二郎君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） おはようございます。平成30年第3回白馬村議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用中のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、夏の観光の状況ですが、天候不順に悩まされた昨年の夏から一転、猛暑、酷暑という言葉にあらわされることしの夏は、おおむね堅調に推移をいたしました。7月の観光客の入り込み数がありますが14万7,100人、対前年比110.1%で、8月の数字は現在集計中ではありますが、白馬山麓の主要観光スポットを抱える策道各社のお話によると、前年並みから数%程度の増とのこととあります。

肌感覚では、山を中心に大変にぎわっているように感じますが、7月後半から毎週というか8月中旬には連日のように台風の発生情報が流され、白馬の天候には余り影響のなかったときでも、来訪予定のお客様には、行楽を取りとめる材料となり、期待したほどの数字が伸びていない実態もあります。

現に、7月末台風12号関東接近の折は、村営頂上宿舎の場合、予約の約9割がキャンセルとなったと報告を受けております。また、一昨年通行止めとなった、白馬岳大雪渓ルートではありますが、やや雪の層は薄いものの、危険なクレパスの発生はなく、登山者が往来しており、安堵をしているところとあります。

7月8月と2カ月にわたって開催をいたしました「白馬Alps花三昧」では、新たに花ごはんツアーを企画をし、参加者からは高い評価をいただき、また7月25日の長野国際音楽祭、8月13日から15日にかけての白馬の三大夏祭り、26日の夏の終わりコンサートなど、村内各地でイベントが催され、大勢のお客様にお越しをいただきました。

さらには、今月に入っても、ジャパンEVラリー白馬、今週末にはBMWモトラッドデイズに白馬国際トレイルランと数千人強の来村が見込まれるイベントが予定され、にぎわいの白馬が冬まで途切れなく続くことを願うところであり、連日の猛暑の中、それぞれのイベントや集客、おもてな

しにご尽力をいただいた関係者の皆様方に感謝を申し上げます。

次に、事業の執行状況について説明をさせていただきます。総務課関係では、観光振興のための財源確保検討委員会については、現在まで2回開催されており、委員からは財源確保の必要性や具体的にどの観光振興事業を進め、何を財源に充てるのか、住民を含めた意識の共有が大事になるとの意見が出されました。

また、住民から検討委員会会長宛てに提出された、使途の明確化や時間を重ねた議論を求める要望書を受け、今後十分な議論に向けて検討委員会のスケジュールを組み直すことが提案され、これらを踏まえ検討委員会会長と調整した上で、再度スケジュールを組み直して慎重に議論を進めるよう考えております。

図書館施設建設に向けた複合施設としての検討については、一般社団法人日本カルチャーデザイン研究所と委託契約を締結をしており、第1回有識者会議を8月の30日に開催をし、今後は3回のワークショップと全4回の有識者会議を開催をする予定です。

地域公共交通網形成計画策定については、東日本総合計画株式会社長野支店と委託契約を締結し、計画策定に向けて第1回検討委員会を7月の2日に開催をし、今後はアンケートによる実体調査の集計に基づき、第2回検討委員会を今月末に開催をする予定をしているところです。

景観計画策定については、2020年の景観行政団体移行を見据え、県内自治体の景観系計画策定の実績等を考慮し、指名競争入札を実施したところ、松本市の山田建築設計室と委託契約を締結をいたしました。

8月の26日には、第1回白馬景観ワークショップを開催をしたところですが、第5次総合計画にもうたわれているように、多用である事柄、交流し、学び合い成長する村を目指すことから、さまざまな方からご意見をいただくため、今後も数回ワークショップを開催をする予定です。どなたでも参加できますので、多くの方の参加を望んでおります。

観光課関係ですが、村営天狗山荘雪害復旧工事では、6月議会において工事請負契約の締結について議会でお認めをいただいたものの、ヘリコプターによる工事資材の荷揚げにおいて、その調整が難航を極め、必要な資材が現場に届かない日々が続き、今年度竣工、来年度営業再開の目標達成は、大変厳しい状況となっております。

観光地経営会議は、7月の17日に、今年度第1回目を開催をし、平成29年度実施の調査報告、事業検証への手順等について協議をいただきました。

8月8日には、私が会長を務めますスノーリゾート受入観光地協議会の研修会において、さらに31日には東京で行われた北アルプス山麓魅力発信フェアに参加し、それぞれJR西日本関係者や数十名集まった旅行エージェントに対し、体験型ツアーや学習旅行の商品増生、誘客のPRを行なってまいりました。関係者の生の声を聞くのは貴重でありましたし、参加された方の反応は上々に感じましたので、少しでも送客に結びつけばと願ったところでもあります。

農政課関係では、ことしの夏は梅雨明けも早く連日の猛暑により気温の高い日が続き、雨も全く降らない日が続きました。特に神城圃場における水稻への水不足が心配をされたことから、神城圃場を中心に作付けされている認定農業者に対し、状況を説明等の状況提供に情報を共有をさせていただき、白馬村土地改良区とともに水不足解消に向け、姫川及び谷地川の河床整備を行い、取水の確保に努め、特に大量の水を必要とする飯田ポンプ場の取水については、ポンプを24時間稼働し、水の確保に努めたところであります。

しかしながら、もともと水の量が少ないところに、これだけの連日の猛暑が続くと、例年にも増して水が不足をしていたことは確かであり、改めて水確保に向けた対応の必要性を感じたところであります。

他の農作物についても、高温干ばつにより、特にソバ、ダイズの発芽状況に影響が見られました。お盆前の降雨により、一時期の間伐状況からは脱しましたが、これからの収穫期を迎えるに当たり、天候に恵まれた順調な収穫ができるよう、期待をしております。

7月上旬の豪雨により、田の法面が崩れる災害が発生をし、8月15日の臨時議会において、国の災害復旧の査定に必要な補正予算をお認めをいただきましたが、今議会において、これらの災害復旧の実施設計委託費と工事費を補正予算として計上しておりますので、よろしくお願いをいたします。

ことしは春先からクマの目撃情報が多く、8月までに40件を超える情報が寄せられました。特に有害鳥獣駆除実施隊員として活動をいただいている、白馬猟友会会員の皆様には、現場に駆けつけていただいていたの対応に対し、感謝を申し上げます。

秋を迎えて、さらにクマの出没が心配をされるところでありますが、住民への被害が及ばないよう、白馬猟友会や大町警察署と連携を図り、対応をまいります。

税務課関係では、決算に伴い、村税の状況が固まりました。歳入総額は14億8,310万円余りで、前年度と比較し116万円余りの減となりました。税目別では、村民税が654万円余り、たばこ税が1,082万円余りの減となり、固定資産税では1,005万円余り、入湯税では523万円余り、軽自動車税では92万円余りの増となりました。なお、執行停止後の徴収権消滅等による不納欠損は2,790万円余りで、不納欠損額を差し引いた後の村税の収入未済額は3億7,558万円余りであり、多いときは8億円余りであった収入未済額から大きく減少をしています。徴収率では、平成29年度に課税した現年課税分が97.8%、滞納繰り越し分が11.5%でありました。現年課税分と滞納繰り越し分を合わせた全体の徴収率は78.6%で、前年度を3.3ポイント上回りました。しかし、それでも長野県下77市町村の徴収率の速報値を見ると2番目低い徴収率となっています。

平成29年度においては、徴収率の目標を現年課税分98%、滞納繰り越し分を加えた全体徴収率78.3%として取り組んでまいりました。法令に基づく適正な債権管理、初期滞納の抑制、法的

措置の強化に努めてきましたが、現年課税分の徴収率がわずかに目標に達していませんでしたので、平成30年度においても引き続き適正課税、適正徴集に努めているところです。

建設課関係では、去る7月5日から7月6日にかけて降り続いた豪雨により、村道ののり面や路肩が崩れる災害が発生をいたしました。日向大左右、花園地区において、9月5日本日、国から災害査定を受け、国からの補助を受けながら、復旧工事に着手をしていく予定です。

村全体といたしましては、これまでの砂防事業の効果により、人家に被害がなく、住民生活に大きく影響する被害がなかったことは幸いです。引き続き、地域の安全・安心のために国や県と連携をして、砂防事業を始めとした防災事業に取り組んでいく所存です。

社会資本整備総合交付金事業で実施をしている岩岳トンネル修繕工事と水神宮橋平川のオリンピック大橋の修繕工事は、順調に進んでおります。八方からトーカン方面に向けたオリンピック道路については、今月より舗装の修繕工事に着手をいたします。片側交互通行により実施するため、住民の皆様にはご迷惑をおかけをいたしますが、しばらくの間、ご協力をお願いをいたします。

長野県大町建設事務所で実施をしています、国道148号線白馬北工区（通地区）での道路改築工事は、将来の松本・糸魚川連絡道路をなり得る道路です。小谷村宇宙バイパストンネル工事の掘削道を埋め立てて、事故が多発をしている急カーブの改良を行なう計画であり、通地区の皆様から、用地や移転のご協力をいただき、着々と造成工事が進んでおります。

この7月には、松本・糸魚川連絡道路の早期着手をお願いをするために、国土交通省、北陸地方整備局、関東地方整備局、新潟県に対し、関係する各市村長らと合同要望活動を行いました。今後、道路計画が確実に進んでいくことが大切であると考えております。

住民課関係では、ごみ処理広域化関係について10年来の懸案であった、新ごみ焼却施設がようやくこの8月1日から本格稼働となり、3市村のごみの全量受け入れが始まりました。

また、これにあわせて白馬山麓清掃センターは、ごみの焼却を休止をし、資源ごみやパッカー車待機による可燃ごみの受け入れをスタートしたところではありますが、今のところ大きなトラブルもなく、受け入れが行われているとの報告を受けております。とりあえずは安堵をしているところがあります。

一方で、ごみの分別の不徹底や大口事業者の直接搬入など、まだまだ改善していかなければならない課題も多くありますので、引き続き村内への周知に努めてまいりたいと考えております。

健康福祉課関係では、4月に業務を開始をした北アルプス認知症初期集中支援チームですが、認知症に関する困り事に早期にかかわり、適切な医療や介護サービスの利用につなげられるよう、認知症専門の医師を看護師、介護福祉専門員で構成をされたチームで、大町市包括支援センターに設置をされました。現在チームの専門看護師が月2回、白馬村地域包括支援センターを訪問し、3名の方の相談を継続をしています。

また、チーム員会議への参加、認知症予防講習会の開催準備など、社会問題となって久しい認知

症問題に対するさまざまな活動を、認知症地域支援推進員と連携して実施しております。

母子保健事業では、4月より不妊症治療に加え、不育症治療へも助成ができる体制を整えました。また、助産院や医療機関に委託をして、母子の心身のケアや育児指導を行なう宿泊型産後ケアについては、4つの助産院、医療機関と契約を結び、利用可能な体制を整えましたが、現時点ではまだ利用者はございません。助産師による産前産後のサポート事業では、妊産婦の希望に応じて実施をする個別相談のほか、4月からは月2回子育て支援ルームで助産師相談を開始しました。これらの事業については、十分住民に周知をしていきます。乳房トラブルによるマッサージや断乳相談といった個別相談が4件、月2回の定期的な助産師相談利用者が6名と徐々に利用者数がふえている状況です。

さらに産後検診事業の実施に向けて、大学管内の市町村や医療機関と検討を重ねております。なお、7月には子育て世代包括支援センターが設置をされましたので、コーディネーターや子育て支援課等の関係機関と連携を強化をし、妊娠期から切れ目のない支援体制が確立できるように、今後も整備を進めてまいります。

また、改正障害者総合支援法及び児童福祉法が4月より施行されましたが、障がいのある人のニーズは年々多様化している中で、みずからのスキル取得、向上のために大北圏域外の事業所を利用するケースが増加しています。圏域外の事業所であっても、円滑にサービス利用につなげられるよう、初期の段階から事業所と本人の間に入り支援を行なってまいります。

上下水道課関係では、6月定例会において議決いただきました、公共下水道白馬村浄化センターの長寿命化更新工事ですが、汚泥脱水機の更新工事については、既存の脱水機の撤去が完了し、製作した機械の設置が先月下旬から始まっております。

また、監視制御設備の更新工事については、先月28日に開札が行われ、施工業者が決定をし、平成30年度では、機器の工場政策が行われます。それぞれの工事については、受託先の日本下水道事業団において完成に向け進められております。

教育委員会部局、最初に教育課関係では、平成27年度から順次進めてまいりました中学校における生徒用タブレット端末の導入事業につきましては、現在残る1学年に配布する機器の設定作業を進めており、間もなく全校生徒への整備が完了をいたします。タブレット端末につきましては、両小学校にも1学級分の機器を既に配置をしていますことから、小学校から中学校までタブレット端末を活用したICT教育の環境が整いました。ICTの活用が学力向上につながることは、文部科学省の研究でも報告をされており、授業の改善を図る上で、大きな可能性を秘めております。

今後は、教職員のさらなるICT活用指導力の向上を図り、児童生徒の学力向上の度合いが高まっていくことを期待をしているところです。

また、建設中の新給食センターにつきましては、現在鉄骨の建て型が終わり、屋根と外壁が建ち上がり施工しているところです。当初の工程どおり年内に引き渡しを受ける予定であります。12月

中旬ころには竣工及び内覧会を予定をしておりますので、議員各位のご参加をよろしくお願いいたします。

子育て支援課関係では、白馬村子育て相談支援センターおひさまを7月に開設をし、2カ月が経過をいたしました。また、同時にサービスを開始いたしました子育て支援アプリおひさまメモリーズと遠隔健康医療相談、小児科オンラインにつきましては、全国初の試みとして白馬村を含めた3者がともに連携をし、出産から子育ての包括的に支援できる体制を構築をいたしました。8月末現在、おひさまメモリーズの登録者数は82人、小児科オンラインは37名で、登録者数を見る限りまだまだ子育て支援に関する施策の住民への周知や情報提供が必要であります。また、今後はこれまでに以上に、子育て世代に寄り添えるよう、町内関係部署が一丸となって取り組んでいくことが重要であると考えております。

生涯学習スポーツ課関係では、白馬村南部グラウンド改修工事は、8月の28日に竣工検査を終了し、引き渡しを受けました。工事着工以後お盆までの間、雨が少なく工事が順調に進み、グラウンドの状態や排水対策等見違えるものとなりましたので、今後は多くの皆様からご利用をいただければと思います。

FISサマーグランプリジャンプ白馬大会は、先月の24日と25日にナイターで開催をされました。観客の皆様からはあいにくの雨にもかかわらずお越しをいただき、観客動員数は2日間で4,300人で、日本人の活躍や映像装置による演出により、臨場感も高まり、盛り上がった大会となりました。現在、白馬村スキークラブの一般社団法人として、新たにスタートを切っておりますので、大会の主幹として大いに活躍をしてほしいと思っています。

第60回村民運動会は、この2日に開催をされ、多くの村民から参加をいただきました。村民運動会は、一時途切れた時期もありましたが、昨年につき、スノーハープで開催をされ、楽しい運動ができたことと思います。やはり1年に1度はこのように村民が一堂に会して運動ができることを続けていかなければならないと実感をしたところです。

決算関係であります。一般会計の決算の状況を申し上げますと、決算規模は歳入64億5,300万円、前年度比13億6,300万円の減、歳出では62億1,500万円、前年度比12億3,500万円の減となりました。歳入歳出差し引き額は2億3,800万円、繰り越し明許費繰り越し額1億2,500万円、実質収支額は1億1,300万円、実質収支額のうち基金繰り入れ額は6,000万円であります。

歳入の面では村税が14億8,300万円と前年比100万円減となり、地方交付税が9,100万円の増、同じく地方債が1億1,400万円の増となりました。歳出面では、引き続き事務事業の見直し、歳出削減に努めてはいるものの、補助費が6億6,700万円の増、普通建設事業費が6億円の減、災害復旧事業費が11億4,500万円の減となりました。歳入歳出とも長野県神城断層地震による災害復旧事業が昨年度でほぼ完了したため、大幅に減額となっております。

また、財政調整基金は1億9,000万円ほど取り崩しをしましたが、昨年度の余剰金処分により年度末基金残高は7億7,100万円となり、9,000万円ほど増額となりました。

特別会計等の決算状況ですが、国民健康保険事業勘定特別会計決算につきましては、歳入総額13億9,796万2,311万円、歳出総額13億5,492万993円で、差し引き4,300万円余りが翌年度への繰り越しとなりました。本年度決算では、実質収支が黒字となったことから3,100万円を基金に積み立てました。

後期高齢者医療特別会計決算につきましては、歳入総額8,245万5,658円、歳出総額8,223万5,925円で、差し引き21万円余りが翌年度への繰り越しとなりました。

下水道事業特別会計の歳入総額は7億4,042万2,207円、歳出総額は7億3,690万8,381円で、繰越明許費繰り越し額を除く実質収支額は306万3,826円となりました。なお、受益者負担金104万4,700円、下水道使用料9万6,260円を不納欠損処分をしております。

農業集落排水事業特別会計の歳入総額は341万8,230円、歳出総額は340万8,193円で、実質収支額は1万37円であります。

水道事業会計の収益的収入は3億2,277万1,341円、収益的支出は2億7,207万8,794円、資本的収入は1,151万2,915円、資本的支出は8,808万5,596円です。不足する7,657万2,681円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額などで補填しております。

本定例会に提出します案件は、議案7件、決算認定6件であります。議案等につきましては、担当課長に提案説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げ、本定例会の開催の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

△日程第5 決算特別委員会の設置について

議長（北澤禎二郎君） 日程第5 決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。平成29年度決算認定にかかわる案件等の審査につきましては、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置し、審査を行なうことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置し審査を行なうことに決しました。

これより議案の審査に入ります。なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議案につき3回まで、また会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第6 議案第53号 白馬村税条例等の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第6 議案第53号 白馬村税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。横川税務課長。

税務課長（横川辰彦君） それでは、議案第53号白馬村税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律及び関係法令が、平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日施行分及び生産性向上特別措置法関連の施行分については既に改正済でありますので、その他の改正部分について白馬村税条例等の一部を改正したいというものでございます。

今回の改正は、村民税に関する部分等とたばこ税に関する部分が主なものであるものでございます。個人村民税では給与所得控除額、基礎控除額の改正などをするもの、たばこ税は税率の段階的な引き上げ、加熱式たばこの課税区分の新設などというものでございます。

説明につきましては新旧対照表で説明いたしますので、改め文を8枚ほどめくっていただきますと、新旧対照表でございますので、そちらのほうをごらんください。

今回の改正につきましては、平成34年10月まで段階的に税率等を改正するため、6条立ての改正ということになっております。

まず、1ページでございます。

第1条による改正でございます。税条例中第23条、これについては字句の修正でございます。下のほう第24条個人村民税の非課税範囲を定めるものですが、関係所得金額に10万円を加算する改正でございます。

第34条の2及びめくっていただきまして2ページ、第34条の6、これについては所得割の納税義務者に関する控除の規定であります。所得金額を2,500万円以下と改正するものでございます。第36条の2については字句の修正でございます。

次、3ページ、第48条、出資金が1億円を超えるなど地方税法で規定する特定法人の申告については、電子情報処理組織を使用して行なうことを義務づけるという改正でございます。

めくっていただいて4ページ、第92条から、6ページ、第94条までの改正であります。加熱式たばこの追加に伴い、区分や本数への換算方法などを追加するというものでございます。

7ページ、第95条ではたばこ税の税率を5,692円に改正するものでございます。第96条と98条は字句の修正です。

8ページ、こちらについては条文改正に伴い関連する附則を改正するものでございます。

次に、9ページが第2条による改正です。加熱式たばこの課税標準の改正で、加熱式たばこを製造たばこの本数に換算する率を改正するというものでございます。

次、10ページ、第3条による改正でございます。前条同様に、換算率の改正及び税率を6,122円に改正するものです。

11ページ、第4条による改正です。前条同様に換算率の改正及び税率を6,552円に改正する

ものです。

次、12ページ、第5条による改正であります。第94条においては、換算率を廃止するというものでございます。

次に、14ページ、第6条による改正です。これは平成27年白馬村条例第13号白馬村税条例等の一部を改正する条例、これを改正するというものでありまして、改正される税条例にあわせて、経過措置の記述等を改正するというものでございます。

それでは改め文に戻っていただきまして、改め文を3枚ほどめくっていただいた左ページの真ん中辺、施行記述でございます。

第1条の改正につきましては、平成30年10月1日、平成31年1月1日、平成32年4月1日、第2条の改正は、平成31年4月1日、第3条の改正は平成32年10月1日、第4条の改正は平成33年10月1日、また第5条の改正は平成34年10月1日、第6条の改正は平成30年10月1日であります。なお、村民税、たばこ税に関してそれぞれ経過措置を附則で定めるというものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

△日程第7 議案第54号 平成29年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議長（北澤禎二郎君） 日程第7 議案第54号 平成29年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第54号平成29年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましてご説明いたします。

平成29年度の未処分利益剰余金は、平成28年度からの繰り越し利益剰余金325万6,383円に当年度純利益4,851万3,972円を合わせた5,177万355円となっております。平成29年度未処分利益剰余金のうち3,000万円を建設改良積立金に2,000万円を利益積立金にそれぞれ積み立て、残額の177万355円は、翌年度への繰り越し利益剰余金として処分しようとするもので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第8 議案第55号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第5号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第8 議案第55号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第55号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,023万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億4,521万6,000円とするものであります。

8ページ、歳入明細をごらんください。

主なものについてご説明をさせていただきます。

8款1項1目減収補填特例交付金114万2,000円の増額は、交付額の決定により補正をするものであります。

9款1項1目地方交付税は、普通交付税を1,261万3,000円増額するものです。

11款1項3目農林業費負担金875万円は、圃場整備事業につきまして、土地改良区から受益者負担金としていただくものであります。

13款1項3目災害費国庫負担金1,800万8,000円は、7月豪雨により被災をいたしました日向大左右と花園の公共土木施設災害復旧の負担金です。

9ページをごらんください。

13款2項91目災害費国庫補助金は、こちらも7月豪雨により被災した畦畔9カ所の農林業施設災害復旧補助金です。

14款2項4目農林水産業費県補助金3万9,000円の増額は、ナラ枯れ対策について補助率の高い事業に振りかえたことによるものです。

14款3項1目総務費県委託金23万3,000円の増額は、統計調査交付金の額の確定によるものです。

10ページをごらんください。

17款1項2目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金1,000万円の減額は、先ほども説明をいたしました圃場整備事業に対し、基金繰入を予定しておりましたが、土地改良区から受益者負担金をいただくことになったことによる減額です。

19款4項1目雑入2,086万1,000円の増額は、頂上宿舎修繕工事に対する損害保険料221万4,000円の増額と、11ページに移りまして、北アルプス広域連合過年度還付金1,018万3,000円の増額。平成27年度の岳の湯施設雪害による過年度損害保険料344万円の増額などによるものです。

20款1項村債では、1目臨時財政対策債173万5,000円の減額は、発行可能額の決定によるものです。

5目農林業債50万円の減額は、圃場整備事業の事業費減額によるもの。

9目教育債280万円の増額は、給食センター及び北小改修工事の増工によるものです。

10目災害復旧債は、1節が農地農林施設災害復旧事業債410万円、2節が公共土木施設災害復旧事業債900万円の増額です。

12ページからの歳出明細をごらんください。

2款1項1目一般管理事業172万8,000円の増額は、会計年度任用職員制度移行に係る業務委託料です。

6目ケーブルテレビ白馬管理運営事業の129万6,000円の増額は、不足となりましたV-O NUを購入するためのもの。ふるさと納税事業の500万円の増額は、寄附に対する宿泊補助券などの返礼品に係るもの。白馬高校支援事業の528万9,000円の増額は、白馬Pal Houseのハウスマスターの人件費に係るものです。

飛びまして、14ページをごらんください。

3款2項3目しろま保育園運営事業の151万3,000円の増額は、大町市への広域入所に係る委託料と未満児室のエアコン設置工事であります。

15ページをごらんください。

5款1項4目圃場整備事業175万円の減額は、事業費の減額確定によるものです。

16ページをごらんください。

6款1項2目山岳観光施設維持補修事業151万円の増額は、頂上宿舎の修繕工事費です。

6款2項1目商工振興事業300万円の増額は、大口借り入れ者がふえたため、信用保証協会保証料補給負担金を増額するものです。

17ページをごらんください。

7款2項2目道路維持補修事業190万2,000円の増額は、7月豪雨の土砂災害復旧経費などによる増額です。

7款4項3目公共下水道事業177万9,000円の減額は、下水道会計の繰越金確定による減額です。

8款1項1目非常備消防事業120万5,000円の増額は、退職消防団員確定による消防団退職報償金の増額です。

18ページをごらんください。

9款1項2目幼稚園就園奨励事業108万6,000円の増額は、幼稚園就園奨励費補助金の交付申請の増額に伴うもの。白馬村学校給食センター建設事業324万8,000円の増額は、舗装工事の増額などによるものであります。

飛びまして、20ページをごらんください。

9款5項3目学校給食センター事業482万9,000円の増額は、現在の共同調理場から新しい給食センター移行に伴う給食停止期間中の弁当給食委託料などです。

10款1項2目現年発生農地農業用施設災害復旧事業945万円の増額は、4号補正にも計上いたしました7月豪雨による災害復旧に係るものです。

21ページをごらんください。

10款2項2目現年発生公共土木施設災害復旧事業2,881万円の増額も、4号補正にも計上いたしました7月豪雨による災害復旧に係るものです。

お戻りいただき、5ページをごらんください。

第2表地方債補正につきましては、農林業施設災害復旧事業を新たに追加し、臨時財政対策債、農業基盤整備事業、学校給食施設整備等事業、公共土木施設災害復旧事業につきましては、補正に伴い限度額を変更しております。

説明は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第9 議案第56号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第9 議案第56号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 議案第56号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,064万8,000円を追加し、予算の総額を11億4,764万8,000円とするものであります。

始めに、歳出明細から説明しますので、最終6ページをごらんください。

4款2項2目医療費適正化事業費では、臨時職員賃金で2万8,000円の追加。

6款1項4目の療養給付費負担金等償還金は、平成29年度に国から概算交付を受けた療養給付費交付金について、医療給付の実績が確定したことにより、返納額が生じたために2,062万円を増額計上させていただくものであります。

資料を戻りまして、5ページ、歳入明細をごらんください。

ただいまの歳出予算計上額2,064万8,000円について、6款1項1目の繰越金から、同額

を計上させていただくものでありますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第57号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第10 議案第57号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 議案第57号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万円を追加し、予算の総額を8,951万円とするものであります。

最終6ページの歳出明細をお願いいたします。

1款1項1目徴収費は、長野県後期高齢者医療広域連合とのシステム連携のための電算機器リースに伴い21万円の機器借上料を計上するものであります。

資料を戻りまして、5ページ、歳入明細をごらんください。

ただいまの歳出予算計上額21万円について、3款1項1目一般会計繰入金に同額を追加計上させていただくものでありますので、よろしく願いいたします。

説明は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第11 議案第58号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第11 議案第58号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第58号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億653万5,000円とするものであります。

5ページの歳入明細をごらんください。

4款1項1目一般会計繰入金177万9,000円の減額は、29年度からの繰越金が確定したことにより減額するもので、5款1項1目繰越金206万3,000円の増額は、29年度からの繰越金が確定したことにより増額するものです。

裏面の歳出明細をごらんください。

1款1項1目一般管理費、一般管理事業8万9,000円の増額は、7月に排水設備指定工事店から廃止届が1件あり、予算流用により保証金を還付したことに伴い、予算流用した金額を指定工事店保証還付金に追加するものであります。

2目施設管理費、浄化センター維持管理事業19万5,000円の増額は、施設管理備品として緊急時におけるOD槽等からの汚泥移送用ホース50メートル分を購入するための費用でございます。

2款1項1目公債費元金3,000円の増額は、平成19年度に市中銀行から借り入れた資本費平準化債の償還済み元金について、端数整理された金額で償還が行なわれていたため、今回、端数整理された金額を補正するものであります。

2目公債費利子3,000円の減額は、平成19年度に借り入れた資本費平準化債の金利の見直しにより減額をするものであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第12 議案第59号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第12 議案第59号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第59号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

第2条として、収益的支出の1款1項営業費用に20万6,000円を追加するものです。

1枚おめくりください。

収益的支出、1款1項1目浄水費、18節委託料20万6,000円の増額は、二股浄水場の浄水工程において、天日乾燥床に排出された汚泥を次年度処分するため、排出された汚泥の含有成分を調査するための費用を増額するものであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています議案第53号から議案第59号までは、お手元に配付いたしました平成30年第3回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第53号から議案第59号までは、常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいまから5分間の休憩といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時10分

議長(北澤禎二郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、認定案件の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第13 認定第1号から日程第18 認定第6号までを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までは一括議題とすることに決定いたしました。

△日程第13 認定第1号 平成29年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について

議長(北澤禎二郎君) 最初に、日程第13 認定第1号 平成29年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。最初に、吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) 認定第1号 平成29年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定につきましてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。私からは歳入全般と議会、監査、総務課所管の歳出につきましてその概要を説明し、そのほかの歳出につきましては担当課等の長が順次説明をまいります。

それでは、平成29年度歳入歳出決算書84ページをごらんください。

歳入総額が64億5,342万2,043円、歳出総額が62億1,537万6,329円で、歳入歳出差し引き額は2億3,804万5,714円、繰越明許費繰り越し額1億2,476万4,000円、実質収支額は1億1,328万1,714円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰り入れ額は6,000万円であります。

5ページをごらんください。

まず、歳入であります。1款村税は14億8,310万3,154円で、内訳は村民税が4億362万2,311円、固定資産税が9億2,810万9,562円、軽自動車税が3,081万1,500円、村たばこ税が7,642万5,731円、入湯税が4,413万4,050円です。不納欠損額は2,790万6,604円で、収入未済額は3億7,558万2,360円です。

6ページ、2款地方譲与税が6,829万9,000円、6款地方消費税交付金が1億8,963万4,000円、7ページ、7款自動車取得税交付金が1,765万8,000円、9款地方交付税が19億2,165万3,000円です。

8ページをごらんください。

11款分担金及び負担金は3,811万4,610円で、主なものは老人福祉施設入所者負担金426万8,500円、保育所保育料及び延長、一時及び休日保育料負担金合わせて2,937万8,110円です。12款使用料及び手数料は8,035万2,473円で、使用料の主なものはジャンプ競技場リフト使用料2,434万6,247円、ケーブルテレビ白馬IRU契約利用料533万6,244円。

9ページ、ケーブルテレビ施設保守費等指定管理者負担分利用料559万3,897円、デマンドタクシー使用料187万2,300円、公有財産占用料670万8,731円、シャトルバス利用料305万200円、体育施設使用料303万6,300円、ウイング21使用料467万4,275円であり、手数料の主なものは戸籍、住民票、印鑑証明等交付手数料416万7,700円、ごみ袋販売手数料880万8,000円、粗大ごみ処理手数料536万3,678円、雑排水くみ取り手数料240万2,120円です。

10ページをごらんください。

13款国庫支出金は4億7,858万6,004円で、国庫負担金の主なものは、児童手当負担金8,765万8,666円、国民健康保険保険基盤安定負担金1,250万9,602円、障害者自立給付負担金5,648万4,500円です。国庫補助金の主なものは、臨時福祉給付金事業補助金繰り越し分3,152万1,000円。

11ページ、社会資本整備総合交付金2,670万8,000円、防災安全交付金が繰り越し分も合わせて1億172万1,000円、公立学校施設整備補助金繰り越し分が3,344万2,000円。

12ページをごらんください。

先導的官民連携支援事業補助金1,300万円などです。国庫委託金の主なものは、ナショナルトレーニングセンター委託金1,056万5,000円です。14款県支出金は2億7,876万2,507円で、13ページをごらんください。県負担金の主なものは児童手当負担金1,992万3,166円、国民健康保険保険基盤安定負担金4,069万762円、後期高齢者医療基盤安定負担金1,691万2,625円、障害者自立支援給付負担金2,776万7,397円です。県

補助金の主なものは、障害者医療給付事業補助金803万5,000円。

14ページに移りまして、地域医療介護総合確保基金事業補助金850万円、子ども・子育て支援事業交付金567万9,000円、農業基盤整備促進事業補助金840万円、多面的機能支払い交付金2,469万9,914円、15ページ、地積調査事業補助金698万2,500円です。

県委託金の主なものは16ページをごらんください。

ジャンプ台管理委託金3,750万円、県民税徴集委託金1,613万6,791円です。15款財産収入2,340万7,603円の主なものは、村有土地建物貸し付け収入559万5,121円、村営住宅貸し付け収入343万4,900円、山小屋貸し付け収入950万円、17ページ、村有地売り払い収入252万9,323円であります。16款寄附金2億1,431万3,502円の主なものは、一般寄附金312万8,500円、ふるさと白馬村を応援する寄附金2億1,117万5,002円であります。17款繰入金3億6,532万2,000円の主なものは、財政調整基金繰入金1億9,000万円。

18ページをごらんください。

ふるさと白馬村を応援する基金繰入金1億5,262万2,000円、福祉基金繰入金1,290万円であります。18款繰越金は8,559万6,571円です。

19ページをごらんください。

19款諸収入1億9,514万8,619円の主なものは、村税延滞金1,368万8,065円、白馬村商工振興資金預託金回収金2,000万円、消防団員退職報奨金712万9,000円。

20ページをごらんください。

介護保険地域支援事業受託金3,132万8,000円。

21ページ、EV充電インフラ普及支援助成金等631万809円、白馬山麓環境施設組合負担金1,695万3,075円、観光費負担金5,000万円であります。20款村債は10億135万1,000円で、主なものは臨時財政対策債1億8,895万1,000円、総務債4,100万円のうち1,410万円はジャンプ競技場改修事業、2,690万円はケーブルテレビ白馬放送設備更新事業です。

22ページをごらんください。

衛生債の一般廃棄物処理事業債5億20万円は、広域でのごみ処理場建設にかかるものです。土木債1億5,540万円のうち5,340万円は、繰り越し分を合わせました公共事業等債であります。教育債7,910万円は、23ページの学校教育施設整備等事業債繰り越し分になります。

次に、24ページからの歳出であります。1款議会費7,526万835円は、議員12名の報酬手当、職員2名の人件費が主なものであります。2款総務費総務管理費の一般管理費2億7,350万2,874円は、24ページから25ページかけて特別職3名、一般職14名及び嘱託職員5名の人件費及び26ページをごらんください。受益システム委託料486万972円が主な

ものです。

27ページ、財産管理費3,749万5,112円の主なものは、嘱託職員2名の報酬539万4,304円、光熱水費635万7,456円、建物災害共済保険料546万2,441円です。

28ページをごらんください。

交通安全対策費48万円は、白馬村交通安全協会への補助金、防犯対策費40万円は、白馬村防犯協会への補助金です。姉妹都市提携費298万9,117円は、静岡県河津町、和歌山県太地町、オーストリアレヒとの交流経費です。

企画費2億9,196万9,249円の主な内容についてであります。白馬高校支援事業については、教育課よりご説明いたしますので、白馬高校支援事業以外の総務課が所管する事業についてご説明させていただきます。

29ページ、ふるさと納税報償費6,345万7,073円、ふるさと納税クレジット決済手数料200万3,795円、先導的官民連携委託料1,587万6,000円、ふるさと納税事務委託料1,400万5,344円。

30ページをごらんください。

電柱添架し使用料661万9,230円、憩いの森借り上げ料750万円、八方体育館ケーブルテレビ工事費4,091万4,612円、ふるさとテレワーク関係の備品購入費568万6,592円、北アルプス広域経常費1,303万6,000円であります。

31ページ、電算業務費3,092万4,888円の主な内容は、電算総合行政システム業務委託料1,230万5,347円、庁内システム広域設置負担金1,196万5,560円であります。

32ページをごらんください。

環境保全費4万1,600円の主な内容は、環境審議会委員報酬です。環境製作費607万1,145円の主な内容は、二酸化炭素排出抑制対策事業委託料500万円です。

飛びまして、34ページをごらんください。

選挙管理委員会費21万1,034円の主な内容は、35ページの選挙管理委員の委員報酬です。村議会委員選挙に伴う経費として598万2,684円。

36ページをごらんください。

衆議院議員選挙に伴う経費として589万783円、統計調査費47万3,206円は、就労構造基本調査等の経費であります。監査委員費58万6,100円の主な内容は、37ページの監査委員報酬49万3,000円です。

飛びまして68ページをごらんください。

8款消防費非常備消防費2,848万5,272円の主な内容は、消防団員報酬610万6,000円、消防団員等公務災害補償掛金等530万6,251円、消防団員出動賃金436万3,000円、消防団退職報奨金712万1,000円。69ページ、広域情報消防費1億5,436万

400円は、北アルプス広域連合への負担金などです。消防施設費1,611万9,960円の主な内容は、消防施設工事費1,157万7,600円です。

防災費1,484万3,500円の主な内容は、70ページをごらんください。

防災計画等業務委託料1,209万6,000円です。災害対策費につきましては、建設課からご説明をさせていただきます。

飛びまして、82ページをごらんください。

11款公債費5億2,189万1,396円は長期債及び繰り上げ償還の元金と利子、一時借入金の利子になります。12款諸借入金の1,815万9,896円は、財政調整基金、減災基金、ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金及び白馬村地域情報開設基金への積立金です。

次に、85ページをごらんください。

財産に関する調書でございますが、平成29年度中の増減は土地については、しろうまパルハウスの敷地を白馬山麓事務組合へ所管替えしたことなどにより、2,901.62平米減少し、建物についてもパルハウスの所管替えと敷設替えによる天狗山荘の一部損壊により1,023.40平米の減少です。

86ページをごらんください。

2、物品に関する調書であります。平成29年度中の主な増減は、建設課所管のタイヤドーザー1台増加と生涯学習スポーツ課所管の芝刈り機の1台の増加になります。

基金に関する調書であります。平成29年度末基金の現在高は、財政調整基金が7億7,190万円余り、減債基金が2億1,670万円余り、福祉基金が1億2,280万円余り、義務教育施設整備基金が2,570万円余り、ふるさと白馬村を応援する基金は総額4億1,810万円余りで、合計は16億3,711万7,717円となっております。

私からの説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、田中会計室長。

会計管理者会計室長（田中哲君） それでは、決算書31ページの2款総務費1項総務管理費7目の会計管理費についてご説明いたします。

総額では、予算減額が315万4,000円です。支出済み額ですが275万3,715円、不用額が40万285円でございます。支出済み額の内訳ですが、まず需用費の消耗品費が22万926円、印刷製本費が14万6,880円、それから役務費の口座振りかえ手数料が96万3,829円、委託料の電算委託料が62万2,080円、負担金補助及び交付金の北農協役場出張所負担金が80万円となっております。

会計室関係は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、横川税務課長。

税務課長（横川辰彦君） それでは、税務課関係につきましてご説明いたします。

決算書は32ページからになります。

2款総務費2項徴税費1目税務総務費、支出済み額は6,265万円余りですが、職員8名、嘱託職員2名の人件費が主なものでございます。

33ページ、2目賦課徴収費4,117万円余りの内容でございます。1節の報酬及び7節の賃金については、外国人対応や確定申告対応の嘱託職員等の人件費というものでございます。13節委託料2,223万円余りのうち、搜索購買関係委託料69万円余りについては、購買のある滞納処分を行なうための不動産鑑定等の委託料というものでございます。賦課収納業務電算委託料984万円余りは、村税の課税処理や滞納整理システム保守業務などに関する委託料が主なものでございます。地番図等撮影委託料1,049万円余りは、航空写真等活用した地図情報システムの更新に関する委託料でございます。14節使用料及び賃借料のハード、ソフトウェアリース料104万円余りは、通常業務に使用するコンピューター等に関する経費でございます。

34ページをお願いいたします。

22節補償補填及び賠償金の補償補填及び賠償金380万円余りですが、白馬村村税等過誤納付金補填金支払い要綱の規定により支払ったものであります。住宅用地に対する特例措置誤りや地目の認定誤り、家屋の構造誤りによる補填金が主なものでございます。23節償還金利子及び割引料の村税還付金及び還付加算金773万円余りがありますが、税法上の規定により修正申告、確定申告、住宅用地に対する特例措置誤りによる還付金が主なものでございます。

税務課の関係は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 続いて住民課関係につきまして、引き続き34ページからお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、支出済み額1,970万8,825円で、窓口職員の人件費や戸籍住民基本台帳の電算システムに係る経費など、経常的な費用が主な内容であります。本年度は戸籍を体育館保管庫購入のため備品購入費として142万円余りを支出をしております。

少し飛びまして、45ページをお願いします。

下段の3款1項6目住民総務費です。支出済み額は2億3,172万5,737円でありまして、大きなものは次の46ページ、19節負担金補助及び交付金の中の後期高齢者医療療養給付費負担金として7,990万円余りを支出しているほか、28節繰出金では国保事業特別会計へ1億1,277万円余り、後期高齢者医療特別会計へ2,396万円余り、それぞれ繰り出しをしております。

その下7目の福祉医療費につきましては4,150万624円の決算額であります。20節扶助費に記載のとおり、給付総額は3,727万円余りとなっております。支出規模としましては、前年比で270万円ほど減額となっております。

次に、49ページをごらんください。

下段の3項国民年金費は816万9,888円の支出となっておりまして、年金担当職員の人件費やシステムの電算委託料などが主なものであります。

次の50ページ、下段から隣の51ページにかけて、4款1項1目の環境衛生費になります。支出済み額は5,231万9,549円でありまして、職員人件費のほか村で管理しております公衆トイレの管理事業として773万円余り、北アルプス広域連合で運営しております火葬場の運営負担金280万4,000円などが主な内容となっております。なお、環境衛生費の中の水道関連事業費につきましましては、この後上下水道課のほうから説明をいたします。

飛びまして、53ページをお開きください。

2項1目じんかい処理費であります。支出済み額は7億8,705万5,440円、前年比で5億5,000円余りの大幅な増加となっております。これは19節負担金補助及び交付金の中の北アルプス広域連合負担金6億861万7,000円、これは新ごみ焼却施設の建設に伴う負担金でありますけれども、これが主な増加の要因となっております。

そのほかの経費といたしまして、村内のごみ収集運搬に対する委託料として4,429万円余り、白馬山麓環境施設組合に対する清掃センターの運営負担金1億1,691万円余りなどが主な内容となっております。

54ページ、上段の2目し尿処理につきましましては、クリーンコスモ姫川の運営経費に対する負担金として7,664万3,000円を支出しております。

住民課関係は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） それでは、続きまして上下水道課関係につきましましてご説明いたしますので、決算書51ページにお戻りください。

4款衛生費1項保健衛生費1目環境衛生費におきまして、2つの事業を実施いたしました。

1つ目の事業は小規模水道維持管理事業でございます。51ページの1行目になりますが、備考欄小規模水道修繕費14万400円は、日影大左右地区の小規模水道受水施設の漏水修繕工事費用として支出したもので、13節委託料備考欄の上から3行目、小規模水道調査委託料16万2,000円は、同地区の受水施設の漏水調査業務委託料として支出をしたものであります。

2つ目の事業は、合併処理浄化槽整備事業でございます。19節負担金補助及び交付金の備考欄、下から2行目合併処理浄化槽整備事業補助金として1,481万7,000円を支出いたしました。この補助金は合併処理浄化槽の設置に要する標準工事費の約4割を国、県、村の3者で3分の1ずつ補助したものでございます。29年度におきましては、32基に対し補助を行いました。

続きまして67ページをお開きください。

7款土木費4項都市計画費3目公共下水道事業費におきまして、下水道事業特別会計の繰出金と

して3億1,064万2,000円を支出しております。

上下水道関係は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤忠明君） 健康福祉課関係につきまして、ご説明をさせていただきます。

決算書、39ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は6,137万円余りの支出で、健康福祉課職員の
人件費と、40ページをごらんください。

19節の白馬村社会福祉協議会への運営負担金1,906万円余りでございます。2目老人福祉費
は4,852万円余りの支出で、41ページをごらんをいただきたいと思えます。

13節委託料は、乗り合いタクシーの運行委託料のうち、デマンド型が944万円余り、配食サー
ビス事業委託料226万円余り、白馬村デイサービスセンター岳の湯の指定管理料167万円余り
が主なものでございます。19節温泉施設利用高齢者等助成金が233万円余り。

42ページをお開きください。

20節扶助費として老人福祉費措置費2,434万円余りが主なものでございます。3目障害者福
祉費は、1億3,456万円余りの支出で、20節扶助費1億2,836万円余りが主な支出でござ
います。在宅での訪問サービスや施設への通所、入所を利用するサービス、自立促進のための就労
支援などの給付で、43ページをごらんください。

介護給付訓練等給付の自立支援給付費が1億979万円余りで、そのほかに自立支援補装具給付
費148万円余り、療養介護医療費181万円余り、児童福祉給付費999万円余りなどが主なも
のでございます。4目社会福祉施設費は5,556万円余りの支出です。15節保健福祉ふれあいセ
ンターの外部改修工事費1,213万円余りと、白馬村デイサービスセンター岳の湯の屋根の修繕工
事代金1,467万円余り、19節北アルプス広域連合負担金1,294万円余りです。

また、地域医療介護総合加工基金、介護施設等整備分立の間農業生活改善施設を、介護拠点へ改
修する工事に対する補助金といたしまして850万円余りが主な支出でございます。5目介護保険
費は1億8,896万円余りの支出でございます。1節報酬438万円余りは、嘱託職員2名の報酬
で、45ページをお開きください。

13節委託料は介護予防日常生活支援総合事業委託料856万円余り、19節北アルプス広域連
合負担金1億5,091万円余りは、介護保険運営に対する負担金でございます。また、白馬村社会
福祉協議会負担金として、地域包括支援センターの派遣職員人件費1,389万円余りを支出してご
ざいます。

飛びまして、50ページをお開きください。

4項1目臨時福祉給付金費は2,948万円余りで、19節の2,847万円余りが給付額となり
ます。

次に、51ページ、4款衛生費1項保健衛生費2目保健予防費は6,114万円余りの支出で、52ページをごらんください。

11節需用費の医薬材料費462万円余りはワクチンの購入費等で13節検診等委託料3,011万円余りは、各種がん検診、乳幼児健診、各種予防接種などに関連する費用でございます。3目医療対策費は950万円余りで、19節北アルプス広域連合負担金697万円余りは、平日、夜間救急医療病院群輪番制運営等の事業負担金、また当期スキー障がい診療に対する負担金として200万円を支出してございます。

健康福祉課関係の説明は、以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、太田農政課長。

農政課長（太田洋一君） 農政課関係についてご説明いたします。

54ページをお開きください。

5款農林業費の支出は1億8,829万656円です。1項農業費1目農業委員会費は1,052万5,655円の支出で、担当職員の人件費、農業委員報酬、農家台帳システム、農政地区情報システム使用料が主な支出です。2目農業総務費は3,854万8,169円の支出で、農政課職員の人件費が主なものです。

55ページをお願いします。

3目農業振興費は2,406万4,892円の支出で、主な支出は11節神城多目的集会施設農業体験実習会に係る燃料費、光熱水費。

19節の主な内容は56ページをお願いいたします。

中山間地域等直接支払い交付金が676万円余り、新規就農者の支援として青年収納給付金が417万円余り、村単事業の農業機械等納入支援補助金が293万9,000円が主なものでございます。

次に、4目農地費は7,993万6,493円の支出です。13節委託料は、圃場整備調査設計委託料が1,594万800円で、北城南部地区の圃場整備事業採択申請に係る設計委託料です。

15節工事請負費の375万4,080円は、農地農業用水路補修に係る村単工事費、57ページをお願いいたします。農地耕作条件改善事業工事費1,345万5,600円は、落倉水路の改善工事であります。19節の多面的機能支払い交付金3,266万6,552円は、農業の多面的機能の維持、発揮のための地域活動、共同活動等を支援する交付金として14の組織に交付しております。

続いて、2項林業費1目林業振興費は940万3,845円の支出です。1節補修195万6,000円は、鳥獣被害対策実施隊員の報酬です。11節需用費の林道等修繕費は、林道3カ所の修繕であります。

13節委託料の主なものは、58ページをお願いいたします。

森林づくり推進支援事業委託料で塩島の城山の緩衝帯整備と南小裏山の枝打ちを実施しております。

す。19節負担金補助及び交付金は、個人向け田作補助として、有害鳥獣被害防止事業補助金が49万8,000円、広域の電気柵設置に係る有害鳥獣被害防止対策協議会負担金70万円余りが主なものでございます。23節償還金利子及び割引料の森林整備事業補助金返還金8万円は、森林整備に係る補助金不正受給に絡む補助金のうち、施業不適正と判定された支援金について事業者からの返還を受けて、同額を県に返還したものでございます。3項1目地籍調査事業費は2,581万1,602円の支出です。

59ページをお願いいたします。

担当職員の人件費、嘱託職員報酬、13節委託料として数値測量業務の委託料1,097万2,000円が主なものでございます。

次に、少し飛びまして、81ページをお開きください。

10款災害復旧費1項1目過年発生農地農林業施設災害復旧費は793万8000円の支出です。15節工事請負費502万2,000円は、平成28年度に予算化し繰り越しをして平成29年度に実施した立の間水路の復旧工事であります。290万8,800円は、大町建設事務所の護岸工事の完了を待って実施いたしました神城断層地震により被災した農地の復旧工事であります。2目現年発生農地農林業施設災害復旧費319万7,835円で、昨年7月上旬の豪雨により被害を受けた農地、農業施設の復旧工事であります。

82ページをお願いいたします。

15節工事請負費のうち、国庫補助対象の災害復旧工事費が232万2,000円、国庫補助の対象とならない単独分が43万2,756円であります。

農政課関係では以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、横山観光課長。

観光課長（横山秋一君） それでは、観光課ご説明いたします。

59ページにお戻りいただければと思います。

6款観光商工費の支出4億964万8,474円の内容について説明申し上げます。

1項観光費1目観光総務費は4,142万1,604円の支出であります。職員4名、嘱託職員1名の人件費と観光施設整備事業の償還であります。17節公有財産購入費は、旧名称になりますけれども、事業実施当時の名称であります、長野県観光協会が事業主体で実施いたしました山小屋の改修や、登山道整備事業者の償還となっております。

60ページをお願いいたします。

2目観光施設整備費は6,941万8,901円の支出で、1節報酬はサイクルツーリズム事業担当といたしまして、昨年6月雇用いたしました地域おこし協力隊員に係る報酬であります。11節需用費のうち、平地観光施設修繕費265万円余りは、国道上にある準著名地点案内看板や観光案内看板の修繕費等であります。山岳観光施設修繕費48万円余りは、八方尾根自然研究路の木道修

繕が主なものです。13節委託料であります。山岳観光施設維持管理委託料として385万円余り、平地観光施設管理等委託料として377万円余りを支出しております。内容であります。山岳では山案内人組合等への登山道整備業務及び夏期猿倉駐車場交通整理業務であります。平地では白馬駅前での観光案内業務及び塩の道等の管理委託料をお支払いしております。15節工事請負費4,661万円は、村宮天狗山荘の雪害復旧工事費3,348万円、頂上宿舎浴槽改修工事費697万円、サイクルロード改修307万円が主な内容であります。

61ページから62ページにかけての3目観光宣伝振興費は2億3,676万3,691円です。科目ごとに申し上げますと13節委託料は、ナイトシャトルバス業務、マウンテンバイク実証調査、白馬村観光地経営会議の支援業務、各種指標整備、調査業務が主な支出となっております。19節負担金補助及び交付金のうち、観光局負担金6,503万円余りの内訳は、管理費や人件費負担額で4,774万円、事業費と税務調査による再申告加算税に対する負担金、合わせて1,730万円余りであります。観光振興負担金等1億3,913万円余りですが、そのうち1億円は地方創生推進交付金を活用したFWT実行委員会の負担金であります。その他、同交付金事業としてグリーン期のプロモーション経費負担、国際トレイルラン実行委員会への負担、北アルプス3市村観光連絡会のシャトルバスフリー乗車システム構築事業への負担金、また北アルプス広域5市町村で取り組みました、広域連携観光部会への負担金が主なものであります。

62ページ、4目観光安全強化対策費1,134万4,989円の支出は、山岳美化活動、山岳トイレ維持管理、高山植物やライチョウ保護活動費要で、うさぎ平浄化槽使用料のほか、昨年春先に八方第一ケルンが崩れたため、その修復に係る負担金450万円余りを支出しております。5目観光特産費253万2,573円は、道の駅白馬の施設管理費敷地借り上げ料であります。29年度は道の駅の内装修繕を行っております。6目遭難対策費274万8,551円の主なものは、登山相談所の開設、遭難対策センターの監理、北アルプス北部遭難対策協議会及び白馬村遭難対策協議会への負担金となっております。

続いて63ページ、2項商工費1目商工振興費4,541万7,865円ですが、主なものは白馬商工会経営改善や地域振興事業への補助金、融資制度に基づく補償料や預託金に2年目を迎えた総合支援事業補助金が主なものとなっております。総合支援事業補助金につきましては、商工会と連携をとり、創業しようとする者へ支援するもので、29年度が10件891万円の補助を実施しております。

観光課は、以上であります。

議長（北澤禎二郎君） ただいまから1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

白馬村一般会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。最初に酒井建設課長。

建設課長（酒井洋君） 建設課関係です。決算書は63ページからになります。63ページ、一番最下段でございますので、説明は64ページからになります。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費3,011万円余りですが、職員4名分の人件費が主なものでございます。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費318万円余りの支出は、道路台帳の補正委託料が主な支出でございます。

2目の道路維持費、村道の維持補修と除雪業務に要した費用といたしまして、3億4,395万円余りを支出してございます。

7節は除雪オペレーターの賃金及び11節需用費は、除雪事業に要した支出が主なものでございまして、備考欄下から2行目に光熱水費では、村道の無散水消雪施設と道路照明の電気料として950万円余りを支出してございます。

また、修繕費は除雪用重機の修繕費225万円余りでございます。

13節の委託料の関係でございます。除雪業者への委託料でございますが、昨年度よりは4,300万円ほど減ってございますが、全部で2億4,477万円、委託料の関係2億4,317万円余りという金額でございました。

14節使用料及び賃借料の関係でございますが、定置式の凍結防止剤散布機6基の使用料が主なものでございます。

15節工事請負費ですが、村道の穴埋めや道路の補修工事に要した費用でございまして、3,230万円余りの支出でございます。

16節原材料費の関係でございますが、除雪の関係、凍結防止剤の購入費用、また道路維持原材料費は、各行政区等へ材料支給いたしました砕石とかU字溝とかの資材の購入費用でございます。

18節備品購入費でございますが、除雪機械、20年ぶりに老朽化したため更新した除雪ドーザーの購入費でございまして、2,418万円余りでございます。

3目道路新設改良費につきましては、2億9,600万円余りを支出してございます。

報酬給与に関しましては、職員2名の人件費ほか、嘱託職員の報酬でございます。

1ページおめくりいただきまして、66ページです。

13節委託料です。調査測定の委託料といたしまして7,431万円余り、内訳は道路橋梁の点検業務、村道改良事業の測量設計、舗装修繕工事实施設計業務、また村道確定事業等でございます。

15節工事請負費ですが、水神宮橋を始めといたしました橋梁修繕工事や、白馬大橋付近の舗装修繕工事等の工事請負費でございまして、1億8,977万円余りを支出してございます。

下のほう、4目交通安全施設整備費240万円余りの支出ですが、村道のセンターライン、路側帯などの区画線施工に要した費用でございます。

3項河川費、1目河川総務費284万円余りの支出でございまして、15節の工事請負費は継続事業で行なっております小姫川の改修工事費でございます。

19節負担金補助及び交付金では、河川関係、また砂防等の同盟会などの負担金が主な支出でございまして、235万円余りというものでございます。

続きまして、都市計画費の関係でございます。この費用の支出済み額には、公共下水道事業への繰出金が含まれた金額となっております。

67ページのほうへ行きまして、都市計画費、2目都市公園費144万円余り支出してございしますが、これは大出公園の維持管理に要した費用でございます。

11節需用費、修繕費が30万円余り、これ境界境等の修繕費用でございました。

13節の委託料は、連休、またお盆の繁忙期に駐車場の警備、誘導等をシルバー人材センターに委託した費用でございまして、また、下の設計監理委託料の関係49万円余りですが、神城断層地震で被災しました山沿いの遊歩道の状況、現況測量を実施したための委託料でございます。

5項住宅費の関係です。1目住宅管理費3,176万円余りの支出でございまして、村営森上団地3棟の耐震改修工事を実施いたしました。

13節委託料234万円余りは、耐震改修工事に伴う設計また監督管理委託料でございます。

15節工事請負費2,829万円余りは、耐震改修工事の工事請負費です。

22節補償補填及びですけれども、耐震改修工事の際に、一時的に移転したときの引っ越し費用等でございます。

少し飛びます。70ページをごらんください。

4項防災費、5目災害対策費、真ん中どころです。15節工事請負費でございしますが、飯森グラウンドに建設されました震災時の仮設住宅の撤去が終わりまして、跡地グラウンドをきっちり整備してお返ししたための整備費用として1,898万円余りを支出してございます。

またしばらく飛びまして、82ページをごらんください。82ページです。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費といたしまして121万円余りを支出してございます。一昨年の豪雨により、被災しました堀之内地区の村道災害を復旧したものでございます。

以上で建設課関係の説明を終わりといたします。

議長（北澤禎二郎君） 引き続きまして、田中教育課長兼子育て支援課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） それでは、まず教育課関係からご説明申し上げます。

最初に、白馬山麓事務組合が事務を執行しております白馬高校支援事業について、ご説明を申し上げます。決算書は29ページをお願いいたします。

2款1項6目総務費の企画費でございます。1節報酬のうち、公営塾講師等報酬1,904万円余りは、地域おこし協力隊制度を活用して雇用しています公営塾講師4名と、教育寮の管理を行うハウスマスター2名の報酬、4節社会保険料331万3,447円のうち、312万円余りは、同じく

これらのものに係る社会保険料でございます。

地域おこし協力隊の人件費は、市町村が直接支払いをしなければ特別交付税措置の対象にならないため、一般会計より支出しているものでございます。

おめくりいただきまして、31ページ、19節負担金補助及び交付金、白馬山麓環境施設組合等負担金6,914万円余りのうち、6,904万8,000円は、白馬山麓事務組合に対する負担金で、小谷村と案分する経費と、地域おこし協力隊の活動経費として白馬村に特別交付税措置された金額の合計額でございます。

白馬高校支援事業の関係は以上でございます。

続きまして、決算書は70ページをお願いします。9款教育費の教育課所管部分についてご説明いたします。

1項1目教育委員会費、支出済み額178万1,720円は、教育委員4名の報酬と、関係団体への負担金等が主な内容でございます。

2目事務局費、支出済み額1億9,633万426円の主な内容は、嘱託職員1名の報酬と、71ページ、教育長1名と事務局職員3名の人件費、11節修繕費302万円余りは、学校環境整備事業に係る修繕、13節設計管理等委託料675万円余りは、白馬中学校大規模改修に係る施工管理委託料、14節情報機器リース料430万円余りは、南小学校及び北小学校のパソコン教室リプレースに伴うリース料、1ページおめくりいただきまして72ページ、15節工事請負費1億2,222万4,744円は、白馬中学校の大規模改修、それと北小学校のトイレ改修に係る工事費、19節幼稚園就園奨励費補助金745万円余りでございます。

なお、平成30年度への繰越明許費ですが、施工管理委託料827万9,000円、工事請負費8億799万6,000円は、いずれも新給食センター建設工事に係るものでございます。

2項1目学校管理費、支出済み額2,249万5,425円は、両小学校の維持管理に伴う経常的な経費でございまして、主な内容は1節用務員2名分の報酬424万円余り、11節燃料費264万円余り、光熱水費1,026万円余り、修繕費236万円余りでございます。

2目教育振興費、支出済み額4,138万1,825円は、両小学校の運営に係る経費でございまして、主な内容は、1節学校医報酬110万円余り、73ページ、同じく1節嘱託職員報酬1,969万円余りは村費講師等7名分の報酬、7節臨時職員等賃金201万円余りは、ALT臨時講師等の賃金、11節消耗品費511万円余り、13節児童健診等委託料214万円余り、18節図書購入費132万円余り、教務備品購入費224万円余り、1ページおめくりいただき74ページ、19節遠距離通学補助金125万円余りでございます。

3項1目学校管理費、支出済み額857万2,099円は、中学校の維持管理に伴う経費でございまして、1節用務員1名の報酬228万円余り、11節燃料費165万円余り、光熱水費282万円余りが主な内容でございます。

2目教育振興費、支出済み額3,492万9,474円は、中学校の運営に係る経費でございますが、主な内容でございますが、1節嘱託職員報酬800万円は、村費講師等3名の報酬、7節臨時職員等賃金494万円余りは、ALT、ICT教育支援員等の賃金、75ページ、11節消耗品費311万円余り、13節生徒健診等委託料110万円余り、14節情報教育環境整備事業リース料882万円余りは、パソコン教室のPCとタブレット端末のリース料、18節教務備品購入費166万円余りでございます。

続いて、ページは少々飛びまして80ページをお開きください。

下段、5項3目学校給食費、支出済み額3,881万5,476円は、白馬南小学校給食施設と共同調理場の維持運営に関する経費でございますが、主な内容でございますが、1節嘱託職員報酬2,449万円余りは、調理員10名と南小栄養士の報酬、7節臨時調理員等賃金174万円余り、11節消耗品費190万円余り、燃料費268万円余り、光熱水費178万円余り、81ページ、20節準要保護児童援助費343万円余りでございます。

教育課所管事項は以上でございます。

続いて、子育て支援課の関係につきましてご説明を申し上げます。決算書は、戻りまして46ページをお開きください。

46ページの一番下の段でございます。2項1目児童福祉総務費、支出済み額722万8,954円は、南小及び北小放課後児童クラブの運営経費でございますが、主な内容につきましては47ページ、1節児童クラブ指導員4名の報酬、684万円余りでございます。

2目子育て支援費は、支出済み額1億5,314万626円でございますが、子育て支援課職員3名及び嘱託職員1名の人件費、1ページおめくりいただき48ページ、20節児童手当1億2,961万5,000円でございます。

続きまして、3目保育所費、支出済み額1億5,167万3,114円は、しろうま保育園と子育て支援ルームの運営費でございます。主な内容につきましては、正規職員、嘱託職員、臨時職員の保育士及び給食調理員等の人件費でございます。

また、11節消耗品費229万円余り、燃料費165万円余り、光熱水費420万円余り、修繕費146万円余り、給食等賄い材料費980万円余り、49ページに入りまして、13節園児送迎運行委託料100万円余りでございます。

教育課、子育て支援課の関係の説明につきましては以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、関口生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） それでは、生涯学習スポーツ課関係につきましてご説明させていただきます。決算書は、37ページをお願いいたします。

2款総務費、7項スポーツ事業費、1目スポーツ事業総務費は3,152万5,773円で、職員3名分と嘱託職員1名、臨時職員1名の人件費でございます。

次に、2目施設管理費は1億3,375万8,349円で、ジャンプ競技場に1億656万円余り、スノーハーブに2,719万円余りの維持管理費でございます。

ジャンプ競技場の主な支出内容は、管理運営業務に4,890万円、雪止めネット着脱業務に761万円余り、圧雪車点検修繕に233万円余り、ノーマルヒルランディングバーン人工芝張りかえ工事で1,889万円、光熱水費818万円余りでございます。財源は、県よりのジャンプ競技場管理業務委託料等が3,750万円、リフト収入ほか2,747万円余りでございます。

スノーハーブでは、芝刈り機購入に356万円余り、圧雪車点検修理に229万円余り、管理委託業務に743万円余りでございます。

また、芝管理業務に103万円余りを支出してございます。財源につきましては、辺地債510万円を利用しております。

38ページをごらんください。

3目スポーツ事業振興費は3,835万9,906円で、各種スキー大会推進事業に1,985万円余りで、各種スポーツイベント事業に助成に1,732万円余りでございます。

また、スポーツ功労賞を2名、スキースポーツ育成振興奨励金を14名に授与しております。

続いて、4目ナショナルトレーニングセンター費は1,083万5,801円で、選手が施設を利用するための利用料、燃料費、施設整備委託料が711万円余りが主な支出でございます。全額国の委託金で補われておりますが、本年度は過去の使用しなかった費用の返還金231万円余りが含まれております。

少し飛びますが、76ページをお開きください。

4項社会教育費は3,672万699円で、1目社会教育総務費は666万円余りで、主な内容は社会教育委員6名の報酬と職員1名分の人件費、ウイング21ホール自主公演委託料170万円で、6月29日に狂言、9月30日に「この世界の片隅で」の映画鑑賞会、11月25日に触れ合いトリオコンサートを実施しました。

2目公民館費は533万円余りで、公民館長の報酬と生涯学習の講座としては白馬塾触れ合い教室、里山道中や歴史巡りなど、各種教室の経費でございます。

3目図書館費1,233万円余りの主な内容は、図書館司書3名の人件費と、図書の購入費149万円余りがございます。

78ページをごらんください。

4目文化財保護費1,218万円余りは、青鬼の伝統的建造物群保存地区補助として、改修工事補助1,109万円余りが主な内容でございます。

5項保健体育費は9,545万9,597円で、1目保健体育総務費1,152万円は、職員1名分の人件費とスポーツ推進員報酬、体育協会補助金が主な内容でございます。

2目体育施設費4,511万円余りは、ウイング21の臨時職員645万円余り、プール監視員賃

金277万円余り、燃料、光熱水費1,376万円余り、施設の修繕として170万円余り、ウイング21の保守管理委託料525万円余り、グリーンスポーツに授乳スペースの設置や、災害復旧として屋根の修繕工事で498万円余りを使用し、南部グラウンド改修工事測量設計に486万円が主な内容でございます。

以上で、生涯学習スポーツ課関係の説明は終わります。

△日程第14 認定第2号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第15 認定第3号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長（北澤禎二郎君） 次に、日程第14 認定第2号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15 認定第3号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 続きまして、認定第2号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定につきまして、ご説明いたします。決算書90ページからお願いいたします。

まず歳入の1款1項国民健康保険税の収入額は、総額で2億5,412万5,260円で、破産等により不納欠損処理した金額は169万6,600円でありました。また、現年度分国保税の徴収率は97%で、前年度より0.4ポイント増となっております。

2款1項の国庫負担金は2億4,462万4,394円で、療養給付、介護納付金、後期高齢者支援金のほか、高額医療費共同事業、特定検診事業等に支払った費用に対する国の負担金であります。

91ページ、3款の療養給付費等交付金は、退職被保険者の療養給付に対する交付金として2,010万円余り、その下、4款の前期高齢者交付金は2億2,941万7,546円の収入となりました。

5款共同事業交付金は2億9,399万6,321円で、次の92ページにありますとおり、2項の保険財政共同安定化事業に対する交付金が2億5,400万円余りを占めております。

6款財産収入は12万7,000円余りで、基金利子分であります。

7款1項の一般会計繰入金は1億1,277万3,129円で、人件費や事務費、保険基盤安定事業等に対し、一定のルールに基づいて繰り入れたものであります。

その下の2項の基金繰入金は、本年度ございませんでした。

93ページ、9款諸収入のうち、1項の延滞金及び料料207万5,914円は、国保税に係る延滞金収入、その下、4項の雑入は第3者行為に伴う納付金として108万円余りの収入がございました。

94ページ、中段の10款県支出金は総額で8,635万円余りとなっております。高額医療費共同事業や特定検診事業に係る県負担金、財政均衡を図るための調整交付金などが主な内容であり

ます。

次に、歳出の説明に入りますので、隣の95ページをごらんをいただきたいと思います。

1款の総務費につきましては、総額2,733万635円の支出で、職員人件費、電算システム委託料など経常的な経費のほか、徴税費137万円余りを含んだ額であります。

96ページ、2款保険給付費につきましては、総額で7億383万9,310円の支出となりました。本村では、前年比で1.6%、1,000万円ほどのプラスとなっております。

隣の97ページ、4項の出産育児諸費は612万6,080円で、15件に対する出産育児一時金であります。

98ページ、4款後期高齢者支援金は1億8,582万9,122円で、昨年とほぼ同規模の支出でありました。

隣の99ページ、6款介護納付金7,255万6,176円は、介護保険第2号被保険者の保険料分でございます。

その下、7款の共同事業拠出金は3億1,200万6,693円で、そのうち1項の高額医療費共同事業に係る拠出が3,834万円余り、2項の保険財政共同安定化事業に係る拠出が2億7,300万円余りで、前年比1,300万円ほどの減となっております。

99ページ、下段から100ページにかけて、8款1項1目の特定健康診査等事業費は1,092万6,321円で、特定検診に係る受診率は55.5%でありました。

その下、2項の保健事業費は、人間ドック受診者に対する補助金でありまして、200件、399万5,000円の支出となっております。

9款の基金積立金は3,112万円余りを準備基金に積み立てをしたものであります。これは本年度決算における実質収支がプラスに転じたことから、基金への積み立てを行なったものであります。

101ページ、10款2項国庫支出金等返納金は、平成28年度に国から概算交付された負担金について、29年度に精算をし、564万2,004円を返納したものであります。

続いて102ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は13億9,796万2,311円、歳出総額は13億5,492万993円で、差し引き4,304万1,318円が実質収支額となり、平成30年度への繰り越しとなります。

平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計の決算認定に係る説明につきましては、以上でございます。

続きまして、認定第3号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましてご説明をいたします。決算書106ページをごらんください。

1款の後期高齢者保険料は普通徴収、特別徴収を合わせまして5,784万4,200円でありました。

3款の繰入金金は一般会計からの繰り入れ、2,396万2,000円であります。

続いて歳出、108ページをごらんください。

1 款の総務費は141万958円の支出でした。本年度から新たに2項に保険事業費を加え、人間ドックへの補助金として39万6,000円を支出しております。

2 款分担金及び負担金につきましては、被保険者から徴収した保険料と、村として負担すべき医療給付費を合わせた8,036万5,967円を長野県後期高齢者医療広域連合に支払ったものでございます。

112ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額8,245万5,658円、歳出総額8,223万5,925円で、差し引き21万9,733円が実質収支額として平成30年度への繰り越しとなります。

以上で、平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計決算認定の説明を終わります。

△日程第16 認定第4号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第17 認定第5号 平成29年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第18 認定第6号 平成29年度白馬村水道事業会計決算認定について

議長（北澤禎二郎君） 次に、日程第16 認定第4号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17 認定第5号 平成29年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18 認定第6号 平成29年度白馬村水道事業会計決算認定についての説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 認定第4号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、ご説明をいたします。決算書117ページをお開きください。

歳入総額が7億4,042万2,207円、歳出総額が7億3,690万8,381円で、歳入歳出差し引き額は351万3,826円となり、翌年度へ繰り越すべき財源は45万円で、実質収支額は306万3,826円でございます。

歳入につきましてご説明いたしますので、112ページにお戻りください。

1 款分担金及び負担金1,464万3,600円は、下水道区域外流入分担金、下水道受益者負担金などでございます。

2 項負担金の不納欠損は、受益者負担金滞繰り分について処分したもので、金額は104万4,700円でございます。

2 款使用料及び手数料1億9,172万4,650円は、下水道使用料でございます。

不納欠損額9万6,260円は、消滅時効等によるものでございます。

3 款国庫支出金4,675万円は、浄化センター更新事業に係る防災安全交付金で、収入未済額の275万円は30年度に繰り越しをしました看守制御設備更新のための設計に関する委託料分でございます。

4款繰入金3億1,064万2,000円は、一般会計からの繰入金、5款繰越金396万8,526円は、28年度からの繰越金でございます。

6款諸収入1,159万3,431円の主なものは、次のページをごらんください。備考欄1行目の消費税還付金890万5,100円、東部地区負担金229万7,969円でございます。

7款村債は1億6,110万円で、1目下水道債備考欄、公共下水道事業債5,110万円の内訳は浄化センター更新事業分として3,820万円、公営企業会計移行業務分として1,290万円でございます。

下水道資本費平準化債1億1,000万円は、下水道事業における資本費の財源不足を補うものでございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

1款下水道費、1項総務費、1目一般管理費4,342万8,639円は、職員人件費のほか、主なものは12節役務費、備考欄口座振替手数料ほかは収納業務に要した費用として167万円余り、13節委託料、備考欄下から2行目の公営企業会計移行業務委託料は、平成31年度からの移行を目的に、固定資産調査に要した費用として1,296万円、19節負担金補助及び交付金備考欄、使用料賦課徴収負担金は、下水道使用料算定のための負担金として106万円余りを支出しております。

23節償還金利子及び割引料備考欄、使用料還付金は、過年度分の下水道使用料の還付金として169万円余りを支出しております。

115ページをごらんください。

27節公課費は、消費税及び地方消費税として1,002万円を支出しております。

2目施設管理費6,823万6,897円は、浄化センター及び下水道管渠施設の維持管理に要した費用で、主なものは11節需用費、備考欄、上から3行目の光熱水費の主なものは、浄化センターの電気料として839万円余り、マンホールポンプ等の電気料として401万円余りを支出、修繕費1,042万円余りは浄化センターの水処理機器の修繕及びマンホールポンプの修繕、マンホールの高さ調整等に要した費用で、薬材料費166万円余りは、浄化センターで使用しました水処理薬品の購入費用でございます。

13節委託料3,977万円余りは、浄化センターの運転管理委託料及び汚泥処理委託料が主なものでございます。

18節備品購入費251万円余りは、揚水ポンプ1台、水質検査機器類の購入費用でございます。

116ページにまたがりませんが、2項下水道建設費、1目公共下水道建設費9,975万5,324円は、職員人件費のほか、116ページ、15節工事請負費8,570円余りは、浄化センター長寿命化更新工事が主なもので、19節負担金補助及び交付金418万円余りは、区域外流

入等に対する補助金でございます。

なお、13節委託料の繰越明許費550万円は、浄化センター長寿命化更新事業による監視制御設備更新のための設計委託料でございます。

2款公債費5億2,548万7,521円は、起債の元利償還金でございます。

以上で、下水道事業特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第5号 平成29年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましてご説明いたしますので、125ページをお開きください。

歳入総額が341万8,230円、歳出総額が340万8,193円で、歳入歳出差し引き額は1万37円となり、実質収支額も同額でございます。

歳入につきましてご説明いたしますので、122ページにお戻りください。

1款使用料及び手数料86万6,530円は、野平地区の農業集落排水の使用料でございます。

2款繰入金248万4,000円は、一般会計からの繰入金、3款繰越金1万4,713円は、28年度からの繰越金でございます。

4款諸収入5万2,987円は、野平地区からの負担金でございます。

次のページをごらんください。

歳出につきましてご説明いたします。

1款1項農業集落排水事業費、1目一般管理費1万6,008円は、使用料の賦課徴収に要した費用、2目施設維持管理費189万4,157円は、処理場及び管渠の維持管理に要した費用で、11節需用費備考欄、上から2行目の光熱水費22万円余りは、処理場の電気料、水道料、修繕費45万円余りは処理場の2号抜気ブローアの分解整備に要した費用でございます。

13節委託料105万円余りは、処理場の運転管理委託料が主なものでございます。

2款公債費149万8,028円は、起債の元利償還金でございます。

以上で、農業集落排水事業の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第6号 平成29年度白馬村水道事業会計決算認定につきましてご説明いたしますので、127ページをごらんください。

始めに、決算報告書につきましてご説明いたします。

(1) 収益的収入及び支出の収入第1款水道事業収益の決算額は、3億2,277万1,341円で、支出第1款水道事業費用の決算額は2億7,207万8,794円でございます。

128ページをごらんください。

(2) 資本的収入及び支出の収入第1款資本的収入の決算額は1,151万2,915円で、支出第1款資本的支出の決算額は8,808万5,596円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金により補填をいたしました。

次のページの損益計算書をごらんください。

右側の下から4行目の当年度純利益は4,851万3,972円となり、29年度も利益を計上することができました。

130ページをごらんください。

下の表の(4) 剰余金処分計算書をごらんください。

先ほど未処分利益剰余金の処分に関する議案でご説明をいたしました。29年度末の未処分利益剰余金5,177万355円のうち、建設改良積立金に3,000万円、利益積立金に2,000万円をそれぞれ積み立て、残額の177万355円を翌年度へ繰り越したいものでございます。

次のページの貸借対照表をごらんください。

左側の資産の部の1、固定資産の年度中の増減につきましては、固定資産明細書を137ページに掲載しておりますので、後ほどご説明をいたします。

2の流動資産ですが、3月31日の決算時点で現金預金が4億6,490万6,175円、未収金は3,492万341円で、未収金の主なものは水道料金でございます。

右側の負債の部の4、流動負債の(4) 未払い金は1,992万8,328円で、主なものは3月で使用し、4月で支払いとなります電気料などでございます。

資本の部の6、資本金は、13億5,184万943円で、前年度より693万4,142円増加いたしました。

増加した理由といたしましては、国の基準に基づきまして簡易水道事業債の償還元金の2分の1を一般会計から出資金として繰り入れ、その金額を全額を資本金に繰り入れたことによるものであります。

132ページをごらんください。

(6) 事業報告書でございます。左上の表が28年度との数値の比較でございます。また、実施しました建設改良工事につきましては、右側の(1) 主要建設改良工事内訳に記載をいたしましたので、後ほどご確認いただきたいと思います。

次のページをごらんください。事業収入と事業費に関する事項につきまして、それぞれ28年度との数値比較でございます。事業収入は28年度より20万4,917円の減額、事業費は28年度より49万910円の増額となりました。

右側の(7) キャッシュフロー計算書は、現金の1年間の動きを示したものでございます。

業務活動によるキャッシュフローは1億2,735万9,830円、投資活動によるキャッシュフローはマイナス2,346万7,468円、財務活動によるキャッシュフローはマイナス5,098万1,673円で、以上の結果を長野県から配布されました資料に当てはめると、比較的良好な経営状況にあると判断をされます。

現金の期末残高は4億6,490万6,175円となっております。

134ページをごらんください。

収益費用明細書でございます。

収入では、1款1項1目1節の水道使用料が2億5,627万3,086円で、収入額の85%ほどを占めております。

2項営業外収益、3目1節他会計補助金は、簡易水道債の償還利子の2分の1に対する一般会計からの補助金等でございます。

4目長期前受金戻入は、26年度決算から適用されております改正地方公営企業法に基づくものでございます。

支出ですが、1款1項1目上水費3,049万7,125円は、人件費のほか、浄水場の管理運営に要した費用でございます。

2目配水及び給水費4,213万5,901円は、人件費のほか、配水池及び配水管、給水管の維持管理等の経費で、主な支出といたしましては18節委託料は水質検査、水道台帳補正業務等の費用として312万円余り、21節工事請負費は漏水工事、水道メーター取り替え工事の費用として800万円余り、22節修繕費は流量計等の修繕費用として282万円余り、25節動力費は配水池等の電気料として1,417万円余り、27節材料費は、配水給水工事の際の資材費用として115万円余りを支出しております。

次のページをごらんください。

4目総がかり費4,998万4,793円は、人件費のほか、水道料金の賦課徴収に要した費用及び水道施設の更新計画、経営戦略の策定委託料が主なものでございます。

右側の表の5目原価償却費であります。29年度は1億1,232万9,576円でございます。

2目営業外費用、1目支払利息は、企業債の支払い利息でございます。

3項特別損失、1目過年度損益修正損は、漏水減免による水道料金の還付金などでございます。

136ページをごらんください。

資本的収支明細書でございます。

収入の主なものは、1款1項2目工事負担金457万8,773円は、消火栓の移転設置に係る一般会計からの負担金などで、5項出資金693万4,142円は、簡易水道事業債の償還元金の2分の1に対する一般会計からの出資金でございます。

支出の1款1項建設改良費3,016万9,781円は、人件費のほか、主なものは1目配水設備工事費、21節工事請負費2,019万円余り、3目固定資産購入費135万円余りは、工事用公用車として軽のワンボックス1台を買い替えた費用でございます。

2項企業債償還金5,791万5,815円は、企業債の償還元金でございます。

次のページをごらんください。

固定資産明細書でございます。有形固定資産の上から3行目、構築物の増加は、配水管の敷設などによるもので、4行目の機械及び装置の増減は水道メーター、流量計、取水送水ポンプ等の取り替えによるものであります。

5行目の車両及び運搬具の増加は、公用車として軽自動車1台を取得したことによるものでございます。

138ページ以降は企業債の明細書などがございますので、後ほどご確認をいただきたいと思っております。

以上で、水道事業会計の説明を終わらせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 以上で、認定第1号から認定第6号までの説明が終わりました。

ここで、松沢代表監査委員に決算審査の結果等について、報告を求めます。松沢代表監査委員。

代表監査委員（松沢晶二君） それでは、決算審査の報告を申し上げます。

議会選出の松本監査委員と私、松沢の両名で平成29年度の一般会計、特別会計、企業会計、及び基金の運用状況につきまして、平成30年8月6日から9日まで、決算審査を行いました。

提出された資料及び現地確認をし、実施した審査の範囲内においては、いずれも法令で定める様式を基準として作成されており、それぞれの係数は関係諸帳簿と符合しており、正確であると認められました。

また、各基金は所期の目的に沿って運用されており、それぞれ適正に管理されているものと認められました。

財務に関する事務の執行についても、おおむね適正に処理されているものと認められました。

詳細につきましては、提出しました意見書のとおりであります。

朗読は省略しますが、1ページから12ページに結果及び概要を記載してございますので、内容をご確認ください。

監査委員を代表して、意見及び要望を申し上げます。

意見書は12、13ページをごらんください。

国内経済の動向は、緩やかに回復していると報じられているが、なかなか実感できない現況である。人口減少や、少子高齢化の急激な進行、そして厳しい財政運営が続く状況下での村政運営は大変厳しいかじ取りが必要となっている。村の一般会計の基金総額は16億3,711万7,717円と、前年度から1億3,293万2,741円増、財政調整基金も7億7,199万7,836円と前年度から9,089万6,905円増となりました。市町村の場合、財政調整基金は一般的に標準財政規模、平成29年度34億8,941万4,000円の20%程度を目安にするのが望ましいと言われており、おおむね良好な現在高と言える。

一方、地方債現在高は、平成25年度51億3,404万8,378円であったが、平成26年度53億8,309万8,284円、平成27年度54億934万1,440円、平成28年度57億

7,084万2,434円、平成29年度は62億9,424万1,042円、前年度から5億2,339万8,608円、9.1%増と年々増加している。平成26年度震災による災害復旧事業債の増加や、広域ごみ処理施設建設負担金の増加、ここ数年の投資的事業の先送りによる事業量の増加など、新規発行債によるものであるが、起債残高の増加は顕著である。

さらに、繰越明許費となっている学校給食センター建設事業に係る地方債発行額が6億730万円決定しており、今後元利償還金等の増加が見込まれる。

また、将来負担比率は平成25年度17.2%であったが、平成26年度22.9%、平成27年度25.6%、平成28年度28.3%、平成29年度は36.2%、前年度から7.9ポイント増と、年々増加している。これは、地方債現在高の増加が主な要因で、両財政指数の動向には常に注意する必要がある。

村政運営における貴重な財源の確保と、税負担の公平性の観点から、一貫した姿勢のもと、関係各課が連携して情報の共有化と徴収業務のさらなる強化を図っていただきたい。

財政基盤の強化と収入未済額の解消を目指し、滞納対策の推進に努められ、滞納者に対する積極的かつ効果的な滞納処分を行なっていただきたい。

行政評価に基づいた事業の重点化、簡素で効率的な行政運営に心がけ、財政のさらなる健全化に全庁を挙げて取り組んでいただきたい。

職員は、限られた財源を最大限に生かし、十分な効果を上げられるよう、また課題に対しては迅速かつ適時的確な対応に努め、将来の白馬村に向けての多様性を認識しつつ、村民の負託をしっかりと担っていただきたい。

当面は、厳しい行財政運営が続きますが、公共施設などの再編や、長寿命化、加えて複合施設としての新図書館建設計画もあるので、早目の議論と中長期的な計画づくりによる平準化した予算規模による事業推進をお願いしたい。

地方創生推進交付金についてですが、交付金対象事業を関係団体へ業務委託する場合、所管課では委託事業者との連携を密にし、事業の進捗状況を十分に把握するとともに、当初の目標が達成できるよう、的確な助言、指導などの管理業務を徹底されたい。

特に、予算管理、予算執行に関しては、格別な配慮をお願いしたい。

地球温暖化の影響もあり、今夏は記録的な猛暑が続き、各地で最高気温の更新や、危険な暑さに関するニュースが連日のように報道されています。また、多くの来庁者、村民からも空調設備に対する要望の声があります。次の2点をご検討されたい。

住民サービスの向上を図るため、また業務効率を上げるためにも、庁内へのエアコン設置を前向きに検討されたい。

LED照明は、光熱費等の軽減、高い省エネ性による二酸化炭素排出量の削減、地域の低炭素社会の実現に寄与など、さまざまな効果があります。初期コストの問題はありますが、庁内へLED

照明の計画的な導入を検討されたい。

以上、決算審査に当たりましての意見及び要望でございます。

また、財政健全化法に伴う判断比率の状況につきまして説明を受け、審査いたしましたので、あわせて意見書を提出いたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。認定全体に対して、質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、認定第1号から認定第6号までは、いずれも平成29年度の決算認定に係る案件でありますので、この審査につきましては、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までの案件は、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会に付託の上、審査を行うことに決定いたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日からは、お手元に配付いたしました日程予定表のとおり、各委員会等を行ない、9月18日、午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日から各委員会等を行ない、9月18日、午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 2時08分

平成30年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成30年9月18日(火) 午前10時開議

(第2日目)

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

平成30年第3回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成30年9月18日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	横田孝穂
第3番	田中麻乃	第9番	太田伸子
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	津滝俊幸
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	藤本元太
教 育 長	平林 豊	総 務 課 長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤忠明	会計管理者・室長	田中 哲
建設課長	酒井 洋	観光課長	横山秋一
農政課長	太田洋一	上下水道課長	山岸茂幸
税務課長	横川辰彦	住民課長	矢口俊樹
教育課長兼子育て支援課長	田中克俊	生涯学習スポーツ課長	関口久人
総務課長補佐兼総務係長	下川浩毅		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸俊幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成30年第3回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は9名です。本日は通告された方のうち5名の方の一般質問を行ないます。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第3番田中麻乃議員の一般質問を許します。第3番田中麻乃議員。

第3番（田中麻乃君） 3番田中麻乃でございます。

下川村長におかれましては、2期目の村政の信託を村民から受けたこと、大変おめでとうございます。村長選の票差から考えると1期目の村政に対する村民の評価として重く受けとめられたのではないのでしょうか。

下川村長は、当選後の新聞インタビューで、情報の共有と対話と連携で協働の村づくりの重要性をおっしゃっておりました。村民への情報の共有、村民との対話、村民との連携をしっかりと心がけ、未来を見据え、時代の変化に柔軟に対応し、スピード感を持って2期目の村政に取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、始めに地域の実情に応じた子育て支援についてです。

7月より、子育て世代包括支援センターとして、子育て相談支援センターおひさまが開所いたしました。妊娠・出産期から18歳まで切れ目ない子育て支援の実現を目指すという目的のもと、さらなる質の向上と内容の充実が求められます。そこで以下について伺います。

①開所してからの効果と課題をどのように捉えているかを伺います。

②昨年は子ども・子育て事業計画の中間年度でした。子ども・子育て会議を実施し、計画の中間

見直しをされたと思いますが、検討結果と課題と対応について伺います。

③観光地である白馬村においては、土日・祝日が仕事、また村外へ通勤されているご家庭も多いことから、休日・時間外保育、一時預かり、児童クラブの充実を求める声が上がっています。村が把握している課題と今後の対応を伺います。

④未就学児の交流の場としての子育て支援ルームは、屋内で遊べる施設が少ない本村にとって貴重な遊びの場となっております。さらに利用しやすくするために、村が把握している課題と今後の対応を伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中麻乃議員から地域の実情に応じた子育て支援について4つの項目でご質問をいただいておりますので、順次、答弁させていただきます。

1点目の子育て世代包括支援センターを開所してからの効果と課題についてお答えいたします。

センターを開設してから2カ月半しか経過しておりませんので、妊娠・出産期から18歳まで切れ目のない子育て支援を実現としたセンターのコンセプトが効果としてはっきりとあらわれるのはこれからだというふうに考えております。

子育て支援課によりますと、妊娠届の受け付けをすることで妊娠期から母親と顔見知りになることができる、一人一人の状況に応じた子育てプランの作成をし、子育てに必要な情報を提供できるようになったとのことであります。

そもそも、本村の子育て世代の包括支援センターは、あらゆる課題や相談事項に単独で対応する場ではなく、関係機関の連携と支援のための連絡・調整の中核組織として、おひさまに行けば何らかの支援につながる、情報が得られる、ワンストップ拠点として地域に定着するよう、全ての来訪者を温かくお迎えできるよう努めているところであります。

相談しやすい雰囲気の醸成やプライバシーに配慮した環境整備などは利用者とのつながりに大きく影響いたします。子育て支援課では、エアコンの設置やBGMの演奏、プライバシーに配慮したカウンターレイアウトや、子供連れでも子供が遊んでいられるおもちゃの設置など、妊産婦や乳幼児が訪れやすい穏やかな雰囲気が出せるように工夫しているところです。

一方で、現在、母子保健事業を所管しております健康福祉課との所掌事務の調整が検討課題であります。将来的に母子保健事業を子育て支援課に移管するか、あるいは、子育て支援課と健康福祉課が互いに連携して情報共有を図って職務を遂行していくか、どちらかの選択になろうかと思えます。今後、個人情報保護の観点にも留意しつつ、検討を重ねてまいりたいと考えております。

2点目の白馬村子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに関するご質問についてお答えいたします。

このたび見直しを行なった項目は3点です。

1つ目は、3歳未満児の保育利用率です。3歳未満児の保育利用率と保育の量の見込み、需要量

について、平成27年、28年ともに実績値が当初計画の値を上回っていたことから見直しを行なったものです。

2つ目は、教育保育の量の見込み及び提供体制の確保、内容、実施時期です。3歳未満児の保育利用率の上昇に伴って利用者数も増加することから、受け入れ量の見込みをふやし、3歳未満児の受け入れ体制を確保できるよう見直しをしたところであります。

3つ目は、病児・病後児童保育事業です。当初計画では、村民へのニーズ調査による要望が高かったことから、医療機関との連携も踏まえて検討してまいりましたが、村単独でこの事業を実施することは難しく、計画した量の見込みを確保することは困難と判断し、見直しを行ないました。

計画見直しに伴う対応方法ですが、未満児保育の確保のため、保育園に3室ある3歳児保育室のうち1室を未満児保育室と利用するほか、未満児室にロッカーを増設し、見込みに対する提供数を確保いたしました。

病児・病後児保育事業につきましては、大北圏域広域連携事業により市立大町総合病院での事業実施を予定していますが、現在、実現には至っておりません。今後も圏域で連携した事業が実施できるよう、継続して要望・調整を図ってまいりたいと考えております。

3点目の休日保育、時間外保育、一時預かり、放課後児童クラブの課題と今後の対応についてのご質問ですが、未就学児に向けた保育サービスにおける共通課題として保育士不足がございます。

特にしろうま保育園の延長保育では未満児の利用が増加傾向にあり、最大5名の保育士が保育に当たっております。しかしながら、延長保育を担当する保育士が不足しており、日中の業務に当たっている保育士が引き続き延長保育に当たらなければならない状況であります。また、土曜保育についてもシフト制による対応がとれないため休日出勤をお願いしている状況であります。

今後の対応としては、保育士の確保対策として、潜在保育士等の保育人材のニーズに合わせたきめ細かなマッチングの実施や長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するための事業創設、保育補助員の活用などの新たな試みを研究してまいりたいと思っております。

また、放課後児童クラブでは、平日の利用時間の延長や土曜日と長期休暇期間の利用時間の拡大を求める声はあるものの、ニーズとしてはそれほど多くないことや人材が不足しているなどの理由から、これまで利用時間の拡大をしてこなかった状況にもあります。これにつきましては、今後は利用者ニーズを把握した上で指導員等の確保対策と並行して検討する必要があると考えております。

最後に子育て支援ルームをさらに利用しやすくするための課題と対応についてであります。現在、子育て支援ルームでは、地域子育て支援拠点の4つの基本事業のうち、1つ目として、子育て・親子の交流の場の提供と交流促進、2つ目として、子育て等に関する相談や援助、3つ目として、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施などの事業を実施しております。

ことし1月に保育園を利用していない0歳から2歳児の子を持つ保護者に対して行なったなかよし広場に関するアンケート調査によりますと、3割弱の方が「なかよし広場を利用したことがない」

または「年に数回程度しか利用していない」との回答でありました。

また、6月と7月には父親と支援ルームに足を運んでもらえるように日曜日に1日ずつ父親も利用できる広場も設けましたが、参加者が数名といった状況でありました。

子供自身が楽しむことができる人形劇の鑑賞会などでは多くの参加者があることから、まだ利用していないお子さんや保護者が支援ルームを利用するきっかけになるように利用者ニーズを的確に把握して親子が楽しめるイベントを開催していく予定であります。

また、今後の展開として、地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取り組みや、地域の団体と協働して伝統的文化や習慣や行事を学び、親子の育ちを支援する取り組みなど、地域全体で子供たちの成長を支える仕組みを構築してまいりたいと考えております。

麻乃議員からの1つ目の答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中麻乃議員、質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） まず、1点目の開所してからの効果と課題という点に関してなんですけれども、これからワンストップの子育てを実行していくというところで、保育園だったり幼稚園だったりという小さいところの情報が小学校に上がっても中学校に上がっても続いていくというところで、子供たちも含め、家庭の細かい情報まで把握していかれることと思います。

個人情報の件も気をつけているというご答弁はありましたけれども、情報の管理体制はどのように行なっているのか、お伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中教育課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） 情報の管理体制ということについてのご質問にお答えいたします。

白馬村の個人情報保護条例にのっとりまして個人情報につきましては取り扱いをしております。

特に子育て支援課が把握する個人情報につきましては、要配慮個人情報といいまして、例えば発達障害である、そういった内容、また医師の診断、そういったことまで入るということで、かなりその点につきましては気を使っているところでございます。

現在、しろま保育園につきましては、子育て支援課が教育委員会の部局に来たということで同一実施機関ということになっております。したがって、情報につきましては利用できるということで、我々から保育園が所掌事務として必要がある情報、こういったものには提供しているところで。

ただし、保育園から小学校あるいは小学校から中学校、中学校から高校、こういった移行支援につきましては、移行支援シートというような特別なシートがあるわけですが、個人情報保護条例の中で保護者あるいは児童に関する保護者の同意が得られればそういったものは外部提供できるという項目もございますので、シートを保護者の方と一緒に作成する、またそこにサインしていただく、そういったことで情報の連携を図っているところでございます。

また、このたび児童ごとのファイルをつくりまして、全て子育て支援課のほうのロッカーで管理しているわけですが、こちらにつきましては、ロッカーは全て鍵がかかるロッカーにしておりまして、ロッカーの鍵をあけるとときには私の許可を得て鍵をあけるという形で管理しているところです。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） こういう小さい村なので、よくも悪くも、職員の方々と保護者との間に差があまり、個人情報の関係に関しては漏れやすいといったところもあるかと思います。実際、私も、昨年につきましては村民の方からそういった役場からの個人情報が漏れてすごく傷ついたというお声も聴きました。

そういったところで、役場の課長たちはもちろん、そういったところは気をつけていらっしゃると思いますが、職員の方々に対するそういった個人情報の保護に対しての教育といたしますか、そういったところの徹底はどうされているのか、お伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまの個人情報に関する職員教育という点につきましてお答えさせていただきます。

個人情報または特定個人情報、マイナンバーの関係になりますけれども、これにつきましては、年1回、これを扱う職員については研修を受けてなければならないという法律がございます。その中で、当然のことながら、扱っている職員を対象にもしておりますし、異動等がございますので、職員全体に対して研修を年1回程度開催して、この管理等の徹底について職員教育を行なっているという状況でございます。

これにつきましては、情報管理の関係は総務課になりますので、総務課のほうから各課に研修内容のほうを職員向けに通達し、参加を呼びかけるという形で開催してございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） もちろんマイナンバー等の情報もそうですけれども、ぜひ会話レベルでうわさにしていただかないように、そういった徹底もお願いいたします。

おひさまが開所されてから子育て支援アプリのおひさまメモリーズや小児科オンラインのアプリを導入されたことと思いますが、登録者数や具体的な情報発信についてどのようにされているのか、お伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中教育課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） 登録者数につきましては、議会開会の村長のあいさつの中でも申し上げましたけれども、小児科オンラインについては8月末までで37件の登録をいた

いたところでございます。また、母子モにつきましては82件の登録をいただいております。

周知活動につきましては、センターが開設される7月までに、例えばポスターですとかユーテレの番組、あるいは、村のホームページやFacebook等でしてきたところですが、7月、8月に入りましても、各会議、例えば健診ですとか、そういったものも含めて周知のほうを図っているところでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 小児科オンラインの概要を見ますと、多くのクリニックが閉まる18時から22時の時間帯にスマートフォンアプリLINEで電話や小児科を専門とする医師にリアルタイムに相談ができる遠隔健康医療相談と書かれているんですけども、これだけを見ると子供が病気になったときや、そういったところをイメージするんですが、そういったところだけではなく、例えば妊娠している間にマタニティーブルーになったり、子育てしている間に自分自身が不安になるところもあると思うんです。そういったところの相談というのはできないのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中教育課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） つい先日、小児科オンラインを運営しておりますKids Publicの社長が見えまして話をしたところですけども、本来の目的であれば、お子さんたちが病気あるいは具合が悪いときに相談していただくということですけども、お子さんがそういった状況になるところには母親なり父親が非常に神経的に参っているということもあるというところで、今、こちらの小児科医につきましては、お母さんあるいはお父さん方のそういった子育てに関する悩み、そういったことも聴いていただいていると。

また、そういうこともこれからどんどん白馬村として周知してほしいということ承っておりますので、その辺の周知につきましても詰めてまいりたいと考えております。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 今、教育課長のほうから小児科オンラインのことについて説明がございましたが、村としても、この前、わざわざ小児科医に村のほうに来ていただきました。その話の中で、本当に妊娠から出産、そしてまた18歳までいろいろな悩みがあるというような中で、そういったこともぜひ相談していただきたいという、そんなお話がございました。

村といたしましても、お母さんたちにそういったPRをぜひしていただきたいという話もありましたけども、特に村としてもそういったことをこれから取り組んでまいりたいと思っております。

特に産後のお母さん、特に神経的に非常に悩んでいるという報道がありました。そんなこともありますので、ぜひいろんな相談事ができるような、そういった小児科オンラインになるような、本当に安心して子育てができる、そういった村にしてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 小児科オンラインの取り組みは本当にいい取り組みだと思っていて、記事のほうでも白馬村で小児科オンラインが連携開始というところでいろんな記事に取り上げられています。そういった普及をさせるためにも、具体的にお母さんたちの悩みであったり、例えば、子供たちがどういった状況で使えるのかといった具体例などを村民の方々にいろいろPRしていただいて普及に取り組んでいただきたいと思います。

あと、児童クラブの時間の延長についてお伺いしたいのですが、ニーズが余りないことから時間の延長などはしてこなかったという答弁があったんですけども、拾い切れていない声もあると思います。

特に保育園は、朝は7時半から夕方は6時半まで時間は確保されているのに、それが小学校に上がると小1の壁とあって、祝日や日曜日は児童クラブが開いていなかったりというのは、お母さんたちは、仕事はそのままなのに小学校に上がった瞬間に時間が制限されるというのは、そこはニーズはあるんですけども、なかなか拾い切れていない声もあると思います。

特に児童クラブにおいては、8時半からだど、大体、村外に通われているお母さんたちは8時半から仕事開始の方もいらっしゃるんで、8時半からしか預けられないと間に合わないんです。そういったところでなかなかお母さんたちもそういった実情に合わせて働き方を変えている部分もあります。

そういったところで、人材不足というところもありますが、保育園に合わせた土日・祝日の平準化でしたり時間の延長について今後取り組んでいただきたいんですけども、そういった対応についてお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中教育課長兼子育て支援課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） ご答弁いたします。

放課後児童クラブにつきましては現在も平日6時までということでやっておりますけれども、お父さんやお母さんから連絡があって、きょうは遅くなるよといったときには待っていると対応はしているところでございます。

また、実際、指導員にそうやって待っていただくのは申しわけないので、できれば時間を長くしてほしいと、そういった意見が、ことし、あるいは去年出てきているというのも確かでございます。

放課後児童クラブにつきましては、平成20年度に7月と8月について土曜日を開設したと。また、おうちの方のニーズ等によりまして、今度は平成22年度に、これまで、学校休業日、夏休みや土曜日は9時からだったものを8時半に延ばしたと。平成27年度からは7月と8月だけ運営していた土曜日を通年土曜日運用にするようになったということで、時代のニーズに伴う保護者たちの要望に沿って今そうやって充実させてきているという部分もございます。

田中麻乃議員ご指摘のとおり、仮に大町で勤めるということになりますと、当然8時半開始です

とこちらのほうは8時ごろに出ていかなきゃいけないということ、また近隣の児童クラブの開所時間を見ても朝8時から夕方6時あるいは6時半というところが今ふえてきているということもございます。

また、保育園のほうで預かる時間との整合性。当然そういった部分も考えられますので、先ほど村長の答弁でもお話ししましたとおり、児童クラブについては常時2人の指導員がいなきゃいけないと。そういった制約もありますが、そういった人的補助も含めて今後も検討していきたいと考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） ぜひとも児童クラブの開始時間を8時からにしていきたいと思えます。どうしてもお母さんたちの働く時間が制限されますので、そういったところではぜひともお願いいたします。

4番の支援ルームのところでございますが、ご答弁にありました3割ぐらいは「支援ルームを使ったことがない」というところで、いろいろお母さんたちから聞いた話ですと、一番は飲食可能な部屋をどこでもいいから一つつくってほしいといったお声がありました。

特に支援ルームの利用時間も制限されておりますので、子供の様子次第で、午前中から支援ルームに行けないお母さんたちもお昼からお昼ご飯を持って支援ルームに遊びに行ったりして、午後もそのままのんびり過ごしたいといったお声もありました。

特に掃除用具などを部屋に用意してもらえればお母さんたちも自分たちで掃除して管理するのという切実なお声もあるのですが、そういった飲食可能な部屋をつくっていただくことはできるのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中教育課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） 自由利用についてのお昼なんですけれども、過去にはお昼を食べていただいていたという時期もあるようです。現場のほうの話を聞きますと、子育て支援ルームにつきましては、お母さんやお父さんを支えていく、そういった目標のほかにも、子供の発達、こちら支えなきゃいけない役目があるというところで、子供の生活リズムということを重視しているということです。

したがって、今の支援ルームの自由利用のルールにつきましては、お昼については一旦ご家庭に戻っていただしてお昼を食べて、お昼寝をしていただいて、それからもう一度出てくるということなどで案内等を出して保護者の理解を得ているということでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） ぜひ柔軟に対応していただきたいと思えます。

お子さんはそれぞれ、私も子供を育てていたら、その日その日で全く同じなわけではないわけです。言ったら、疲れている日もあれば元気に遊ぶ日もあって、そういったところで、村が決めた

そういった規定に子供たちを合わせるのは今の時代に余り合わないんじゃないかなと感じますので、ぜひともそういったお母さんたちの要望に柔軟に対応していただきたいと思います。

あと、白馬村のように、雪が降る、雨天に左右されるところでは、本当に支援ルームというのはお母さんたちと子供たちが遊ぶ大事なところですが、土日になると支援ルームは閉まってしまっているのですが、そういったところで、土日などの自由利用についてもお願いしたいんですけども、そういったところではどうお考えでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中教育課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） 答弁いたします。

田中議員さんがおっしゃるとおり、今、土曜日については休館日ということで全体的に事業が休館になっております。また、金曜日につきましては一時保育のみということで自由利用ができない。日曜日につきましても休日保育のみで自由利用はできないということでございます。

今、支援ルームのスタッフにつきましては、ことし1名常勤を増員いたしまして、3名で運営している。週休2日という勤務の中でシフトを持って今運用しているということで、金曜日・土曜日休みの職員あるいは土曜日・日曜日休みの職員ということで対応させていただいています。

自由利用につきましても、できるだけ現場の保育士については顔を出して保護者と話をできるように、また、情報提供をしたり、悩みが聞けるようにということで今対応しています。

金曜日と日曜日については、一時保育と休日保育のほうに専門的に行って、自由利用のほうの部屋については保育士が一切顔を出さなくてもいいということであれば、安全管理上、あるいは施設のこと、そういったことを検討すれば可能ではないかなと考えておりますので、また現場と調整して、できることならば実行していきたいと考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） ぜひとも自由利用に関しては開放していただきたいなと思います。お母さんたちは、なかなか白馬村でそういった場所がないことから村外に出て遊ぶ場を求めています。今ある施設を使いやすいようにしていただくためにも、ぜひともお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問に移ります。

多様な民意が反映される村政を目指して。

8月5日に行なわれた村長選挙では、村政の未来を村民一人一人が真剣に考えるきっかけとなりました。村に対する誇りと愛着、シビックプライドを村民が抱くためには、お任せ民主主義からの脱却、住民自治力の向上が必要不可欠です。そこで以下について伺います。

①各地方自治体において、住民主体のまちづくり自治基本条例の制定が進んでいます。村としての制定の可能性や考えについてお伺いいたします。

②本村は、国内外からの移住者が多く居住しています。第5次総合計画にも、「多様な人々の交

流・共生」として「文化や国籍の違いを尊重し合い、誰もが地域社会の一員として活躍できる環境を整備するとともに、多様であるからこそ実現できる国際的な村づくりを進める」とあります。

納税し経済的にも貢献し、まちづくりにおいても重要な役割を担う外国人居住者において、参政権を含め、どのように民意を村政に反映させていくのか、お考えを伺います。

③村長選挙は67.57%という過去最低の投票率でした。繁忙期であったことも要因の一つだと考えられます。しかし、本村においても高齢化は進展し、要介護状態にある高齢者の数も10年前より約25%増加している現状もあるように、寝たきりのため投票に行けない方も多くいらっしやっただのお話も伺いました。

また、移住者や若い世代の政治無関心も多く影響していると考えられ、さらには、期日前投票、不在者投票などの選挙に対する知識不足もあると考えられます。年々低下していく投票率の低さを改善するための村の考え、対応について伺いたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2点目の多様な民意が反映される村政について、3つの項目について質問をいただいておりますので、答弁させていただきます。

1点目の住民主体のまちづくり条例の制定についてであります。一般的には自治基本条例のことと理解した上で答弁させていただきます。

自治基本条例とは、まちづくりの理念や行政運営の基本原則を定め、地域の課題やまちづくりに関して誰がどんな役割を担い、どのような方法で取り組んでいくかを明らかにした条例であります。

条例の類型については、行政基本条例型という行政組織のあり方やまちづくりにおける行政との関係を定めるもの、村民参加条例型という村民のまちづくりへの参画を定めるもの、理念条例型という将来ビジョンや理念を定めるもの、総合条例型という理念や住民参画、責務などを定めることで最高規範性を持つもの、議会基本型という議会のあり方や運営方針など議会に特化した事項を定めるものといった5つの類型が考えられます。

議員が考えられる類型がどれを指しているかはわかりませんが、これらの類型のうち例えば将来ビジョンや理念という点については、村民憲章や白馬村総合計画が定められております。自治基本条例については、その必要性、他の条例や法令との整合性も検証する必要があり、現時点で条例の制定については考えておりません。

2点目の外国人居住者の民意の反映について答弁させていただきます。

外国人の方の参政権については、憲法解釈にもかかわる事項として国レベルの議論が必要であり、白馬村としての考えは持ち合わせておりません。

一方で、白馬村第5次総合計画では「多様であることから交流し学びあい成長する村」を理念の一つとしております。私は、常々、日本人だから、外国人だから、女性だから、男性だから、若者だから、年配者だからということではなく、多くの方々に村づくりに参加していただきたいと思

ております。

第5次総合計画策定過程においても、村内外の方から意見をいただきましたし、各種審議会には委員として多様な方々をお呼びし、各種ワークショップでも国籍を問わず参加を呼びかけました。

また、今年度より3年間、文部科学省の「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の採択を受け、長野県国際化協会、村社会福祉協議会、公民館、住民コーディネーター等とともに日本語教室開設準備をしておりますし、10月14日に予定しております防災訓練では、長野県と協力の上、災害多言語支援センター開設訓練も実施する予定です。外国人居住者の方々も暮らしやすい村となるよう取り組めるところから取り組んでいる状況であります。

最後に、投票率の向上に向けた取り組みについての質問ですが、選挙の執行及び管理等は白馬村選挙管理委員会が行なっておりますので、私からは一般論や選挙管理委員会からお聞きした情報を述べさせていただきます。

今回の投票率の低迷については確定的なことは分析をしなければわかりませんが、考えられる要因といたしましては、夏のシーズン中の選挙であったことにより宿泊施設の観光施設が多い投票区の投票率が低かったこと、有権者の年齢が18歳に引き下げられた影響もあり、若年層の投票率が低かったこと、老人ホームなどの指定施設の不在者投票の投票率が伸びなかったことなどが考えられると選挙管理委員会から聞いているところであります。

投票率の向上に向けた取り組みとしては、引き続き、白馬高校への出前講座や成人式での啓発等、若年層への積極的な啓発、また選挙期間中の大型店舗での街頭啓発、広報車、行政無線、ケーブルテレビ等による広報等を活用した不在者投票等の制度の周知等を選挙管理委員会とともに相談しながら積極的に行なってまいりたいと考えております。

以上、2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 自治基本条例は、自治の主体を市民と規定し、住民や地域の自治組織が自治体の事業立案に参加する権利や住民投票制度などについて定めるとされています。

基本条例の提言を検討する市民談話会へのアドバイザーを務めるNPO法人公共政策研究所によりますと、平成30年5月14日現在で、全国371自治体で施行されています。

まちづくりを行なっていく上で住民の声を反映させるという意味での自治基本条例を制定していくべきなんではないかと思っているんですが、答弁の中では今のところそういった考えはないとおっしゃっていましたが、なぜ検討する余地もないのか、ご答弁いただきたいと思えます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 自治基本条例でございますけれども、先ほど村長の答弁の中でもありましたように、自治基本条例というのは、全国の自治体の例を見ますと、それがどういう内容のものなのかは一意に決まるものではないと考えております。

その中では、例えば理念だとか、これからの村の方向性を定めたもの、あるいは、議会のあり方ですとか議会の運営方針を定めたもの、それから行政組織のあり方というのはこういうものなんだというものを定めたもの、いろいろあるのだらうと理解しております。

私も他の自治体の自治基本条例と言われているものを幾つか拝見させていただきましたけれども、例えば、その中においては、情報公開のあり方ですとか、それは恐らく情報公開条例に既に規定されているものであろうという内容のものですとか、それから先ほど議会のあり方、それは恐らく議会の基本条例あるいは議会の会議規則、それから地方自治法等で既に規定されているような事項や、実は既に規定されているものをまとめたようなものも自治基本条例として、いわば重複的に規定されているといったものもたくさんありました。

ということで、そもそもこの自治基本条例として何を定めたいのかは、しっかりとその前段階で整理する必要があると思われまして、その中で、現状、法律や条例等で定まっていないことがあるのであれば、それは策定の余地があるのだらうと理解しております。

いずれにしても、まちづくり条例や自治基本条例というのは、自治体における憲法と位置づけている自治体もあるようでございますけれども、自治体における憲法ということであれば、それはどちらかという、行政の側がこういったものでやっていくんだということももちろん大事ではありますが、住民の側の声としてこういったことが必要ではないかと、そういった意見の盛り上がりがある議論をする前段としてかなり大事になっていくのではないかとというふうに考えます。

そういったことがあるのであれば、当然、じゃあ白馬村においてはどのようなのが必要なんだろうかということを経営的に考える余地はあるのだらうとは思いますが、現時点で具体的にこういうことが必要なんだろうかということで行きますと具体的な検討の段階までは至っていないということでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 今回の選挙では、外国人の方々に参政権がないところから、外国人の方もそうですし、その奥様、日本人の配偶者におかれましても条例で決められるんじゃないのかというお話を伺いました。

その方がおっしゃっているのはこういった自治基本条例のことなんだろうという形だと思うんですが、大体、村の成果説明書では、外国人住民数は平成30年3月31日現在で中長期在留者と特別永住者を合わせて468人、平成31年1月1日現在の総人口から算出した割合だと約7%いらっしゃるということで、新宿区におきましても大体外国人の方々は10%というところで、そのぐらい都心と同じような形での外国人の居住者の方々がいらっしゃるんだろうと思っています。

そういった方々と、あと今後やはり外国人のインバウンドがふえていく中で、彼らにもまちづくりに参加していってもらおうというところでは、選挙権がないので自分たちの意思での政策についての議論というのは、やっぱり差し控えたいといった外国人の方々のお声もいただきました。

自治基本条例、これニセコのまちづくり条例なんですけども、そこにやはり規定するのが大事だなと私は考えるのは、まちづくりに参加する権利というところで、「私たち町民はまちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。私たち町民はそれぞれの町民が国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的または経済的環境等の違いにより、まちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない」というふうに書いてあります。

今後、やはりこういった自治体、371の自治体でも施行されているこのまちづくり条例、藤本副村長の答弁にもありましたが、住民の側からの運動がなければならぬと、もちろん前提にあるんですけども、そこはやはり村のほうがリーダーシップをとってやっていていただきたいと思っているんですが、多分、ほかの自治体も数年かかっています。3年から4年、研究にはかかっているんですけども、そういったところでぜひともやっていただきたいと思っているんですが、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、田中麻乃議員からは外国人の関係について質問がございましたけども、他の自治体の動向を見る必要もあろうかと思えますし、白馬村は特に外国人が多いというようなことで、外国人の代表の方々と1年に1回、HIBAの会という会がありますけども、そういった方からお寄りをいただいて、行政に対してのいろんな懇談を毎年しているところであります。

外国の方がどんな思いで白馬村に住んでおられるのか。そして、行政に要望したいというようなことを踏まえる中で、公民館を通じてそんな活動をしております。そしてまた、イベントがございます。外国人のHIBAの会が中心になって、外国人の方のイベントがありますけども、そこへは私も参加をする中で、そういったニーズを聞きながら、行政に協力をしてもらおうと。ある反面協力をしてもらったり、また村の意向を伝えたりという、そんな取り組みをしているわけでございますが、当面はそんな形の中で白馬には特に外国人が多いというようこともありますので、そんなことを取り組んでまいりたいというふうに思っています。

特に、マナー条例の関係が3年前にございました。そんなことも含めて、皆さん方はどんなふうに思っているかというようなことを聞いたり、そしてまた白馬村がこんなすばらしい山岳高原がありながら、冬はいいんだけど、夏のグリーンシーズン、もっと違う取り組みをすればどうかというような提言もいただいた経過もございます。そんなことを踏まえながら、参政権とはちょっと別ではありますけども、この外国人の皆さん方のニーズはできるだけ把握してまいりたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありますか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） ぜひとも、外国人の参政権においては検討していただきたいと思います。それが、憲法で規定されているから村としての考えはないとかそういうものではなくて、やはり投票

権が与えられるというところだけでも、例えば票数に入れなくても、外国人の方々が選挙に参加できるような形で工夫していただくとか、そういったところでぜひとも考えていただきたいと思えます。

HIBAの方々と懇談されている、年に1回は懇談されているということでしたけれども、私たち自身も議員として彼らと日常的に接しているわけですが、やっぱり選挙のときは、村長選のときは自分たちにも、投票がそのまま入るわけではなくても自分たちの意見を投じれる1票があったらいいというところもありましたので、ぜひともそこら辺は検討していただきたいと思っております。まちづくり自治基本条例におきましても、いろいろ検討されることもあるかと思っておりますが、任期の4年中にぜひとも検討していただきたいと思っております。

村長選の期日前投票や不在者投票などの選挙に対する認知不足というところなんですけれども、実際、私自身も白馬高校の生徒が自分の故郷に帰るときに、不在者投票をはじめてやったというところを聞きました。それすごくいいことだなと思って、ぜひともそういった普及、選挙に対する投票率を上げるための工夫をぜひやっていただきたいと思うのですが、ご答弁の中では選挙管理委員会に任せているというところではありましたが、選挙の直前ではなくて、そういった取り組みを今からやっていっていただきたいと思うのですが、そういった中での行政のお考えというのを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 選挙管理委員会の事務局を持っておりますのが総務課ですので、私、書記長を兼ねておりますから、書記長の立場で答弁をさせていただきます。

もちろん高校への出前講座とか、いろんな形でやらせてはいただいておりますけれども、当然のことながら学校は学校でいろいろなカリキュラムを組んでいる実情がございますので、そのあいている時間帯に入れさせていただくということで、主権者教育と兼ねて、主権者教育の中の選挙の一環として、特に地元には白馬高校がございますので、白馬高には向かわせていただいていると。これについては、継続をして取り組んでまいりたいというふうに選管のほうでも考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） あと、特には恐らく白馬村は半分ぐらいが移住者で構成されていると思うんですが、私も移住者ではありますけれども、やはり移住者が、移住者であったり若い世代の政治的無関心というのが、私もすごく危惧しております。そういった中で、もちろん議員の仕事としてもそういった若い世代や移住者に対して、政治に興味を持ってもらうというところは仕事としてあるのですが、村としてはそういったところをどのようにやっていくのか、お考えをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 移住者の若い人が関心がないというような、そういったことばかりではありま

せん。今ここに住んでいる、結構若い方が政治に無関心だということはどこの市町村でもそういった傾向があるわけでありますけれども、この前の大町の市長選挙も行ないましたし、また白馬村でも老人が何%というような、非常に低い投票率であるわけでありますけれども、年々こういった国政選挙もそうでありますし、政治に無関心だという傾向はあるわけでありますけれども、私が先ほど言ったようにこれは選挙管理委員会の範疇でありますので、私からはとやかくはともかくとして、そういった関心が持っていただけるということは、非常に村政を運営するにもありがたいというふうに思っておりますので、またいろんな機会でそういった関心を持っていただけるような、そういった取り組みも大事ではないかというふうに考えておりますので、現状のところそんな答弁としていただきます。よろしくをお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁も含めあと7分です。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） やはり、選挙管理委員会の範疇なのでというところでしたけれども、やはり一番前段にも申し上げましたが、村に対する誇りと愛着、シビックプライドをやっぱり村民に持ってもらうためには、お任せ民主主義からの脱却といったところで、何か手法を打っていかなきゃいけないんだと思います。

なので、また戻ってしまいますけれども、自治基本条例であったりそういったところで、村としても積極的に村民の底を上げていくというところを、ぜひとも考えていただきたいと思っています。なので、ぜひ今回の任期の4年間の間に、自治基本条例はぜひ研究していただいて制定をお願いしたいと思います。

これで、私の質問は終わらせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第3番、田中麻乃議員の一般質問を終結いたします。ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時01分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第2番丸山勇太郎議員の一般質問を許します。第2番丸山勇太郎議員。

第2番（丸山勇太郎君） 2番丸山勇太郎です。暑い暑い真夏の選挙戦を制し、下川村政の2期目がスタートしました。引き続き4年間白馬村の発展と住民福祉のため、最大限のご尽力をお願いいたします。

さて、今回の一般質問は、村長2期目の最初の定例会一般質問となります。私が日ごろから感じていること、それは村長答弁が長いことです。毎回8人が質問に立つとし、1人2問として4年間ざっと計算すると、およそ260問の質問をし、それに対してほとんどが村長からご答弁をいただくこととなります。

村長には大変ご苦勞なことではございますけれども、我々も村をよくしていきたいがための一生懸命考えての一般質問でございますので、傍聴して下さる方も含め、村民のためにも簡潔かつ明快な質疑、答弁を心がけることを2期目冒頭にお願ひし、私の質問に入ります。

最初の質問は世界水準にするためのまちづくりの具体的ビジョンについてでございます。世界水準の観光の質問は前回同僚議員がしていますが、私は今回まちづくりという観点から、具体的ビジョンについてお聞きします。前回とは違う視点での質問でございますので、前回とは違うお答えを先ほども申しましたように、できるだけ簡潔にいただきたいと存じます。

村長は、これまでの発言やさきの選挙戦での公約において、観光立村白馬村を世界水準の国際山岳観光地、あるいは滞在型山岳リゾートにすると明言しています。しかし、それがどういうものであるかは発する言葉上では、極めて曖昧かつ抽象的な表現ばかりを使っております。

例えば、白馬らしい、居心地がいい、明るく元気な村などです。真に世界水準たる滞在型山岳リゾートにするために、まちづくりの上では何を成し、どこをどのようにしていくのか、行政はどのような役割を果たすのか、それらを含めた具体的ビジョンについて、以下の項目をお聞きします。

- 1、世界水準に比べて白馬村の足りないところは何か、あるいはどこかを伺います。
- 2、その不備・不足を補うための行政が果たすべき具体的な施策とビジョンを伺います。
- 3、まちづくりにおいて、村内のどこをどのような方向に誘導すればいいと考えているかを伺います。
- 4、前回の規制ルール見直しでは、個別開発における延べ床面積3,000平米以上の大規模開発基準を平均地盤の捉え方、一部の容積率、地元同意書を不要とすることなど、わずかに変更したのみでした。

しかし、このことから世界水準にするための方向性は見出せません。3,000平米未満の開発も含め、この後どのようにするのかを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 丸山勇太郎議員から、世界水準にするためのまちづくりの具体的ビジョンについて、4つの項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の答弁の前に、世界水準という点については、6月の議会でも観光面に焦点を合わせて質問をされているため、今回はまちづくりに重点を置いた答弁を心がけますが、村が観光立村であるという性格上、重複する部分があることをお断りいたします。

その上で白馬村の足りないところについて、世界水準のリゾート、まちづくりの観点からお答えいたします。世界水準の滞在型山岳リゾートと評価されているスイスのチェルマツト、カナダのウィスラには、滞在するだけでも楽しい町があると言われております。

リゾート地と観光地は類似をしているようで明確に違いがあります。それは、観光地が一時的な刺激、息抜きを提供すれば足りるに対し、リゾート地は理想的ライフスタイルを提供できるエリア

であるということでもあります。訪ねたい、見たいから、住みたい、暮らしたいエリアにしていくまちづくりの視点が重要であると考えます。

理想的ライフスタイルの要素は多岐にわたっており、人それぞれであります。経済産業省のレポート、国際競争力を持つリゾートの要件では、心地よさとにぎわいをもたらす空間デザイン、住民の生活の質を高める環境などが重要な要件として挙げられています。

心地よい空間デザインとは、見ただけで期待を抱かせる景観であり、にぎわいをもたらす空間は、人々が自然と足を向け、滞留するような動線と広場空間とされており。白馬の場合、アルプスに代表される自然景観は世界水準であるものの、町におけると、エリアごとに景観形成に努力しているところはあるものの、建物の形状、色彩、町全体のたたずまい、耕作放棄地の存在等、世界水準にはまだまだの状況でありますし、人々を引きつける広場空間と言われても、とっさに場所が浮かばないのが現実であります。

もちろん住みたいまちづくりにつながる住民の生活の質を高める環境づくりには、インフラ整備や生活環境整備も必須でありますし、教育、子育て、福祉、環境の充実も欠かせません。このように見ると、世界水準のリゾートまちづくりへのハードルは高く、我々行政の意識を含め、足りないところだらけかもしれません。

2点目の不足を補うための行政が果たすべき施策とビジョンではありますが、一気に世界水準まで引き上げることは不可能であります。取りかかれるものから取りかかる。世界を意識した施策を継続していくことが大事ではないかと思っております。

村では、今年度より景観行政団体移行を目指し、専門家や多様な方々からご意見をいただくために、景観ワークショップを開催しており、多くの方々の参加のお願いをしたいと思います。また、例えば心地よい空間づくりとしては、住民や業者に対しての景観を意識した指導強化や、田園風景の保全・推進を図る取り組みを進めたいと考えます。さらに、現在、民間主導であります。複数の場所でのにぎわいのあるまちづくりの取り組みがありますので、村としても積極的に協力・支援をしていくことも一つの方策かと考えております。

3点目のまちづくりの方向性と誘導については、先ほど申し上げた、訪ねたい、見たいから、住みたい、暮らしたいまちづくりの視点を重要であると考え、現在立地適正化計画の策定を進めるよう指示をしているところであります。

この立地適正化計画とは、都市計画区域内において、人口規模に応じた都市機能や生活に不可欠な施設がコンパクトに集積をした、歩いて暮らせるまちづくりを実現すること。それらの拠点間を公共交通のネットワーク化することで、一体の都市として必要なサービスが受けられることを目指すものであり、まちづくりのランドデザインともいえるところであります。

この計画においては、誘導施設や誘導区域などを定め、人口減少の抑制にかかわる関連施策や公共施設の更新等、施策などの連携を図るとともに、地域の魅力や個性を高めるまちづくりに取り組

むことで、持続可能なコンパクトな地域づくりを目指したいと考えております。

具体的にどこをどのように誘導するかは、今後の検討において住民の皆さんの意見も取り入れながら判断するものですが、歴史や文化、魅力ある景観や自然との調和など、本村の特徴を生かしたまちづくりの指針となる立地適正化計画を策定することで、私の公約である「さらなる前進、白馬を明るく元気な村に」を目指してまいりたいと考えております。

最後に、今後の開発の方向性についてでありますけれども、国内外問わず多くのお客様に訪れていただくためには、開発と規制は表裏一体であり、バランスが求められます。大規模開発基準については、改めるべきは改める。守るべきものは守るというスタンスのもと、平成28年度の環境審議会において、計8回の審議を重ねていただきました。

その結果、大規模開発基準に係る答申10項目と、その他意見としての5項目について答申書をいただきました。3,000メートル平米未満の開発については、答申書でも最低分譲面積を設けることが望ましい。その他の意見として、大規模事業以下の案件が非常に大切なので、今後の課題としてほしいといった記載がありました。

一方で、国や県からは2020年をめどに、景観行政団体への移行が求められおり、今後の開発の方向性については、景観計画の策定が大きなポイントとなります。現在、建築物について規定をしている白馬村景観形成重点地域指導基準等は意匠、形態、色彩等の基準を定めた時期から年数が経過をしていることや、現代の建築仕様の変化及びメーカー側の顧客ニーズの変化を踏まえて、見直しの必要がありますし、幅広い見識の中から、白馬村にある基準を定めるべきとの専門家の声もお聞きをしているところであります。

昨年、共催をした景観シンポジウムでは、総合的な視点と建築物の奥行きが重要であるとのアドバイスも受けましたし、今年度、職員に研修をさせた景観色彩セミナーでは、色彩についての考え方のアドバイスを受けたことであります。

現在、景観計画策定に向けて進めているワークショップでは、景観建築等を学ぶ学生や専門家、住民、白馬ファンも加わり、議論を進めております。

今後は景観を総合的に見るための視点場、遠景、中景、近景といった観点を取り入れた議論が必要だと思っております。

これらを踏まえ、景観法に規定する良好な景観形成のための行為の制限に関する事項を定めるため、先進地、他地域の方針や基準の考え方等を参考に検討を進めてまいります。

繰り返しになりますが、今後は2020年が一つの目安となりますので、さまざまな方々の協力を得ながら、景観行政団体への移行に取り組みたいと考えております。

以上、1点目の質問に対して、答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありますか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） いろいろおっしゃっていただきまして、1番と2番に関しましては、それ

なりのことを言って、今、答弁していただいたのかなと思っておりますけれども、3番目のまちづくりにおいて、村内のどこをどのような方向に誘導すればいいと考えているかを伺いますという質問に関しては、十分なお答えではなかった気がいたします。

そこで、再質問はこの3つ目の問いから始めさせていただきます。どこをどのようなまちづくりに誘導するか、これについて、しばし私の意見を述べ、そして2つ質問をいたします。

今の答弁の中にも動線と広場空間が大事だというご答弁の言葉がございましたけれども、私、まず意見として言いたいのは、県道白馬岳線沿いでございます。ここにアウトドア専門店が相次いで進出いたしました。パタゴニア、NORTH FACE、好日山荘、八方へはモンベル、フェニックス、これらは全て民間の事業、民間の資金で行なわれたものでございます。

そして今回、この沿線の八方口第4駐車場みみずくの森に、有名アウトドアブランドスノーピークと白馬観光開発とのSPCによる開発事業が計画されました。出資比率は97.5%がスノーピークには驚きましたけれども、これに北尾根高原での事業と合わせ、地方創生交付金事業として、村からも多額の予算を民間事業でありながら投入いたします。

これは前例のない全く新しい形態です。民間事業への公費負担に違和感を覚えるとの声もございます。私は、よしあしではなくて、村は新しい方向にかじを切ったと思っています。こういう形の事業を進めるならば、もう新道の駅などを村がつくる必要はありません。

村は国費、村費合わせて最大9億円の投資をすることになると言っております。村費を使うということは、これをこの村のまちづくりに生かすということではなければなりません。単に民間事業のバランスシートに協力することではございません。それだけの覚悟でしっかりかかわりを持つことが大事だと思います。

この白馬駅前から八方までの県道白馬岳線沿い、先ほど動線と広場空間ということもございましたが、こうなれば、ここをおしゃれで素敵であか抜けた町並みにしてほしいと思います。

それが駅前の無電柱化にもつながります。村は無電柱化条例もつくりました。無電柱化はもちろん実現してほしいですけども、単に電柱、電線が駅前から消えること、実はそれはささいなことです。電柱をとっただけでは何も変わらない。それだけで世界水準に生まれ変わるわけでも何でもありません。

駅前整備も含め、この県道の縦線とさらに八方の入り口信号で右折して、二レ池付近まで、逆に左折して村道0105線のみそら野東関付近までの通称オリンピック道路、これらの沿線とスキー場のベースエリア、それぐらいは政策的にショップだけではなく、レストランやカフェなども立ち並ぶ文字通りの国際水準の町並みに誘導してほしいと思います。

それでこそ第4駐車場、みみずくの森での事業への公費投資が生きたものとなり、村全体に寄与するものになります。村は村民に説明できる観光立村のビジョンを持って、村の将来を見据えた俯瞰的な取り組みや施策展開をしてほしいと思います。地方創生交付金事業の9億円というのは、そ

ういうことだと思っております。

これからが質問でございますが、1つとして、まちづくりという視点で、村はこの八方口第4駐車場での事業にかかわる考えはあるかを伺います。そして、そこを含めて、申しましたように、駅前から県道とさらにオリンピック道路の一部を世界水準に足る観光地に誘導する。それにふさわしい街並みをここで形成していく。

そのために、先ほどは立地適正化計画という初めての言葉も聞きましたが、私、ちょっと耳に挟んでいる都市再生整備計画事業というのを利用して、ほかにはない魅力ある場所に誘導する考えはないか。この2点をお聞きいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） まず1点目のみみずくのところに関して、村としてまちづくりの観点でかわるつもりなのかという点に関してお答えを申し上げます。

まず、みみずくの、あそこのプロジェクトに関しましては、スノーピーク白馬という新しい企業が、アウトドアブランドを出店されたということですが、その計画の背景としましては、これは村として地方創生推進交付金の申請をしていく中で、既に話を聞いているところは、その意図としましては、あそこの県道白馬岳線のアウトドアストリートになっているところの一つの新たな要素として、あそこに新しくスノーピーク、それからスノーピーク以外のマルシェ等といった話もありますけれども、新たな商業施設をつくるということでございます。

それによりまして、あそこから駅前、それから八方までの、まさに議員がおっしゃったこの通りを一つのまちづくりができる空間としてプロデュースしていくことを聞いておりまして、まさに今回村として地方創生推進交付金を上げさせていただいたのは、そういったトータルのコンセプトにも共感しているところがあり、その数区の方角性としては、一つあるべき方向性であろうというところを判断して、村としてこれを支援しているというところでございます。

そういった意味では、先ほど議員がおっしゃったまちづくりとしての、まちづくりという視点で関与するつもりはあるのかということと言えますと、まさにそういったまちづくりということに共感して、この計画を発信しているといったことでございます。

先ほど村長の答弁の中で申し上げました立地適正化計画というところでございますけれども、補足させていただくと、立地適正化計画というのは、国土交通省のほうで、こういった町のグランドデザインというのを策定するというのを推奨しているものでございます。

この立地適正化計画で、都市計画区域内において、誘導施設、誘導区域といったことを定めて、誘導区域といったところを定めた場合には、公共施設だけではなくて、民間の施設も含めて、そういった区域に施設が新たに立つように誘導していく。そして、そうではない区域に関しては、新たにそういった施設が建たないように誘導していくと言った方向での計画というふうになるという形になっております。

今後、この立地適正化計画を策定するという上では、この計画を策定しましたら、当然ながら誘導区域とそれから非誘導区域では、かなり法律上の縛りというのが出てきますので、当然非誘導区域になったところ、それから誘導区域になったところというのは、かなり住民の方とも対話をしながら、この区域というのは定めていかないといけないというふうに考えておりますので、これは現時点で、ではどこを誘導区域、どこを誘導施設ということは、現時点では申し上げられないというところでございますけれども、先ほど議員もおっしゃった、そういったまちづくりの観点、既にまちづくりが進んでいるエリアというところも考慮しまして、検討を進めていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の都市再生の計画ということで、そういったことを踏まえて検討をすべきではないかということをいただきましたけれども、村としては先ほど申し上げた立地適正化計画というのを町内では議論をしているところでございます。

都市再生の特別措置法等の活用につきましては、同じ国土交通省の所管課と思いますけれども、村としてそれを現時点で具体的に進めているという状況にはないですけれども、当然、だから今後の検討材料として、そういった国が用意しているさまざまな制度というのは、研究しながら進めていきたいというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） その立地適正化計画というのを、今聞いただけでは、すぐに理解はできないわけでございますけれども、期せずして、先ほどの藤本副村長の答弁にお答えがありましたように、アウトドastreetになってきたわけです。この縦線が駅前から。

だったら、ここをやっばりにぎやかな場所にしていくと。それによってこそ第4駐車場での計画というのは生きてきますし、それに対する国、そして村の予算の投資というものが生きたものになってくるというふうに思っておりますので、お金を出しただけでは決してだめですので、しっかりかわりを持っていていただきたいと、そのように思います。

次の質問は4番目の質問ですけれども、環境審議会答申の先ほど答弁もございましたとおり、前回の環境審議会答申書の中には、その他のところの特記としまして、3,000平米未満の開発への言及がございました。

先ほどもありましたように、その3,000平米未満のことが非常に大切だと、それで答申後の課題としてほしいという記載がございました。その3,000平米未満こそ、小さなものでは倉庫から一般住宅、営業施設でも大抵の規模の店舗、宿泊施設がこの中に含まれます。

これまで幸いにも面倒な案件がなかったかもしれませんが、これから先は中国資本等が進出し、3,000平米未満の開発での基本的な数字、建ぺい率、容積率の60%、200%、あるいは道路後退、隣地後退の2メートル、1メートルというような数字を、3,000平米に極めて近い規模に額面どおりに適用して、もし建てようとした場合には、極めて深刻な問題が出ます。今のうちにルー

ルを細分化して対応できるようにしておかないと大変なことになると思います。このことをどのように考えているかを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまの3,000平米以下、規模の小さい建物の基準の関係でございますが、村長の答弁にもございましたとおり、今現在景観計画を2カ年にかけて策定をするという作業に本年度入っており、答弁にもございましたとおり、景観のワークショップというものも開催し、議員の皆さんからも参加をいただいているところでございます。

この景観計画の策定の前段で、白馬村の建築業組合さんの中でも、いろいろと指導基準をやっていく中で、やはり議員の指摘されたような敷地によっての後退距離、これが今の現行の基準で言っても、なかなか屋根行きが自己の敷地内で処理ができないというような部分、いろいろな施主さんとの間に入って、基準に対する意見書というものが出されております。

これは本年の5月に出されておまして、景観計画の策定については、予算が平成30年に初年度の予算を計上しておりますので、そこら辺の建築業組合の中の意見というところでもいただいております。

組合のほうからは、テーマとしてはこだわりと融合、特に先ほどご指摘のありました配置等については、道路後退の順守や屋根雪の落下方向、これについての基準等をしっかりと定める中で計画を立ててほしいというような意見も出されております。

これらをもとに、初年の本年度についての景観計画の策定につきましては、業務の内容については、景観資源や歴史の変遷、各種統計の分析、住民の意識調査、ワークショップを先ほど申し上げたワークショップの開催、現状の分析とフィールドワークを行ないながら、今年度の全体的な基本の方針を定めていくというので、平成30年度は現在動いている状況です。

来年度においては、1年目のまとめを受けて、具体的にどういう形で基準を定めていくのかということになってまいります。当然その中には、用途であったり、場所であったり、それに対する基準を設けるといのは、他の町村での景観計画でも定めておりますので、この辺については専門家の意見を聞きながら定めてまいりたいということで、現在初年度の作業に当たっているという状況でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 今、2年がかりの景観計画策定に向けてワークショップからスタートしまして、私もワークショップには参加いたしましたけれども、このワークショップから始まるという手法、図書館計画のほうでもやっておりますが、私、このイメージが湧かないんです。

住民に熱く理想を語らせたところから、現実的なところに入っていくところが、これからどういうふうやっていくのかなというのが、図書館計画でもわからないし、この景観計画でもわからな

いんですが、ある時期に来ますと、村から素案を示す時期が来ると思うんです。

前回のこの開発大規模基準の見直しでは、村はそこら辺の素案というものを示さなかったんです。要するにビジョンや考えを示さないまま、素案もいわゆるたたき台です。たたき台を示さないまま始まって、そしてその全員が全員玄人ではない人たちに審議していただいた答申をほぼそのまま採用し、村の考えも多少は入れましたけれども、わずかな見直しにとどめているわけでございます。

ただ前回の見直しの基準というものだけを見ますと、これがその白馬村を一流の国際観光地に、世界水準にするための例えば富裕層の取り込み、そのために必要なフラッグシップとなるような四つ星、五つ星の宿泊施設を誘致するといったところでは、これだけの見直しでは不十分かなというふうに思っておりますが、そこはどうお考えでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまの質問でありますけれども、たしかに四つ星、五つ星というところについては、その規模的なものを現在の規制の中で考えたときに、実際にはできないわけではないんですが、これは議員もご存じだと思いますけれども、やはりハードルがかなり高いという部分は、事業者さんは理解しているというふうに思います。

ただ、その中でもしっかりと、全くだめと言っている部分ではありませんので、高いハードルではありますが、それをクリアできれば、建てることは可能だというふうに考えております。

ただ、何でも四つ星、五つ星をオーケーにするのかという部分になりますと、やはり審議会の中でも出されたのは、一定の基準というものは設けないと、例えば今で言う商業的な地域の中で建てるものと、いわゆる農地等を開発して、でかい規模を建てるもの。こうなると、やはり話は違うだろうということで、やはり審議会の中でもいろんなご意見が出たというような経過もございます。

その辺を踏まえて、現状の5,000平米以上のところについては、一定の基準を残しながら、見直せるところを見直したというようなところが、今回の改正の部分かとは思いますが。

あともう一点、魅力のあるもの、その進め方等につきましては、やはり行政として一定の案というものは示さなければ、やはり言いたいことだけ言っていればいいというのでは、なかなか難しいとは思いますが。

今回は、やはり委託している先からも言われているのは、建築の専門であったり、造園の建築であったり、いろいろな色彩の専門だったり、いろいろな視点の中から、意匠、形態等を定めていくということが必要であろうということで、今回は先ほど村長の答弁にもございました専門の学生さんも入りながら、この学生さんはあちこちで、このようなワークショップを開いているということでもありますから、そこら辺も今後は生かしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありますか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 先ほどの立地適正化計画というものが、これに当たるかわかりませんが

も、このどこをどのように誘導していくかという観点から言いますと、やはりゾーニング的なものが必要かなど。先ほどもちょっと触れましたけれども、スキー場のベースエリアあたりというのは、ぼんとでかいものが建ってもらっても、私はいいと思うんです。そのかわり、守るべきところは守るという、そういうめり張りが大切なのかと思います。

観光の歴史は、開発の歴史です。開発ということは自然破壊ですとか、景観破壊のように単純に捉えて過剰反応する方もいらっしゃるんですけども、むしろ秩序ある開発は白馬村を発展させます。肝心なのは、しっかりとした村づくりのビジョン、マスタープランを持っているか、それに沿ったルールが整備されているかということです。

これからは、単なる規制ではなくて、一流の観光地になるために、まちづくりを誘導していくと。規制から誘導の時代ではないかと。そのときに行政がどういう考えを持っているか、何をしなければならぬかが肝心な点です。ビジョン、マスタープラン、ランドデザイン、英語の言い方はさまざまですけれども、要は白馬村をどのような村にしていくかの具体的計画を描くということでございます。

何をどのようにしていくかということについては、例えば条例や条項などの先ほど来の整備、あるいはルールを守らせる施策展開、どこをどのようにしていくかというのが、立地適正化計画というものは、それに当たるかどうかはわかりませんが、そういったもので村民に具体的な絵を示すということではないかと思います。普段から理事者も職員も、常にそれを考え続け、定期的に議論をする場を設ける。町内でそういう場、そういう機会を持っているかを最後に伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 丸山議員からは、まちづくりについて、いろいろなご意見をいただいているところでありますが、丸山議員はもと行政職員だったというようなことで、非常に長い経験と知識をお持ちの議員であります。

私もそういった意味では大変期待をしているところでありますが、またいろいろな面で、ぜひまたこのまちづくりに、いろいろなご意見を頂戴したいなというふうに思っておりますし、ここにいる職員は丸山議員の、皆、昔の部下であります。丸山議員の背中を見て育ってきた優秀な職員でありますので、そういった意味も含めて、ぜひまた大所高所からご指導のほうをいただきたいというふうに思います。

そして、今、丸山議員の言われたように、景観についてのそういった町内での検討、そういったことが非常に、今、言われてみて大事だというふうに思っております。また、そんな機会も設けながら、また議員の皆さんからもご意見を頂戴をしながら、村づくりに努めてまいりたいというふうに思っております。

世界水準の山岳高原という言葉は、村長が明確なことがどんどん減られて見えないというようなことを言われているわけでありましてけれども、特にこの世界水準のまちづくりということは、まち

づくりもありますし、そしてまたこの景観を守っていく、そういったこともあります。

この世界水準のまちづくりというのは、長野県のほうで世界水準のまちづくり、山岳高原を生かした世界水準のまちづくりということを、平成の25年にこの提案をされました。そういった中で、この白馬村、そして小谷村、大町市、3市村が手を挙げて、一緒にこの北アルプスを世界水準の山岳高原にしていこうじゃないかということが、この世界水準の山岳高原ということの発端でございます。

いろいろこの北アルプスの地域には、いろんな素材がいっぱいあるわけでありますが、そういった中で、白馬村だけではなくて、大町市のいろんな施設、そういった黒部ダムとか、そしてまた小谷村などつなげ込む、一緒になった、このいわゆる3市村の、今言われているBMを、こういったことが非常に大事だというふうに思っております。

そんなことも含めて、まちづくり、この地域の世界水準のむらづくりに努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思えます。ぜひまたこれからも、よろしくお願いたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 今、月2回、課長会議をやられておりますよね。私が在職したころは月末1回だけでしたけども、その中間の課長会議というのは、ぜひ政策検討会議というような名称にして、本当にこの政策をしっかり理事者、課長クラスの皆さんで、しっかり検討をする場にしてほしいなど、そういうことを要望して、次の質問に入らせていただきます。

2問目の質問は、公共施設管理計画の進捗と公有財産の処分と確保についてでございます。

私の属する総務社会委員会では、議会だよりに掲載しましたように、先に老朽化した公共施設の視察を行ないました。参加者皆が使われなくなった公共施設がうら寂しくたたずむ姿に暗い気持ちになりました。

ところで、村にはこれら公共施設について、今後どうしていくかの計画書があります。平成29年3月策定の白馬村公共施設等総合管理計画です。この進捗と今後の方針について伺います。

道路橋梁上下水道などの重要インフラと役場庁舎、保険福祉ふれあいセンターなどの維持し続けなければならない必須の施設を除き、老朽化し不要となったいわゆる箱物施設については年次計画で解体撤去し、後年度に利用計画がない施設跡地、あるいは民間が高値をつける可能性のある施設跡地については、売却も視野に入れることも必要かと考えます。

逆に白馬村には、ランドデザインがないことは自明となっておりますが、近々に計画する新図書館複合施設の用地や、仮に将来的に小学校統合を考えるなら、その施設用地など、いずれも新たに広大な用地を見出す必要があります。それは一朝一夕には決められないことですし、決めても簡単に確保できないことも明らかです。

そこで、次を伺います。

1つ目、白馬村公共施設等総合管理計画の進捗状況を伺います。この計画書を読み込むと、結局検討するとして、計画書でありながら結論を先送りしているものが目立ちますが、検討をした結果を伺います。

2つ目、沢渡の教員住宅及び村営住宅、飯田の教員住宅、それと旧白馬村役場議場は解体撤去し、旧議場については、旧役場跡地も含めてこれらを売却対象とする考えはないか伺います。

3つ目、新図書館を核とする複合施設用地を、今後どのように見出すのか伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 丸山議員の2つ目の質問でございますが、公共施設の管理計画の進捗、公有財産の処分と確保について、3つの質問の項目をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の白馬村公共施設等複合管理計画の進捗状況と検討結果についてでございますが、白馬村公共施設等総合管理計画は、老朽化が進む公共施設の更新、統廃合を長期的な視点に基づき計画的に管理する趣旨から、平成28年度から平成57年度の30年間という長期にわたる計画となっており、現在短期的な計画も含めて、どの施設を廃棄、統合するのかを検討中でございます。総合管理計画を踏まえ、個別施設ごとの具体的対応方針を定める計画として、個別施設管理計画の策定も国から要請をされています。

これを踏まえ、現在、各施設の状態や検査等の実施状況、今後の維持補修計画や更新方針等、情報を担当課より収集しており、これらの結果から、特に短期的に方針の決定を必要とする施設を抽出しつつ、個別施設計画の策定を進めている最中でございます。

国では公共施設等の適正管理の取り組みを財政的にも後押しをしており、平成29年度に創設された公共施設等適正管理推進事業債は、既存施設の集約化・複合化を図る事業に関しては90%充当でき、交付税が50%措置をされるという有利な地方債であるため、こういったものを活用しつつ、施設の更新、統廃合、長寿命化を進めていきたいというふうに考えております。

また、1つ目の質問でも答弁を申し上げましたが、立地適正化計画の策定に当たっては、公共施設の更新等、施設など連携を図るとともに、地域の魅力や個性を高めるまちづくりに取り組んでいくことで、コンパクトな地域づくりと施設更新を目指したいと考えております。

2点目の各種施設の解体撤去につきましては、先ほども触れましたが、公共施設等適正管理推進事業債の中に、除却事業にかかわるものがあります。これに関して、交付税措置はありませんが、事業にかかわる財政負担をその元利償還金の支払いという形で、後年度に平準化できることから、解体撤去対象の公共施設につきましては、この地方債も利用しつつ、対応を考えてまいりたいと思っております。

売却につきましては、平成18年2月に策定いたしました行政改革大綱集中改革プランにも未利用公有地の売却、または賃貸を進めるとありますので、地元や近隣とも調整をしつつ、可能な限り

進めてまいりたいと考えております。

ちなみに、森上村営住宅は10年以上入居者がいない状態が続いており、白馬村公営住宅等長寿命化計画において解体が結論づけられていたもので、今年度この公共施設等適正管理推進事業債を使って解体撤去をし、建物の除去後は土地の売却の予定をしているところであります。

個別の施設についてお尋ねの沢渡教員住宅、南署の南側の校長住宅と飯田教員住宅、白馬診療所敷地内については、それぞれ建築から30年以上を経過しております。特に飯田教員住宅に関しては、本年度給湯設備等におけるアスベストの含有量調査を実施しており、現在その結果を待っている状況であります。

少子化によるクラス数の減少に伴う通勤範囲外からお越しいただく県費教職員数の減少、村内の民間賃貸住宅の充足状況などから鑑みて、教職員に対する住宅支援施策は一定の役割を終えたものと考え、公設の教職員住宅は縮小していく方向で考えております。

民間賃貸住宅の活用も視野に入れつつ、今後は実施計画において現有施設の解体を進めようと考えております。ただし、飯田教員住宅に関しては、建物は村所有であります。土地は長野県厚生連の所有となっております。土地の賃貸借契約は5年ごとの更新であり、次回の更新時期は平成33年でありますので、長野県厚生連とも今後の利活用の可能性や土地の返還等について協議してまいりたいと考えております。

旧白馬村役場議場については、1階は水防倉庫等として、2階は防災用消耗備品及びケーブルテレビ白馬関係の資材や備品等を置いており、いずれも倉庫として利用をしている状況です。本庁舎にも倉庫はありますが、手狭なため保有する施設を倉庫として活用しており、これも施設の見直しの中で集約等について判断してまいります。なお、旧役場の敷地につきましては、私有地でありますので行政での売却は不可能であります。

沢渡の村営住宅については、耐震診断を行なったところ、倒壊の可能性が高いものと診断されており、その他にも設備の改修、屋根の外壁、内装の修繕が必要なことから解体を視野に検討してまいります。

3点目の、図書館を核とする複合施設の用地を今後どのように見出すかについてであります。図書館施設建設に向けての複合施設を検討するための第1回有識者会議を8月末に開催をいたしました。今後は、3回のワークショップと、全4回の有識者会議を開催をし、今年度末までの基本構想策定に向け進めているところであります。この有識者会議の中で、ワークショップや図書館検討委員会から出された意見を勘案し、図書館としてのあるべき機能を保ちつつ、複合施設となる目的の施設についてさまざまなご意見を伺いながら、これらの方向性に合うような場所、用地についてあわせて検討してまいりたいと考えているところであります。

丸山議員の2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番(丸山勇太郎君) 例によって、検討、検討という言葉がいっぱい出てくるわけですが、なぜ白馬村公共施設等総合管理計画書の中で、それをつくった時点で単に検討することとどめて結論を先送りしているのかがよくわからないんです。これは、職員がつくったものですかね。それとも、どこかに委託にしてつくったものでしょうか。

例えば、沢渡の村営住宅、老朽化度177%、耐用年数到来年度平成14年、沢渡教員住宅、老朽化度159%、耐用年数到来年平成10年、旧役場議場、老朽化度226%、耐用年数到来年平成8年というふうに、計画書の中にも記載されているわけです。計画書作成時点でもうとうと耐用年数が来てたわけです。ですから、それをただ計画書でまた検討しますではなくて、そういうもうその時点で耐用年数が来ているものは何年までに修理して残すものは修理して残す、あるいは何年度までに壊すって、それを明記するのが計画書ではないかというふうに思っております。

個別計画を策定中ということ、また有利な起債を借りてやるというようなお話がございましたので、余りこれ以上検討するで先延ばしをせずに、それぞれの施設について、特に耐用年数が来ているものにつきましては、計画的に壊すということの予算措置、何年にどれを壊すってそういうようなことをきちんと計画していただきたいと、そのように思います。

3つ目のことの新図書館複合施設でございますけども、今村長答弁もありましたようにワークショップも開催し、専門家会議ですか、そういったものも開いておりますけれども、先ほどもちょっと触れましたが、このワークショップというもの、参加者に理想を語らせ、村民に希望を抱かせるものでございます。ただ、それを進めれば進めるほど場所の問題というのは大事になってくるんじゃないかなと。その理想を実現する、どこでも好きなところにつくれればいいわけですが、非常に制約があるわけです。この辺眺めたところですね。

だから、場所の問題というのは非常に大事ですし、その理想を実現するために確保しなければならぬ敷地の面積ですとか、条件は厳しいものになってくるわけです。例えば、山が見える中で、庭に出れば芝生広場があって、そこでゆったりしてといいうようなことを実現する場所って難しいわけですね。ですから、時期や順序を誤ることなく、できるだけ理想に近づけた場所を選定していただきたいと思います。

私も、オリンピック前には多くの用地交渉を担当し、用地交渉の大変さを身に染みて経験しております。新図書館複合施設は、専任職員を置いていくらいの大型事業です。この事業はどこの課がどういう体制で担当するのかを、まずお聞きします。

それと、用地を先に決めて、例えば地権者を調べ、用地取得のための根回しをする。そしてワークショップや専門会議では場所も想定させて、その皆さんに場所も想定させて具体的検討のイメージづくりをする必要がありはしないかと考えますが、いかがでしょうか。この2点を伺います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 今、図書館検討委員会を二回開催したのか…

(「有識者会議」の声あり)

村長(下川正剛君) 有識者会議、いろいろな意見が出ていることは承知をしております。そんな中で、最終的にどういった方向性がいいかということは、ある程度村としても持っていかなければいけないと思っております。今の現状では、いろいろな方々から意見を集約の段階だということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

そして、今どこの担当でやって、担当しているかということですが、総務課とそれから教育委員会のスポーツ課のほうで対応しているところであります。いろいろなご意見もあろうかと思えますけども、これからどんどん進めていく上では、本当に選任の職員も必要ではないかと思うくらいの大事業であります。何年も今まで計画をしたが実現できなかった。この図書館については図書館ありきではなくて、複合施設ということで大勢の村民の皆さんから利用していただく、そしてまた子供たち、そして雨降り対策やなんかで、雨が降ったときにはお客様もその施設で図書館の機能を発揮をしながら、利用していただく。いろんな思いでいるわけでありますので、慎重に対応してまいりたいというふうに思っておりますので、またいろんな議会の皆さんからも、提言をいただきながら、慎重にかつ迅速に検討してまいりたいというふうに思っています。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。丸山議員の質問時間は答弁も含め、あと5分です。質問はありませんか。

第2番(丸山勇太郎君) 村長、次の4年間の最大の事業かと思っておりますので、これを成し遂げれば村長、本当に立派な村長として名を残すと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最終の意見と、質問といたしますか、意見となりますけども、今回は時間の関係で具体的な質問は控えましたけれども、質問の前文では触れているこの小学校です。公共施設管理計画の中にももちろん記載がございます。北小の北校舎は昭和45年建設、南小南校舎は昭和47年、いずれも建設から半世紀になろうとしております。統合小学校の検討というのは避けて通れない時期が到来しているのではないかなというふうに思っております。

さらには、山小屋、天狗山荘がああいうことになりまして、そのほかの山小屋も現在そうですけども、今後も大変な維持管理費用がかかります。いずれも管理計画書の中の言葉だけの検討するではすませられない抜本的、あるいは本格的な検討に入る時期が到来しているというふうに思っております。

これらは、私の後にも同僚議員2人が質問項目にもございますので、そちらで答弁していただくことでも結構ではございますが、残りの時間、もしお考えがございましたら、少し触れていただければと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 小学校の老朽化の問題でありますけども、建設から半世紀が経つというようなことを、そしてまた児童数が10年減ってきているというようなところ、これは丸山議員が言われ

るとおり統合ということについては、避けて通れない問題だというふうに私も認識をしているところであります。

この間も南小の運動会に行きましたけども、まだ100人以上の生徒がいるということでありまして、例えば複式学級というようなことに、もしなるようなことになれば、当然これは考えていかなければいけないふうになりますけども、近い将来、いずれにいたしましても、この老朽化の問題については避けて通れない事案だというふうに認識をしているところであります。

そして、山小屋の関係でありますけども、非常に山小屋の関係も厳しい状況であります。天狗山荘、雪で倒壊をされて、建設の予定でいたわけでありまして、今ヘリコプターの荷揚げができないという、本当に緊急の事態が発生をしているわけでありまして。そんなことも含めて、これから山小屋の関係、どうあるべきかということは、将来的に、近い将来考えていかなければいけないというふうに思っております。

ただ、天狗山荘は白馬岳と唐松岳の間に何も無いということもございまして。そんな中で避難小屋という要素もありますけども、いかんせん、ヘリコプターがもう荷揚げはできないかもしれないという、そんな通告をいただいているわけでありまして、そんなことも含めて、これから検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。

第2番（丸山勇太郎君） 終わります。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第2番、丸山勇太郎議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第11番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第11番津滝俊幸議員。

第11番（津滝俊幸君） 11番、津滝俊幸です。

さきの村長選挙において見事当選され、下川村政の2期目がスタートいたしました。1期目は神城断層地震により、災害の復旧や復興に手間を取られとか負われてしまって、本来の公約の実現が道半ばでありました。白馬村をさらに大きく明るく元気が村とするため、2期目の公約をしっかり果たしていただきますよう希望いたします。

それでは、私の一般質問を始めさせていただきます。

まず1つ目として、道路や河川及び用水路の草刈りなどの維持管理についてお伺いをいたします。

国道、県道、村道の主要幹線道路の路側帯、または路肩というような言い方になるのでしょうか、

のり面、歩道などの草刈について行われている形跡がありません。また、センターラインや横断歩道などの表示が確認しにくくなっております。さらに壊れたままのガードレールや錆びついた標識の放置など、交通安全や景観上問題であり、それら対応についてお伺いをいたします。

また、河川・用水路の草刈り等についても、各地域での委託管理が行われてきました。高齢化が進み、その作業がままならぬ状態になっております。今後の対応についてお伺いをいたします。

よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 津滝俊幸議員から道路や河川及び用水路の草刈りなどの維持管理について、2つの項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の主要幹線村道の草刈りについては、直営シルバー人材センター委託、業者委託を組み合わせながら行なっております。地域によっては、地区住民のボランティアで行なっていただいている路線もあり、大変感謝をしているところであります。

村道については、道路管理者としてのセンターライン、路肩線、停止線等の引き直しにつきましては、八方、和田野、五竜、岩岳など、比較的通行量の多い路線を優先しつつ、小中学校、PTAからの要望などを踏まえながら、今年度も4月に実施をいたしました。

ガードレールをはじめ、村道の損傷箇所につきましては、例年4月に各地区の区長さんをお願いをし、地区内の損傷箇所をご報告をいただき、除雪等で損傷をしたものはその路線を受託している業者が修繕をしているところであります。

自損事故等で原因者が判明している場合は原因者の賠償対応等で修繕をしておりますが、道路パトロールで発見された原因者が不明な損傷については建設課で修繕対応をしております。

錆びついた標識等についても、やはり道路パトロールで気づいたものに対しては修繕、交換を実施することといたします。

標識や案内看板などは、それぞれの道路管理者や事業者が設置したものが数多くあり、交通安全上または景観上問題があるものについては、ご指摘いただければ、その都度勧告等を行なうことで対応してまいりたいというふうに思います。

一方で、国・県道の維持管理については長野県大町建設事務所が管理をしています。長野県大町建設事務所によりますと、国・県道の路側帯やのり面、歩道の草刈りについては、本来は定期的に草刈りを行い、良好な状態を保つことができればよいのでありますが、予算の制約がある中で、路肩より約1メートルの範囲の草刈りを年1回程度実施をしておりますが、草木の繁茂に処理が追いつかない状況であることも事実であります。

区画線については、春先に視認し、状況を確認しながら緊急性の箇所を優先的に更新しているとのことであり、また、ガードレールの破損は、村道同様に事故等で破損したものであって原因者が特定できないものも多く、道路改良等で不要となったガードレールを再利用するなどして更新を行

なっていますが、更新が追いつかない状況とのことです。

このような中で、沿線環境はアダプトシステム（里親制度）をはじめ、地域の道路愛護団体の皆様による植樹帯の清掃・除草活動の実施により沿道美化が保たれている箇所もあり、大町建設事務所では、申請のあった団体に対し、消耗品の購入や愛護活動中の事故に対する保険の加入など支援をしております。

現在、管内では37団体、約3,300人あまりが活動中とのことです。

村としても、大町建設事務所には機会あるごとに道路維持管理の向上をお願いをしているところではありますが、いずれにいたしましても、今後もよりよい道路環境が保たれるよう、住民の皆様とともに努めてまいります。

2点目の河川・用水路の草刈り等について、各地域で委託管理が行われてきたが高齢化が進み、その作業の今後の対応についてであります。農政課と建設課の両課にまたがる項目となります。

最初に農政課関係であります。各地区においては、農業用水の取水施設や水量の管理、さらには水路の草刈りから泥上げなど、多岐にわたって協力をいただいていることに対し、この場をお借りし、お礼を申し上げるところであります。

一方で議員ご指摘のとおり、高齢化により、農業用水路の維持管理のみならず、各地区での用水路の水量の配分調整や部分的につまりやすい箇所等の管理にも影響が出てくるものと思われま

す。現在は、個人農家から担い手に農地が集約をされてきている状況であります。全ての農業用水路を担い手だけで管理するということは大変難しいと思っておりますので、引き続き、できる限り地域の皆様にもご協力を賜りたいと考えております。

その中で、施設を改修することにより、格段の維持管理がしやすくなったり、問題の解決につながるといったケースなどがありましたら、地域からご提案をいただき、協働により対処してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、建設課関係ですが、姫川をはじめとした河川管理も大町建設事務所が行なうこととなっております。河川敷の草刈り等は最寄りの地区のご用力をいただいております。高齢化が進む中で、堤防の斜面や河川内の中州の草刈りは大変な作業であることは理解をしております。

このような状況を踏まえ、今年度6月に初めての試みとして、神城地区沿線の区長さんと大町建設事務所が合同で姫川沿線の状況を現地確認をし、今後の維持管理に対する意見交換を行なう場を設けました。それぞれの地区からの現状報告と課題、地域からの要望等を伝えるとともに意見交換を行い、今後の良好な維持管理についても模索を始めたところでもあります。

大町建設事務所では、平成27年度と29年度に相次いで河川堤防用大型草刈り機と草刈り専用車を購入し、機械による草刈り作業を行い、維持管理の向上に努めていることが報告をされました。

本村といたしましても、今後は大町建設事務所と相談をしながら機械を活用した維持管理を検討してまいりたいというふうに考えており、よりよい道路、河川環境が保たれるよう住民の皆様と

もに努めてまいりたいと思っております。

1点目の道路河川の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第11番（津滝俊幸君） 私が今回この一般質問をするに当たって理由があるわけですが、今、村長答弁の中でもありましたように、まず、ことし始めて地域からの要望もあつたりなんかして、6月に河川をパトロールすると。これは神城地区になるんですけども、その折に神城地区の議員もそこに参加をさせていただきました。

それから、もう一つは、やはりこれは議員が自主的に行なっていることなんですけども、各神城地区の区長さんと毎年8月に懇談をするというような機会がありまして、各地区の課題、もしくは村に要望していくことはないかというような話の中で、今回、この道路や河川、特に草刈り、このことについて非常にみんな困っていると。困っている理由が、先ほど出ていた地区が高齢化していて、作業を委託されてやって入るんだけど、もう私たちの力だけではどうにもならないところにきています。なので、ぜひこれを地域の課題として、村の課題として取り上げて欲しいと、そういうような要望があつたがために、今回、このような質問をさせていただいているところです。

また、さきに行われました景観に関する会議、ワークショップ、そこにも参加をさせていただいて、そのとき、各テーブルごとに景観に対してのいろんな課題が上がってきたんですが、観光を標榜する山岳景観の非常にきれいなところの村なのに、道路の草刈りが十分に行われていないと。このことに対して、やっぱり景観をよくしていくためには草刈りをしっかりとやってほしいと、そういうような希望があつたことも今回、一般質問に取り上げた理由であります。

私が皆様のところに資料としてお渡ししている、まず、川と道路があるものを見ていただきたいんですが、これは神城地区の、たまたま私が通りすがりに撮ったものですので、これが全てではありませんが、ちょうどJA大北さんのライスセンターのある南側、土合橋南交差点というところになるんですけども、これはオリンピック道路を、長野方面へ向かっていくところのオリンピック道路の交差点、大町とのわかれるところ、そここのところの交差点なんですけど、北に向かって右側に歩道がずっとついてはいるんですけど、これが実は1回地区の、これは堀之内地区になるんですけど、若い人たちが中心になって、全くもってボランティアで草刈りをした場所です。これは、撮影したのはついこの間、3日ほど前になるんですけども、草刈りをしたのは6月であります。1回草刈りをしたあとでもこんな状況になってしまって、人が歩くのにやっとというような状況になっている。

それから、土合橋南交差点と書いてあるほうですが、これは左側で、ちょうど車で来ると信号機でとまる場所になるんですけども、大町方面から入ってくる車が、これも一旦草は刈ってあるんですけど、もう見えない状態です。本当は電柱の向こう側に道路があつて車が見えるはずなんですが見えない。非常に危ない、それから、交通の妨げにもなる。さらには景観上もよくないというような状況であります。これは1回草を刈ったところです。

それから、その下、今度は河川になります。左側が谷地川、三幸橋付近というふうにあります、堀之内地区にあるんですけども、堀之内と三日市場の間にある橋があるんですけども、元農業集落排水施設の終末処理場があったところから三日市場方面に走ったところですよ。

西側から東側を望んだところになるんですけど、ここも一旦、堀之内地区で草を刈ったところになります。ですが、見ていただいたとおり、もう草が非常に多く茂っちゃっていて、この土手の高さが場所によっては4メートルから5メートル、こういうふうに水が流れていますから、これも6月に1回草を刈っているんですけど、この中に入って草を刈るわけですよ。80歳代の人たちもこの中に入って草刈りをやります。

それから、右側、姫川のガクモ原付近、これは小学校のちょうど下あたりになるところを、北から南に向かって見ているところになるんですけど、両サイド、のり面がずっとあって、これはちょうど沢渡地区になるんですけど、このような形で草が生い茂っていると。この地区の人たちは、こういうふうに多く草が茂っているところはカメムシも発生したりなんかして大変困っていると。この奥のほうには奈良井という地堰があって、農政課のほうでお願いをしてJAさんの委託でラジヘリによる防除も行なったりなんかしているというような状況になっています。

こののり面の幅だけで、ざっとですけど、大体10メートルはあるかないかぐらいの土手幅になっています。それが左右にありますから、これを、草を刈っていくということは相当の労力が必要になるのかと思います。

これを全て一基の人たちが、さっきアダプトというようなシステムが大町建であるというような話も聞いていますけども、これに加わりながらやっているんですよ。この状況を見て、まず、村長は先ほど本当に皆さんにお願いしてやってもらっているという話をしていましたけど、率直に感想はどうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 先般、佐野の区長さんからたまたま現場を見てくれというようなことで、私も2時間程度、姫川源流のところを歩きました。本当にご苦労いただいているなということを改めて感じているところでもありますけども、姫川源流の両サイドは相当な草刈りの面積があるというようなことで、100軒ぐらいの佐野地区の方が草刈りをしている。または、その下流の沢渡地区でも同じように草刈りをしているというようなことで、そういったことで、地域の皆さん方のおかげで源流が守られたり、姫川の川が守られているというようなことで、改めて地域の皆様方に感謝をしているところでもあります。

白馬村全地域がそういった形で、村の地域の皆さん方のご協力をいただきながら、そういった道路、そしてまた草刈り等を対応いただいているわけでございますけども、先ほど言ったように、非常に高齢化がしているという、こういう言葉が出てきたのは、私、小さい集落は前からそういう声はあったんですけど、大きい集落からこういう声が出てきたというのはここ3年ぐらいから出てきて

いるというようなことで、現場を歩いてみて、私もお苦労していただいていることに対して感謝を申し上げているところではありますが、さりとて、それを村で全部やれと言っても、それは対応はできかねますので、地域の皆さん方と色々な協力をする中でご支援をいただきながら、村としても対応していかなければいけないというようなことは、つぶさに感じたところでもあります。

本当にご苦労いただいていることに対しては、改めて感謝を申し上げますけども、皆さん方も、特に地域の議員さんという立場もありますが、ぜひそんなことも、村として協力は当然でありますけども、地域の皆さん方も、何でも村で対応すると言ってもできませんので、そこら辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

そしてまた、先ほど言われたように観光立村として道路がこういった形ではという、そういったお話もございました。確かに世界水準の山岳高原というものも1つの景観ということも重要な要素でありますので、そんなことも含めて、今後検討してまいりたいというふうに思っておりますので、また、いろんなご意見を頂戴したいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第11番（津滝俊幸君） 非常に村長もこのことに対しては苦慮しているというようなことが伺えるわけですけども、さりとて、このまま地区の皆様は全てをお願いして、ずっとこれから先も行くというわけにはなかなかいかないのかなと。

ある区長には言われました。もうちょっと行政として配慮をしてほしいと。その配慮というのはどういう意味なのかということをおなりに考えてみますと、先ほど用水のほうの関係では、多面的機能支払交付金という制度があって、これは畦畔、それから、畦畔ののり面、それから農道、用水路、全てこういうところを管理するとお金がもらえるというシステムであります。これは白馬村の中では相当数の皆さんがこれに加盟しながらやっていて、お金をもらってやっているんですけども、やっぱりお金をもらうだけではもう対応できない。要するに、お金をもらって自分たちがそのボランティアも含めて、燃料代だとか、草刈り機とか、そういうのも用意しただけでは、草刈り機といってもいわゆる竿のタイプの草刈り機です。自分を動かさなきゃいけないわけですから、それだけではもう対応できない。だから、区としてお金をもらっても、草刈りを暑いさなかやるということは、ほとんど大変な状況になっているわけです。じゃ、どうするかという話なんです。

地区に若い人たちが少なくなっているから、よく同僚議員なんか区への加入とかというようなことでやっているんですけど、結局加入していない人たちは、若い人達は結構多いんですけども、加入していない人たちは、こういう作業には一切かわらないわけです。でも、見た目はよくないから何とかしてほしいという気持ちはみんな持っているんだと思うんです。

やっぱり、私はここはもう除雪と同じように公共事業として、グリーン期の公共事業としてしっかりとやっていただきたいというふうに思うんですけど、建設課長どうですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井建設課長。

建設課長（酒井洋君） 議員おっしゃるとおりにそういった方法もよいのではないかと個人的には考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第11番（津滝俊幸君） 29年度の9月の決算議会という形になっているんですけど、29年度のものでいきますと、除雪で大体使っている費用が2億5,000万円ぐらい、多いときは3億円ぐらいを除雪に使っています。

ですから、外から白馬に来ると除雪はピカイチだと。県道も、長野から白馬に入ってくるときは全然怖くないと、みんなそういうふうに言ってくれます。それは、やっぱりこれに従事している皆さんがちゃんと、きちんと管理をしてくれているからだというふうに思うわけです。確かにお金もしっかりと使っているからやっているわけです。

ことし、道路維持関係だけ見ていくと、補修工事で約3,200万円、いわゆる現在物の支給、これが約760万円ぐらい、草刈りの委託料ほか、さっきシルバー人材センターやなんかというようなこともありましたけども、これが35万円。たった35万円です。

それから河川関係ではほとんどが負担費用、どこそこの何ちゃら協議会とか、振興会とか、そういうようなところにお金を払っているというのがほとんどです。これが280万円。あとはありません。

やっぱり、さっき管理が違うという話がありましたけども、国・県道は県、村道は村、農道も村。でも、私が見ている限りでは、国・県道より村道や農道のほうがめちゃくちゃきれいにしてあります。それは地域の人たちが、自分たちの田んぼもあつたりなんかして、農道なんかすごくきれいに、一番いい例が、飯森のフォーティーセブンの交差点の新谷先生のところから上がっていくところはほとんど田んぼなんで、あれはもともと農道だったんですけど、あそこなんか、こんな草なんか出ているところなんか1つもないです。めちゃくちゃきれいです。だけど、国道に行ったらどうですか。これは県道なんですけど、国道だって相当ひどい状況です。このひどい状況っていうのは、何が歩道なんかはだめかという、やっぱり草の種が落ちるんで草の種をきれいに掃除していない。要するに、雪解けのあと泥をちゃんと掃除していないんですよ。国道は一部やつたりなんかしているんですけど、歩道はどうして掃除しないんですか、建設課長。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井建設課長。

建設課長（酒井洋君） 先ほども管理の話ということ位になってはいますが、国・県道につきましては大町建設事務所が管理するということでございまして、村のほうとしては、先ほど村長も答弁しましたとおり、機会あるごとに道路の維持管理のお願いをしているというのが現状でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第11番（津滝俊幸君） 確かに管理はそういうことだと思います。ですけど、これは白馬村にある

道であり、白馬村にある川なんです。だから、住民からしたら、大町建で管理していますと言っても、いやいやそうじゃないでしょうと。やっぱり白馬村でちゃんとそこはしっかりと管理しているところに物を申していくべきじゃないかと、そういうことだと思うんです。

これがまだしっかりとできていないからこういう状況になっているし、草もちゃんと枯れていないというふうに思います。

私は公共事業でやってほしいというふうに思っているんですけど、国や県に対して、こういうふうに公共事業にしていく、しっかりと除雪の費用のような形で持っていくというふうにするのは、村長いかがですか。ここのところはこういうふうに考えますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 国、県に対してという、そういうお話でありますけども、県のほうへは、私は大町建のほうへは道路の管理のほうはしっかりお願いをしたいという話はしておりますけども、特に国道なんかは地域の建設会社のボランティアの人たちがやっていたという事なんですけど、今、村道のほうが国道よりもきれいだというようなお話がありましたけども、そんなことも踏まえて、機会のあるたびにそんな話を大町建のほうにもしてまいりたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第11番（津滝俊幸君） 29年に、先ほどお金の話を少しさせてもらったんですけども、タイヤドーザーを無線機も全部入れて約2,400万円ほどで更新をしたということで、これは除雪に当然使っていくものであります。

もう1枚の資料を見ていただきたいと思います。裏側になりますが、これはドイツの会社になるかと思うんですけども、ダッカーという会社のアウトリガータイプのモア、モアというのは草刈り機のことをいいますが、アウトリガーというのは腕が出るタイプです。これは油圧で、中に歯がついていて、これが回っていくという形です。これは2本出しで行くタイプのものでありまして、ユーチューブですとか、それから、インターネット等で検索をしていただければ動画も見れますので、またよかったら参考にさせていただきたいんですが、ガードレールやポール、道路にはいろんな障害物がありますが、これは2本出しのもので、上の写真でいきますと、左側に出ているものはただずっと刈っていくだけなんですけど、右側のものは白いバーがついておりまして、白いバーは障害物に当たりますと、草を刈っている部分が自動的に内側に入るようになっているんです。中に入って、また元に戻る。もっとすごいのは、円形のものがありまして、こういうポールのところがぐるっと回るというようなものもあります。

さすが機械大国ドイツで開発されたものなのかというふうに思いますし、それから、後ろについている、たまたまこの機械はベンツ社のユニモグという作業専用のトラックがあります。これは1機、1つの腕のものです。これ1機で大体、私が見る限りでは、私も農業をやっている会社の者なもん

ですから、1機が大体500万円ぐらいします。ですから2つついてると約1,000万円ぐらいと。後ろの動力を動かしているトラックまで入れても2,000万円はかからないぐらいの草刈り機、これはたまたま私が調べたものなんですけれども、こういうものではなくて、ただ普通のミニバックとか、バックフォーに油圧モーターで刃先を回して草を刈る、先ほどの姫川のああいう土手なんかを刈るにはとても最適なものなんですけれども、そういうもので草を刈る。ここはもう人力でできないということであれば、機械の力による場所も私は大きいのかなと。

除雪も何が一番よかったかという、除雪機がよくなったから、とても除雪の内容がよくなったんです。こういった機械、どうですか。白馬村も購入しませんか。どうですか、建設課長。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井建設課長。

建設課長（酒井洋君） 建設課長としては、こういった作業機械があることは非常に有効だというふうに捉えております。

ただ、先ほども議員がおっしゃるように、この写真の機種は実は建設課でも検討したことがございます。先ほど1,000万円程度というふうにおっしゃっていましたが、この多目的作業車は、本体だけで、私が聞いたところにやると約1,800万円するというふうにお伺いしております。ただし、アタッチメントに関しましては、極端なことをいうと1,000種類以上のアタッチメントがあると。草刈りだけでなく、かなり多目的に使える作業車であるというふうに捉えておまして、当然、草刈りの関係だけは、先ほど議員がおっしゃったとおり、500万円から700万円するというところでございますので、大体二千五、六百万円はひとこえしてしまうだろうというふうに考えておまして、非常に財政的な負担が高いものであるというふうに建設課では捉えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第11番（津滝俊幸君） さっきの草の生い茂っているのを見て、我々住民は、いろんな作業の中で草刈りというのは1回しかやれていません。ですけど、こういった機械があると、随時作業としてやっていくことが私は可能なのかと。

我々住民が何もしない、何も村のことに協力しないと言っているわけではなくて、さっきある区長さんが言った少し配慮をしてほしいと言っている意味は、私はこういうことにあるのかと。多面的機能でそれぞれの地区にこれだけお金を払って、ぜひ、畦畔やそういったものの管理をしてくださいというだけではなくて、その予算の中からでも構わないと思うので、村全体として、こういうものに少しお金をかけて、人で、人力でできないんだったら、やっぱり機械を購入してやるべきだと思います。

シルバー人材センターだって、正直言って65歳以上の人が登録してやっていくんですけども、シルバーには、今、どれだけ仕事がいっているんですか。委託から、公共事業はすごくいっていますよね。ごみの仕分けから誘導、選挙の看板の設置等々、いろんなものがシルバーに行っているわけです。シルバーだって、そんなに仕事ができないですよ。

ですから、来年度に向けて、ぜひこの機会を購入していくというような予算立てをしていただきたいというふうに私は要望するんですけど、再度村長に聞きます。どうですか。こういった機械を買いませんか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、村でというようなお話がございましたけども、多分、この機械を入れてもそんなに使用頻度は私はないと思います。1カ月のうちにどのくらい使う状況があるかどうか、そこら辺も踏まえてしっかりと検討していかなければいけないというふうに思っております。

とりあえずは村の人たちも協力をしながら、こういったものについてはリースというような、例えばリース会社のほうでそういうものがあるとするならば、そういったことも活用するのも1つの方法だというふうに思っておりますし、何でも村で2,000万円、3,000万円もする機械を1台置いておけば、それは確かにいいかもしれませんが、効率からいって果たして、そこら辺も含めた検討をしていかなければいけないというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第11番（津滝俊幸君） やっぱり、ない袖は振れないというのもひとつあると思います。ですが、前向きに、そこは建設会社さんも含めて、公共事業って私、先ほど言いましたけども、冬なんか除雪、タイヤドーザーがあるだけでは動かないんで、結局オペレーターを雇い入れてやるわけですから、そういうことも含めて、ぜひ予算化を考えていただきたいというふうに思います。

それから、今、草刈りだけの話をずっと私してきたんですが、やっぱり世界水準のマウンテンリゾートと言われるようにしていくためには、一番キーワードは、村長がよくいうところのグリーン期の対応なんです。グリーン期の対応というのは、やっぱり草が一番大きな意味が私はあると思います。畦畔はきれいになっているんだけど道路はなんだという話になっちゃうんですね。

やっぱり、こういうふうにならないようにするためには、歩道を掃除する機械も何かあるやに聞いているんですが、そういうものを上手に使いながら、使えるか使えないかは別として、機能していくかしないかは別として、やっぱりそれを機能させるような仕組みをぜひ考えていただきたいと私は思います。

これから先、高齢化で人手不足、人材不足になることは間違いないことなんで、これも1つの仕事として考えながら、公の仕事として考えながらという意味ですが、対応をしていただくようお願いしたいと思います。

それから、シニアクラブの層から、これも要望されていることですが、村道の関係は優先的にセンターライン、横断歩道、路側帯等々引いているという話があったんですけど、やっぱり国・県道に関しては薄れちゃっていて、矢印が右だか左だかわからないようなところもあります。

やっぱり最近多いのは、交差点での事故であります。これも先ほど県や国に対して要望していく

というふうに村長、それから、建設課長のほうからも話が出ていますけども、ここのところは強力に我々議員も一緒になって国・県には要望していきたいというふうに思っていますので、ぜひ村長のほうから声がかかれば、我々も馳せ参じるということでもよろしくお願ひしたいと思います。

それで、実はこの質問の要旨のところを書いていなくて申し訳なかったんですけども、交差点を上手に使うというのが1つ、先ほどたまたま僕が通ったところの交差点なんですけども、ラウンドアバウトって知っていますか。円形の交差点でぐるぐる回りながら行くというような形なんですけど、長野県の中では、飯田とか、軽井沢とか、そのあたりにもあるらしいですけども、真ん中にモニメントみたいなものも建てられたりなんかするんですけど、例えば、さっきの土合橋の南側の交差点なんか、結構広い土地なんです。

サークルを真ん中において円をつくることだけのことでいいことばかりじゃない、悪いことも当然あるんですけども、何がいかという交通事故が減るんです。圧倒的に減るというふうに書いてあります。これは国交省が出した統計なんですけど。みんな通りにくいかというに通りにくくない、通りやすい、安全だというふうにいるんですけど。

これは答弁はできないんだっただけで結構なんですけど、ラウンドアバウトみたいなものを建設課長どうですか、採用するような予定、何かそういう考えはないですか。

議長（北澤禎二郎君） 酒井建設課長。

建設課長（酒井洋君） 通告になかったので正確なお答えはできませんが、ラウンドアバウトにつきましては私も認識をしております、須坂市にあるラウンドアバウトの交差点は、私も現実的には何度か通って状況も確認したということもあります。

村内においても、そういったことで事故が減るということであれば検討すべきだろうというふうには当時は思っておりましたが、現段階では、村内ではラウンドアバウトで有効と思われるところは、個人としては、そういった場所は今のところはないというふうに認識しております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第11番（津滝俊幸君） 全くもって通告しなくて申しわけなかったです。

やっぱりセンターラインや横断歩道のことでちょっと聞きたかったというふうに思っているんですけど、安全を確保するという事は行政の大きな使命だというふうに思いますので、将来的にそんなことも考えながら、しっかりと道路の維持管理に努めていただきたいというふうに思います。

それでは時間の関係もありますので、次の項目のほうに移りたいというふうに思います。

公共施設の維持管理についてでございます。このことについては、午前中に同僚議員が聞いておりましたので、私のほうでは、神城の多目的集会施設や小学校関係について、また、役場の庁舎などについてお伺ひしたいというふうに思います。

読みます。

建築からそれなりの年月が経ってきた公共施設について、耐震化や経年劣化の対応補修だけでは

安全を維持できない状態になっている建物や明らかに全く手の入っていない放置された建物もあり、財政的な問題も含め、今後の対応についての考えをお伺いします。教員住宅、それから、神城の多目的集会施設、村営住宅、北小学校北校舎、役場庁舎などということをお願いします。

それから、昨今の厳しい猛暑への対応として、公共施設、特に庁舎、小学校、主だった各集会施設というふうに理解していただきたいですが、エアコンの設置を早期にすべきと思うが、その考えはないかお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2点目の公共施設の維持管理について質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の公共施設について財政的な問題も含めた今後の対応についての考え方についてですが、先ほど丸山議員への答弁と多少重複をする部分もありますがご了承をいただきたいと思います。

全国的に公共施設の老朽化対策は大きな問題となっている中、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、国の要請を受け、平成29年3月に白馬村公共施設等総合管理計画を策定いたしました。これに基づいて、現在は個別施設の状態や検査等の実施状況、今後の維持補修計画の更新方針等、情報を担当課より収集をし、例えば保育所と学校のどちらを優先的に改修するかなど、対策の優先順位の考え方を検討して、村全体の公共施設の方向性を定める作業の最中です。

財政的な問題もありますので、各課で改修予定となっている工事が重なり過ぎて予算が確保できないということのないよう、地方債、基金等の銃等可能な財源を考慮しつつ、また、PPP、PFIのような民間資金の活用も考慮して、施設の改修や更新に必要な対策や実施時期を全庁的に調整をし、担当課での個別施設計画の策定を進めていきます。

先ほどの丸山議員の質問でも答弁しておりますが、現在、準備を進めている立地適正化計画については、公共施設管理計画と密接に関連をしておりますので、まちづくりの包括的なマスタープランと各種の公共施設の更新等施策などと連携を図りながら取り組みを進めてまいります。

個別施設のうち、教育課が所管する学校施設においては、施設の老朽化が進む中、子供たちの安全安心を確保するために、施設が常に健全に保つことと同時に、厳しい財政状況の中、計画的、効率的に保全更新を行なうことが重要です。国の方針に従い、学校施設の長寿命化を基本とし、コストの縮減と平準化や教育環境の自主的改善も考慮しながら、適正に改修、建てかえをすることを目的に、平成30年度内の学校施設長寿命化計画策定を進めております。

一方、教員住宅につきましては、先ほどの丸山議員への答弁のとおり、建築をしてから景観年数、利用状況や個別の条件等を総合的に判断をして、基本的には解体、撤去する方向により、公共所有としての教員住宅施策は縮小をしていきたいというふうに考えております。

神城多目的集会施設につきましては、会議室としての利用はあまりなされていませんが、主にみ

そ加工の時期に自家製みそをつくりたい方や白馬村味噌漬物生産組合が理想されており、農産加工施設としての機能は維持をしていく必要があります。

村営住宅のうち沢渡の村営住宅については、丸山議員への答弁のとおり、白馬町住宅については耐震改修を行なうため、今年度、詳細設計を行なう予定で進めてまいりました。予備調査の結果では、かなりの部分で改修・修繕が必要なことが判明しましたので、耐震改修だけではなく、解体、新築を含め、再検討を行なうこととしております。

役場庁舎については、耐震工事が完了をしており、安全性は問題ありませんが、外観上、好ましい状況とは言えませんので、施設の優先順位等を含め総合的に実施について判断をしたいというふうに考えております。

2点目の、公共施設へのエアコンの設置についてのご質問であります。庁舎関係の事務室につきましては、現在、多目的集会施設2階と保健福祉ふれあいセンター3階への設置は既に済んでおりますが、本庁舎については実施に向けて見込んだ事業費が膨大となり見送った経過があります。確かに、議員ご指摘のとおり、職員の体調管理と事務の効率を考えると必要であるかとの思いもあります。ふれあいセンター3階に設置をした効果を見ると、もう少し事業費を落としながら実現できないかについて担当課に指示をしているところであります。

また、小学校のエアコンの設置に関しましては、この夏、猛暑を受け、文部科学省において学校施設環境改善交付金の補助採択枠の最大を目的に臨時国会に増額の補正予算を要求をするという報道がなされています。

しかしながら、学校施設環境改善交付金でのエアコン設置は、1校当たりの事業費還元額が400万円と設定をされていることと、補助額が事業費の3分の1であることから、ある程度の規模で事業実施をする必要があります。あわせて補助裏について自主財源の確保が必要となりますことから、現場を所管する教育委員会と財政主管である総務課と調整をしながら検討をしてまいりたいというふうに考えております。

ただし、高層階であると同時に窓の開放ができない中学校の音楽室や、窓が一方にしかなく、高温かつ湿度が上昇をしやすい北小学校の図書室など、個別の条件から室内が危険なまでに高温になってしまう箇所もございます。こういった箇所については国の動向に注視をしながらも、優先的にエアコン設置に向けて前向きな検討を進めてまいります。

また、長野県からの情報提供として、文部科学省は平成31年度の予算要求にも、近年の厳しい気象条件に対応した教育環境を確保するための空調設置などの安全対策支援が盛り込まれた交通学校施設における安全対策の推進及び防災機能の強化など、推進に向けて例年に比べて増額の予算要求をしたと聞いております。

事業の円滑な執行を図るためにも、有利な補助金や地方債の情報収集に努めつつ、来年度の予算計上を検討していきたいというふうに思っております。

各施設・集会施設については、各課で所管する集会施設の使用頻度や使用する時間帯を確認する中で、必要の有無を含めて検討したいと思います。

以上で、2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありますか。津滝議員。

第11番（津滝俊幸君） 建物的に言えば、先ほど言っていました神城多目的、小学校、役場庁舎等々について、再度お伺いしていくんですけども、神城の多目的集会施設はこの間、私どもも委員として中を見せてもらったりなんかしたんですけども、小学校の分は確かに利用頻度も高くよく使ってるかなど。逆に、もっと食品安全法上、もう少しきれいにというよりは、衛生的にさせていただいたほうがもっといいんじゃないかなというふうな個人的には感想持ったんですけど、2階の会議室、それから1階のトイレから、もとの漁業組合の事務所かな、あった場所等々は、今は倉庫になってまして、ほとんどもう使われていない、掃除もできていないという状況です。小学校の人たちに聞くと、そこはほとんど私たち使わないのでというような話がありました。

ここは、さっき利用計画、公共施設の利用計画というんですか、総合管理計画か、それに基づきながらいろいろ利活用考えていく、もしくは取り壊しも考えていくということなんですけども、みそ加工の部分はもう、みそ生産組合の人たちにお願いしちゃって、分割みたいな形で、空いてる部屋は全部きれいにリノベーションというんですかね、リメイクして、創業支援塾等連携しながらワーキングスペースに変えるなんていうのはどうでしょうか、これはどこの担当。どこですかね、あそこは。支所としては。農政課。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田農政課長。

農政課長（太田洋一君） 今、議員おっしゃるとおりに、会議室等はほとんど物置状態になってる状況で、かつては五竜の観光協会だとか、白馬村土地改良区が事務所をそこに構えたという時期もございました。

これからの施設も含めた利用につきましては、さらなる検討をしていかなきゃいけないと思っておりますが、今おっしゃった議員の提案についても一つの利用の仕方だというふうに思いますので、それも含めて検討させていただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第11番（津滝俊幸君） 神城の多目的集会施設は耐震もあって、非常に丈夫な建物ですし、地域の皆さんから聞くと、防災の観点からも残してほしいというような話もあります。

ぜひしっかり手を入れていただいて、かといって、じゃあ先延ばしにされてもいいって問題じゃないので、創業支援の塾がある、研修もやってるんで、そういう人たちの話をして、使える、例えば、ある自治体では小学校やなんかを開放して、使われなくなった小学校ですけど、そういう新しい、いわゆるニュービジネスというんですかね、そういうものに何か貸してるというような話も聞くので、ぜひそういう対応よろしくお願ひしたいなと思います。

それから、両方の小学校の関係ですが、先ほど言ったように、もう経年劣化は過ぎていってしまっていて、それぞれの校長先生のほうからも安全の確保ができない、雨漏りが多い、教室として、後でまたエアコンのことも聞くんですけども、非常に冬は寒い、夏は暑いというような状況で大変だと。

また、子供たちの数も減ってきた、先ほど統廃合の話もありましたけども、これ、先延ばしにしてもいい話ではないですし、それから統廃合するときには当然、1カ所に集めるということになるんで、学校の校舎だけの問題じゃなくて、例えばスクールバス、これも一緒にこの中に、計画の中に書いてありましたが、スクールバスの運行なんかも含めて検討していきたいというようなことがあったんですけど、具体的にこの辺は何か進んでるのか、もしくは方向性を何か持って対応しているのか、その辺のことについて教育長、お伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） 現在の段階では、具体的な方向は出ておりません。

先ほど議員のほうから言われましたように、小学校統廃合につきましては建物の老朽化、児童数、またスクールバスなど、総合的に考えていかなければならないと思っています。

また、小中一貫校の準備、保護者の意見・意向を受けた中でこれから計画をしてまいりたいと、このように考えてます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第11番（津滝俊幸君） かぶせの質問になって申しわけないんですけど、いつまでにということをお伺いしたいのですが、いつぐらいまでに、このぐらいの方向性は出したいというものを、もし明示できるようであれば。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） いつまでとはこの場では言えません。というのはちょっと財政の関係もありますので、建物をどうするのかという話もありますので、教育委員会としては、いつとは言えませんが、建物自体も老朽化して40年過ぎてますので、もってまず10年ぐらいじゃないかというふうに思ってます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。

津滝議員の質問時間は答弁を含め後4分ですので、質問はありませんか。津滝議員。

第11番（津滝俊幸君） 今の、大体期日を持ってというふうに申し上げたんですけども、そんなに遠い将来ではないよということを言いたかったためであります。ぜひ今からでも、正式な会議ではなくて、協議会、教育委員会の中でこれからどうしていこうかというようなことをしっかりと検討していただきたいなというふうに思います。

それから、エアコンのことについてですが、さきの県民の世論調査なんかで、知事選のことについて聞いていて、学校にエアコンを積極的につけようというふうに県民が思っている人が78%以

上いるということです。この間、教育委員会、教育課長のほうにお願いをして、村の中のいわゆる学校にどれだけエアコンがついてるのという話を聞いたところ、もうとつても少なくても私もびっくりしちったんですけど、特に保健室とかいうようなところには、やっぱりしっかりとついてなきゃいけないのかなというふうに思ってます。

それで、私なりに調べてみたところでは、アメダスという気象データを蓄積するものがあるんですけども、1980年から取り出してるんですけど、そこからことしまでずっと見ていくと、4月で4.2度、5月で0.4度、6月はちょっとマイナスの0.7ですが、7月、8月に関しては4.1、2.1、これだけ温度が上がってるんですよ、平均気温です。

これを考えて、やっぱりエアコンはもう必須のものだというふうに私は思ってるんですけども、先ほど村長の答弁の中にも国でいろいろ話が出てきてるからということで対応していきたいというような話が出てるんですが、来年、どうでしょうか、少しつけていくという話にはなりませんかね、村長、エアコンを。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 必要性は十分私も認識をしておりますけども、先ほど答弁をしたとおりであります。国の動向を見ながら対応してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。

第11番（津滝俊幸君） すみません、時間がないので、最後の時間で申しわけないんですけども、ぜひもう私もエアコンないと生活できない。やっぱり子供たちも同じなんですよ。ぜひエアコンを1台でも2台でも構わないので、それぞれのところにつけていただくよう要望いたしまして、私の質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第11番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時05分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第6番松本喜美人議員の一般質問を許します。第6番松本喜美人議員。

第6番（松本喜美人君） 6番、松本喜美人です。ことしの我が国は、全国的に記録的な夏の猛暑、酷暑となり、また梅雨前線、ゲリラ豪雨により西日本地方の広範囲で発生した大規模な土砂崩落や水害被害、さらには台風の被害、そして今月6日の未明に震度7の地震が北海道を襲いました。災害列島の様相を呈しており、多くの人命を失い、また巨額な財産が消滅いたしました。亡くなられた皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された多くの皆様に心よりお見舞いを申し述

べたいと思います。

そして、改めて自然災害の猛威を再認識し、各種災害に対し事前の防御ないし被害の縮小を図り、安心安全な地域づくりの政策の推進、展開が必要と感じさせられました。

このような中で、下川村長による2期目がスタートし、初めての一般質問であります。政策にかかわる質問では、村長が考える白馬の未来について、村長の言葉で答弁をいただきたいと思います。

それでは、早速質問に入らせていただきたいと思います。

通告書に基づきまして、1項目め、新たな副村長選任と各種外郭団体の代表者について、2項目めといたしまして、本村における林業の未来についての2項目につきまして、村長の見解をお伺いをさせていただきたいと思います。

まず、1項目めについて質問をさせていただきます。

下川村長2期目のスタートに当たり、太田文敏副村長が任期満了により退任され、当面は現状の副村長1人体制で望み、後任副村長については、今後検討したいとのことであります。

そこで、3点お伺いしたいと思いますが、1点目、後任副村長の選任検討期間はどのくらいか。

2点目、前副村長が外郭団体であります社会福祉法人の白馬村社会福祉協議会と一般社団法人白馬村観光局代表理事に就任しておりますが、今後の対応について。

3点目、白馬村観光局について村長みずから代表理事として陣頭指揮のお考えはないか、以上、3点についてお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 松本喜美人議員から、新たな副村長選任と各種外郭団体の代表者についてを事前に質問されておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の副村長の選任検討期間についてお答えをいたします。副村長は、村長を補佐し、町内の業務を総括する重要な役職であり、その選任については、今後4年間の村政に大きな影響を及ぼしますので、私としては慎重に行いたいというふうに考えております。

現時点では、藤本副村長が1人おりますので、当面は副村長1人体制とさせていただきます。

一方で、来年度に向けての施策を考えますと、新年からは予算査定も本格化しますので、それまでには副村長の選任が必要であると考えており、できれば12月議会では、副村長の選任を行いたいというふうに考えているところであります。

また、2点目の社会福祉協議会会長と観光局の代表理事についての今後の対応についてお答えをいたします。

社会福祉協議会と観光局は、いずれも村とは別の組織でありますので、その代表を誰にするかは、村とそれぞれの組織の間で協議をしつつ、最終的にはそれぞれの組織で決定される事項であることは、ご理解いただければと思います。

その上で申し上げますと、社会福祉協議会会長については、来年6月の定時評議委員会終結まで、現在の太田文敏氏の任期がございますので、それまでの間は太田氏に会長を務めていただくことが考えられます。

また、観光局代表理事については、通常の手続でいえば、理事の交代や代表理事の選任は来年5月の総会を経て行なうこととなりますが、直近の10月にも理事会が開かれる予定と聞いておりますので、理事会でのご意見も伺いながら相談したいというふうに考えております。

3点目の、村長が観光局の代表理事として陣頭指揮をとることに対する考えについてお答えをいたします。

全国各地に観光局や観光協会といった組織が存在をしますが、組織形態は一般社団法人や一般財団法人、株式会社など多様であり、組織のトップについても、民間人が就任している例、行政関係者が就任している例など、さまざまな事例があると理解をしております。

先ほど申し上げたとおり、当面の代表理事をどうするかということについては、10月の理事会で議論をいただくこととなりますが、長期的な観点からは、観光局が今後DMO化する上で、トップのあり方も含めた組織形態を改めて検討する必要があるというふうに考えております。

観光局については、当初村長が、その後は副村長が代表理事となる形で、行政関係者がトップを担ってきたところではありますが、私としては観光のプロである民間人材に組織のトップを担っていただくことも、一つの方法であるというふうに考えております。

一方で、村長みずから観光の陣頭指揮を担ったほうがよいではないかというご意見もいただいているところであります。いずれにせよ、DMO化に当たり、これまでの観光局の業務を検証し、今後の方向性を検討する場を観光局とも相談をしながら設ける必要があり、その中でトップのあり方も議論をしていかなければならないというふうに考えております。

松本議員の1つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第6番（松本喜美人君） 1点目の副村長の選任についてでございますけれども、ただいま村長のほうから慎重に人選を進めて、12月の定例会には人事案を出していきたいというような答弁をいただいたかというふうに理解をしております。

そこで、再質問させていただきたいと思いますが、私は村長2期目の公約の具現化を図り、各種行政課題の解決を目指すには、本村の歴史、それから文化、産業、地域の特性に精通した副村長の就任が必要というふうに考えてございます。

それで、今現在藤本副村長がいらっしゃるわけでございますけれども、藤本副村長につきましては、地方創生事業を担当いただいて今日に至っており、来年の7月31日をもって任期満了を迎えると、こういった状況下の中で、後任の副村長12月まで慎重に人選を進めたいというようなご説明でありますけれども、この3カ月強の空白期間が発生するわけであります。

そういった慎重審議をされる時間をかける理由というものが、村長、どのような理由の中で3カ月ぐらい時間を要するのか、もし具体的な理由があればお答えをいただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今松本議員からの理由はという質問でありますけれども、先ほど答弁をしたとおりであります。

今藤本副村長が地方創生ということで、今総務省のほうから来ていただいているわけですが、そういった中で私も必要性は十分に認識をしているわけですが、そういったいろいろなことを勘案する中で、できれば12月にと、先ほど答弁をさせていただきましたが、それまで藤本副村長にも頑張ってもらって、何とか選任をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第6番（松本喜美人君） 先ほど村長のほうから、後任の副村長につきましては、新年度予算に間に合うような形の中で選任を進めたいというご説明をいただいたかと思えます。

確かに、町内各課におきまして、早い課におきましては、11月ごろから新年度予算の準備、それから予算の作成に入り、12月末までには各課の予算案が作成され、年明け早々に総務課査定、村長査定というような形の中で、新年度予算というものが編成されていくのではないかと、いうふうに認識しております。

したがって、村長12月の議会に人事案の提出ということですが、できることならばその前にでも、もし選任ができるのであれば、一日も早く新年度予算にかかわっていただけるようなことが可能であるならば、そのような選任がよろしいのではないかと、いうふうに申し上げたいと思います。

それから、各種団体の代表者ということですが、当然それぞれの団体には、それぞれの定款等々決まりごとがあり、執行部があって、執行部でどうするかというのが大前提であり、基本であろうかと思えます。

それで、これは村長、行政側にお尋ねするというのは、ちょっといかがなものかと思えますけれども、社協につきましては、来年の6月が任期満了ということで、それまで現在の会長である太田文敏会長が続投するということがありますが、それから、観光局につきましては、定款上での任期は来年の5月の総会までということですが、来月開催される理事会において、今後の会長人事についての協議をするということになります。

そこで、これ行政に聞くのがいいのかどうか、私には判断つきかねるわけですが、多分今まで太田文敏副村長が社協の会長、観光局の代表理事のときには、長に対する役員報酬というのか、そういったものの支給はなかったのではないかと思います。

今後もし、例えば社協の場合に、来年の6月の総会までということになりますと、役員報酬とい

う形になるのか、費用弁償という形になるのか、そういったものが発生してくるのではなかろうかと思えますけども、その点につきましては、どのような人件費といえますか、役員報酬の支払いというのをお考えなのか、お尋ねいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤忠明君） 社会福祉協議会につきましては、現在任期が6月までということでございますので、今までは副村長という立場で無報酬でありました。報酬が支払えるような形をとれるように、今事務局のほうで精査をしておりますので、よろしくお願いたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第6番（松本喜美人君） 次に、3点目でありますけど、私は村長が観光局の代表理事を務めていくのがいいのではないかというふうに考える一人であります。

ただ、過去において観光局の負担金を出す側と受ける側が同一というのは、問題になるというようなことで、村内でもいろんなところで議論をされたというような経過がございます。

そういった中で、これは法律に絡む問題でありますので、吉田総務課長に質問をさせていただきたいと思えます。

まず、村長が観光局の代表理事を務めるということについての法律的な解釈であります。実は、私は民法上のところから調べさせていただいたわけでありませけれども、民法の108条に、自己契約及び双方代理というところであらわれている文言がございます。

この双方代理というのは、同一人が当事者双方の代理人になることを禁止しておりますということであらわっております。ですから、これを見る限りにおいては、民法上ではできないんですよということがあらわしております。

ただ、民法上でいいますと、第116条に無権代理行為の追認という言葉がございまして、追認とは別段の意思表示がないときには、契約時にさかのぼってその効力を生ずると。

例えば、これは私の解釈でありますけど、議会等で村長が観光局の代表理事を務めるのを議決されれば、適法かなという解釈が成り立つというふうに解しております。

ただ、法律問題でありますので、整理、確認のために総務課長の見解といえますか、考え方をあ尋ねします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまの村長が役員、外郭団体等への役員の就任についての法律的な見解ということで、あくまでも私のほうからは、法律上の見解ということであらえをさせていただきますと思えます。

まず、議員がおっしゃいました民法第108条、これにつきましては、双方代理の禁止規定というものがございませ。これに適合すべく、村のほうでは村長の権限に属する事務の一部を副村長に委任する規則というものを制定してございませ。

この規則につきましては、地方自治法第153条第1項、いわゆる長の事務の委任、この規定により、村長の権限に属する事務の一部を副村長に委任することについて、必要な事項を定めるという規則になってございます。

この第2条として、委任事務の中に村長は民法第108条にいう双方代理の禁止規定に抵触する契約行為に関する事務を副村長に委任をするということでございますので、先ほどご質問されました双方代理については、ここのところで契約行為については外れるという理解でおります。

ただ、就任ということになりますと、もう一つ地方自治法第142条におきまして、長の兼業の禁止という自治法上の法律の規定がございます。この長の兼業の禁止につきましては、いわゆる兼業の中身を定めているものでありまして、この142条の中にも、長等の兼業禁止の適用除外という解釈がございます。

これにつきましては、平成3年の自治法の改正により、地方公共団体の分身的性格が明確であり、長等の役員就任が住民の疑惑を招く恐れもないと認められる法人について可能とすると。いわゆる適用除外として可能とするというものでございます。

この趣旨から、適用除外法人を定める政令というものがございます。これによりますと、「出資している地方公共団体のイニシアチブが明確であり、当該地方公共団体の実質的支配力の及ぶと認められる法人を定めることとし、地方自治法施行令第122条により、当該地方公共団体が資本金、基本金、その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を、兼用禁止の適用除外の対象としている」というものでございます。

なお、ということで、追加がございまして、兼業禁止規定の適用除外となる法人については、社団法人については、趣旨という概念がないものの、出捐金等基本金その他、これらに準ずるものがある場合には、その拠出比率で判断することとなろうというものが、「地方自治法の質疑応答集」で出されておりますので、法律上の見解でいきますと、観光局ということであれば、適用除外というふうに判断すべきものと考えております。

答弁につきましては、以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第6番（松本喜美人君） ありがとうございます。法律的な解釈でありますので、適用除外になるということで多少観光局の代表理事に就任する道も残されているのかなというような解釈をさせていただいたわけですが、ただ、これは非常に微妙な問題だというふうに私も捉えております。例えば、隣接する大町市におきましては、信濃大町食とアートの廻廊実行委員会の会長が牛越市長、相互代理の関係であったと思われまして、そして、負担金をめぐりましては、住民監査請求、現在、住民訴訟というようところが現実に起こっているという状況であります。まだ裁判が継続審査中ということであります。そういった部分で、非常に一概に村長にやれ云々と、まあこれ法律問題でありますので、難しい部分があるかと思っておりますけれども、そういったもののいわゆる法的な部分が

クリアされるようであれば、私は個人的に、やっぱり村長が観光局の代表理事を務めるべきだというのが私の持論であります。それは、今、地方創生交付金等々が観光局等々に流れているというような状況を考えてみますと、やはり民間から長が出るというのが理想ではないかという村長の答弁がありましたけども、しばらくの間はそのほうがいいのではないかというふうに、これは個人的な意見というようなことで申し上げたいと思います。

それから、これは通告書等にもうたってございませんので、私の意見ということで村長のほうに申し上げたいと思います。

まず、ここ四、五年の観光局の総会において、私も欠かすことなく傍聴させていただいております。その中に村長が来賓等々というような形で、村長が観光局の総会に出席をされたという記憶が実はございません。当然村長公務のため日程が折り合わないというようなこともあったかと思えますけども、本来ならば観光局のほうでそういった部分、総会開催日程は村長の予定を配慮した中で組むべきものではないかなと。そういったところで、特に観光振興の財源確保等々というような問題がございますので、やはり観光局の総会等には、村長、来賓であろうとどういう形であろうと出席をして、村長が考える観光振興というようなものについて説明するというようなことを、ぜひこれからは、これはもう村長だけをお願いするというよりも、観光局の総会日程もあるわけでありまして、できるだけ時間の許す限りそういった形で総会に出席をして、村長の考え方を説明していただきたいなど。そのようなことを意見として申し上げまして、私の2番目の質問のほうに入らさせていただきますと思います。

2番目の2項目めでありますけども、本村における林業の未来についてでありますけども、本村の総面積1万8,936ヘクタールで、森林面積が1万5,987ヘクタールで、全体の村の総面積の84%を森林面積が占めております。そのうち民有林面積は1万649ヘクタールで、スギ、カラマツを主体とした人工林面積が2,587ヘクタール、人工林比率が20%という村内の林業の現況であります。

そうした中で、管理する人がいない民有林を市町村が管理または意欲ある業者に貸し出す仲介役に努め、森林の荒廃を防ぐことを目的といたしました森林経営管理法が本年5月25日可決成立し、来年4月1日に施行されます。これらの財源確保のために、平成36年度から国税の森林環境税、これは仮称でありますけども、1,000円を課税し、地方への配分を平成31年度から森林環境譲与税、これも仮称でありますけども、譲与することで法整備が現在進められております。ですから、法案は既に可決成立しておりますけども、それに対する財源に伴う法案は、これから成立をさせていくと。こういう現在の状況であります。

そういった中で、次の3点についてお伺いをいたします。

1点目。森林経営管理法の対応方針は庁内で協議されていますか。

2点目。森林整備の促進には、治山治水の視点と、全村における景観保持並びに観光資源の森林

整備等が重要と思われませんが、3番目といたしまして、森林整備に関する人材育成について。この3点についてお尋ねいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 松本議員から林業の未来についてということで、3つの項目についての質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の森林経営管理法の対応方針は庁内で協議をされているかとの質問ですが、森林経営管理法の趣旨は、適時適切に伐採、造林、保育等の施行を実施をするため、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化を図る体制を整えること、経営管理が適切に行なわれていない森林について市町村が仲介役となり、森林所有者と意欲と能力のある森林経営者をつなぐシステムを構築することとされています。

具体的には、森林所有者みずからが森林の経営管理を実行できない場合には、市町村が森林の経営管理の委託を受けるほか、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者に再委託し、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林は市町村が管理するといった、市町村が主体となった仕組みとなっております。

この制度に伴う森林所有者への移行の調査や経営管理の集積計画の策定、所有者不明森林等の管理、林業事業者との連携など、市町村においては膨大な事務量が予想されます。

県においても、森林環境譲与税と新たな森林管理システムの円滑な導入と効果的な運用を図るため、県と市町村の間でワーキンググループを設置をし検討を行っており、新たな森林管理システムの運用に向けた支援のあり方、当面の市町村活用事業の方向性が協議をされている最中でありませ

す。また、国が示すガイドラインも、9月に入ってようやく案が示され、これから全国の自治体の意見を徴収する段階であります。これらの新たな森林管理制度は全く新しい仕組みであり、国の動向を注視するとともに、県の指導をいただきながら、村としての体制も検討をしながら進めてまいります。

2点目の森林整備促進には、治山治水の視点と全村における景観保持並びに観光資源の森林整備等が重要と思われるとの質問ですが、治山治水の面では、急峻な地形を有している当村では、特に山深い沢での土砂崩落等が多々発生しており、原因の一つとして、管理されていない人工林の問題があります。このような場所の森林整備を行なうことにより、災害の危険性が減少し、住民の安心安全の向上にもつながるものと考えます。

また、景観保持並びに観光資源の森林整備が重要という点についても、議員がおっしゃるとおりであるというふうに私も思っております。村も県の森林づくり県民税を活用した里山等の整備を継続実施をしているところであります。今年度より第3期目となる森林づくりの県民税の活用が拡大、拡充され、観光地における景観形成のための森林等の整備などの新規メニューも加わりました。ま

た、民間事業者でも里山の整備を計画をしている動きもあります。3,000メートル級の北アルプスと里山が生み出す自然景観は、山岳観光地白馬に欠かせない資源であり、里山整備の重要性も十分認識をしておりますので、森林所有者や地区の協力をいただきながら進めてまいりたいというふうに思います。

最後に、森林整備に係る人材育成に関する質問であります。人材育成は大きな課題と認識をしております。林業経営が成り立たなくなるとは、林業への新たな参入は考えづらく、森林管理システムを循環させていくということが重要かと思っております。景観や森林の持つ魅力、また鳥獣被害対策などを絡めながら、一人でも多くの林業の担い手が出てくることを期待するとともに、次世代へつながっていくよう、県の指導をいただきながら、人材育成と担い手確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、市町村の森林・林業行政にかかわる人員は全国でも3,000人程度であり、かつ専門職員も限られるなど、マンパワー、知識双方が不足をしている状況にあると言われております。新たな制度に対応するための体制整備も必要と考えており、林政アドバイザー制度の活用、県が開催する市町村職員を対象とした研修や技術的支援や指導を受けながら、職員の育成にも努めてまいりたいというふうに思っているところであります。

以上、松本議員の2つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第6番（松本喜美人君） 村長より答弁をいただきました。村長答弁をいただいたとおり、この森林経営管理法は、法案は通っておりますけれども、まだ具体的な事業の詳細なる内容等々というものがまだ示されていない段階であります。

ただ、大きな違いといいますか、今までの林業施策と大きな違いというのは、例えば、農業と比較するとご理解いただけると思いますが、農地の荒廃地をなくすというような中では、いわゆる中間管理機構というようなものを設けて、農業をさらに拡大したい借り手、それから、もう農業はできないから農地を貸せたいというような、こういったものにつきましては、それぞれの農業委員会が窓口になって、20年の利用賃貸契約かな、に基づいて貸し借りをすると。借り手もなくてというようになれば、それで終わってしまうんですけども、この森林経営管理法につきましては、調べてみますと、林野庁のもくろみは、全体の3分の1は従来どおり民間の皆さんが森林を管理してくださいと。残りの3分の1は、自分たちではもうできないけども、意欲のある林業経営者に市町村が窓口となって賃貸の手続をなささいということでもありますね。林業経営者に貸せることができないところの人工林については、借り手が見つかるまで行政が管理しなさいという、私はこの法律をこのように解釈をさせていただいたわけでありまして。

そういった中で、今この法律に基づく状況の中で答弁をいただいたわけでありまして、こういった状況の中で村長にお尋ねしますけれども、林業なかなか経営としては成り立ちにくい業種であ

り、業態なのかなと思われるわけでありまして、治山治水の視点でいいますと、じゃあ、なくなっているのかというわけにはいかないと思います。そういった中で村長が考える白馬の林業というものは、このようなものだという村長のお考えがあれば、村長にお尋ねしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 松本議員の村長のお考えはということですが、非常に林業経営では、皆さんご存じのとおり、今、木を切ってもらっても、こちらのほうでお金を出さないと切ってもらえない、そういった状況であります。そしてまた、以前は本当に木の価格も高く、我々のころには、兄弟がお嫁さんに行くようなときには、一山売って嫁入り道具にしたというような時期もあったわけでありまして、今どんどんそういった外国産の材料に押されちゃって、もう採算が合わないというようなことで、今の林業の経営者がどんどん手を引いていったといった状況であります。

そんな中で、白馬村でも、先ほど言ったように、世界水準の山岳高原といったときには、当然この山林の整備というものも非常に重要だというふうに思っております。そしてまた、このグリーンシーズン、例えば、林業事業者がこういった仕事をすることによって定住につながればというような、そんな思いを私はしているわけでありまして、そんな思いとは裏腹に、なかなか人材がない。そしてまた、そういった知識のある人もいない。そして、当地区では、ごらんとおり森林組合という組織があるわけでございますけれども、今はその組織が活動がほとんどしていないというような、そんな状況であります。いずれにいたしましても、山林を守るという意味では、非常に行政としても大事だというふうに思っておりますし、我々のころは必ず子供、親に連れられて山へ行ったというような経過があるわけでございますけれども、今、親でさえも自分の山がどこにあるかもわからないというような、そんな状況であります。そうは言っても、先ほど言ったようなそういった形の中で何とか林業を再生をしながら、ここで幾らかでもそういった働く人材確保ができればというそんな思い、そしてまた、先ほど言ったように鳥獣被害の問題、そして、急峻で崩落というようなこともありますので、そういったことは避けては通れないと思いますが、なかなかハードルは高いというふうに認識をしているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。松本議員。

第6番（松本喜美人君） 今、村長から答弁いただいたとおりであります。私も実は、林業の未来って全くわかりませんというのが正直なところであります。それは農林業というふうに総称されまして、産業の一つという位置づけでありますけれども、産業というのは、買い手があり、売り手があり、その中に貨幣が伴うとか、サービスの提供があり、それを受ける側があり、そこに貨幣が伴うというのが産業でありますけれども、実は、この林業につきましては、まず商品サイクルが50年から60年で1回転する。100年で2回転するという特殊な形態であります。したがって、50年後どうなっているかというのは、全く私どもには読めないということでありまして、30年後とか

50年後の木材の需要と供給のバランス、さらには、50年後先になりますと、建築材料が木造から何らかの形のものにまた変わっていくというような要素も出てくるのではないかなと。

そういった中で、きょう、資料としてお手元に市況表というようなこと、いわゆる木材市場の価格表ということであります。一応出したところが、長野県森林組合連合会から一応資料を出しました。県の森林組合連合会は、南信、東信、北信、中信に1カ所ずつ木材センターというようなことで市場を構えております。中信地区は安曇野市の三郷にあるわけでありまして、その価格表、最近のものがちょっとホームページ上アップしていなかったものですから、アップされている一番新しいものを3回分計上させていただきました。その中で見ますと、比較的広葉樹の価格が好調であります。見ていただければおわかりであります。針葉樹よりも広葉樹のほうが順調であります。

それから、林野庁の中で調べたわけでありまして、日本の国土の7割が森林であり、その4割が人工林であると。その人工林のうちの植林樹木、スギが40%、ヒノキが25%、カラマツが10%で、この3種類で全国の約8割が占められているということでもあります。そういったしますと、残念ながらスギとかヒノキとかカラマツというようなものの価格というのが、ますます需要と供給のバランスを考えていったときには、供給のほうが上回って、価格は低迷していく要素が強いのではないかなと。

そういう中において、私はこれから、先ほど村長が申し上げましたとおり、沢筋なんかの針葉樹の崩落云々というようなところというようなことを見受けられるというような答弁もございましたとおり、いわゆる山の治山治水と同時に、いわゆる災害防止というような観点から言いますと、針葉樹よりも広葉樹をできるだけ、行政的に植林等々誘導していく必要があるのではないかな。それから森林経営管理法に基づく村が管理するところについては、広葉樹というようなものをできるだけ推奨していく必要があるのではないかなというふうに考えます。

それから、具体的な例で申し上げますと、神城断層地震の後、深空地籍の姫川右岸ということですから、東山、国道から見てどんと抜けたところがはっきり見えますけど、あそこなんかも多分、私も現場まで行ってみません、下のところで見たりでは、針葉樹の植林地ではなかったのかなと。

ですから、往々に針葉樹というのは、根の張りが浅くて崩れやすいと。全国的なこの災害を見ていったとき、やはり降った雨の量にもよりますが、それと同時に土砂崩落をして、立木が流れて被害をさらに大きくしているというのが現状ではないのかなと。

そういった中で、これは強制的にできないわけでありまして、これから植林するところにつきましては、広葉樹というようなものに誘導していくというような行政的にそういった考えはないのか、お尋ねをさせていただきたいと思っております。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 広葉樹を植える予定はないかという、そういった質問でありますけれども、非常に私はそのことは大事だというふうに思っておりますけれども、さりとて今、山へ木を植えに行くと

いう村民は恐らく今いないんじゃないかというふうに思います。

その中で、前回の定例議会でもバイオの調査費ということでお認めをいただいたわけでありませうけども、そういった山へ行つて木を伐採をしながら、間伐しながら、その材をバイオで燃料としてできないか。そういったことを白馬村でも調査をして、できるのかできないのか、供給もできるのか、そしてまた、それには道があるのか、ないのか、そういったことも含めて調査をするということで、前回お認めをいただいたわけでありませうけども。

そんなことも含めて、先ほどの質問にありますように、なかなか採算が合わないという状況の中で、村としても何とか森林を守る方策はないかということで、今回6月のときに上程をさせていただきましたけども、何とかこの森林整備、そんな形で幾らかでも貢献できればということでありませうので、またご理解をいただきたいというふうに思います。

確かに杉よりも広葉樹のほうがいいことはわかっておりますけども、ただ、杉だってある程度の間伐をしておけば、ちゃんとしっかりとした根は張るんですけども、みんな植えっぱなしでもう密集している、そういうところがみんなどんどん抜けてきているというような状況でありますので。

そんなこともありまして森林のバイオという、そんなことも期待をしておりますけども、ただ、白馬村でそういうことが可能なかどうか、これからの調査の結果になりますので、また注視をしていただきたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第6番（松本喜美人君） ありがとうございます。

今、村長が申されたのが、いわゆる白馬における林業の実態ということであります。ただ、この法律が施行されますと、放置された隣地は誰も借り手がないと行政がやるんですよという法律なんです。そうなったときに、やはり現在、例えば針葉樹が植林されているものをいつかは伐期しなくては、伐採期を迎えるわけでありませう。その伐採した後、放つてはおけないから、やはり誰かが植林をしていくというような形になるんです。そうしないと、この法律の意味がなくなるわけでありませう。

村長おっしゃるとおり、民間でやりなさいと、誰もやり手ないんですよ。これは現実だと思ひます。そうなりますと、やはりこれは行政なりが、例えば林業の担い手というような、本当に大北農協がしっかりとしていけないと、こういった事業というのが進まないというのが現実にあるわけでありませうけども、それらが必要になってくるということだと私は認識しております。

それから、林業経営というふうに言われておりますけど、白馬にとって何が一番大事なのかな、林業にかかわるもので何が一番大事なのかなというふうに捉えますと、私はやはり林業、森林形態等を観光に結びつけていく必要性があつて、それがお客様に安心・安全を提供できるような森林形態をつくっていくということが最も重要ではないかというふうに考えております。

そういった中で、本村の観光の原点は、山岳景観と西山の急峻な地形を利用したスキー観光であ

ります。西山は標高が高く急峻な地形ゆえに、東山より天然林が多い現況にあらうかと思ひます。杉を主体とした人工林も多く見受けられますけれども、この法案の目的が、人工林の荒廢地をなくし経営をしていくという法の趣旨からすれば、いずれ杉も伐採し、森林更新が行われるのではないかと思ひます。そういった更新時に、広葉樹というものを植林をしていくということが出てくるのではなからうかと、このように考へておひります。

それで、私はこれは夢みたいな話をさせていただきますと、西山一帯全てが広葉樹になるというのが非常に理想であります。それは觀光的に捉へますと、春一面の広葉樹の新緑、それから秋のいわゆる山岳景觀等、中腹の本当に広葉樹の紅葉、そういったものが里山の緑とマッチいたしまして、いわゆる白馬の本当に自然の資源というものに、觀光的にはなるのではないかなというふうな認識をしておひります。

それで、法の趣旨からして、採算に合はなからやらないよというところが避けて通れないのではないかと思ひられますので、ぜひこういった法律が實際来年から施行されていくという中で、先ほど村長の答弁の中にもありました国、県等々の指導いただく中で、この事業の推進を図っていききたいということでありまひす。

そのように、ぜひ100年後の、林業2回轉する100年後の西山を広葉樹というような中で、白馬の百年の大計の第一歩というような形の中で捉へて、この事業のそういう一面もあるということをおひ理解の上に、ぜひ進めていただきたいなということをおひ願ひを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第6番、松本喜美人議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時05分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き會議を開きます。

次に、第10番田中榮一議員の一般質問を許します。第10番田中榮一議員。

第10番（田中榮一君） 10番、田中榮一です。

今回は2つの質問事項をおひ用意いたしました。1つ目に、村長2期目の村政についてで、2つ目に、再生可能エネルギー政策についてであります。

始めに、村長2期目の村政についておひ伺ひをいたします。

村長は、さきの選挙で「さらなる前進、白馬を明るく元氣な村に」と決意を述べ、村民から2期目4年任期の旗振り役を任されました。

それでは、次のことについておひ伺ひをいたします。

1つ目、村長が考へる村政の大きな課題は何か。

2つお伺いをいたします。2つ目、高額になった天狗山荘の改修、老朽化した村営頂上宿舎等、今後、山小屋経営には多額な費用がかかる可能性があります。これからの経営方針を示す時期に来ていると思うが、村長の考えをお伺いいたします。

以上2つ、お願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中議員から、村長2期目の村政について2つの項目の質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

1点目の、村政の大きな課題についてをお答えをいたします。

重要事項の1つということではありますが、重要な課題は山積をしているわけでありましてけれども、その中で、やはり主産業である観光振興がその1つだというふうに思っております。特に、国際山岳リゾートとしての魅力を高めるため、広域観光の推進体制を整えることは不可欠です。

来年4月に設立予定の3市村のDMOは、まずは海外のプロモーションや共通シャトルバスの運行などを行なう予定ですが、将来的にはマーケティングやデータの取得等を行ない、「HAKUBA VALLEY」の広域観光をリードする存在になるものと考えており、このDMOの立ち上げを大町市、小谷村と協力をして行なっていきたいと思っております。

あわせて、白馬村観光局の今後のあり方も、観光局と相談をしながら検討していく必要があるというふうに考えております。

もう一つは、住民福祉の充実であります。特に人口減少社会にあつては、高齢者及び将来を担う子供や子育て世代に対する支援は最重要課題であります。

村では、ことし、子育て世代の包括支援センター「おひさま」を開設をするなど、子育て施策に力を入れておりますが、引き続き、子供の遊び場確保等、子育て世代からの要望が多い事項の実現に努めていきたいというふうに思います。

また、新たな図書館については、子育て施設との複合化を考えておりますが、子供や子育て世代の意見を有識者間やワークショップで酌み取りながら、子育てがしやすい村づくりの核となるよう検討を進めていきたいと思っております。

2点目の、山岳施設の今後の経営方針についてお答えをいたします。

村では、頂上宿舎・天狗山荘・八方池山荘・猿倉荘と、4つの山小屋を所有をしております。頂上宿舎は白馬岳における拠点、天狗山荘は縦走の拠点、八方池山荘はトレッキング及び唐松岳登山の拠点、猿倉荘は大雪溪への登山口と、それぞれ特色の異なる山岳拠点として運営を行なっているところであります。

訪れる登山客数は、平成25年度が4万人、26年度が3万5,000人、27年度が3万8,000人、28年度3万人、そして29年度が3万5,000人となっております。平成26年には御嶽山の噴火、平成28年には白馬大雪溪の通行止めと、自然環境に影響とした事態が発生を

し、大きく登山客数が落ち込みましたが、翌29年には3万5,000人。また、ことしも、好天に恵まれたこともあり、にぎわいを取り戻しつつあるところでもあります。

各山小屋の利用状況についてです。宿泊者数については、八方池山荘では、八方尾根自然研究路の木道整備の効果か、5年前に比べ140%程度と増加傾向にありますが、他の山小屋については75%前後と減少傾向にあります。

経営については、指定管理者である白馬村振興公社が収益の確保に努めるものですが、大規模な施設修繕については白馬村で行なっております。

昨年の天狗山荘の雪害による倒壊や今年度の台風による頂上宿舎の破損など、施設修繕費は近年多額の費用がかかっているところでもあります。これからは、山の苛酷な自然現象を起因とするものではあるものの、建物の老朽化により自然から影響を受けやすくなっている部分もあり、施設修繕費は今後も増加傾向となるのではないかと考えております。

各山小屋は、冒頭申し上げましたとおり、それぞれの特色を持った山岳拠点ではありますが、今後、施設改修や規模の見直しを含めた経営方針の検討を進めていかなければならない時期に来ていることは認識をしており、特に、近隣に民間経営施設がある頂上宿舎については、その経営規模、形態等あり方について関係者と協議をしまいたいというふうに思っております。

以上で、1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） それでは、再質問をいたします。

村長2期目がスタートいたしました。村長が考える村の課題、それと行政が抱える課題というところを、やはり明確にしまして、それで村民や職員に示して、それでこの4年間を運営していくというところが、私は大切ではないかということで質問するものであります。できれば選挙中に候補者と2人で激論も交わしてほしかったんですけども、それも知事選との兼ね合いがありまして実現はできなかったというようなところで、何が課題だというようなところは、やはり村民に示されてこなかったのではないかとこのように思います。

それでは、1つ目は観光振興、それから2つ目は住民福祉というところが掲げてありました。村長に村の課題というところをお聞きしたいと思うんですけど、村長が考える白馬村の課題というのはどういうところなのか、お伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 村長が考える村の課題ということについて答弁をさせていただきますが、先ほど申し上げましたとおり、白馬村は観光立村というようなことで、観光一筋に成長をしてきた村であります。

そういった中で、今、日本人のお客さんが非常に減っているという状況の中で、今その分をインバウンドのお客様からカバーをさせていただいている。できれば本当に国内のお客様が来ていた

くことがいいかどうかはともかくとして、これからは、いや応なしに外国からのお客様が減って行くことは避けて通れない状況だというふうに思っております。

そういった中で、国内、国外にかかわらず、この「お客様を迎える」という、そういった精神がいささか足りていないのではないかというふうに、私自身は思っております。

昔は、お客様が来ると、まさに民宿発祥の地という中で、お客様といろりを囲んで野沢菜を提供したりして、そういったあったかいおもてなしをしてきた。それが、高度成長とともに、そういったこの機運がだんだん薄れかけている。そういったことが、これからの観光の一つのネックではないかというふうに思っております。

村中が、「私は、観光はしている。観光には関係ない」、そういったことではなくて、みんながお客様を迎え入れる、そういった気持ちは非常に大事ではないかというふうに思います。そういった意味で観光が大事だというお話もしましたが、村の村民みんながお客様を迎え入れて、そして温かく、そして居心地のよい、そしてまた「来てよかった」、「住んでよかった」、そういう村づくりを私は願っているところであります。

観光については一点、そういうことでありますし、先ほど福祉というお話もいたしました。高齢化が進んでくる中で、ここに生まれ育った人たちが安心して地域で暮らせる、そしてまた人間らしく生きていくためのそういった村づくりは、この村として、しっかりと対応していかなければいけないというふうに思っております。特に、これから団塊の世代がどんどんふえてくる中で、そういった取り組みをしていかなければならない。そしてまた、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、これからの将来を担っていただける子供たち、子供たちのためにしっかりと、村としても対応していく。

そういったことから、この7月には子育て支援センターというものを立ち上げて、そして妊娠から出産、そして保育、高校まで、18歳までワンストップで対応するという取り組みをしているわけですが、そういったことも村としてこれからしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

まだまだ課題は山積でありますけれども、とりあえずその観光と、そしてまた子育て支援、そしてまた高齢化の福祉、さらには農業問題、そして文化、文化を育てる。そういった村にもしてまいりたいというふうに思っております。

そういった意味で、職員にもしっかりと、そういったことを認識をさせながら、一緒になってこの村づくりを進めてまいりたいというふうに思っております。特に議会の皆さんもぜひいろんなご意見を、頂戴をしながら、「村長、こういうことをしたらどうか」と、そんなような提言をいただく中で、一緒になって村政運営をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ぜひまたご協力をお願いをしたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） それでは、今お答えいただいたんですけれども、村の課題というところで、全体として、観光地としてお客様をお迎えする、接遇といいますか、そのところが少し不足しているのではないかと、というようなところが今、村長おっしゃった、そのところなんですけれども、やはり、何といいますか、心からこの白馬を愛する人をどう育てていくのかというところではないかなというような気がするんです。

特に、これからを託す、次代を託す若い世代の育成というところもすごく大事なところだと思うんですけど、その「若い世代の育成」というところは、その点どう考えるのか簡単にお答えをしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 以前の、太田伸子議員からも「村長、チーム白馬というのはどうなっているんだ」というようなお話をされたことがあります。私も、チーム白馬という言葉については、一定のグループではなくて、白馬村民がチーム白馬だというふうに思っているわけで、ぜひ、村長室でもどんどん来ていただいて、いろんな話をしていただきたいというような視点でお話をしてきた経過があるわけでございますけれども、先ほど言った若い世代の方たちと、どういった教育をしていくかということも非常に重要なことだというふうに思っております。

いろんな場面で、私も出て行って、また村長室でも、役場のほうへも来ていただいて、いろいろな方々と議論する中で、この村の発展に役立ててまいりたいというふうに思っております。

特に、これからは若い世代、本当に白馬村を何とかしたいという若い人たちも大勢おりますし、そしてまた、まさに白馬村総合計画にもありますように、白馬村の豊かさとは何か、多様性があると、そういった本当にいろいろな人が大勢いるわけでありまして、そういった人たちともいろいろな協力をしながら、議論しながら、この村づくりに努めていきたいというふうに思っております。

そんなことで、私も2期目でありますので、そういったことについても意欲的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

そして、特に地域に出向いて、地域の方々といろいろなお話をという、そういったことも考えているわけでありまして、特に、この昔からの地区は公民館があったり、いろんな行事があったり、そういったところへお声をかけていただいたりして、私が参画する場合がありますけれども、たまたまこの別荘地とか、いろいろなところには公民館がないというような、そういったところもありまして、なかなか村長とじかにお話をすることがないというようなそんな話も伺っておりますので、私も今度、太谷議員も地元というかエコーランド、みそら野から出ておりますので、そういった議員の力もおかりをしながら、地域の皆さんと、いろんなそんな話をしながら、この村政に反映していければと、そんな思いでありますので、いろいろ課題はたくさんありますけれども、一つ一つ取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、至らないところも多分あるかと思いますが、議員の皆さんからも、ぜひご指摘いただいたり、前のほうへ前進するような提言を、ぜひお願いしたいというふうに思っておりますので、田中議員、よろしくをお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） ぜひ、次の世代を担う若い人たちとの交流を、ぜひ、活発にやっていただきたいというふうに思います。

それでは、ちょっと細くなるんですけども、村長が考える、各課の中で何か課題というものを、あえて幾つか上げていただければというふうにも思うんですけども、例えば建設課なり下水道課なり、全部とは言いませんけれども、村長が考える課題を、例えばじゃあ、どっから行きましようか。建設課のほうから行きますかね。そんなところで村長が考える課題はどうですか。もしあれだったら、いいです。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） いきなり質問で通告にありませんので、若干、ちょっと的が外れているかと思えますけれども、建設課につきましては、かねてからそんなお話を議会の皆さんにもお話をしているわけでございますけれども、神城断層地震があったというようなことで、地区からのいろいろな要望があったわけでありまして、なかなかその対応ができなかったというようなことで、昨年あたりから、順次優先順位を決めながら、今、対応しているわけでありまして、建設課で、一番私が思っておりますのは、観光地白馬でありながら道路が非常に傷んでいると。

できれば、本当に都会から来た人、さすが観光地白馬だなど、世界水準の白馬だと言われるような道路にしなければならぬというふうに思っておりますけれども、なかなか予算的に対応できないということが、非常に私も熟知たる思いでいるわけでありまして、そのことについては、できるだけ幹線道路については、穴があったり、でこぼこがあったりしてはいけませんので、そんな思いをしているところであります。各課みんな言うの。

（「いいです」の声あり）

村長（下川正剛君） いいですか、建設課だけで。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員。

第10番（田中榮一君） できれば、まだあるんだったら、あと1つか2つでも結構ですけど。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 急にほかの課でもそうなんです、今、本当に役場の職員も、非常に昔と違って、いろんな仕事がどんどんふえてきております。

そういった中で、特に総務が一番人事を担当する課でありますけれども、本当にマンパワーが足りないという、そういったことで、各課とも非常に人員が限られている中で、あれもやれ、これもやれというような、私もそういう指示をしていることに対して、非常に職員も頑張っているんだ

けれども、本当に大変だなというふうな思いではありますが、人材の適正配置ということは大事なことでありますので、そういったことも含めて対応してまいりたいというふうに思っております。

そしてまた、先ほど来、いろんな話が出ております観光課、観光課は本当に白馬の重要な産業でありますので、そういったことに対しましても、この白馬村の世界水準の山岳観光と、先ほど丸山議員に、曖昧でちょっと意味がわからないというような、そんなお話もありましたけれども、全般に、先ほどおもてなしのことから始まりまして道路の整備、いろんなことも含めて非常に大事だなというふうに思っているわけであります。

その中で、このすばらしい山岳景観、これを生かしながら、先ほど言ったような大町、小谷、白馬と3市村が連携を組みながら、この滞在型のリゾートとして取り組んでいければなど、そんな思いを常々しているわけであります。

そして、大勢のお客様が来ることによって、この白馬が元気になって、そしてここで働ける、そして子供たちも大学を出て、また帰ってこれる、そしてここに営業されている方も安心して次の世代にバトンタッチできる、そういった村になればというふうに思っておりますけれども、なかなか、このハードルは高いわけでありましてけれども、何とかこのすばらしい山岳景観を世に出すために、そんな取り組みも観光局を筆頭に観光課、頑張っているわけでありましてけれども、そんなことが非常に課題だというふうに思っております。

まだまだいろいろ、教育委員会の関係もありますし、それから健康福祉課、税務課、いろいろなこと、課の課題はたくさんあるわけでありましてけれども、それなりに職員の皆様も一生懸命頑張っておりますので、議員の皆さんも、ぜひまた叱咤激励をいただいて、今後、すばらしい白馬村、そして職員もすばらしいと言われるような、そういった村にしていまいりたいというふうに思いますので、ぜひまたご指導をお願いしたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。

第10番（田中榮一君） このぐらいにして、あんまりしつこく聞くのも、ちょっとあれですけども、ただ、それぞれの課というのは、やっぱりお金がかかるとこだと思います。

それに、どうお金を配分していくかというのは、これからまだ、村長、頭の痛いところだらう思うんですけども、例えば、先ほど建設課のほうのところ言えば、道路維持管理のところはどうしていくのかというようなところがありました。

それで、ある程度焦点を絞りますと、飯森陸橋の北側の信号ありますね、しんたにクリニック、それから、47へ行くあの信号機なんですけれども、あの信号機から北へ向かった瞬間に、もう道路が波打っているというような状態ですよ。要は村道なんです。そこまでは県道で来ているはずなんですけどね。

なので、あんまりにもその違いというのは、さのさかからオリンピック道路を下ってきた方々や、長野から入ってくる人たちには、「ええ、これ一体何だろう、どうしてこの道がこんなにも違う

んだろう」というふうに、多分思われているというふうに思います。

そこのところは、今、橋のところを舗装工事が始まって、あそこの信号機が設置されているんですけども、まさにあそここのところの状態というのは、決して観光客のお客様に対しては、非常によくはない箇所だというふうに思います。

そのような意味で、建設課というのは、必ず毎年毎年ある程度決まった金額でもって道路維持管理、それから各地区の人たちからの要望が出てきて、「この道路が欲しいよな」というようなのを、かなり前から出てきているところも、ある程度応えていくためには、きちんとした固定されている金額というもの、きちっと出していかなきゃいけないと思うんですけども、その点は、じゃあ、建設課長のほうに、ちょっと聞きますかね。そういう財源、そのお金の使いみちというのは、常に考えているのかどうか、課長にちょっとお聞きしてもいいですか、建設課長、よろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井建設課長。

村長（下川正剛君） 今、そういった建設課のほうではそういったことを考えているのかという質問でありますけれども、先ほど、私のほうから言ったとおり、優先順位を決めて対応しているということであります。

そして今、飯森からの通称オリンピック道路0105か、0105号線につきましては、県のほうへも、ぜひ県道に昇格させてくれということを、ここに議長もおりますけれども、毎年毎年、県のほうへ要請をしているわけではありますが、なかなか県のほうでも、「うん」と言ってくれない。

当然、今、村で対応しているわけではありますが、非常に交通量も多い、そういった中で道路も傷む。本当に除雪の関係については、特交という交付税があるわけではありますが、雪の降るために、あそこの除雪をする、そのおかげで道路がまた傷むというような、もう何というか、追いかっこみたいな形になっているわけではありますが、そんなこともこれからも、国のほうへも、何かそういった除雪の費用ばかりじゃなくて、直す費用も、大型の除雪機が入るために、どうしても、もむもんですから道路も傷む、これ、白馬村全域がそうであります。そんな対応ができないのかどうかも含めて、多分無理だと思いますけれども、そんな要望もしてまいりたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 建設課長。

建設課長（酒井洋君） すいません、少し事前通告いただければ、もう少し丁寧にお答えできたとは思いますが、簡単にお答えいたしますと、社会資本整備の適切な維持管理というのは、大変な課題だというふうに考えております。

特に、具体的に今、オリンピック道路の関係につきまして、事例を上げていただいたところですが、建設課といたしましては、この舗装の修繕に関しましては、舗装の個別補修計画というのを現在策定中でございます。

これをやったことで、年度ごとに計画的に舗装修繕を行っていくというもので、今年度しっか

り調査のほうは現在終わりました、最終的な計画のための、今、取りまとめをしているという状況でございます。

具体的には、財源的なものにつきましても、今までは補助金ですね、社会資本整備交付金というようなものを充てながらやっていったわけでございますけれども、現実問題として、毎年多くの金額は要望しているんですが、正直言いますと交付金のつきが悪いというようなことがありまして、それだけを待っていても、なかなか進まないという現状がございますので、昨年度より公共事業等債といった交付税措置のある起債が借りれるような制度ができましたので、そういった制度を利用しながら舗装修繕のほうを進めていく予定でございます。

今年度につきましても、八方の交差点からおおむねトーカンの入り口、瑞穂の先、トーカン入り口くらいまでの舗装修繕、今月末より着手いたしまして、完了させる予定でございますので、先ほどおっしゃいました47の交差点までの間につきましても、おおむね3年を目安に舗装修繕のほうを完了させ、その後も順次、個別計画に基づいて修繕のほうをしていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 議長、何分まででしたっけ。

議長（北澤禎二郎君） あと残り29分。

第10番（田中榮一君） 29分、はい、わかりました。

下水道関係のほうも、老朽化した本管の布設替えとか、そういうものもやっていかなきゃならないというところで、計画もでき上がったみたいなんですけど、そういうところもお金は、当然、年間幾らというのをこれから出していかなきゃいけないところだと思います。

それでは、副村、ちょっとお聞きしてもよろしいでしょうか。財源のところなんですけれども、日本列島災害だらけというようなところで、先ほどの同僚議員も言っていたんですけれども、そういうところの復旧、復興のお金というのは、かなり国としてもつぎ込んでいかなきゃならないというように思うんですけれども、そういうところにお金が行って、全国の各市町村の割り当てとか交付税とか、そういうものはこれからどうなっていくのかというところは総務省はどう考えているのか。そういうところをちょっと、まあ、あれですけど、どうなっていくのかなというようなところは副村どうですか。考えをちょっとお聞きしたい。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 私が知る範囲の中でお答えさせていただければと思いますけども、災害が多いということで東日本大震災以降、国土強靱化ということで総務省というよりは国交省だったり、農水省のほうかもしれないですけども、そちらのほうで、一時、公共事業が悪だというふうなイメージのもと、減らされたときに比べれば一定の額というのは確保されているのかなというふうな印象は受けております。

ただ、国の財政も当然厳しいものですから、じゃあこれが今後もずっと続いていくかという、それはなかなか、これは建設関係だけではなくて、ほかの分野も含めて不透明なものは当然あるのであろうというふうに思われます。

基本的に、小さい市町村なりがやっていく事業に関しては、先ほど建設課長等からも答弁ありましたけれども、一定のところでは交付税なり、例えば除雪に関しても交付税なりというのがついてくるわけですが、例えば災害の関係で言いますと、ことしであれば西日本の災害なり、北海道の地震なり、それから大阪、関西の台風と、いろいろ災害がある中で、当然ながらその各年ごとの災害に対して、国としては優先的に交付税の原資というのは割り当てるといふふうになってきますので、当然そのあおりを食って、別のところ、例えば白馬のようなそういった特段大きな災害がなかったというところに関しては、その年々でいくと、かなりあおりを食ってその措置が減っていくということもあろうかというふうに思います。

いずれにせよ、長い目で見ると国の財政も当然厳しいですので、その最低限のところというのを国のほうでも見ていけるかというのは、なかなか予断を許さないというのはあるかと思えますけれども、本当に全国で一律のところというのを確保していかないといけない、最低限の部分に関してはこれを措置していくというのが交付税の制度ですので、そこは国もなるべく最低限のところは頑張る確保できるように、小さな小規模自治体はその事務をしっかりと遂行していけるように、最低限のところは頑張っていくんだらうというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） わかりました。山小屋ほうのところの再質問と思っていたんですけど、ちょっと時間があれですので、ちょっと余分じゃないですけど話をしたいと思うんですけど、昭和58年に総工費5億円というような金でもって、山頂宿舎を建てかえているというところで、これからちょっと直していくということになれば、かなりの金額になるわけで、ぜひへり代も輸送コストが事業の6割や7割だということなところからかかるということで、建てかえというところは非常に難しくなっていくのではないかというふうに思います。

これからどうするのか、ぜひ個室に特化したような施設に改修したらどうかとか、いろいろ私も考えはあるんですけど、ぜひ、この山小屋に関することについては、村民も交えて十分検討をしていただきたいなというふうに思います。

それでは、次の再生可能エネルギーのところに移ります。

それでは、再生可能エネルギーの政策についてということで、前回、小水力のところを質問したわけですが、非常に村民の方々から、ぜひその再生可能エネルギーについては続けて質問してほしいと、非常に関心を持たれている方が多かったということで、たまたま6月の臨時議会でバイオマスのところが出できたものですから、質問することにしたものであります。

それでは、地球温暖化防止対策として、世界はもとより日本でも固定価格買取制度や電力自由化

が実施され、再生可能エネルギー導入が拡大しています。村でも平成26年、平川小水力発電所建設、今年度は木質バイオマス発電の調査に入るなど、総合計画にもあるように、自然エネルギーを活用し山岳自然環境を守る村づくりを進めていることは、非常に大事なことだというように思います。

次にことについてお伺いいたします。

1つ、地域を守る自然エネルギーの利活用基本計画、（仮称）なんですけれども、策定する考えはどうか。

2つ目に、前回、小水力発電建設に向けてのさまざまな研究に入りたいとの答弁だったんですけども、その後の進捗状況をお伺いをいたします。

以上2点です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中榮一議員の、2つ目の項目の再生可能エネルギーの施策についてを答弁をさせていただきます。

1点目の、地域を守る自然エネルギーの利活用基本計画を策定する考えはあるかとの質問であります。現在のところ策定予定はございません。

村では、平成19年の2月に白馬村地域新エネルギービジョンを策定をしております。ビジョンでは、まず化石エネルギーにかわる新エネルギーの洗い出しを行い、7つの導入プロジェクトを定めました。

雪氷エネルギー、太陽光発電、小型風力発電、木質バイオマスエネルギー、水力発電等の項目が挙げられておりますが、項目によっては、実現、普及には困難なものがあると感じております。

具体的には、太陽光発電は資源エネルギー庁がZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及を進めていますが、現在のところ降雪地帯の当村ではメーカー保証がつかないなどの問題もあります。

木質バイオマスについては、個人住宅へのペレットストーブの補助等も県等とともに実施をしておりますが、制度上補助対象となるペレットは大北管外からの導入に頼っている現状があります。今後はまきストーブ導入家庭もふえていること、木の地産地消の観点からもまき活用も有効な手段であると感じているところであります。

また、松本喜美人議員の質問にもありましたが、当村は多くの森林資源を有しております。これを何とかエネルギーに生かし、停滞をしている森林整備の促進につなげたいとの思いもあり、8月に補正でお認めをいただいた公共施設の木質バイオマスの活用についての導入の調査に取り組んでいるものです。

ことしの暑い夏に象徴されますように、地球温暖化が進行しており、降雪量の減少にもつながりますので、エネルギー政策についてはできることから地道に取り組みたいと思っております。

2点目の、小水力発電建設に向けての研究についての進捗状況についてですが、現在、検討している中では、平川小水力発電所のように、従来から国が導入を推進をしてきた農業用水を活用した小水力発電施設の建設は実現性が高いものと考えます。

また、事業費的に見ても農業農村整備事業など、農政系の国庫、県費補助事業を活用することにより、非常に有利な建設が可能であると考えます。

一方で、農政系の補助金により小水力発電所を建設をした場合、売電収入の用途が著しく限られてしまうという制約がございます。具体的には、村が事業主体となって建設をした場合には、売電収入の用途は発電施設の運営経費、発電施設の共用部分の水路、取水堰等の維持管理費、農業農村振興に資する公的施設の電気料などに限られており、その他の一般的な経費への使用は認められておりません。

ちなみに平川小水力発電所については、白馬村土地改良区が管理する施設として、改良区の管理する施設全体の維持管理費にも売電収入の使用が認められており、改良区によりますと、経常的な設備維持管理費のほか、資金不足のために長年手がつけられず老朽化していた施設の大規模改修を計画的に実施できるよう、建設改良積立金として売電収入を積み立てているそうであります。

しかしながら、先日の報道によれば、他県の土地改良区ではそのような建設改良積立金が膨大な額となり、不適切な内部留保であると会計検査院から指摘をされました。それを受け、農林水産省では、急遽、従来の会計基準を見直し、この秋にも来年度から適用される新たな基準を示すことであります。

この新基準の中では、建設改良積立金については、真に必要な資金については取り崩すなどして国庫に返納する。売電収入の使用可能範囲もさらに厳密化するなどといった大幅な見直しが予想されており、これからも売電収入を有効に施設の改修に使用できるのか、国庫へ返納金が発生する恐れはないのか、土地改良では情報の収集に努めているとのことであります。

村といたしましても、このような状況を注視しており、土地改良区とも連携し、今後の制度の変遷を見極めながら、農政関係の国庫、県費補助を活用した小水力発電所につきましては、慎重に検討をしていかなければならないと考えております。

また現在、白馬村では平成25年度に国の補助事業により、案件形成支援事業として犬川、深空、滝沢、塩島、滝頭の5カ所で適地調査を実施をいたしました。

これらの中で、農政系の補助金によらず建設場所が有利で、売電収入が建設費用を上回る効果が出ている箇所は、犬川、深空、飯森の3カ所でした。このうち、向こう40年間で試算では、現在の平川小水力発電所からの発電が終わった水を利用する深空が最もコスト的に有利ではないかと考えております。

ただし、この試算はあくまでも売電収入と建設費用の比較のみでありますので、維持管理費、定期的なメンテナンス及びオーバーホールに関わる費用を考える必要があります。あわせて、20年

間の固定買取制度終了後は、売電価格の推定を悪くみても5分の1へと激減する恐れがあることも考えなければなりません。

今後も引き続き研究を進めてまいります。補助金を受けずに村が単独で事業を行なうということになりますと、関係機関との協議や技術的な問題とあわせて財政面の問題もクリアしていく必要があります。

さらに、小水力発電をめぐる国の制度の動向を注視をしていきながら研究をしてまいりたいというふうを考えております。

田中議員の2点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 計画を策定するあれがあるかということ、ないということで、なぜかというところで、この地域新エネルギービジョンというのが策定されているからという答弁もありました。私の探したところがまさにありました。すごい立派なものです。これは平成19年2月にもう策定されています。これを見ると、今回の木質バイオマスの調査費いらないんじゃないかと思って。これでちょっと数字を調べてやれば、そのままできあがっちゃう、それだけきちっとつくられているビジョンだ、計画だというふうに思います。

当時の総務課長と観光課長が当時、係長の時代につくっているんですけども、村の計画にも載っているんで、これはもう十分生きているというように解釈してもよろしいでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまの新エネルギーの関係が村の計画に沿っているのかというふうなご質問かと思えます。平成19年にこれも税制の支援をいただきながら調査の事業として取り組んだものでございます。この平成19年のときの新エネルギーにつきましては、今でいうと新エネルギーというのは自然エネルギー、それにプラス再生可能エネルギーを加えた冊子というふうになっておりますが、そのとき調査をしたのは、潜在的な保存量、それと気体化再度という2つについての調査を行なっております。

これは、今、議員のほうでおっしゃられましたのは、木質バイオマスの関係ですので、潜在保存量というのはいわゆる木の伸びるものをエネルギー換算したもの、それと気体化裁量はそれをどのように扱っていくのかという部分で、そのエネルギー効率の効果について定めたというのが前回の計画です。

今回、補正で上げさせていただきました内容につきましては、木質バイオマスを活用する、もちろん体制的なものも含んではおりますが、これをこちらの計画にもありますとおり、公共施設として木質バイオマスを使うことにより、新エネルギーへのPRの波及効果もあるというようなところの取り組みでございますので、今年度補正予算で計上したのものについては、どちらかというとうどういう施設整備を行なっているのか、この辺が調査の事業となりますので、19年にやったものにつ

いては、その保存量なり気体化裁量としての調査事業での報告書、今回の調査事業につきましては、幾つかの公共施設に薪ボイラーであったり、チップボイラーであったり、化石燃料から木質バイオマスのエネルギー変換をする施設をどういう設備として行なうのかという調査項目になっておりますので、ちょっと調査、同じ調査でも視点が違うということでご理解をいただければと思います。以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 視点が違うというようなところの話なんですけど、このビジョンを見ますと、導入可能な新エネルギーというところでもって、非常に有意義なエネルギーというのは、雪氷というのか、そのエネルギーが一番、白馬村ではすぐに導入するのが非常に現実味をおびているというように評価、一番の評価を得ているわけです。なぜ、その木質バイオマスなのか、この雪氷エネルギーのところでもよかったのではないかと思うんですけど、その点はどうです。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいま、雪氷エネルギーについてのご質問でございます。

雪氷エネルギーにつきましては、温度差をエネルギー変換するという施設でありますので、基本的に大きな箱物的なものをつくらないとなかなかうまくいかないという部分がございます。これは、調査の中でもある程度の温度差を、それを熱変換するということで、特によくある日本酒でありますとか、野菜であるとかを氷温貯蔵するというようなものもあろうかと思いますが、ちょっと事業費自体がやはり大きくなりすぎるということと、それと今回の調査事業はあくまでも木質系という調査事業の内容でありましたので、木質バイオマスということで、調査事業のほう上げさせていただきますという経過でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） そういう木質バイオマスということで、限られたものという、そういう解釈でよろしいですか、はい。

それと雪のほう、雪氷というところは、そういうところはなかったという、そういう解釈でいいんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） おっしゃられるとおり、今回については木質の調査事業ということでございますので、雪氷についての種類というのはございませんでした。

議長（北澤禎二郎君） 質問ありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） それでは、ちょっと視点を変えたいと思うんで、あとのくらいありますか。

議長（北澤禎二郎君） あと8分です。

第10番（田中榮一君） 8分。それでは、白馬村の新エネルギー通信委員会を発足させたいというようなところを、このエネルギービジョンでは書かれているんですけども、今後において新エネルギー推進委員会というのを立ち上げるというところは、考えはどうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 新エネルギー全体の委員会というのは、ちょっと幅が広くなりすぎるのかなというふうに思います。今回、木質の関係につきましては、それぞれ担い手であったり、事業を行なっている社、県、国等の関係する方が入ってやっていくということになりますので、広い意味での新エネルギーとしてのお話、委員会というよりは、個別の自然エネルギーであったり、再生可能エネルギーの何について、それを包括する中で委員会というものを定めていくべきだというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 今回は、そういうことなんですけれども、これからの白馬村のエネルギーをどうしていくのかという、そういうところ、大きな視点でこのところは進めてほしいなというようなところを私は持っているんです。

それで、長野県では先月の14日ですか、世界1,500以上の自治体が加盟する国際ネットワークのイクレイというところに加盟をしております。これは、2019年の6月には軽井沢で開くG20の持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係、閣僚会合と、それが開かれるわけです。

白馬村は世界水準の山岳観光というのを目指しているというようなところで、この際、この世界水準の持続可能性のある再生可能エネルギーというものを、世界水準というようなところを視点に当てて、これからやっていったらどうかと思うんですけど、その点、村長どうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 世界水準ということについて、小水力発電を含めた、そういった取り組みをしていきやどうかという、そういったことではありますが、そういったことも一つの、この環境に優しいという部分では、白馬村が求めている一つになろうかと思っておりますけれども、とりあえずは今、先ほどからいろいろなお話をしているわけでありまして、この地域、北アルプス地域が3市村が一緒になって、この世界水準を売っていくではないかという取り組みを今、しているわけでありまして、その中で、先ほど来のお話にありますように、おもてなしもあったり、それから今の環境に優しい、そういった新エネルギーの開発、そういったことも当然、出てくるとは思いますが、順次、そんなことも念頭に置きながら、進めてまいりたいというふうに思っておりますけれども、すぐにはそういった対応は非常に難しいわけでありまして、世界水準ということになりますと、先ほど言ったような、そういった全般的な環境に優しいという、そういったことも一つの重要なことであるというふうに認識をしておりますので、そんなことも念頭に置きながら、考えてまいりた

いというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員の一般質問時間は、答弁も含めあと4分です。質問ありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 村長もオーストリアのレッヒは行かれています。それで、私も行ってきたんですけれども、あそこの村も自然エネルギーを使って、電力を賄っているというようなところで、本当にクリーンなところ、きちっと守っている観光地である。まさに世界水準の観光地というのはあのようにあるべきものではないかなと思って帰ってきたんですけれども、村長も多分、同じ考えで帰ってこられたというように思います。

そのようなところで、それで長野県は17年にアジアで初めてとなる地域再生可能エネルギー国際会議というのを開催しているというようなところで、その宣言というところで、再生可能エネルギー100%地域を目指して、新たな取り組みと連携の行動開始を宣言するというふうなところで、長野県宣言をされております。これで、19年6月に、先ほど申しましたように軽井沢でG20が開かれるというようなところがあります。県もこのように再生可能エネルギーに本当に前向きというよりも、過ぎても取り組みをしたいというような考えを阿部知事は持っているようです。

白馬村も、もうやはりこの再生可能エネルギーというのを国際水準に、水力も今ありますし、これから今、木質バイオマスも目指しているということ、それから雪室のところも、あんまり大きな施設も必要ないという人もいますけれども、その3つのところを白馬村やろうとすればできるわけです。

そういう意味合いにおいても、もうあまり補助金があるなしにかかわらず、この30年、50年後ぐらいにしても、本当にそんなような国のエネルギーでもって100%賄うことができる観光地というところ、ぜひ目指してほしいと思うんですけれども、そのきっかけのところでは村長ぜひ、この4年間でつくってほしいなというように気がしますが、そのことをお伺いして、私の質問を終わりたいと思いますが。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 白馬村は自分の白馬村で使う電力と、電力の使用量と白馬村が生産している電気の使用量、もう九十何%、地産地消しているという、全国でも珍しい村であるという村であります。そんな中で、ご承知のように白馬村はクールチョイス、賢い選択ということで、EVのラリーを毎年この白馬で対応しているわけでありまして、そういった取り組みも白馬の1つのこの財産であるということを、皆さん、田中議員、知っています、そのクールチョイスという言葉。知っています、この白馬村は世界に誇る山岳景観や豊かな里山環境を有し、美しい自然や景観に恵まれている。とりわけ豊富で良質な降雪に支えられた冬季の観光にとっては、地球温暖化が深刻な問題であり、地域の環境や住民の生活を脅かす身近な問題としてクールチョイスという賢い選択に賛同して、毎年この春までEVラリーをやっているわけでありまして。

そのような中で、本当に村は環境に優しい村だよということを全国に発信をしながら、そういう取り組みをしているわけでありますが、引き続きそういった対応をしてみたいというふうに思っておりますので、田中議員、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第10番田中榮一議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程を全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日9月19日は午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日9月19日は午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時07分

平成30年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成30年9月19日(水) 午前10時開議

(第3日目)

1. 開議宣告

日程第1 一般質問

平成30年第3回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成30年9月19日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	横田孝穂
第3番	田中麻乃	第9番	太田伸子
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	津滝俊幸
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	藤本元太
教 育 長	平林 豊	総 務 課 長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤忠明	会計管理者・室長	田中 哲
建設課長	酒井 洋	観光課長	横山秋一
農政課長	太田洋一	上下水道課長	山岸茂幸
税務課長	横川辰彦	住民課長	矢口俊樹
教育課長兼子育て支援課長	田中克俊	生涯学習スポーツ課長	関口久人
総務課長補佐兼総務係長	下川浩毅		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸俊幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成30年第3回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は9名です。本日は、通告された方のうち4名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内の再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第7番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第7番加藤亮輔議員。

第7番（加藤亮輔君） 皆さん、おはようございます。7番、日本共産党、加藤亮輔です。

きょうは、北小の運動会が順延されて、きょう、天気の良い中、行われています。きょうは一般質問するということで、北小の運動会には顔を出せませんでした。先日、16日に南小の運動会で見に行きまして、大勢の子供から元気もらいました。その子供たちの元気をバックに、質問させていただきます。

まず最初に、下川村長、暑い中での選挙、ご苦労さまでした。村民は、引き続き下川村長を選出されました。ぜひとも、2期目も村民に寄り添った村政運営を期待しています。

選挙後の初めての議会ということですから、選挙期間中に発表した公約及び候補者インタビューなどを参考にしてお聞きします。公約は抽象的な政策の羅列でしたので、もう少し具体的に今後4年間どのように取り組むのか、答弁願います。公約が多岐にわたっていますから、2つに分けて質問いたします。

1つとして、村長はインタビューの中で、子育て、教育は最優先課題と述べています。それに従い、子育て、教育関連について、まず質問します。

私が、28年9月議会で質問した他の市町村で実施している学校給食費の無料化、当面は半額補助の提案を行いました。それについて村長は、共同調理場の完成に合わせて検討するとの答弁でし

た。この12月には完成します。学校給食費半額補助実施のめどを伺います。

2点目として、子供の遊び場確保も述べています。遊具つき公園はいつごろつくるのか、伺います。

3点目として、健康で豊かに暮らせる村づくりは村政の基本と述べ、健康診断の受診は最重要と訴えています。そこで、提案ですが、国民健康保険加入者の皆さんからお預かりした貯金、財政調整基金が現在1億6,000万円あります。重症化する前の受診を促進するために、この貯金を使って保険料を引き下げることができると思います。村長のご見解をお願いします。

4点目として、観光地を持続していくための課題は山積みですと、またこれも述べています。課題はいろいろあると思いますが、限られた時間ですから、特に村長が重要と思われる課題を3つ挙げてください。

以上4点、よろしくをお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） おはようございます。きょうは白馬北小学校の運動会ということで、まさに雲一つないすばらしい天候でありました。今、ちょっと挨拶に行ってきましたけども、すばらしい運動会でありました。将来を担う子供たちが元気に育っていただきたいなど、改めて感じたところがあります。

それでは、加藤亮輔議員の通告に従っての答弁をさせていただきますが、まず始めに、子育て、社会保障、観光政策について、4つの項目のご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の学校給食費への補助に関する質問ですが、現在建設中の新学校給食調理施設は11月末の完成を予定をしているところであります。各小学校の給食受け入れ施設の改修工事は2月末までの工期予定ですが、特段の事情がなければ、来年1月の中下旬より新施設を仮稼働させ、現在の中学3年生にも、短いながらも新給食施設の給食を提供する予定であります。

質問の給食費への補助についてであります。2期目の公約として掲げた子育て・教育の充実は大変重要であります。多岐にわたる子育て施策のうち、どの事業を優先的に実施をしていくかは総合的に判断する必要があり、給食費補助についても他の施策とのバランスを踏まえながら検討する必要があると認識をしているところであります。

子育て支援策といたしまして、教育環境の充実や、老朽化した学校施設、保育施設の修繕、就園・就学における各種相談を初め、子育て世代の包括支援センターおひさまの開設や、同時にスタートした子育て支援アプリや小児科オンラインのサービスなど、妊娠期から切れ目のない子育て支援を継続できるよう、より充実をしたサービス、環境の提供に向けて、事業を展開をしているところでありますので、これら他の子育て支援施策と優先度や緊急度の観点から考えますと、現時点で直ちに給食費に対する補助を実施する計画はございません。

しかしながら、新施設の稼働に伴って、現在、私会計で管理をしております学校給食費を公会計に移行し、税金と同じく村の一般会計で経理を行うよう、制度の整備や複数市町村間での給食費の徴収管理システムの共同調達に向けて、事務を進めているところであります。

これまでは、全て保護者負担で賄っていた私会計の給食会計では、昨今、冬場に野菜価格が高騰して会計が切迫した場合に、材料の変更を余儀なくされておりましたが、公会計に移行することで、こういった状況下においても一般財源を充当するなどの方法によって、保護者負担を据え置きしつつ子供たちが食べる給食の質を確保でき、今以上に充実をした制度構築が可能になるというふうに考えているところであります。

給食費の無料化や一部補助を実施している県内自治体は、加藤議員が平成28年度に質問されたときよりも若干ながらふえておりますことも事実であります。現時点では、村として給食費への半額補助は考えておりませんが、これが決して補助施策自体を否定するものではなく、あくまでも子育て支援施策の中の1メニューであることから、他の自治体の動向等も総合的に捉えながら、継続的な検討の対象としてまいりたいというふうに考えております。

2点目の子供の遊び場確保についてお答えをいたします。

日ごろより、住民の皆様の声を聞く中で、特に子育て世代の親御さんから、子供が安心して遊べる場所が欲しいというご意見をいただくことが多いと感じています。平成34年度に建設予定の新図書館は、私としては子育て施設との複合施設とすることも想定しており、その中で子供の遊び場もあわせて確保することができれば、住民の憩いの場としての機能がより高まるものと考えています。

ただし、子供の遊び場として求める機能は、住民それぞれにイメージするものが異なると思いますので、今後、有識者会議や住民ワークショップ等で住民の意見を踏まえながら、具体的な検討を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

一方で、新図書館以外の既存の設備をきちんと活用することも重要であります。現在、既に子育て支援ルームの園庭やグリーンスポーツの森には子供向けの遊具が整備をされており、住民の方にはこれらもぜひご利用いただきたいと思っておりますし、そのための周知もしてまいりたいというふうに思っているところであります。

3点目の国民健康保険、財政調整基金に関する質問であります。平成29年度の国保会計では実質収支がプラスとなったことから、基金へ3,100万円余り積み足しをしたところであります。現在の基金残高は1億6,200万円余りとなっており、今後、県への納付金支払いの財源などに活用していくこととなります。

現在の基金残高のみを見ると、保険料の引き下げも選択肢として考えられます。しかし、今後、5年先、6年先を見通すと、仮に現行税率を維持した場合でも、数千万円の赤字となることが想定されております。その段階で税率を引き上げるとすると、保険料の1加入者負担が一気に増加する

こととなりますので、今後の収支の見込みをしっかりと試算した上で、税率改正の検討をしていくことが重要であると考えます。

そういった点も踏まえて国保運営協議会で審議を行い、直近の平成31年度の税率改定については本年12月までに方向性を出していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

また、最後であります。持続可能な観光地としての課題についてお答えをいたします。

村では、観光地経営計画を策定をし、世界水準の山岳リゾートを目指した取り組みを進めているところです。その実現のために、課題として3点挙げるとすれば、1つ目は客観的なデータによる現況把握であります。訪問者数や観光客の動向等、客観的なデータによる現況把握をしっかりと行うことが、効果的な観光戦略構築のために重要であるというふうに考えます。

2つ目は、観光を推進する体制であります。現在の観光地経営計画を実行していくために必要な事業の検討、進捗状況と成果の把握・分析といったPDCAサイクルの検証を観光地経営会議において行なっておりますが、今後もこの体制の改善・強化を図ってまいります。

また、先ほど述べたデータの蓄積をもとに、体系的な観光戦略の検討、分析、検証に取り組む体制として、DMOの立ち上げは重要であります。来年度、大町市、小谷村とともに、3市村DMOを立ち上げるほか、白馬村観光局もDMO化を予定していますので、しっかりと準備を進めてまいりたいと思います。

また、観光振興のための財源の確保でありますけれども、観光地経営計画にある滞在環境整備等の施策の実現には、ハード面の整備を含め、多額の予算が必要であります。

一方で、新たに住民のご負担をお願いすることは難しく、国や県からの交付金、補助金にも限りもあるため、新たな財源のあり方を検討する必要性は強く感じているところであります。この点については、現在、観光財源検討委員会において、財源確保のあり方について調査、審議をいただいているところであります。

1点目の加藤議員の質問に対するの答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 答弁ありがとうございました。では、再質問させていただきます。

まず、簡単なところからいきたいと思います。2番目に質問しました固定遊具つき公園の建設です。

これについては、25年の12月に、村民有志の会から1,330筆の署名と要望書が村長に提出されています。また、翌26年3月議会でも、趣旨採択されています。この1,330の署名、これを集めるというのは非常に集める方にとっては苦勞の活動です。これを集めるのには、家族の団らの時間や自分の貴重な時間を使って、こつこつ根気の要る、また大変苦勞を伴うものです。その苦勞を重ねた結果が1,330になったわけです。提出されてから、もう5年たちます。

そこで、質問しますが、村長が再選されて5年目を迎えます。この5年間で、1,000筆の署名

を添えて、村長に要望書を出したのは何件ありますか、お答え願います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、加藤議員の25年のときと26年の3月というお話がございましたが、まだ私が就任の前であります。私のところにも、26年の8月に就任して以来、お母さん方から私のところに、ぜひそういったことを、遊具の公園ということを考えていただきたいという要望はいただいております。

そんな中で、村でもいろいろな公園的な場所があるわけでありまして、例えば支援センター、そしてグリーンスポーツ、そしてまた大出公園というような施設があるわけでありまして、大出公園については遊具は設置はしていませんけれども、公園的な役割の場所は多くあるわけですが、先ほど言ったとおり、図書館を含めた複合施設の中で、そういったことが検討できればなど、こんな思いでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 質問に対して、もう少し正面から答えていただきたいんですけど、私は村長に対して、村民の方が苦勞して集めた署名1,330、そういう1,000以上の署名を集めて、村長のところへこの5年間で提出された要望書は何件あるかと聞いているんですから、何件あるか、お答え願います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 遊具の関係についての要望書ですか。

議長（北澤禎二郎君） 加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） この5年間に、村長のところへ、どんな課題でもいいです、1,000筆の署名を添えて要望書を出した件数は何件ありますかと聞いているわけ。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） いろいろな要望書はあるわけでありまして、要望書については、例えばごみの焼却場の関係についての要望書は相当な件がありましたけれども、それ以外は私のところへは1,000幾つという数字の要望書はありません。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 私の記憶でも、1,000筆の署名を添えて要望書が出されたのは、これ以外、この5年間ではないと思います。それぐらい村民の方、お母さん方が子供のためにこういう施設をつくってほしいという強い要望のあらわれだと思うんですよ。それを5年間もなしのつぶてでは、私は村政に対する村民の関心が薄れてくると思うんですね。それに対してまともに応えるということとは、非常に重要だと思います。

今後、また来年の予算も考えられると思いますけど、その中でぜひそういう要望をかなえるような方向で取り組んでいただきたいと思います。

(「議長」の声あり)

第7番(加藤亮輔君) ちょっと待って、まだ質問の途中です。

村長(下川正剛君) 今の質問に対する答弁は、先ほど私が言ったとおり、重要性は十分認識をしているということでありまして、それから各グリーンスポーツもそうでありまして、それから子育て支援センターも順次、毎年、遊具の補充をしているわけでありまして、何もやっていないということはありませんので、ぜひ加藤議員、そこら辺はしっかりとご理解をいただきたいというふうに思います。

議長(北澤禎二郎君) 続けてください。

第7番(加藤亮輔君) まだ、質問の続きですから、まだここに立って質問しているんですから、よろしくをお願いします。

そういう強い要望がある、優先課題を決めるのは行政の仕事だと思うんですけども、そういう強い要望に対して早く応える。それから、もう一つは、要望を実現するために財源をどうするかというところは、行政のそれも仕事だと思うんですわ。だから、そこに対して応えていかな、村民はだんだん村政、行政に対して、やっぱり言ってもだめなんだわというふうになりますから、もっと真剣に考えてほしいと。

同時に、1,300もの署名を集めるということは、私も署名集めをやりますけど、非常な苦勞が伴います。その苦勞に報いるためにも、もう少し真剣に考えてほしいと思います。

次の質問に移ります。共同調理場の問題です。

共同調理場が11月、12月に完成します。それで、前は答弁の中で、共同調理場ができたときに、それまでに検討するという答弁でした。それで、私としてはぜひとも実現したいと思ひまして、資料を村長のところにも皆さんのところへもお配りしました。

それで、資料1、給食費の無償化調査というところをごらんいただきたいと思うんです。1番目のところは、全日本教職員組合が調査をとったものです。これは27年の11月です。そのときは、全額補助をしている市が2件、町が24件、村が18件でした。合計44の自治体が行っています。その後、無償化の動きは各自治体に波及して、広がりを見せました。

そういう中で、今度は文科省がみずから調査を行いました。それが29年度に行なった結果が、2番目のところに書いてあります。それを見ると、全国で82の自治体が無償化などを行なっています。たった2年間の間に、こういう広がりを見せているんですね。細かいことは言いませんけど、長野県でも3自治体、この30年から生坂村も始めましたので、4自治体が行なっています。

それで、他の自治体の動向を見るというように述べられましたけども、他の自治体で一番身近な池田、松川、ここは共同調理場ができた、それをきっかけに1万円の補助を既に実施しています。これは五、六年前からやっているということですね。そして、来年度はこの1万円を増額するという事も聞いています。だから、白馬村もぜひとももう少し前向きに考えてほしいと思います。

それで、長野県全体が子供の医療費窓口無料化、現物支給をこの8月から始めますけど、長野県の窓口無料化も、47都道府県で比べますと、41番目に始めたんですね。既に、群馬県が一番最初に行いまして、これは9年前の21年に現物支給を行なっていると。長野県運動の婦人団体もいろんなところが活動して、知事にいろいろ要望して、そしてお願いをしてきたけども、結局、他の都道府県の動向を見るとか、そういうことを言いながら、41番目でしたわ。

だから、そういうふうに学校の給食費のことも、他の自治体の動向を見るんじゃなくて、みずから進んで行くと、そういう方向に転換してもらいたいと思いますけど、そういうお考えはありませんか。よろしくをお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど答弁で申し上げたとおり、今回、私会計から公会計というようなふうになっていくというようなことで、今までは、先ほど申し上げましたとおり、野菜等々の急騰したときには非常に影響があるというような中で、今回、公会計で一般財源のほうで対応するという説明をさせていただきましたけども、今、そんなことで取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、加藤議員が言っている意味は十分よくわかりますけども、白馬村もいろんな財政面のこともありますし、いろんなことを勘案する中で、対応してまいりたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 学校給食費のことはこれほどにしまして、次の質問に移ります。

次の質問もまた提案ですけども、先ほど保険料について、引き下げをしたらどうだということを提案しました。それに対して、国民健康保険運営協議会などで検討してみるという話でしたけども、今度、これも資料を出してありますから、資料の2ページ裏のほうをお願いします。

これは、この5年間の国民健康保険会計を列記しました。決算書をもとにつくりました。ことしの30年度についてはまだ決算がもちろんされていませんので、これは予算案をここへ書きました。そういうデータです。

それで、まず1つ目に聞きたいことは、まず歳出のところの保険給付費、緑で印をしてあるところですけども、これが29年の決算では7億300万ほどでした。それが、30年度予算では7億6,100万というふうに引き上がっています。

それから、もう一つ、今度は歳入のほうの一番上の保険料、これについては保険加入者が毎月払う保険料ですね。その合計が、29年度は2億5,400万、30年度予算でくると2億3,600万と下がっています。

それで、ちょっとお聞きしたいんですけど、なぜ保険給付費が5,700万円引き上げられたのか。要は、たくさん病気にことしはかかるだろうという予測をしたのか、それともこれぐらい用意しとかないけないというふうで高くしたのか。

それから、もう一つ、保険料については、今度は反対に引き下げられているんですね。引き下

げられたということは、保険料が入ってくる分が少ないということですから、加入者が減ったとか、それから高齢者になって所得が減ったから割合が減ったとか、そういうこともあると思いますけども、下がっても会計としてはやっつけていけるというあらわれじゃないのかと思うんですけど、その2点、なぜ給付費だけ上げて、保険料は下げたのか、その辺をちょっと説明願います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 下げた理由ということにつきましては、担当の課長から説明をさせていただきますけども、運営協議会がございます。そんな中で検討してまいるという説明をいたしましたけども、加藤議員もたしか委員になっているのではないかというふうに思っておりますが、そんな中でいろいろ検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） それでは、私のほうから、ただいまの加藤議員のご質問の関係でございます。お答えしたいと思います。

加藤議員のほうで、非常にわかりやすい資料をつくっていただいておりますので、この資料をもとに少し説明を加えさせていただきたいと思っておりますけれども、まず保険給付費の平成30年度の予算額で7億6,000万円ほど見ていると、その理由ということでございますけれども、国民健康保険の場合、特に医療給付で費用がかかってしまった、予算で足りなくなってしまったからといって、給付を行わないわけにはまいりませんので、これはちょっと適切でない言い方かもしれませんが、ある面、かかり勘定でやらざるを得ないという部分がございます。

予算編成の段階では、どうしても歳出の部分の予算を少し多目に見積もるという部分もございまして、前年比より、決算額と比べれば多い予算計上となっておりますけれども、最終的に決算額、医療費が低くて済めば、その数字に合わせて予算も減額をさせていただいているという状況でございますので、当初予算の段階では、これは予算編成上のテクニックの部分もありますけれども、多目に見させていただいているという部分もございます。

それから、保険税の部分でございますけれども、これは平成26年度から29年度までの決算額でお示しをいただいておりますけれども、これはごらんいただいているとおり、決算額ベースでいきますと、毎年、額が減ってきております。これは、保険税の水準自体は、平成26年で改定して以降、そのまま改定を行っておりませんので、減ってきている要因といいますのは、所得水準の減、あるいは固定資産の評価額の減少という部分がここにあらわれてきているというわけでございます。

平成30年度の予算におきましても、今年度は固定資産の評価替えがありましたので、資産割の部分が減ってくるという部分も想定されます。そういった面も含みまして、予算上では昨年より低い水準で予算編成をさせていただいたという部分でございますので、よろしくお願ひしたいと思

ます。

当然、収支差のほうが出てくる部分につきましては、最終的には基金のほうから繰り入れる、そういう予算編成で対応しておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 丁寧な説明をありがとうございます。そういうわけですよね。だから、私の言いたいのは、少なくなった収入額でも何とか村の国民健康保険会計がやっていると、そういうところを訴えたいんです。

一番下のところに表としてまとめましたけど、歳入はこの状態、今後、歳入は下がる、私も下がるということは確認できると思います。それから、歳出については、これは歳出の欄のところの赤字で印字してあります納付金、これの動向にかかってくると思うんですわね。これがふえれば、当然、歳出全体が押し上げられるということも1つあります。

もう一つは、先ほど言ったように、保険者が病気にどれだけかかって、医療費をどれだけ払うかと、それに対する保険給付金のこの2つが重要なものを占めると思うんですけれども、でも現在こういう形で何とかやりくりができるということで前提に話しすれば、一番下の表を見ていただければわかるように、現在、前年の保険料の決算額からことしの予算額の差額を書きました。それが全部で7,500万ほどあります。それに基金の1,000万、これは1億6,000万ありますから、1,000万を充当するということになれば、一応、形上は年間2万4,000円の減額ができるという計算が成り立ちます。

でも、先ほど課長が言ったように、保険者の人員構成も違ってくるし、給付の額も違ってくるから、一概にそうとは言えないと、それも認めても年1万円ぐらいの減額をしても十分対応できるというふうに私は考えますので、今度、運協の中でも発言していきたいと思いますが、村長みずからもそういう考えもあるということを入れたらいいので、あえて訴えます。よろしくをお願いします。

それから、次に移ります。次の観光の問題です。

観光の問題については、村長の公約とかインタビューの中に、1つはこういうことが書いてあります。新たな観光財源の討論の中で、村民の合意を得ることが必要だということが書かれています。これを裏にとってみれば、村民の合意を得るまでは宿泊税の導入はしないというふうに判断してもいいんですか、それとも違うのか、そこのお考えをお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 再三、私は宿泊税ありきではないという説明をしてきたわけではありますが、さりとて観光財源は観光白馬を売っていくにはどうしても必要だという、そういう状況の中で、何とか観光地経営計画書にも財源の検討をしると、こういうことがうたわれておりますので、その

ことについて検討委員会を立ち上げて、今、進めているところでありますが、あくまでも宿泊税ありきではないという話を再三私はしたつもりでおりますけども、こういった形にせよ、住民の理解は得られなければいけないというふうに思っておりますが、そんなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 宿泊税ありきではないというのは、何回も聞いています。けども、答申の中に、宿泊税を幾ら上げようと、それが提案の中に入ってきた場合、どうするかということです。

もう一つ、今度の検討委員会でも議題になると思うんですけど、北海道の倶知安町は宿泊税の導入を決定しました。そういう社会情勢もある中でも、村長は、村民の中で宿泊税の導入については考えてほしいという要望書も出てきて、選挙の中でも宿泊税ありきではないと、村民の同意を得るまではやらないというようなことを述べていますから、再度、議会の中で私は聞いたわけですけど、村民の合意を得るまでは宿泊税の導入はやらないということだけは確認しておきたいんです。そのところを再度お願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、検討委員会も2回開催をしたわけでありましてけども、余り性急に結論というわけではなく、まだ三、四回はそういった検討委員会を開かなければいけませんけども、そういった中で、今いろいろな状況の中で、ワークショップというか、そういった方たちをお願いをしながら、もっと住民の意見を吸い上げていく必要がありはしないかというようなことで、そんなことも今考えているところであります。

先ほど、再三、くどいようでありますけども、観光財源をいかに確保していくかということについては、いろいろなことが考えられるというふうに思っているわけでありましてけども、その中には例えばふるさと納税をもっと活用して財源を確保すればいいじゃないかといった意見、いろんな意見はあることは承知しておりますけども、しっかりと議論をしながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、宿泊税ありきではないということを再三申し上げてありますが、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） では、次の質問に移ります。次は、地域づくり、庁内活性化について、3問、質問いたします。

1つ目は、村民との情報共有と合意形成のあり方の中に、行政への支援体制の創設及び村民との対話の場をふやすと述べています。具体的にどのような支援体制を創設するのか、また村民との対話のためにどのような場をつくるのか伺います。

2点目として、公共交通の利便性を図り、住民の足を確保すると述べていますが、これは観光客を含めた村民、それから白馬村にいる全ての人の足を確保する交通網をつくる考えか伺います。

3点目、職員の研修と人材交流による役場組織の活性化を述べていますが、私が26年の9月議会で、世界に通用するリゾート地を目指すならば職員を海外のリゾート自治体へ派遣してはどうかと提案しましたが人員不足で無理だという答弁でした。今回は、人員交流及び世界を身近に知るためにも、総務省及び自治体、国際化協会、CLAIRが行なっている自治体職員協力交流事業を使って外国人職員の採用を提案しますが、村長の見解をお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤議員からは、2つ目の質問であります地域づくり、庁内活性化について、3つの項目について通告がございますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の行政区への支援体制の創設及び村民との対話に関するご質問であります。村では議員もご存じのように地区担当職員制度や集落支援員制度を導入して、地区の支援に取り組んでいるところであります。

地区担当職員は、現在、地区配布等が主な業務であります。もっと活用すればいいじゃないかのご意見もあります。ただ、相談等については住民の方々の意見をくみ取る重要な役割であると思っておりますが、本来業務への支障等の問題もあり、これを補完する意味で集落支援員の配置を始めたところであります。

集落支援員は、平成29年度より導入をし、小規模集落支援を中心に3名で活動をしているところであります。

この制度活用への評価については、現在、外部の総合計画等評価委員により、9月下旬から10月初旬の評価公表に向け作業を進めていただいておりますが、集落支援員の効果が見られる、集落支援員の存在と活動内容がもっとメジャーになればさらに増員し、高齢化する小規模集落の支援になるのではないかな等の意見が出されているところであります。今後の地区役員懇談会でも意見、要望等をお伺いをしながら、来年度の増員についても検討をしたいというふうに思っております。

なお、集落支援員の活用については、区長会や区長宛て文書でも周知をしているところであります。過去2年間の応募状況からすると、応募人員が少ないので募集の際は支援体制強化のために皆様のご協力をいただきたいというふうに思っております。

ちなみに、大北管内で集落支援制度を取り入れているのは、白馬村、小谷村の2村と伺っております。その他としては、昨年の地区懇談会で、少子高齢化のため地区内の作業等に支障を来たので、村ではNPOや地域支援会社を設立してはとのご意見がありました。すぐに設立をすることは難しいわけですが、ご意見を踏まえ、今年度、職員に商工会の創業塾を受講させる予定であります。

村民と村長との対話の機会ではありますが、毎年地区役員懇談会を実施しております。大北管内では、このような懇談会を実施をしていない市町村もあると聞いております。昨年からの懇談内容を見直し、従来のハード事業主体の懇談会から村づくりへの提言をいただくような内容に変更をしたと

ころであります。地区によってはハード事業要望がなければ物足りないというご意見もありましたが、ハード事業要望は随時担当課で伺っておりますので、ご理解をお願いをしたいと思います。

私は、皆さんに気軽に村長室においでをいただきたいと。村長が地区に出向くと申し上げておりますが現実的にはなかなか実現しておりませんので、ことしの懇談会は少し趣向を変えまして、希望する地区や公民館等のない地区についても、きのうもそんなお話をしたわけではありますが、村長室での実施をすることも考えているところであります。

2点目の公共交通の利便性を図り、住民の足の確保については、開会の挨拶でも申し上げましたとおり、今年度、地域公共交通網形成計画を策定をいたします。この計画は、現状の公共交通の課題を踏まえ、公共交通が担う役割や対象者等を検証し、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築に向けた公共交通の総合的な計画であります。

白馬村が現在抱えている公共交通の課題として、1つ目として移動制約者以外も利用可能な住民向けの交通、2つ目として観光客の利便性の向上、3つ目めとして通学用交通手段という3点が上げられております。加藤議員ご指摘の全ての人の足を確保する交通網を整備するかという質問については、これら3つの課題に該当すると認識をしております、これらの課題に対しどのような交通体系が有効であるのか、新たな交通体系の構築に向けた方向づけをしたいというふうに考えております。

地域公共交通網形成計画の策定に向け、第1回の検討委員会を7月の2日に開催をいたしました。今後はアンケートによる実態調査の集計に基づき、第2回検討委員会を、この9月の27日に開催を予定をしているところであり、公共交通政策の専門家や事業者、利用者の方々からご意見を伺いながら検討を進めているところであります。

最後に、国際交流員制度を活用した外国人職員の採用についてお答えをいたします。

国際交流員制度は、自治体国際化協会が行なっている外国青年招致事業の一環で、市町村における国際交流活動に従事をする外国人職員を派遣いただくものであり、人件費分については交付税措置があります。

本村の場合については、例えばこの制度を活用して外国人に観光プロモーション活動に従事をしていただくことも考えられます。しかしながら、観光局によれば実際の白馬の観光振興に従事するには単に語学ができるだけでなく、アウトドア・アクティビティに精通をしているスキー、スノーボードのスキルを有している等の特殊技能が必要であり、全く知見のない職員では対応が難しいとのことでありました。あるいは役場で行なっている多文化共生の取り組み、行政手続における外国人対応や書類等の外国語翻訳等、公務も外国人職員を採用する可能性のある業務はございます。ただし、先ほど観光のところでも申し上げましたように、こちらが求める能力に合致する人材に来ていただけるか不透明な部分もあります。本村に既に在住をしている外国人の方にもご協力をいただくという方法も考えられますので、そういった点も含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上で、加藤議員の2つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁を含めあと6分です。質問ありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 時間が迫ってきましたので、簡単に説明します。

最初のところの行政区への支援体制のところ、これについては、はっきり言えば村長室での対話、これは非常に結構なことだと思います。今後も続けてほしいと思います。

それで、公約の中では、行政区への支援体制の創設というふうに書いてあるんです。だから、新たなことを作り上げるという言葉なんですけど、先ほど言いました地区支援員の活動、これはもう2年前からやってることなんですよね。だから、これ以外に新たなことをやるのかなというふうに期待したんですけど、どうも違うようです。

それから、もう一つのところも、村民との対話の場をふやすというふうに言われているもので、新たな形で役員だけでの対話じゃなくて、村民とじかに対話するところをふやすのかなと、そういうふうに思ったんですけど、まあ答弁がそういうふうでしたら、今後この村づくりに対しては村民と一体となってやっていくというのが基本ですから、そのところの充実をお願いします。

それで、公共交通の関係は、大体、村長と考え方が同意できるというふうに考えています。

そこで1つだけちょっと質問しておきたいんですけど、この事業をするにはやはりお金がかかる。お金がかかって、ほかの所なんかを見ると、億というお金がかかるとる自治体がたくさんあります。そのお金を村財政だけでやるというのは非常に大変だということで、国が補助金、特別交付金という措置で、大体8割の維持管理費を出しているというふうに調べると載ってますけど、これは藤本副村長にお願いしたいんですけど、そういう大体8割ぐらいの補助が、特別交付金措置があるという考えで間違いありませんか。どうかその辺の説明をお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 公共交通への国の補助ということでございますけれども、これはさまざまなメニューがございます、ちょっとこのメニューというのは、その中で白馬においてどういったところが使えるのかというのは精査していく必要があるのかなというふうに考えております。

先ほど議員がおっしゃった特別交付税で8割程度補助がされるというのは、例えば小谷村の村営バスというのはそういった制度を使っているようでございますけれども、そこに当てはまる条件というのは、たしか過疎地であるですか、それから既存の路線バスというところが撤退してしまうので、その行政を補完するといったようないろいろな条件を満たした上でそういった制度が使えるというふうなことになっているというふうに聞いております。

なので、今後、例えばじゃあ、白馬で検討している公共交通の検討の結果、例えばこういった公共交通の仕組みというのを白馬で用意しますといった場合に、それが実際使えるのかどうかというのはまだ不透明な部分もありますし、そういったところ、あるいはほかの補助制度等も含めて検討

をしていかないといけないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） そしたら、その辺の補助のことに関しては行政のほうでしっかり調べていただいて、有利な交付金措置があることをお願いしたいと思います。

これで最後の質問になると思うんですけど、交流員制度なんですけど、白馬村も国際観光都市を目指すということですと取り組んでいます。それで、まあ日本で見本となるところにニセコ倶知安があります。このニセコ倶知安のところ、ニセコ町は交流員制度を2012年から行なっています。既に調べたところでは、もう30名近くの人がいろんな分野、先ほど言ったようにスキーに特化した職員も呼べば、事務に特化した職員、学校の先生の補佐をする職員とか、保健とか、それから住民対応とかいろんな分野の職員を誘致して、これで行政を行なっているというふうに書かれています。

だから、ただ単に1人、2人の人で対応するんじゃなくて、今後、国際観光都市を目指すし、白馬村に現在250名近くの村民として居住している外国人がいます。そういう人の生活をサポートするためにも、それからまた今後ふえる可能性が大です。ふえるようになれば250人が600人ぐらいの規模に膨れ上がります。その一人一人の居住している、短期ですけども居住してる外国人にも対応していけないけないと、そういうことが。

議長（北澤禎二郎君） 加藤議員、質問時間が終了しました。

第7番（加藤亮輔君） はい。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第7番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

第7番（加藤亮輔君） はい。どうもありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） ただいまから5分間の休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時07分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第1番太谷修助議員の一般質問を許します。第1番太谷修助議員。

第1番（太谷修助君） 1番太谷修助でございます。

このたびの下川村長の第2期目のご当選おめでとうございます。改めてお祝い申し上げます。村長選挙のどさくさに紛れてこそっと議会のほうに顔を出ささせていただきましたんで、大変皆さんには恐縮なとこなんですけれども、与えられた職務を一生懸命頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは早速、質問に入らせていただきたいんですが、私は2点ありまして、まず、外国人対策

ということでお伺いしたいと思うんですが。

私のいるエコーランド区内には、ここ近年、急速にいろいろな建物ができまして、これは外国人所有のものであろうと言われるような建物がかなりふえてまいりました。

そこで、先般の選挙でも村長と一緒に地区を回らせていただいた中で、二人で、これはどうも外人の建物だけ、えらい掃除もされていないし管理が行き届いている感じには見えないなというところから、近隣の方々にいろいろお聞きしますと、どこの誰あるいほどの国の人かもわからない、新設のときに挨拶もない、それからお掃除とかそういうことが行き届いていないもんですから、とても子供たちを育てていても不安です。冬になると上半身裸のような若い方たちがお酒を飲んで騒いでというようなことで非常に不安を感じていらっしゃるお子さんをお持ちのお母さんたちがたくさんいらっちゃって、私の耳にも入ってきたもんですから、ここ数年、私も同じ商売をしていて、この状態ではちょっとまずいなということで少し調べさせていただいてきたわけなんですけれども。

そういう中で、私のエコーランドというのは特殊なエリアかもしれませんが、同じような問題を抱えているような行政区がほかにあるのではないかとということで、行政の皆さんにもいろいろお力をおかりして調べて、よい方向に向かって、外国の方も一生懸命、国内、私ども白馬に来て村民になって子育てをしながら一生懸命なりわいを営んでいる方たちがたくさんいらっしゃるのは私もよく理解していますので、そういう方たちと一緒に努力をしながら、この村の新しいスタイルをグローバルナイズされたものにしていったらいいなということで思っていますので、そのあたりを含めたところでご質問させていただきます。

そこで、ご質問なんですけど、今私がお話しさせていただいたような、ほかのエリアでもちょっとこんなような問題を感じているところがあるのではないだろうかというのがまず1点なんです。

その後、村内の外国人の在住人数は、先ほど加藤議員がおっしゃっていたように約250人という話もあるんですが、ピークとそれから端境期の期間というものもあると思うんですけど、世帯数とそれから住んでいる、居住をして住民登録をされている方の人数、まず1点聞きたいこと。

それから2番目に、不動産取得をして建物は建ててそれを購入されたという方の数はある程度形として見えるんですが、さらに土地として外国人が購入されているのではなかろうかというような土地が一体どのくらいあるのかということもお聞きしたいです。

それから3番目に、外国人の宿泊施設数というのはあると思うんですが、それがコンドミニアムであったり、普通のペンションであったり、それからコンドミニアム的なアパートであったりとか、スタイルはもろもろだと思うんですが、それが実際登録されている。登録されているというのは、いわゆる保健所とか消防署の許可をいただいて登録されているものの数がどのくらいか。それから、それに関連しますけど、許可数がありますので、ひよっとしたら無許可数というのがわかったら教えていただきたいと思います。それから、先ほど冒頭に申し上げましたように、エリア別の外国人

宿泊施設数というのは、エリア的に大体どのくらいあるのかというのがもしわかったら教えていただければありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太谷議員におかれましては、今回補欠選挙で初当選して初めての一般質問ということで大変ご苦労さまでございます。

それでは、太谷修助議員の外国人対策について、5つの項目に質問をいただいておりますので順次答弁をさせていただきます。

1点目の村内の外国人の在住人数、世帯数については、本年9月1日現在の住民基本台帳人口によれば、外国人の世帯数は224世帯、人口は256人となっております。

そして、2点目の外国人の不動産の取得数については、固定資産税課税台帳をもとに台帳登録の基準日である本年の1月1日と昨年1月1日との比較で増加分を取得数としてお答えをいたします。土地が14人、家屋が13人。なお、平成30年度の外国人所有の総数は、土地が158人、567室、家屋が109人、250棟であります。

3点目の外国人の宿泊施設数、登録数であります。大町保健所によりますと、8月末現在、許可申請者が外国人もしくは外国法人で代表者が外国人の宿泊施設数は150件登録をされております。

あわせて5点目のお尋ねのエリア別で申しますと、神城が個人10件、法人13件の23件、北城が個人72件、法人55件の127件であります。神城のうち約8割が五竜・名鉄エリアで、北城のうち約4割がみそら野・エコランドエリア、4割強が和田野・八方・山麓エリアに集中しております。また、区分は9割が簡易宿所として登録となっているところであります。

4点目の外国人の営業許可であります。大町保健所によれば、飲食業の区分では村内で63件、そのうち神城が8件、北城が55件とのことです。さらに無許可数はどのお尋ねでございますが、いわゆる無許可営業施設は許可が出されていないものですから、行政のほうで数を正確に把握することは困難であります。

しかしながら、無許可施設は法令の手續にのっとっていないものであり、行政としてもこのような違法な業態を放置してはならないと考えております。

昨年度、住宅宿泊事業法が問題となる中で、村でも無許可の宿泊施設、いわゆる闇民泊の一斉調査を行いました。そのときは有力宿泊仲介サイトに登録をされている施設は128のうち、営業許可を得ている施設が117、残り11施設は許可が確認ができませんでした。

この結果にのっとり、場所を特定できた7施設については指導を行いました。仲介サイトの表示だけでは場所にすらたどり着けない施設もあり、闇民泊の存在を否定はできない状況でありました。

ただし、その後、住宅宿泊事業法の施行に合わせた仲介サイトが、正当な許可、届け出がなされ

ていない施設にはサイトに登録をさせないこととし、保健所に許可手続の問い合わせもあったとのことであり、法律の効果が出ている部分もあるかと思えます。もちろん無許可の施設の存在はあってはならないことですので、今後も疑わしい施設があれば調査を行い、許可届け出を得るよう指導するなど、保健所等と連携をとりながら適切に対応をしまいたいというふうに思っております。

太谷修助議員の1つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問ありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） いろいろな数字を出していただきまして、ありがとうございます。それで質問なんですけど、実は私のおるエコーランドを細かく友人等をお願いをして調べた結果、私どものエリアというのが、いわゆる行政区のエコーランド区に所属している施設、私ども宿も一般住宅の方も含めてそうなんですけど、102件あります。

それから、二度目の区長をやったときにつくったのが、やっぱり不公平が出るということではいけないということで、区には入りたくない、あるいは区には入らないけど協力はさせていただくという方たちのために、とりあえずは区民でない方たちは環境整備費という名目で、私ども区民は3万2,000円、年間3回に分けて払っているんですけど、その環境整備費を払っている方たちというのは、不動産を持ってそこに住んでいらっしゃるというような方で、分担金、もろもろの消防分担金から除雪費とかいろいろもろもろのものがある中で、そこでいろいろな恩恵を行政から受けているんだから、区民だけが恩恵を受けるんじゃなくてその人たちにも恩恵を与えてやらなきゃいけない。将来は区民になっていただくという前提のもとに環境整備費なるものをつくらせて、現在それが運行されているわけなんですけど。その方たちが、まず15件あります。それから、集合住宅のいわゆる一般のアパートと言われているところに入っている独身の方たちも、一応5,000円ですけども負担をさせていただいて準区民という形になっているんですけど、その方たちが約15名で、大体エコーランド区の行政の中で少しスタイルは違いますけど、恩恵を受けている方たちがトータルで130件ございます。それで別荘を含めたとこの建物の数でいきますと、今230件、正確ではないんですけど230件ほどございます。そのうちの130件が何らかの形で行政区にかかわって恩恵を受けている。そのパーセンテージは約56%くらいになるかと思うんですけど。残りの方たちは外国の方が所有している建物を含めて区民ではございません。この方たちが年々どんどんふえていきますと、先日、税務課のほうからちょっと出していたデータでは、外国籍の方が持っている施設・建物数ということでは39件というお話だったんですけど、私の最低知り得る中では51件ございます。これはこの1年間でふえた分が加算されるから、多分、大体それが正確な数字だと思うんですけど。そんなことで先ほど村長がお示しいただいた数字も少し変わってくるかと思いますが、いずれにしても外国籍の方がどんどん投資の目的もあるでしょうし、それから現実のなりわいをしたくて購入される方もいるかと思うんですけど。

これは先ほど加藤議員もちょっとお言葉の中に出てきましたけども、ニセコひらふのエリアというのは正確にはいろいろな——2011年あたりから検討しなきゃいけないねと、私と同じような考えをして活動されている方たちが去年実を結びまして、いわゆるニセコひらふリゾート分担金の導入ということをなし得たわけなんです。これは私の50年来の友人がニセコひらふにいて、いろいろな資料、データをいただいたり、それから実情を話していただいたり、倶知安町の役場の職員をご紹介いただいたりして、いろいろなものを私も調べたりして今日まで来たわけなんですけども。

それはどういうことかといいますと、ニセコひらふというのは、正確には、みんな私どもニセコニセコと言っていますけど、虻田郡倶知安町と虻田郡ニセコ町の重なったその倶知安町字山田というエリアが非常に外国人の投資対象、もちろん全体には広がっているんですが、それがとても高く、きのうの土地の上昇率なんか見ましてもベスト3がニセコですね。最高は33%の上昇率で1坪が300万とか400万というとても数字の土地になって、いわゆる外国資本の登記につながっているようです。

そのことを参考にして、いずれ私どもエコランド含めたこの白馬村もそういう方向に行くのではないかという懸念から、何か一つ行政と絡んだところでエリアを守るあるいは村全体を繁栄させるというようなところで何か考えられないかということで、きょうの質問をさせていただいておるわけなんですけれども。

そのニセコひらふリゾート分担金制度というのは、多分、言葉聞いた方もいらっしゃると思うんですが、要はニセコひらふというエリアは80%が外国人所有の不動産になっているらしいんですね。それで残りの20%のうちの15%が本来でいう町内会、私どもでしたらエコランド区という区民の方、残りの5%は区民であるんだけど、町内会を何らかの理由で払っていない方で構成されているんだそうです。

そうすると、行政からの恩恵を受ける、例えば除雪費用だとか、それから商店街の街路灯の電気代だとか、あるいはごみステーションなんかの管理、衛生管理、それから美化活動というものがなかなかスムーズにいかなくて立ち行かなくなったところから、これは何とかしなきゃいかんだろうということで2011年あたりから有志の方たちがいろいろな方策を考えながら取り入れてきた経過があるようです。

それで、きのうもちょっとその50年来の友人にお聞きしましたら、スタートしたんだけど、まだ具体的にオペレーションを取り入れたオペレーター管理会社なる、いわゆるコンドミニアムやアパート形式のものを全部一括して管理している外国籍の企業があってそこが全て管理しているものですから、納税等については、やはり土地を買ったり建物をあれすれば固定資産税は入るんですが、それ以降の我々のいうところの所得申告というものはどういう形でなされているかというのは、ちょっとまだ細かくはわからないんで、倶知安町のまた職員の方々にいろいろお聞きしたいと思って

いるんですが。

いずれにしてもそういう形で外国の方もどんどん来ていただきたい、それから私どもみたいに今までいる人たちも切磋琢磨してなりわいに活動してもらいたいというようなことで、お互いがギブ・アンド・テークで村づくり、まちづくりをしていくというのが、このリゾート分担金の導入だそうです。

そこで、加えてお聞きしたいんですが、村長が今回の選挙でも言葉にしていた宿泊税導入というように、これまた村長、先ほどのご答弁にありましたように、また次の段階でお話することだと思っております。

このリゾート分担金というのは、そこに住んでいる人たちのところで導入したお金で、それはそのエリアで使えるというのが、最初は基本的な動機はそうだったらしいんですが、倶知安町全体でそれを導入することができないかというような発想になっているようでして、それはすなわちそういう宿泊税にかわるものではないんですけども、活用する財源がわずかでも出てくるといふところに私は着目して、これは何とか生かしていけたらいいなということで、皆さんで検討して協議して前向きに取り入れられればいいかなというふうに思っています。

そこでお伺いしたいんですが、村長、そのようなものの導入というのは将来的にどうでしょう、考えられますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太谷議員、ニセコのお話をさせていただきましたが、確かに私も議員のときにニセコに視察に行っていました。この中にもニセコ視察した議員もいらっしゃいますと思いますが、ニセコニセコといっても、今言われるように倶知安が外国資本が非常にふえて、先ほど言われたように80%が外国資本だというようなことで登記目的になつとるといふようなそんな現状を見てきた状況であります。そしてまた、今のこの運営をどういふふうにしていくか。そんなお話も聞いたわけでありまして。

昨年、藤本副村長もニセコのほうへ視察に、倶知安町のほうへも視察に行っていましたけれども、今、先ほど加藤議員の中でもいろいろ説明いたしましたけれども、いろいろな方法があるといふふうにご考えておりますので、そんなことも含めて、この観光財源をどうすればいいかということも検討していきたいといふふうに思っております。

今、太谷議員の言っている環境整備費ですか、それはとりあえず区費というような感じで伺っていたわけですが、今そういった方法もあるではないかといふようなご提案もいただきましたので、それも含めた、先ほど加藤議員の答弁にもありましたけれども、いろいろなことを検討しながら進めていきたいといふふうに思っておりますので、またいろいろなよい提案がございましたら、また引き続きお願いをしたいといふふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） すみません、先ほど議員からお話のありましたニセコのエリアマネジメントの分担金という話で1点補足させていただきます。

ニセコのその分担金の話は私も勉強する中で聞いておりまして、ニセコではそういった形の話が、今回倶知安宿泊税という話、それを導入するという話がありますけども、その前からそういった分担金の話はあったというふうに聞いております。

この分担金に関しては、税金とは違って、それは公金として役所、役場なりのほうで一度その分担金の地元の対象の方々から徴収して、それをそのまま地元の活動に使っていくということで、そういった制度だというふうに聞いております。

ただ、この制度からして、この使途、使い道というのがかなり限定、法律上の解釈として限定されるということを聞いております。具体的に申し上げますと、分担金を負担する方々、今の例でいくと、その地区の方々というところが負担すると。その負担と受益の関係が直接の関係がないといけません。もうちょっと具体的にいきますと、先ほどの負担する方々に対して、例えば地区の環境を美化する、例えば街灯を整えていくですとか、それからごみ処理のごみの集積場というのを整備していくですとか、そういった関係で負担と受益の関係が直接的でないといけませんということが法律上の解釈であるというふうに聞いております。

その解釈からすると、例えばその分担金でいただいたお金というところをエリアのプロモーションに使って新しいお客さんと呼んでいくための宣伝に使っていくということには使えないというふうな制度であるというふうなことを聞いておりまして、その部分がなかなか使い道の部分で倶知安のそのエリアの方々の中でも、どういった使い道で使っていくんだといったところが、なかなか合意に至らなかったのでもうどうしても時間がかかっていったというふうなことを聞いております。

そういったことの中で、今ちょうど村のほうでも財源の検討をしているわけでございますけれども、使い道とそれからそれを負担していく方々との関係というところも、法律上の解釈でいくとそここの研究もしていかないとはいけませんので。ただ、先ほど申し上げたような例えば地区の美化ですとか景観を整えていく、あるいはごみ処理の問題というのも、当然ながらそれが観光の財源の使い道として、そういったことも一つの使い道として当然あり得ることだとは思っていますので、今そういったことも含めて観光の財源の検討委員会の中でそういった声があれば、検討の俎上に乗っていくものなのかなというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 副村長におかれましてはよくご勉強されていて、大変ありがたくうれしく思いました。ありがとうございます。

それちょっとつけ加えさせていただきますと、いわゆるC I DとかB I Dという組織がその中に含まれていまして、C I Dというのは、いわゆるコミュニティ・インブループメント・ディストリクトとって、何というんですかね、その地域の改善のための組織で手助けをするものなんだそう

です。それからB I Dというのは、ビジネスなものですから、ご商売をする人たちの地域の改善を含めたところで立ち上げる組織ということなんだそうですけど。

これはちなみにアメリカのワシントンでC I Dは発達して、非常に地域のコミュニティのあれには改善のあれですばらしい能力を発揮したということだそうですし、B I Dのほうはカナダのトロントで発祥したんですが、ドイツとかイギリスとかオーストラリアでは非常に効率よく活用されていて、いわゆる商店街の活性化なんかに大いに使われているんだそうです。

ですから、こういうものが先ほど言ったニセコひらふのリゾート分担金と言われるものの受け皿に一旦そこに村が徴収したお金を入れて、それをどういうように使うかということで、先ほど副村長がおっしゃったように、使い方によっては多少の差異があるものですから、できるところからスタートしましょうということやって、まだまだ議論の余地はあるそうですけど。

いずれにしても外国籍の方たちが、私ども例えば区民でしたら、区にそれぞれの協力をするのでいろいろなインフラの問題だとか除雪の問題だとか救助や消防云々というようなことの恩恵を受けているんですけど、外国に籍を置いていて、いきなり例えばエコーランドのところにぼんと土地を買って建物を建ててオペレーション管理システムなる会社に全部丸投げして、そこで売り上げた利益は、いわゆるお掃除のお金だとか管理費を差し引いたものが海外に送金されるという仕組みはどうもあるそうなんですけども。

そこで、どちらが担当になるかちょっとわかりませんが、そのオペレーション管理会社というのが白馬村に幾つかあるのは私も確認しているんですが、村のほうとしてどのくらいあるか、確認している数字がわかったらお答えいただきたいんですが。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山観光課長。

観光課長（横山秋一君） 直ちに数字を出すという把握していないのが現状であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 私、エコーランド・みそら野あたりの中心の宿の関係でちょっと調べましたら、2つは間違いなくあるらしいんですね。それは例えば先ほど私がお話ししたように、海外にいらっちゃって建物、土地を購入してそれを全部、外国にいらっしゃる所有者とオペレーション会社が契約をして、年間これが幾ら、これが幾らという契約をしてやっている仕組みらしいんですが。

そこで、ちょっとお聞きしたいんですが、これの会社の申告とかというのは税務課ですか。わかるんでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川税務課長。

税務課長（横川辰彦君） 直ちにその数字はわからないんですけども、その社が法人として登録して国税、県税なりをしているということであれば、村税としても法人税がかかってまいりますので、村のほうに納税はしていただいているというふうに理解はしておりますけど、ちょっと今、それがどの社だという詳しい数字はちょっと持ち合わせておりませんが、そういったことをご理解

いただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） そこで、ニセコでも問題になったのが、全部外国で管理するものですから、外国で決済をしたりしているから、基本的には建物、土地購入すると固定資産税は入るんですが、外国のほうで管理しているから税金が余り落ちなくて、ニセコも正直あれだけの外国人が来ても余りもうかっていないというのがどうも現実のようなんです。そのあたりのことを今後白馬村も同じことが起きてきたときに、今後どういう対応していくかということがとても大切だと思うものですから、やはり健全な申告をして健全な納税をすることによってお互いギブ・アンド・テイクで、この白馬というエリアを活用して、お互いに切磋琢磨してお仕事していけば、これはウイン・ウインの関係だと私は思っているものですから、外国の方がこれからどんどんふえると思うんですが、それもよしとしていかなきゃいけないし、だけど、守るべきものは守ってルールはきちんとつくりましょうと。

ニセコのある人から教えられたんですが、それは彼らが長い期間の間に、2001年の9・11から始まって我々よりはかなりの年数多く彼らは経験していますので、そこから出た答えは、外国人といえども、彼らはルールというものがあれば必ず守ると。そのルールがないもので、あるいは日本人はおもてなしの国なんです、アバウトにして、こんなことは常識でわかるよねというものについては網をかけたりにしてこない生活をしてきましたから、その外国の方たちはそれで日本というところは緩いところなんだという感覚をどうも持つらしいんですね。

ところが、ルールというものがきちんと、日本にはこういうルールがあるよ、このルールは守らなかつたら罰則を受けるんだよという公序良俗に反するものについては、やはりきちんと彼らは守るそうですので、そういう意味でのルールづくりというのは、これからこの村の中でも条例にしても必要ではないかというふうに思っています。

そのあたり村長、どのようなお考えされているか、ちょっとお聞きいただけますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、太谷議員からも、固定資産は村に入るけども、決済は国のほうでやっているものですから入らないというそんなお話がありました。私もそういうことは十分お話を聞いて、なるほどな、何とかそういったことから、決済が本国でやっちゃう。それを何とか村のほうへ落としてもらえるような方策はないのかというそういったことも考えているわけでありまして。さりとてどういった方法があるのか、ちょっとわかりませんが、そんなこともこれから検討していかなければいけないというふうに思っております。この観光財源というそういったことの一つのヒントというか、そんなことにもなりますので、またそんなこともこれから検討していかなければいけないというふうに思っております。

そして、どうも日本の国は緩いんじゃないかというようなそんなお話もございました。そんな中

で一昨年ですか、マナー条例というものを白馬村で制定をしたわけでありまして、そのときにも非常に賛否両論ありまして、せっかく来ているお客様に対して何かというような意見もあったり、もっと厳しくしなきゃいけないという、罰則規定も設けるべきではないかというようなお話もございましたが、とりあえずは外国人だけということではなくて、ここに住んでいる住民、そしてまた日本のお客様、そして世界から来るお客様もこのすばらしい景観を守っていただくというようなことでマナー条例をつくったわけでありまして、非常に今、甘いというような声はあることは十分承知をしているわけでありまして、そんなことも含めてこれから対応していかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 村長ありがとうございました。それで、さらにちょっとお聞きしたいんですが、副村長にお聞きしたいんですが。

今、日本の国は、例えばアメリカとかニューージーランド、オーストラリア、それからドイツ、フランスといったような国と同じように、国の土地は外国の方でも自由にお買える仕組みになっていますよね。

それで、先進国のイギリスはどうかといいましたら、イギリスは30年という単位で借地権を購入するんですね。だけど、30年たったらまた新たに再契約をしなきゃいけないということで、そのイギリスの国土そのものを売ることはできないという仕組みが取り入れられているらしいんですが。

先日も国の名前出していいかどうか分かりませんが、C国なるところがどんどんオーストラリアの土地を購入していったら、建物、家屋がどんどん物価上昇しちゃって、いわゆるオーストラリアの若い方、学生さんなんかアパートやなんか建物を借りたいといっても、余りにも高い法外な金額でつり上げられたために、学生が学生生活を正常に営めないというようなことで、オーストラリア政府が土地の売買を禁止したんですね。

こういうことがやっぱり将来的には日本も出てくるような気がするんです。今、放置された土地も含めて、2030年には九州と同じくらいの面積のところ所有者が不明のというようなことがあるらしいんですが、そういうことも踏まえていくと、やっぱりこのエコーランドを含めた村の中のあれをきちんと管理をして、外国の方が購入されるなら、購入されたものをきちんと管理していくというような制度をこれから新たにつくっていかなくちゃいけないと思うんですが、ちょっとあれは違うと思うんですが、そういうことで国はどういうように今後考えているか。もし意見があったらお答えいただければありがたいんですが。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） すみません、国の方向性ということでいくと、ちょっと正直私にもわかりま

せん。そこは本当に日本においては最近出始めた問題ですので、これからニセコとか白馬みたいな事例が各地でふえていけば、その時点で国も当然考えていくことなんだろうなというふうには思います。

いろいろな側面があつて、一つはさっき議員もおっしゃったような、そうはいつでもこれから所有者不明の土地みたいなのがふえていって、ある意味外国人がそういったところをきちんと手入れしてくれるのであれば、それはそれで一つのあり方なのかなという面もあるでしょうし。ただ一方で、そこが先ほどおっしゃったような外国人に買い占められてバブルのような状態になると、それはそれで一つ問題なのかなというところもありますけども。

ただ、現状では国のほうで具体的にどうこうと、そういった外国人の土地売買がふえたからどうだということ、現時点で具体的な動きとして出ているものはないのかなと。これからの課題なのかなというふうには、私の所感ではないですけどそういうふうには思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） ありがとうございます。いずれにしても少し後ろ追いですけども、ニセコのスタイルを将来的にはこの白馬も導入せざるを得ないのかなというのは私の実感なんです。それもそういう先輩諸氏のいろいろな苦勞があつた上に成り立っていていると思いますので、白馬もさらにそれは勉強して次のステップに踏んでいって、本当に観光地としても国際的に十分認められて、外国のお客様が白馬へ行ったらとてもおもてなしもされる、自然がいい、それから泊まりやすいとか、訪ねてまた行きたいよねって言えるようなとこにしていければいいかなと思っていますので、今後とも村長含めた行政の皆さんにもいろいろ大変なことあろうかと思いますが、私どもも一生懸命協力しますので、ぜひ前向きにやっけていければとよろしくお願いします。

それから、次の質問に移させていただきます。議長、申しわけございません。時間の配分が私わからぬいものですから、ご迷惑おかけします。

（「あと21分です」の声あり）

第1番（太谷修助君） よろしく申し上げます。次に、国際基準に見合う景観の整備についてということで、きのうも丸山勇太郎議員のほうからも少しそんなところに触れていただいたと思うんですが、ちょっと私の観点はそんなに難しいことではないんですけども、ちょっと読ませていただきます。

長野県は平成26年、世界水準の山岳観光都市を目指すとして3市村を重点支援地域に指定されたわけですね。それを受けて、平成28年に白馬村は、白馬村観光地経営計画を策定したわけでありまして、「恵まれた自然、山と雪が育む生活・文化を未来に残すマウンテリゾートH a k u b a」を掲げているわけなんです。ヨーロッパの山岳リゾート地の例えばサンモリッツだとかそれからカナダのウィスラーのように、非常に山岳リゾートとしては最高のすばらしい環境に置かれたエリアと白馬村も肩を並べるほどの条件はそろっているんですが、いかんせん白馬村の中の国際基準に

見合ったレイアウトというんですか、例えばここにも書いてあるように、統一されたものというのが、言葉としてこの白馬村にはちょっと僕は欠けているような気がするものですから、ご提案をさせていただきます。

統一色でエリア看板だとか案内看板、それからバスストップの看板、それから自然素材を使用したいいわゆる木製のものとか、沿道のあるいは遊歩道の整備、おしゃれなカフェのあるショッピング街だとか、これは白馬村には商店街とって登録しているのは、白馬町と私どものエコーランドの2つしかないそうなんです。そんなことでエリアをきちんとした、おしゃれな誰でもが寄ってこれるようなものにできたらいいなというのが発想の原点にあってこういうことを書かせていただいているんですが。シャトルバスなんかも統一された無料のシャトルバスが時間定期的に流れてきて、外国のシャトルバスのように非常にスムーズに運行されているというようなものをイメージとして描いているんですが、そんなことでいろいろ上げれば切りないんですけども。

まず、オリンピックをやった村としては、幹線道路、白馬村は山除けば3カ所しか導入の道路がありませんから、例えば148号の南から大町方面から来たところ、それから小谷方面から来たところ、それから長野からオリンピック道路来たところ、村に入ったとこのあたりにいわゆるウエルカムボードですね、これを自然を使った木製のものが腐るから管理が大変だとかというお話もあるんですが、そういうものを20年たってオリンピックをやった村ってわかるのは、多分、今、和田野のとこのウエルカムボードがちょこっとあるくらいかなというような気がするんですね。これを何とかこの村は20年前にちゃんとオリンピックやって、今度の東京オリンピックにも20年前に東京オリンピックやったとこだよという意味でも、やっぱりそういうものは少なくとも3カ所にできたら私はいいないつも思って、佐野坂148号を向こうおりていくよりも、オリンピック道路へ入る入り口の四つ角のところにどんとあったら、物すごく僕はお客さんがもしトンネルを抜けてきたときに、白馬來たぞという感覚が僕はあると思うんで、そのあたりをまず第一に考えて、それから長野から来てサンサン広場ですか、あのあたりでもいいのか、それからもうちょっと手前のトンネル寄りのほうがいいのか、ちょっと私、景観的なことがわからないんですが、山が見えるところのほうが多分場所的にはいいような気がするんですけど、そういうとことか。それから北から来ましたら、岩岳のスキー場を含めた国道からぼっと見える右側の大法院さんのちょっと先ぐらいのところがいいんですかね。何か私はそんなあたりのところに3カ所少なくとも、いわゆるメモリアルのオリンピックやったというところをちょこっと、いろいろ商標登録の関係で難しいかもしれませんが、そういうものをアレンジしたウエルカムボードを、これだけ外国人が来ているんですから、つくっていただければというように思っているんですが、いかがでしょう。

それからもう一つは、統一色による導入看板を各地区に。これは先般も当該の課長さんにお聞きしたらば、観光課長のほうからはご返答いただいたんですが、一応もう一回お聞きいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太谷議員の2つ目の質問であります。答弁をさせていただきますが、国際基準に見合う景観整備について、2つの項目の質問をいただいておりますので順次答弁をさせていただきます。

個別の質問にお答えする前に、まず議員がおっしゃった滞在型山岳リゾートづくりは、この議会でも複数の議員から質問をされている大変重要な課題であるというふうに思っております。

理想的なライフスタイルの提供、滞在したいと思われるエリアづくりには、景観整備の推進はまさに本丸であるというふうに認識をしているところであります。できることから始めませんかの投げかけには賛同するところであります。

それで、お尋ねの2点についてお答えをいたしますが、1点目の幹線道路沿いのウエルカムボードの設置であります。今、太谷議員が言われている、オリンピックをやった村というようなウエルカムボードにしたらいのではないかというお話でございますけれども、通告の答弁はウエルカムのデザイン化した「白馬」と村男Ⅲ世を基調とし、村外から村内へ入る面には「welcome」、逆面には「See You Again」といったことが表示をされております。これらの看板については平成27年に白馬村観光局において、スキー場の改廃による表示内容の更新が行われたところであります。

議員のイメージするウエルカムボードというイメージと合致するかはわかりませんが、既に村の主要な出入り口にはこのような来訪者への歓迎の意を表する看板が設置をしており、当面この3カ所以外に設置をする考えはございませんけれども、今、オリンピックをやった村だというような、そういったご提案がありました。今、1カ所、和田野の入り口にはそういった看板があるわけがありますけれども、そのことも含めて今提案されましたけれども、こういったことができるのかどうかも含めてまた検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。ウエルカムボードというものは今現在あるという認識で答弁をさせていただきましたが、そんなことをご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、2点目の統一色による導入看板の設置についてであります。白馬村内では大きく2種類の看板を設置をしているところであります。

1つ目は、長野オリンピック開催に合わせ、乱立する案内看板を統一する目的で設置をされたもので、主に白馬村内のオリンピック道路沿いに設置をしているところであります。グリーンを基調とした広告つき看板で13基の案内看板が設置をされております。平成29年度には看板表面の劣化が進んだことから、設置に携わった広告会社、スポンサーと白馬村の3者により一部リニューアルを行なったところであります。

2つ目は、平成18年度以降、北アルプス広域で統一デザインの看板を導入することとなり、今申し上げた広告つきの看板の一部を北アルプスの圏域、統一看板へつけかえて設置をしたものです。

現在は北アルプスのイラストを基調とした看板が10基、設置をされております。これらの看板が全て英語の表記もあり、配置もかなりの密度で設置をされております。これらの整備により、オリンピック前には統一感のないまさに乱立をしていた案内看板は比較的、統一感のあるレベルの上だったものに転換ができたというふうに認識をしております。

現在は、これらの維持管理に努めているところでありますが、今後も景観の観点からも看板のデザインの統一化に努めていく必要があるというふうに考えておりますし、国道、県道を管理をしている県とも連携をとって検討してまいりたいと思います。ただし、新たな各地区への設置となると、その必要性と屋外広告物のあり方の兼ね合いなども慎重に検討をしなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上で、2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 村長、ありがとうございます。

今の1点目の、そのウェルカムボードは既に設置されているという認識だというお話で、私もそれは認識してもちろんわかっているんですが、劣化とか、それから雰囲気は外国人向けではないような感じがするんですよね。確かに「welcome」だとか「See You Again」とか、そういう言葉が書いてあるから外国向けかといったら、多分そのあたりは美的感覚というか、私もそういう美的センスとか、そういったものがないんですが。ただ、外国をずうっといろいろなところの国を旅をしてきてみて必ずすばらしいと思ったところは、すばらしい管理がされているんです。

それが非常に外国は統一されているというのを私はイメージとして——例えば、この統一の色なんていうのはグリーンでも何十種類あるかと思うんですが、その中にここの白馬の自然の中にマッチする緑色を採用する、ただ業者に丸投げしてこれでいいよねじゃなくて自分たちがそこに携わって、この色は本当に白馬の緑にふさわしい色だよねというところをみんなが、それこそ今回の白馬景観ワークショップでも何でも結構ですから、そういうところでどどんいろんな意見を出し合ったものを吸い上げて、行政のほうでうまく活用してもらえればいいなあと考えていますので、ただ単にお金をかけて何かここにつくればいいということを私は言っているわけじゃなくて、手づくりでもいいと僕は思っています。

ただ、お客さんをお迎えするときの真心というか、その情熱みたいなものが本当に伝わってくるものが村に入ってきたところの入り口にあつたら、なおすてきだろうなというように私は、村長、個人的に考えていますので。多分、村長も私と同じような感覚を持っている方だからご理解いただけと思うんですが、今後とも引き続き検討をしていろいろに生かしていただければと思います。

新人なものですから時間の配分がわからずして皆さんにご迷惑しましたけれど、今後ともいろいろなことで協力をさせていただきたいし、ご意見もまた伺いたいと思いますので、今後ともよ

ろしく申し上げます。本日はありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第1番太谷修助議員の一般質問を終結いたします。
ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第9番太田伸子議員の一般質問を許します。第9番太田伸子議員。

第9番（太田伸子君） 9番太田伸子でございます。

さらなる前進を掲げ、村長戦を制して、2期目のご就任おめでとうございます。

この定例会は、村長就任直後の定例会であり、招集の挨拶で2期目にかける思いや、公約の実現に向けての考えなどが語られるものと、多くの村民の皆様が注目されていましたが、このことには一言も触れずじまいでありました。ケーブルテレビを見た方々は期待外れの顔があったかと思いません。

ぜひともご自身のお考えを、ご自身の言葉で村民の皆様に語りかけていただきたく、通告に従って質問させていただきます。

始めに、選挙の結果についてであります。

今回の選挙結果を見て、どのように民意を捉えているのかをお伺いいたします。

1番目に、67.57%と最低を記録した投票率について、どのように見ているかお伺いいたします。

2番目に、投票結果について、村長ご自身は2,509票を獲得し、有効投票数の51.8%のご支持をいただきましたが、当日有権者数は7,163人から見ますと、全体支持率の35%です。有権者の3分の2が不支持のように見えますが、どのように捉えているか伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田伸子議員の選挙結果について、2つの項目に質問いただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の投票率についてお答えいたします。

一般的には、投票率は選挙の争点や当日の天候等、さまざまな要因で変動いたします。また、都市部に比べ、地方では投票率が高いと言われておりますが、近年では、地方も含めて、全国的に投票率が低下傾向にあり、統一地方選でも毎回のよう、最低投票率が更新をされているところがあります。

今回の村長選の投票率が低かった要因には、猛暑であったこと、夏の観光シーズンで、観光関連の産業の方がお忙しい時期であったことなどもあるかと思いますが、全国的な投票率の低下傾向も、大きな背景としてあるのではないかと思います。

とはいえ、私としても、民主主義の根本である選挙において、より多くの有権者が投票することが望ましいと考えており、選挙管理委員会でも、投票促進のための普及啓発に努めていただいていると理解をしております。

2点目の全体支持率の35%で、有権者の約3分の1が不支持のように見えるという点についてお答えをいたします。

さきに述べた、全国的な投票率の低下傾向の中、当日の有権者数から見た割合で50%以上の得票を得るということは近年の首長選挙では、むしろまれではないかとそういうふうを考えます。大町や池田町など、大北の地域での近年の首長選挙を見ても、有権者数から見た割合で、50%以上の得票を得ている例はありません。投票を棄権された方の民意をどう判断するかは困難であります。白馬村の村長としては、私に投票をいただいた方、そしてまた別の候補に投票された方、棄権された方を含めて全ての白馬村民の代表として任務を全うする覚悟であります。

選挙期間中もたくさんの応援の声をいただく一方で、村政へのご批判、ご意見もいただきました。これらの意見もしっかり受けとめながら、村政を前に進めていきたいというふうに思っております。

太田伸子議員の質問については、1点目の質問についての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました、太田議員質問はありませんか。太田議員。

第9番（太田伸子君） 総務課長にお伺いいたします。昨日、選挙管理委員会の書記長も兼ねておられるということをお聞きしたので、お伺いいたします。

今回の村長選、知事選と同日の8月5日ということになったわけではありますが、先ほど、村長が支持率の低下の一つの原因として、夏の観光のトップシーズンというところも、お越しいただけなかったのではないかとのお話もありました。このことも投票率には、私は影響したのではないかとということ。

それから、この8月5日、下川村長の前の任期は8月の6日までだったと思います。今回、下川村長が再選されたというところで、引き継ぎ等はなかったかと思いますが、もし、新しい村長にもなっていた場合に、前の村長の任期が8月6日まで、それから新しくなる村長が8月5日ということは、切りかえに1日しかなかったというふうになったかと思うんですけども、その辺のところ、選挙管理委員会のほうでは、そういう話はなく、知事選と同日ということに決められたのか、その辺お伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） それでは、まず最初に、選管の書記長の立場で、選挙の執行日の関係につきまして、お答えをさせていただきます。

当初のまだ県知事の選挙の執行日が決まらない段階でいきますと、7月の中旬くらいをどうかということで、選挙管理委員会の中では想定をしていた部分がありました。ただ、その後、県の選管もやはりお盆前後での執行ということについては避けたほうがええというようなことから、知事

選が先行して8月の5日に決定をしたというような経過がございます。

選挙管理委員会といたしましては、近いこの夏のシーズンの中で2つを続けてやるべきものなのか、この辺と、当然のことながら、村長の首長選挙となりますと、予算的な問題がありますので、選挙管理委員会の中でも当日執行のほうがよいのではないかと。

夏のトップシーズンがどこからどこまでを指すのかという部分は、非常に曖昧な部分はあるかと思えますけども、いずれにしろ、7月の中旬から8月の中旬の中で執行しなければならないというところがございますので、そこら辺の全体的なことから判断したということでございます。

もう一つ、総務課と村の総務課長の立場で申し上げますと、当然のことながら、村長の引き継ぎということも考えられる部分がありますので、その辺につきましては、各課に、当然のことながら、私のほうから指示を出させていただき、書類の体制については整えておくようにということで、作業のほうはしておいたというようなところでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました、質問はありませんか。太田議員。

第9番（太田伸子君） 4年に1回、村長選があり、知事選もあるというところで、また次の選挙のときには、この選挙日というところ、ぜひ考えただいて、なるべく投票率の上がるようなところで、投票日があるようお願いしたいと思います。

それで、今回の選挙戦の中で、村長の相手方の候補の方は、宿泊税に関して反対だと訴えられていました。昨年12月定例会で、観光財源確保の委員会設置の議案が上程されたときに、産業経済委員会では、村長の当時の発言から、宿泊税ありきの委員会設置と判断して否決いたしました。

しかし、議場では、今回の候補者は賛成されました。附帯をつけて宿泊税のことに對して、附帯決議をつけたと発言されておりましたが、基本賛成です。また、下川村長も、出陣式において、マスコミの方々が宿泊税ありきのように、今回のことをあおって記事にしている。私は宿泊税ありきではない。宿泊税のことはまだ考えていないというふうに出陣式でご挨拶されたんですね。私はお二人とも、選挙のために、今まで、これまでの活動とか、それから信念というのが、何かぶれたんではないかなというふうに感じました。

今回の選挙戦において、私は二人とも、両候補とも、訴えている中に具体的な村の将来像、村をこうしたいと、具体的なもんですね。みんなが住んでよかったと思えるとか、そういうことはいっぱい書かれているんですが、具体的な村の将来というものに対して見えてなかったようにも思います。

村民の皆様もその点で、一番身近な有権者数が7,000しかないこの身近な村長を選ぶ選挙なんですが、あまりにも具体的なものがない、じゃここへこの人に託そうとかいう、そういうふうな、具体的な将来が見えてないというところで、投票にも、どちらも同じような感じだなというので、投票にお越しいただけなかったのではないかとというふうに思います。

選挙戦のときに、候補者同士で討論を求める声というのもあったように思いましたが、そういう声はあったんですが、実現もなかったというところで、私は投票に足を運んでいただけなかったという結果もあるのかなというふうに思っています。

村長はその辺のところ、そのようにお考えになっていますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田議員、何を言わんとするのか、ちょっとよく私も理解ができませんが、当然、先ほど言ったように、投票率が低かったということに対しては、夏のトップシーズンだったというようなこと、そしてまた、気候的にも非常に暑かったというような、先ほど答弁もさせていただきました。

そんな中で、特に、今回は高校生、高校生の投票があったというようなことでありますけれども、高校生の18歳、19歳の投票率が低かったというようなことも、投票率が下がった一因ではないかというふうに思っておりますし、そして、また、特に、白馬村、高齢者施設があるわけがございますけれども、そういったところの寝たきりというような、そういった方もふえてきているというようなことで、そういった方が、投票場に出れなかったというようなことも、影響しているのではないかというふうに思っております。

そして、また、先ほど、宿泊税という話が出ましたけれども、再三議会のほうでも、宿泊税ありきではないという話を、私はしたつもりであります。いろんなことを考える中で、しっかりと検討をしていきたいという、そんなお話もしたわけでありまして、相手候補のことを、私がいろいろ言う立場ではありませんので控えさせていただきますけれども、いずれにいたしましても、観光財源は確保しなきゃいけないというのは、当初の考えでありますし、これからもそういったことを取り組んでまいりたいというふうに思っております。

そしてまた、何か、争点が、争点というか、村長の公約が何か見えてきていないというようなお話がございましたけれども、私は5つの公約の中で、白馬村を元気にしたい、そしてそれには大勢のお客様から白馬に来ていただく、そして世界水準山岳高原を目指してということ、声を大にして言ったつもりであります。山岳高原という言葉については、きのうもいろいろな議員の方からお話があったけれども、理解はいただけるのではないかというふうに思っております。

長野県が山岳高原というようなことで、木曾地方そして北アルプス地方、そしてこの北信濃の地域を選んで、この3市村を世界水準の山岳高原にしたいと、そんな思いで取り組んでいるわけでありまして。

そんなことも含めて、これからは観光振興しっかりとやっていく、そして、また、4月には子育て支援センターが立ち上がった、ちょっとまれなところでもありますけれども、妊娠から出産、そして育児、18歳までワンストップで対応するというようなことで、子育て支援センターも立ち上げ、そして、小児科オンライン、そういったところにも、力を入れて今、取り組んでいるわけでありま

すが、そういったことも、私公約の中で申し上げていましたし、それから、農業振興、特に、今、圃場整備の話が出ているわけでありますけれども、北城南部、そして、それに引き続いて北城の北部のほう引き続いて対応していく、そんなことも進めていく、そしてまだいろいろなことがありますけれども、図書館の問題、そしてまた、この白馬村も、特に、スキー、山岳、スポーツばかりではなくて、芸術文化のこういった振興もしていかなければいけない。

そういったことの声をご公約の中で上げていただいているわけであります。何か見えないとか何とか、そんなふうにとられているかと思えますけれども、議員が直接私の話を聞いていて、そんなことがないというふうには、私は考えているわけでありますけれども、そんなことを含めて、これから4年間村政運営を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、また、陰に陽にご指導いただいて、そして白馬村が元気になるような、そういった提案を、ぜひ太田議員お願いをしたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました、質問はありませんか。太田議員。

第9番（太田伸子君） 私たちは議会をやっています。それからこれで村長は4年間、村の旗振り役として進んでいただければいけない。私たちもまだ任期が2年以上残っておりますので、もちろん当然村長の掲げる中のことを一緒に、いいと思えば一緒に進んでいきますし、「いや、村長それは」というところは、私たちはぜひ提言させていって、村が前に行くように、私たちは努力していきたいと思っております。村長の足を引っ張るつもりは全然ありません。ただ、私たちもいいと思ったことは、どんどん一緒に進めたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

2番目にいきます。公約についてであります。

今、村長も先におっしゃっていただいたんですけれども、公約に掲げた下川まさたけ5の約束の中から伺いいたします。

1番目に、観光振興について、白馬らしい滞在型山岳リゾート地の創出とは、具体的に何をつくり出す構想なのか伺います。

2番目に、魅力ある観光局への改革とは、改革のお考えを伺います。

3番目に、あすの白馬村を担う人材育成について、現在の庁内の雇用数や雇用形態などの現状、また各課の配置バランスについて、村長の所見を伺います。

4番目、観光振興に限らず、この5の約束を実行するには、財源確保が最重要ですが、健全財政維持のための財政規律はどのようにお考えか伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2つ目の、公約についてであります。私が今回の村長戦で示した公約について、4つの項目のご質問をいただいておりますので、順位答弁をさせていただきます。

1点目の白馬らしい滞在型山岳リゾート地の具体的構想であります。目指すところは白馬村観

光地経営計画にうたっております、恵まれた自然、山と雪が育む生活・文化を未来に残すマウンテンリゾートであります。

昨日の答弁でも数名の議員の皆さんから質問がございましたが、リゾート地は理想的ライフスタイルを提供するエリアであると定義をされます。

現在、滞在型のマウンテンリゾートというと欧米を意識しますが、そこに白馬らしさを加えたりリゾート地を目指してまいりたいというふうに思っております。北アルプス白馬連峰という類いまれな大自然の恩恵のもと、世界水準として誇れる山岳景観と今やジャパンと称される、中でも上質な雪質に恵まれたゲレンデ、そして、昔からこの山と雪の環境下に生まれた、育まれた生活文化の魅力を活かし、観光地として発展してきた財産をさらに磨きをかけながら、世界中から来訪者を迎える、訪れる人、それぞれにとって居心地のよさを提供できるエリアを目指します。

具体的に何をつくり出すかということは、明確にすることは難しいことではありますが、例えば民間企業と地元関係者が民宿再生、通りににぎわいを復活させようと、岩岳エリアで取り組んでいる「街並み活性化」のような事業に、行政も積極的にかかわりながら、訪れた方に散策するのが楽しく、長くとどまりたいと思うような空間を提供できればというふうに思っております。

2点目の魅力のある観光局への改革についてお尋ねであります。白馬村観光局は現在、地域DMO候補法人として、さまざまなデータの蓄積を観光課とともにこなっており、そのプロモーション手法のインターネットを使ったマーケティングを中心として変化を続けております。

また、来年春には、白馬、小谷、大町の3市村にまたがるHakuba Valleyエリアを網羅した新たな地域連携DMOも発足予定であります。白馬村観光局はその重要な旗振り役として、自治体の枠を飛び越えて、Hakuba Valleyエリアのブランディング、国内外を通じたプロモーション戦略を牽引するような、存在となるような変革を求めていきたいというふうに思います。

先日、松本議員への答弁でも申し上げましたが、地域連携のDMOも発足する中で、観光局の業務や組織のあり方についても、改めて検討する時期に来ており、観光局とも相談をしながら、組織の見直しを議論をしていきたいというふうに考えております。

3点目の庁内の雇用数や雇用形態等の現状、また各課の配置バランスについてお答えをいたします。

平成30年4月1日現在の学校を除くフルタイムの雇用数は、正規職員が96人、非正規職員が52人で、パートタイムの非正規職員を含めるとさらに増加いたします。各課の配置については、毎年各課の業務量を調査を行い、来年度の業務事業等を考慮をし、職員の各課の配置バランスを考え、適正に配置をしておりますが、年々業務量が増加をしている状況もあり、非正規職員が不足している状況の中で、不足している分を非正規職員に頼っている状況であります。正規職員の増員については、毎年職員採用を計画的に行なっているところでありますが、定年退職者のほかに途中で

の退職者などにより、近年は正規職員の確保も計画どおり進んでいない状況であります。

このような状況を改善するために、本年度からよい人材を確保するための方策といたしまして、インターンシップを導入しています。また、平成28年度当時の係長職の職員が意見を出し合い策定をした、人材育成基本方針を打ち出し、職員一人一人の資質の向上を図り、職員同士が連携することで、組織力の向上を図り、最終的に村民サービスの向上へつなげていくことを目指しております。

このように職員の資質を高めていくことや、よりよい人材を採用すること、計画的に正規職員数を増員することで、業務量にあった職員配置を行なっていきたいというふうに考えております。

最後に、健全財政維持のための財政規律についての考え方についてお答えをいたします。

財源確保という点では、まず、本村の主要の財源であります村税については、滞納者、滞納額をふやさない取り組みを行うことにより、引き続き徴収率を向上させ、自主財源である村税収入を確保していくことは、大前提であります。その上で、自主財源をより一層確保していくことが重要と考えております。

例えば、ふるさと納税を強化をして、お礼の品を充実をさせ、より魅力のあるものにしていくこと、積極的に企業版ふるさと納税に取り組むことなど行なっていきたいというふうに考えています。ふるさと白馬村を応援する基金は、平成29年度末には、スポーツ振興に1億2,000万、環境保全に1億4,000万、国際交流に2,000万、地域教育力の向上に5,000万、白馬高校魅力づくり9,000万円で、合わせて4億2,000万ほどの基金残高となりました。財政調整基金も7億7,000万円と平成25年度末に次ぐ、2番目の基金残高となっております。

今後も同様に財政状況を踏まえ、有効活用してまいりたいというふうに考えております。財政規律といたしましては、地方債の発行をできる限り抑制をするとともに、新規発行については、国、県の動向を注視をし、国庫補助事業などを導入することで、元利償還金額について、普通交付税に算入される有利な起債を活用できるよう努めてまいりたいと思います。

歳出面では、これまで慣例にとられることなく、新たな観点から総合的な見直しを行い類似の事業の廃止、縮小など、今まで以上に既存事業のスクラップに励み、一層の経費の削減を図って、健全な財政運営の中で、公約に掲げました5つの約束を実行できるよう努力してまいりたいと思っております。

以上、2点目の公約についての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました、太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第9番（太田伸子君） まず、始めに、観光振興について再質問させていただきます。

昨日の松本議員の再質問の中でも、総務課長のほうで、観光局のトップセールスをしていただくためにも、観光局の代表理事が村長というのは、法律のほうで触れるのかというところで、長の兼業の禁止のところの適用除外に観光局になるのではないかとというところで、村長が代表理事になっ

でも差し支えないようなお話だったと思うんですけども、私もぜひ、もう2期目、4年間経験されて、いろんなところで村長は表に出られているところが多い。

村長が表に出たときに、白馬がこれほど世の中に知られているというのはびっくりしたというふうに、村長自身がおっしゃっていた言葉があったと思うんです。なので、ぜひ観光局というか、観光のための白馬を売るときにも、村長が代表理事になっているという重みを持って行って、私はぜひ観光振興を進めていただきたいと思います。

そのためにも、村長はその辺のところを、やっぱり民間の方がいいと思われているのか、もう一度お伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） きょう答弁をしたとおりでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました、質問はありませんか。太田議員。

第9番（太田伸子君） 村長、やっぱり、とおりであります、みんなの意見をまた聞いて、いろいろ考えを変えていただきたい、いろいろ、みんなの意見に耳を傾けていただきたいと思いますので、よろしく願います。

ちょっとさかのぼって聞きますが、それでは、副村長が代表理事に、村長が就任されてからのことですが、前の副村長、代表理事に就任されていましたが、そのときの効果というのは、やはりあったでしょうか。村長でなくて、副村長だったということでも、効果は出ていたというふうにお考えになってますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 副村長が代表理事ということに対して効果が出ていたかという質問だと思いますけども、今まで理事会ということになると、なかなか村長の日程にあわせということが、非常に難しいというようなそんなこともありました。

私は理事会のほうで、できることなら、行政出身ではなくて、民間からぜひ選んでいただきたいということでありましたけれど、観光局の理事会のほうで、副村長という形になったわけでありまして、そういった意味では、村長の日程を調整しなきゃいけないという部分では、ある程度観光局の仕事の軽減もできたかと思えますけども、本質的にはえらい変わりはないんじゃないかなというふうに思っております。

先ほど言ったように、白馬の村長、白馬村ということは中央に出ていっても、非常に地名度が高い、そういった中で、この観光白馬を売っている観光局の代表理事という職責については、民間の人がしっかりと元気を出してもらうことが、一番白馬村の観光振興になるんじゃないかというふうな思いを、今もしているわけでありまして。

そんなこともあって、きょう、松本議員の質問に対しての答弁をさせていただきましたけども、あくまでも、観光局は外郭団体でありますので、私がとやかく言うわけにもいきませんが、10月

のうちには理事会が開かれるというような状況でありますので、先ほど太田伸子議員が言ったことも踏まえて、検討してまいりたいというふうに思っておりますが、くどいようですが、私は民間から代表が出ていただいて、しっかりとこの白馬の観光を推進をしていただきたいというのが、一番の本音でありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました、質問はありませんか。太田議員。

第9番（太田伸子君） 民間の方は、もちろん自分たちの生活もかかっていますし、自分たちの会社を大きくしようと思っておりますので、努力をすごくされています。情報も早いです。民間の方の動きというのは、行政の方を目の前にして怒られますが、スピードは全然違うと思います。やはり民間の力というのは、ぜひ一緒に前に進んでいってもらわなければいけない。

ただ、白馬の中の民間の方っていても、白馬は難しいです。1つの山の中で、1つの事業をやっているのではなくて、大きなところが何個もありますので、ぜひその辺の均衡をしっかりと保てるような、誰が見ても公平に運営されているというふうな観光局づくりにお願いしておきたいと思っております。

下川村長の村政に対するスローガン、1期目は停滞から前進でありました。今回はさらに前進という5つの達成をするために、さらにスピードアップを図っていかなければいけない。そのための4年間であるというふうに、私は思っております。

この中で、財源確保の保障とか、民間の声が必要だとか、なので、村長は昨日の一般質問の中でも、私は地域の中に出て行って、村民の方のお話をしっかりと聞きます。いろんなものを聞いてまいりますというふうにおっしゃっていました。

一方で、今、災害が日本各地で起こっていて、副村長がいろんなところに災害の、私たちが神城断層地震のときに、国、県からしっかりと助けていただきました。今回、西日本や大阪、北海道に国のほうから、交付金というか、災害復旧費というのが回るから、小さな災害の少なかった村は割を食うような、かもしれない、食うとはおっしゃっていないです、食う可能性もあるというふうにおっしゃっていました。

なので、私は、村長は、ぜひ村の意見を聞くのも大切ですが、東京、中央へ行ってこの白馬を売り込んでいただいて、村長は国のほうからしっかりとお金をとっていく、国の情報をしっかりと集めていただくというのも、村長の大きな仕事だと思うんですけども、村長は、その辺どのようにお考えになりますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 全くそのとおりであります。

私も国のほうへは行けば、議員会館のほうへ顔を出したりして、いろいろな情報を収集しながら、何とかいい方法はないかというような、そういった財源の確保というようなことも踏まえて、いろいろ情報活動をしているわけでありまして。

その中で、先ほど来、白馬という名前を出すと、本当に私知らなかった、どここのスキー場で世話になった、どここの民宿で世話になったというような、そんな声を、おかけをいただくと、本当に要望もさらに元気が出ているような状況でありますので、そういったことも引き続き進めてまいります。

そして、今、地方創生ということで、国のほうから、総務省のほうから藤本副村長をお迎えしているわけでありまして、そういったことも一つの方法として、中央の情報をつぶさにキャッチをする中で、取り組んでいるというのが現状であります。さらに、そういったことに取り組んで、特に、トップセールスという言葉があるわけでありまして、そういったことにも力を入れてまいりたいというふうに思っております。

神城のほうでは、農協関東のほうで、武蔵野の個人的な名前はちょっと控えますけれども、修学旅行が何校もある中で、白馬にわざわざ毎年毎年大勢の中学生が来て勉強していただいている、そういったことも非常にありがたく思っておりますし、私就任をしてから、前進という言葉を使ったわけでありまして、メディアに出る回数は以前と比べて、非常に私は多くなっているというふうに思っております。

そういったことは、白馬村がそれだけ皆さんから支持されているということもありますので、引き続き、この白馬を売ってまいりたいというふうに思っておりますので、議員の皆さんから、ぜひご支援をいただく中で、大勢のお客様がここに来ていただくことによって、安心して生活ができる、そしてまた、次の時代にバトンタッチできる、そういったことを思っているわけでありまして、よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました、質問はありませんか。太田議員。

第9番（太田伸子君） 一緒に前見ていくために、また、村長が公約に掲げられたものを達成するためには、やはり村の中にも総合計画何年間というのがありますが、村長もやはり公約の達成のためには、ある程度、行程表のような、こういうことをやっていきたいというふうな、今、私が言う、先ほどからちょっと具体的なところがわからなかったというのは、そういうことなんです。

理想的な滞在型とか、村に来てよかったとか、具体的じゃないんですね、それはわかります。住んでよかったと思うのも、人それぞれですし、ただ、こういうものをいつごろにとか、村長は今おっしゃっているのは、給食の調理場はこの3月で終わります。次に、図書館、それから道の駅もおっしゃっています。もし、こういうことを達成するためには、大体いつごろで、どの辺の規模でどれくらいのことかというのは、まず見せていただければ、村民の人たちも私たちも、前に向かえるのかなというふうに思うんですけども、そういう行程の表みたいなものはお出しになる予定はありますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 世界水準の山岳高原を、じゃあ、いつまでにどういうふうにするかということ

は、非常に、きのうの一般質問でもお話をいたしましたけれども、そういった地道なお客様をおもてなしをする、そういった気持ちが白馬村に大勢のお客様が来ていただける一つです、ということもきのうお話をいたしました。

そういった中で、来てよかった、そしてまた、住んでよかった、訪れてよかった、そういった村にするためには、地道ではありますけれども、そういった村民と一緒に、この白馬、すばらしい山岳景観を守っていく、そういったことはじゃあいつまでどうだというような、そういったことは非常に難しいわけではありますが、日々そんなことに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

そしてまた、今、図書館のお話が出ましたけれども、太田議員もご承知のように、図書館検討委員会というのを立ち上げて、今、会議を開いているわけでありまして。そういった村が何をやっているかわからないというような状況はありますもんですから、特に、広報はくばをあたりを使って、こういうことを今やっているというようなことを、村民に知らせることが、非常に大事ではないかというふうに思っております。

今、大勢の方から検討委員会という組織を立ち上げて検討をいただいているわけでありましてけれども、平成34年にはという話は議員の皆さんにも以前にした経過がございます。34年ころまでには図書館建設をしてまいりたい。図書館については、図書館ありきではなくて、この複合施設というようなことで子育て支援センターが老朽化している、そういったことも含めた中で村民がよりどころになったり、それから子供たちがそこで勉強できたり、遊んだり、そしてまた雨の日には観光客の皆さんがそこでくつろげる、人が集まれる、そういったことを目指して今検討をお願いしているところであります。そんな中で34年というお話もいたしましたけれども、今の予定では34年ということで今取り組んでいるわけでありましてけれども、それはそれに向かってということでありますので、お願いをいたしたいというふうに思います。

そしてまた、道の駅の関係でございますけれども、前回の一般質問でも再三、伊藤まゆみ議員の質問に対してもお話をしたわけでございますけれども、白馬村が目指しているこの道の駅の案件についてはTTP、PFIと、そういった方向で協力いただける、そういった方たちから参画してもらって進めていくというお話をいたしました。そういった中で、なかなか白馬では難しいなという、今のところそんなお話もあるわけでありましてけれども、すぐにはちょっと無理だというような、そういったお話もあるわけでございますが、そんなことも今後検討していきますけれども、ちょっと図書館の関係がありますので、その関係については当然遅くなるというふうに考えているところであります。

それから、きのうもいろいろ出ておりますけれども、中学校、小学校の老朽化の問題、そんなこともこれから議論をしていかなければいけないというふうに思っておりますが、特にこの共同調理場は今から三十数年前に一つにするという案があったわけでございますけれども、なかなか理解が

得られなかったというようなことで今まで延ばしてきたわけでありましてけれども、ようやく理解が得られて今は共同調理場という、そういったところに進んできたわけでありまして。当時の太田議員もそのときの状況については理解はしていると思いますけれども、そういったことも避けて通れないことでもありますので、これからそんなことも進めていかなければいけないというふうに思っているところであります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第9番（太田伸子君） 今、村長がおっしゃったように、白馬村の中でいろんな課題、山積がどんどん出てきます。今、放っておけば村長、1時間ぐらい次から次と出るかというくらいに今、白馬村が持っている、図書館を考えましょう、道の駅を考えましょう、学校のことを、どんどん次から次あります。

それで、進め方について一つお願いしておきたいのは、共同調理場もそうでしたが、検討委員会をつくり、皆さんどうでしょうかではなくて、図書館でお話をすれば、こういう図書館を兼ねた複合施設をつくりたいとか、その複合としてはどういうものかいいですかと皆さんに聞かせるか、また場所的にはこの辺でこれくらいの規模まで考えてほしいとか、やはりある程度の枠というものを示していただきたいと思います。

私もいろんな検討委員会に出させていただいて、どうでしょうと聞かれると、もうみんないろんな希望があります。複合施設と聞いて、子供さんたちから今お年寄りも多くなっていますから、お年寄りにも来ていただく、一緒に子供さんたちと遊んでいただく、また夏の暑いときはシェアできるようなところと、いろんなことが出てきます。なので、余りにもいろんな意見を出させておいて、そこから縮めるのではなくて、ある程度の枠を決めた中からぜひ案を出させていただきたいというふうに思いますので、また検討委員会のあり方、ぜひご検討いただきたいと思います。

時間がないですので、次にお聞きいたしますが、村長も先ほどおっしゃられていました、近年、役場の若い職員の方の離職というのが何かすごく目立つような気がいたします。ことだけでなく、昨年もあったと思いますし……。

(発言する声あり)

第9番（太田伸子君） ありましたっけ。それで、村長は、せっかく来ていただいている藤本副村長、今、私たちの——来ていただいているじゃなくて、一緒に行政を行なっていただいている藤本副村長には、人材の育成をぜひこの1年間お願いしたいというふうにいつもおっしゃっています。もちろん、そうです。いろんな国のよいところを教えてくださいとも思いますが、私はその前に人材の確保というところがすごく大変だと思います。

先ほどインターンシップとか、いろいろおっしゃっていましたが、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 先ほど人材育成の関係につきましては、答弁をしたとおりでありますけれども、今、太田議員が言われるように、この人材育成と。人材育成というものは、きょうやあしたにはできるわけではありません。そういった中で、藤本副村長にも大変業務量が多いわけではありますけれども、時間を見つけて、この職員に対しての講習会をぜひ開いていただきたいということで今取り組んでいるわけですが、先般も係長の職員も呼んで、そして講習をしたというような状況であります。

そして、そんな中で今、人材というお話がありましたけれども、なかなかこの白馬村、地元出身の応募が割合と白馬村は少ない。聞いてみますと、ほかの市町村でも割合、今は行政、司法の学生が少ないというような話を聞いておりますけれども、特にこの白馬村は少ないのではないかというふうに思っておりますけれども、できるだけ大勢の学生から志願をしていただいて、そして職員として採用していくと、そういった取り組みをしていくわけであります。

先ほどインターンシップというなお話をいたしましたけれども、ことし初めての試みですが、例えば1週間この白馬の役場に来て一緒に仕事をしてもらおうといったことによって、この仕事が合うのかどうか、そしてまた村としても評価するにも行政職員として大丈夫かなあと、そんなことも含める中で——国はそういう方法をとっているようでありましてけれども、ことしから全員ではありませんけれども、そういった形の中で試行期間というか、試験を受ける前に適正かどうかちょっと判断してもらうために手を挙げた学生については、そういった形で取り組んでいくと、そんな取り組みをことしから始めたところであります。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は答弁も含め、あと5分です。質問ありませんか。太田議員。

第9番(太田伸子君) 私も前には子供がおりました。また、白馬村に戻ってきたいという子供さんたちの声も聞きます。ぜひ役場を受けたらどうかと言うと、どうも今、役場はなかなか難しいらしい、なかなか受けても通らないというふうな風評が出ているみたいです。白馬高校の中でも、やはりなかなか役場は通らないというふうな風評——風評ですよ、みんなの言っている言葉があるらしいです。

それで、きのうも同僚の議員でおっしゃっていましたが、ふるさとに対して、白馬に対して愛着を持っている人が私はぜひ役場の職員になっていただきたいと、そういうふうに思います。役場へお越しになった村民の皆様が役場、白馬が好きで役場にいる職員がいるということは、やはり全然温かみが違うというふうに聞いています。

ぜひ白馬高校も今たくさんの生徒さんが来るようになって、白馬高校の枠、白馬高校からすぐにはなくて別に大学へ行ったりしても白馬高校生だったという、白馬高校卒の履歴を持っている人たちの枠というのも少し考えていただければ、白馬の中の愛着を持った人たちが余計に白馬村役場

を受けていただけるのではないかなというふうに希望しています。

ぜひ役場の中が楽しく明るいような、今、怖い顔で座っておられるような理事者ばかりではないようにぜひお願いしたいと思います。私の一般質問を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁はいいでしょうか。

第9番（太田伸子君） いいです。

議長（北澤禎二郎君） 質問もありませんので、第9番太田伸子議員の一般質問を終結いたします。
ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時03分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第5番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第5番伊藤まゆみ議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 5番伊藤まゆみです。今定例会は、先月の村長選挙にて信託を受け2期目に入った下川村長任期4年の一番最初の定例会、一般質問に当たります。そこで、4年前に掲げた下記の公約の結果をどのようにお考えか、また今後4年間はどうするお考えなのかを伺いたいと思います。

今回は、これができていないと批判したり、ああしろこうしろといった注文をつけるのではなく、なぜ、どうしてできないのかということと皆さんと一緒に考え、次につながる質問にしたいと考えております。

まず、1問目であります。過去4年間の検証と今後の方針について。

1番、4年前の公約には、「観光振興では民間活力を活かし、観光局を改革する」とありましたが、どのような改革がなされ、その結果をどう見ていらっしゃるのか。

2番目、「住民の声を行政に活かすシステムの推進」というのがありましたが、どのような推進体制をとったのか、また課題解決「チーム白馬」はどう機能し、今後4年間はどういう方針をとる予定でおられるのか。

3番目、調査報告が提出され、建設に向けては今後さらに調査・計画等に時間と経費を要すると厳しい内容であった「新・道の駅」の今後をいかに考えておられるのかを伺いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 伊藤まゆみ議員、最後の一般質問でありますけども、答弁をさせていただきます。

過去4年の検証と今後の方針について、3つの項目に質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の過去4年間の検証と今後の方針についてお答えをいたします。

まず、「民間活力を活かし、観光局を改革する」としたが、どのような改革をし、その結果どう見るかであります。

私が就任をした平成26年度は、ご承知のように11月の神城断層地震で庁舎内はその復旧事業でばたばたしておりました。そのようなさなかでありましたが、平成27年1月に指示をし、白馬村観光局の課題解決に向けた検討委員会を設け、5回にわたって検討をまいりました。委員会委員構成は、村担当課のほか、観光協会、宿泊事業者、交通事業者、金融、外国人事業者、索道事業者、それぞれの代表に加え、議会からは当時の産業経済委員長に参加をいただいております。この検討委員会では、局が抱える課題、すなわち観光局会員の拡大や事業目的の確認、組織のあり方、局運営財源の確保策等について検討し、27年4月に結果報告書が提出をされております。この報告書に従い、会費に当たる分担金の減額は報告書どおり実施されたものの、その分、運営財源が不足したり、会員拡大も含め、4年後の現在もなお課題は課題として横たわっているところであります。

ただし、この4年間の観光局の業務内容を振り返りますと、全国自治体で日本一のいいね数を誇るフェイスブックを中心としたSNSによる宣伝や楽天トラベルでの特集ページでのプロモーション等、インターネット社会に合わせたデジタルプロモーションに大きくシフトをしております。旅行先の検討や情報入手の手段は既にインターネットが大多数を占めており、従来の新聞広告やキャラバン等以外の手法が求められております。その意味においては、観光局の業務はマーケットの動向を的確に捉えながら着実に白馬をアピールできつつあるというふうに認識をしているところであります。

2点目の「住民の声を行政に活かすシステムの推進」の推進体制及び課題解決としての「チーム白馬」がどのように機能して、今後4年間の方針をどのようにするかについてお答えをいたします。

1つ目として、地域おこし協力隊員や集落支援員を配置をいたしました。地域おこし協力隊は、人口減少、少子高齢化の進む本村において、新規移住者の誘致促進、定住化等による地域の活性化を目的に活動しております。

次に、集落支援員について申し上げますと、特に高齢化が進んでいる小規模集落などにおいて、行政機関への書類の作成の補助、地域における身近な生活交通手段の確保、耕作放棄地の増加など重大な問題となっているところについて、地域に出向き、地区役員と意見交換を交わしており、住民の声を聞くシステムとして有効に機能をしていると認識をしております。

また、制度による職員については、現在では総務課と農政課に配置をしておりますが、総務課企画係と連携することで、地域の課題を隊員みずから課題として捉えていただいておりますし、協力し合うことで相乗効果も出てくるものと思います。

そして、2つ目として、これらの地域住民の声を行政運営に反映しやすくするために、本年4月より企画係を充実をさせるべく企画係を企画調整係と政策企画係という2つの係に再編し、より実

効性のある課題解決ができるよう組織改正を行いました。

3つ目といたしましては、チーム白馬については、私が申し上げていることは、一定のメンバーによる課題解決チームといったチーム白馬ではなく、住民の皆さんがいろいろな意見を出していただき、問題解決に向けて取り組むことがチーム白馬ということに努めてまいりましたので、今後もこれまで同様に多くの方から行政運営に参加していくことが私の申し上げているチーム白馬の姿だというふうに思っております。

最後に、「新・道の駅」の今後についてですが、6月の一般質問で答弁した内容のとおりで繰り返しとなりますが、調査結果を検証することはもちろんですが、新・道の駅は先進的な官民連携手法を基本とする調査として実施いたしましたので、協力していただける民間業者がいることが前提となりますし、その上で事業費や財源をどうするかについては議論が必要であるということであり、このため、私自身、事業を推進するためには時間がかかると思っておりますし、連携事業者となり得る事業者との交渉や発掘、その上で財源の検証をしっかりと行うなど、できることから取り組んでまいりたいと考えております。

1点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありますか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） ご答弁ありがとうございました。

この公約ですが、民間活力を活かしてというふうに、民間活力と言っているわけではありますが、観光局に民間感覚を持ってもらおうということが狙いだったのではないかと思うんですが、そもそも民間と行政、公務員とはどのようなことが違うと思われませんか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山観光課長。

観光課長（横山秋一君） ちょっと想定していない質問なんですけど、民間感覚というのは、やはりそれぞれ会社組織でありますので、当然営利が目的とはなってまいります。ただ、観光はそれだけでは人が訪れないというふうに思っております。そこで官が入ってくると。そこで受け入れ環境の整備とかで官が協力しながら行なっていく、それが官民一体という形であるかと思えます。

ただ、誘客に関しては、先ほど太田伸子議員も言ったとおり、民間のほうがスピード感覚もあるでしょうし、企画力等も、日々、観光、観光で考えていらっしゃるわけですので、そこら辺の感覚も研ぎ澄まされているのではないかと、そういったところが特徴ではないかというふうに考えています。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありますか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） まさにおっしゃるとおりで、営利目的だと思います。

民間は、お客さんを満足させて次につなげると。行政は、利益の再分配がメインスタンスだと私は思っています。お客さんとは誰かという概念なんですけど、お客さんとはお金を払っている人だと思うんです。お金を払う人。こちらがお客さん。というのは、一般的な考え方だと私は思っています。

す。

そうしますと、観光局にとってのお客さんはどなただと思われませんか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山観光課長。

観光課長（横山秋一君） 広い意味で言えば、白馬を訪れてくれるお客様全員だと思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 広い意味ではそうかもしれませんけれども、直接的な支払いは観光局には行っていないということによろしいかと思えます。

やはり、観光局、この前、この6月、地域経済牽引事業、こちらで1億5,500万ほど国と村から出るわけですが、この事業で局が3,000万円を使って予約システムをつくと。宿泊施設の予約は今も考えていない。アクティビティーのみで手数料などのコミッションは取らない。すなわち、これをするによる収入はない。何のためにやるか、これ聞いたんです、観光局長に。そうしましたら、顧客満足度のアップという回答をいただきました。

これ、顧客満足になりますか、一般に訪れる方、このシステムを使う方が、大きな意味ではそうですけども、実際にお金払っている方はこの方たちではないわけですよ。そうすると、観光局にとっての顧客というのは、そういう訪れるスキー客とか観光客だと思われませんか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山観光課長。

観光課長（横山秋一君） まずお断りしておきますが、白馬村観光局は決してお金を稼ぐ場所ではないと思っています。それは、運営には必要な部分はありますけれども、さっき事務局長が言ったという顧客満足度アップ、それは非常に大事な要素だと思っております。局にお金が落とすよりは全然重要なことだと思っておりますので。今回の事業、地方創生推進交付金を使う事業についてもそういう観点から取り組むわけでありまして、もちろん観光業の事業としては重要なものでありますし、お客様のためになるものであるというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） そういう観点もあるかとは思いますが、この前の6月の総会のときですか、観光局の。局長の報酬が引き上げられました。観光局の決算は赤字だったにもかかわらずなぜなんだといったような声をお聞きしました。

そういうことであれば、観光局の実績をどう評価するかということです。基準がないと、その引き上げが妥当なのかどうなのかという判断できないわけです。その基準というのは、どこか決めていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山観光課長。

観光課長（横山秋一君） 明確な数値は持っていません。ただ、理事会組織でありますので、理事会の評価及び会員の評価等々であるというふうに思っております。

私個人で考えますと、新しい取り組み、それは失敗もあるかもしれませんが、そういった取り組み

みに関する姿勢については評価するところでありますし、先ほど村長申し上げたとおり、白馬村のフェイスブックは全国一のいいね数を誇ると、そういったことにした功績も非常に大であるというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） そうしますと、ある程度、そのフェイスブックでこちらのほうに誘客ができてきているというお考えでよろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山観光課長。

観光課長（横山秋一君） 少なくとも、駅のコンコースでパンフレットを200枚、300枚配るよりも、フェイスブックで一斉に10万人に告知するほうが効果的であるということは言えるかと思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） ちょっと私の考え方とは違うので、また後で、こちらの、後半のほうに出てきますのでお話しできればと思います。

平成28年6月に私一般質問しておりまして、そのときに新しい事務局長のもとで期待する観光施策や方向性の質問をしております。そのときに、村長のいただいた答弁なんですけれども、観光立村である白馬村という自治体と白馬村全ての個人、法人の財政基盤をしっかりと構築していただくための企画部門、調査部門、実行部隊であってほしいという1つの願い。2つ目が、観光事業者の意見を聞き、希望を聞き、一緒に悩み、かつ観光にかかわるオピニオンリーダーであってほしい。そのようにも2つ目の希望がありました。それと、全ての基礎である観光関係の正確な数値の把握、インバウンドの通年化、観光局社員の増加、マーケティング、振興公社との連携、春、秋の観光資源を生かした商品開発、こういうのが期待できるとおっしゃっていたんです。

今ごらんになってといたしますか、今、観光局、こういった、どのくらい達成されていると思われ
ますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今どのくらいというお話がありましたけれども、着実に、できていない部分もありますけれども、例えばこの地域を売るというようなことで、今、DMO、白馬村に大体お客様がどのくらい来ているかという正確な数字の把握もなかなか難しいというような状況の中で、DMOを立ち上げることによって、マーケティングをしたり、そしてまた観光客の数値を把握をしたり、そういった部分については非常に前進しているというふうに思っております。

そして、また振興公社という話も出ましたけれども、振興公社とも観光局のほうで連絡を密にしていろいろな部分で取り組んでいるというふうに思っておりますけれども。

観光局、ちょっと違う組織でありますので、観光課長、理事として参画しておりますので、ここで私が観光局に対しての云々ということは控えさせていただきますが、場合によっては理事である

観光課長のほうから答弁させていただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 観光課長。

観光課長（横山秋一君） 平成28年当時の期待というのは、もっともな期待であるというふうに思っております。

ただ、先ほど答弁言ったとおり、検討委員会する前にあった課題がそのまま課題となって横たわっているという答弁しましたが、そういった側面は事実あります。そういったものをどうやってまた解決していくかというのは、村長からいうと、今度の任期の一つの大きな課題であるというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 観光局は会員さんもいらっしゃいますのであれなんです、村からもお金が出ているということで、ぜひとも住民が納得するような評価基準、例えばお客さんの入込数。これ、雪が降ったから降らないからとか、天気が悪かったから、いろいろあるかと思います。そういったのも加味しながら、なおかつホームページへのアクセスですとか、やはり社員の増加、こちらもやっぱり、それを評価の基準にさせていただきたいなと思っております。

あと、道の駅のことですけれども、こちら官民連携で、民のほうに事業者がいることが前提だというふうにおっしゃっていたかと思えます。それで、事業者との交渉が前提になると。この計画を事業化するのにあと2年か何か、調査研究が必要ということではなかったかと思えますけれども。

今後、やはり、この前やっていただいた日本経済研究所とかにも来ていただくとか、またさらなる調査していただくというようなことが想定されますけれども、大体経費はどのくらいというふうに見積もっていらっしゃるのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 道の駅の関係のご質問であります、確かに村長答弁の前提条件というのはあるかと思いますが、一旦、日本経済研究所の委託部分というのは完了しておりますので、今後の進め方については、まだ現段階では白紙ということですので、経費等については全く、これについても白紙ということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 場所は、この前の調査ではグリーンスポーツだったと思います。そうすると、今現在の道の駅はどうするのかとか、神城地区の振興策とか拠点はどうするのかというようなことがこれから課題になってくるかと思えます。

また、同時に深空のほうの土地の関係の方にも説明していると聞きますが、やはりちょっともしかしたらできるかもしれないということで期待されている部分もあるんじゃないかと私は推測する

わけですが、この点はどのようにお考えになるのかな、長引かせていいものかということなんですが、どのようにお考えでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 今後の進め方で、先ほどの質問では経費の関係でのご質問がありましたので、予算上では現時点では白紙というお答えはさせていただきました。

当然のことながら、地元にはこの調査事業の公表という部分がありますので、地元に対しては青写真というものを示しながら説明をさせていただいたという経過は議員がおっしゃったとおりでございます。

今後の進め方自体としては、特に予算をかけずに、職員として、その先進事例となり得る方策をどのように進めていくのかという部分については研究はできますので、その部分については進めていこうというふうには考えております。

地域の方も一旦説明をしたままでとまってしまうと、あれはどうなったんだというようなのは確かに議員指摘のとおりだと思いますので、どの時点かという部分については現時点ではお答えは申し上げられませんが、それについては庁内の中で進められるところは進めていくという作業は入っていききたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） それと同時に、やはり今回みみずくの杜のところにモールといいますか、拠点となるような施設が予定されているわけですが、そうするとそういった同じような拠点となるべき施設が北城地区に2つできるような形になるかと思うんですけども、その点はどのようなふうにお考えになるのかなと思いますけれども。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 確かに、八方口のみみずくの杜にできるショッピングモールですか、そちらに備える機能というものが重複している項目というのは幾つかあるのは、私も存じ上げております。その辺を、重複する部分を落としながら、果たして道の駅の魅力が出せるかどうか、この辺も一つの焦点にはなるかと思っておりますので、当然ながら同じものがあるようでは、これは2分化されてしまうということもありますので、その辺についても実際事業化となるかどうか、この辺は先ほどのありました官民連携の事業となり得る魅力がなければ、これは前提条件が崩れるということになってまいりますので、その辺も含めながら、検討を含めて進めていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 今回のみみずくの杜といいますか、牽引事業ですけども、そちらのほうも大体15億くらいですよ。それで、道の駅も大体15億くらいだったかと思っております。それで、道

の駅のほうは全て村費だと思いますので、やはり同じような施設が重複するのは避けていただきたいと、私は本当に思います。それが、しかも北城に2つなんということは、やっぱり住民感情としてどうかと思いますので、よくよく検討していただきたいと思います。

ちょっと時間もありませんので、次の2つ目の項目に移らせていただきたいと思います。

2つ目ですけれども、観光計画と財源検討についてであります。

観光振興のための財源検討は、前述の村長選中も話題になったことは周知のとおりであります。東京、大阪、京都といった大都市ばかりでなく、大分県の湯布院、また当村のような小さな自治体である北海道の倶知安町でも、観光財源の検討や実施に踏み切るなどの報道等がされております。

そこで検討段階である現在、過去の観光計画や実行がどう今に生かされているのか、また住民とよい関係を築くために計画や財源の検討はどうあるべきかをいま一度考えるべきと思います。

そこで、下記について伺います。

①第1回「観光振興のための財源検討委員会」で、ある委員が平成13年に白馬21観光振興対策会議がまとめた「21世紀白馬村観光の飛躍に向けて」という報告書をもう一度共有しながら進めていくことを提案しておりました。この報告書にうたわれている観光振興ビジョン、計画を検証してあるのか、またその結果は「観光地経営計画」に反映されているのか。

②「観光地経営会議」で過去2年に出された課題はどういったものなのか、また本年度の方針はどういった形なのか。

③前回の財源検討委員会で今後の予定が変更され、第3回の委員会が9月末に延期になりました。また、答申時期も延期せざるを得ない状況に思われますが、主たる要因をどうお考えになるか、伺いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 観光計画と財源検討について、3つの項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の21白馬村観光の飛躍に向けての報告書については、平成13年3月に報告をされたものでありますが、この報告書の検証と観光地経営計画への反映との質問についてお答えを申し上げます。

報告書の結果については、中間検証的なものとして平成19年に白馬村観光局の事業検証を行なった際に、一部の内容について検証を実施をいたしております。また、平成27年度の観光地経営計画の策定を行う際にも、この計画を策定時のワーキンググループへの委員の説明をさせていただき、この報告書を踏まえた上で観光地経営計画が策定されたものであります。

21世紀の白馬村観光の飛躍に向けての報告書から既に17年ほど月日が経過をしており、白馬村を取り巻く状況は大きく変わっております。調査が残る平成17年度の外国人延べ宿泊数は約

2万1,000人泊であるのに対し、最新の29年度では11万3,000人泊を超えている状況であるなど、策定当時とは前提とした状況が大きく変わっております。また、国においても、平成15年に始まったビジット・ジャパン・キャンペーンを筆頭に、各種政策によって観光産業を成長産業として推し進める方向にシフトをしております。現行の観光地経営計画は、こういった時代の変化を踏まえつつPDCAサイクルを取り入れ、各種調査をもとにした統計データを用いた事業検証を行い、常に時代に合わせて検証をしていく計画としております。

2点目の観光地経営会議を行なっていく上で課題ですが、正しい指標の取得と各種観光施策の現状の把握が非常に難しいところであると思います。今までお客様に対するアンケート調査を行なっていますが、結果を裏づけるサンプル数の確保、また事業検証を行うに当たり村内外の事業者の取り組みを網羅的に把握することが意外と難しいことだと感じております。本年も第1回の会議を行なったところでありますが、今回各事業所に対してどのような事業を行なっているか調査をお願いをしたところであります。次回会議で事業検証を行い、白馬村のこれからの観光地経営をより推し進めてまいりたいというふうに考えます。

最後に、観光財源検討委員会のスケジュール、答申時期が延期になったことについての要因についてお答えをいたします。

観光財源の検討については、村内でもさまざまな意見があることは承知をしております。7月1日には、主に宿泊施設の方々から観光振興のための財源確保に関する要望が検討委員会の下村会長宛てに出され、7月23日には白馬商工会の一部の会員から要望を受け、商工会から村長宛てに白馬村における宿泊税導入検討に関する意見書を受けての要望が出されました。

これらの要望の主な内容は、新たな財源の用途を明確にすること、検討を拙速に行うのではなく慎重審議を重ねることといったことであると認識をしております。検討スケジュールの変更については、こういった意見も踏まえ、第2回検討委員会において、会長からも議論の進め方は改めて考える必要があるとのご指摘があったというふうに理解をしております。

いずれにせよ、住民の理解を得るため、幅広く意見を聞くという手順が必要であり、事務局においては、例えば検討委員会のもとに地元の住民そして事業者から成るワーキンググループを設置するなどの方法を会長と相談をしながら検討しているということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

伊藤まゆみ議員の2つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） ご答弁ありがとうございました。今のご答弁から、こちらの検証をして、その結果が観光地経営計画に反映されているということだったかと思っております。

また、同時に、この21世紀白馬村観光の飛躍に向けてという、これをつくった平成13年度当時と、その当時と全然前提が変わってきているというふうに今おっしゃられたかと思っております。その

中の一つが、観光というのが成長産業になってきていると、またPDCAサイクルで検証していくんだよということ、ちょっと私は全部はメモできませんでしたが、そのようなことをおっしゃっていたかと思います。

それで、皆さんにお渡ししてあります資料ですけれども、添付資料なんです、その1番、将来の白馬はこんな村ということで、この平成13年度当時に出されたもの。これは、割とわかりやすいかなと思うんです。こんな村になるんだよというビジョンを出していただくと。どんなことを言っているかといいましたら、赤線のところを読ませていただきますと、環境共生型リゾートづくりを進める唯一の村になるんだと、その中でエコツーリズムやグリーンツーリズムを推進することにより、すぐれた地域ブランドを確立する。

2つ目のところでは、質の高い講師を養成すると同時に、通年活動し得る環境を整備する。これなんです、観光カリスマの山田桂一郎さんという方がおっしゃっているんですが、こういった観光地は山のプロをつくれと、そういう人を育成しろというふうにおっしゃっていました。とにかく、ここに住んで村のことを全て知っている。その方たちがガイドをすることによって、その地をアピールする。それがこれから大切なんだよということを本当におっしゃってありました。おっしゃってましたといえますか、私は本を読んだんですが、そのようなことを言っておられました。

本当に、やはり、私どもは山を生かして生きていくというのが一番いいと思っております。ですから、その山に精通した方を一人でも多く輩出し、その魅力を伝えていくということはとても大切なことじゃないか、私そのように思っております。

それで、3つ目ですと、真冬でも宿泊施設まで多彩なアクセスが確保され、内湯、外湯の豊富な温泉、地場料理、世界の料理が楽しめる豊富な食事どころ、のんびりくつろげる宿泊施設群、図書館、美術館、コンサートホールなどの文化施設が整備されている。

それと、一番下に行きますと、民間、観光事業者、推進組織、行政がそれぞれ明確な役割分担のもとに協力している唯一の村ということで、個別の経営努力をしていただくと。業界の協力が円滑に行われている。一番下で、行政は、廃業などした諸施設の統合的管理機能を整備し、観光地エリア全体の景観、雰囲気づくりを十分行う。

こういったのが、将来こんな村になるんだよ、だからこの計画をやろうよねと言っているわけがあります。

それで、その下なんです、立ち上げの推進体制は白馬山麓観光推進本部とありまして、その四角の中なんです、行政、民間企業、索道、運輸、宿泊などから派遣されたメンバーにより構成され、白馬村の観光振興事業の企画と情報収集を行う。これ、まさに観光局のことを言っているんだと思うんです。

この右のほうにあるダイヤグラムなんです、真ん中に情報生産、決定組織、白馬山麓観光推進本部というのがありまして、こちらが上の民間企業ですとか地域住民に何をするかといえますと、

情報提供、支援をします。それで、下の協力者、プロ、白馬ファンに対しても、地域内情報の提供をします。これがうたってあるわけであります。こちら、私思うに、これが観光局の使命だと、その当時思っていたのではないかと思いますけれども。

今、こういった役割を、これ観光局というふうに見てよろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山観光課長。

観光課長（横山秋一君） 平成13年当時のこの検討が、その後の白馬村観光局につながったというふうには認識をしております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） そうなんです。ここには観光局というふうには書いていないんですけども、恐らくこれは観光局を言っているんだなと思うんです。

それで、私が今一番大切だなと思うのは、観光局の仕事は何かということなんですけれども、情報提供しようと、それと支援をする。それ、誰にかと言ったら、地域住民、民間企業なんです、村の。それと、お客様にも地域内情報の提供をせよと、これを両方やらないといけない。それがどっか欠けているんじゃないかと私は思うんですが。

会員さんが減っている理由は、こちらの観光局から地域住民とか民間企業あるいは宿泊関係、観光従事者に十分な情報が行っていないんじゃないかと思うんです。その点はいかがでしょう。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山観光課長。

観光課長（横山秋一君） 会員が減っている理由については、確かに入っているメリットを感じないということは聞きます。あと、どうしても高齢化による廃業というのが一番大きな理由にはなっておりますけれども。

ただ、一言言わせてもらえば、この観光局的なものが確かにこの真ん中のものでありましたが、観光局発足のときに、まさにこの機能を全部行うかということは、また改めて検討をし直した結果の白馬村観光局であるというふうには考えております。

もちろん、情報の提供は非常に重要な項目であります。そこが十分なのかと言われれば、十分でない部分もあるんだろうというふうには思っておりますが、やっていないということはないというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） この前の9月4日に索道2社と勉強会をやった際にですが、ちょっと議題といいますか、勉強の会の内容はちょっと違ったんですが、観光局の副代表理事がお見えになっているということで、ちょっと私のほうから意見させていただいたんですが。

私どもは、この前、糸魚川のほうに、糸魚川、小谷、白馬で議員の研修会といいますか協議会みたいのありまして行ったときに、糸魚川の議員の方が白馬のナイトゴンドラに行きたいと、予約してほしいというふうに言われたんです。それで、私どもの事務局長が観光局に電話をして予約した

いとそういうふうに伝えましたら、これは索道のやっていることだから索道のほうに電話してくれというふうに言われたんです。

これって、ここのダイヤグラムでいくと、情報の提供が観光局に行っていないというのものもあるかと思えますけれども、こちらの連携もできていないというふうに見えるんですが、どうなんですか、そういう観光局はそういうことをしなくてもいいという、そういう組織で、白馬のことを何でも知っておかなきゃいけないんじゃないか、そのために村民がお金出しているんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山観光課長。

観光課長（横山秋一君） お言葉ですが、知っているのと予約機能は違うと思っています。

先ほどおっしゃった、効果があるのかと、疑問を呈した一元化予約システム、まさにこれから取り組もうとしているところでありますので、ぜひそういう目で見ていただきたいと思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） そうしますと、先ほどおっしゃったのは、この役割というのが徐々に変わってきたというふうにおっしゃられたかと思えます。そうすると、変わってきた内容というのは、会員さんの方にみんな知らせてあった、こういうふうに変わりますということはもう皆さんご承知であるということによろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山観光課長。

観光課長（横山秋一君） すいません、現実にナイトゴンドラの予約を実際局にしてきたのは、恐らくその1件だけだと思っております。ちゃんと情報発信して、ここへ連絡すれば予約できるよという情報はしっかりしているというふうに考えております。

ただ、さらに便宜を図るために新しいシステムを構築したいと、そういう動きを観光局がやっているということでもありますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） そういったナイト、そこにこだわってはいけないとは思いますが、新聞折り込みとかに入っていたもんですから、私もお客さんに知らせたいなと思ったんです。観光局に行ったらそういったチラシは置いてありませんでした。せめて、こちらのほうには置いていただきたい。そのぐらいの連携はとっていただきたいし、観光局もぜひ今やっているイベントを私どもによこしてくれ、そのぐらいのことやっていただいてもよろしいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山観光課長。

観光課長（横山秋一君） 私自身でそこまで答弁する立場にはあるか疑問ではありますが、努力はしていくというふうに思いますし、4日の日におっしゃられた、ほかの議員からもいろいろご意見頂戴したんで、それは全て事務局長にも伝えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） ちょっとここに長い時間使っていると次のほうに行きませんので、ちょっと前に進みたいと思いますけれども。

その次の資料の2ページ目なんですけれども、ここに行く前に、いただいたレジュメの中には、共通リフト券のことと共通シャトルバスの運営のことが書いてあったんです。それで、最近、共通リフト券になったと。それで、シャトルバスもまだ皆さん各自で動かしているような感じだとは思いますが。

それで、では、なぜこうした観光振興ビジョンや計画が実現できなかったのかというのを、平尾氏は述べていらっしゃるわけなんですけれども。

ちょっとこちらのほうに載せていないんですが、リフト共通券に関する意識というのは、これは大分前に調査しているんですが、必要であるというのは、ほとんどの会社の、村内の業者の方がおっしゃっているんです、必要である。それで、シャトルバスの状況も、運行については、8社中7社が共通運行に賛成、一部共通運行を含むということで、ほとんどの方がこの共通運行に賛成している。でも、実際にはできていないんだよ。何でできなかったかということをおっしゃるんですけども。

そうすると、この矢印のあるところなんです、観光関連事業者の熱意の不足というのが45%、協力体制が不十分というのが33%なんです。このときの講演会では、実は、今も白馬村にはこんな人が多いということで、この一番上の熱意の不足というのは、A型ですか、おら聞いてねえや、自分は知らないし協力するつもりもない、そういう方が多いと。協力体制が不十分というのは、こちらがAB型というので、おら聞いてねえやというのと、これはおけや、これは信用できない、協力するわけにはいかないというこの2つが合わさったものだというふうにおっしゃっていました。

この状況は今も変わらないんじゃないかということで、これを打開するためにはどうすればいいのかということなんです、対話こそが観光地域づくりの唯一の解決、こういうふうにおっしゃっていたかと思いますが。そちらに参加されている方は聞いていたかと思いますが。

その中で、2つ目に、私が、下線部引いてあるところなんです、その際、観光地域づくりの課題解決を模索するファシリテーター（関係者の間で考えや主張を上手に引き出す役割）が非常に重要で、日本版DMOメンバー全員が常に念頭に置かなければならないというふうになりました。

このファシリテーター、これどのような役割か、ご存じでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山観光課長。

観光課長（横山秋一君） 関係者の間で考えや主張を上手に引き出す役割とっております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 私、一番最後のページに、このファシリテーターの資料を入れてあるんですけれども。

私、実は長野県が主催するまちむら寄り添いファシリテーター養成講座というのを行ってまして、その中で教わってきたことなのですが、場を守り立て役と、場を守り立てることで、話したいな、一緒につくりたいな、手伝いたいな、分かち合いたいなと、参加者が考えているけど表に出さないことを自然に出せるように環境を整えると。守り立てる、安心感、出番のある場をつくり運営する技術だということで、28年度の職員研修に、一部には行っていらっしゃるんです。

それで、こういった、要するに役場の職員が自分たちが考えて自分たちが動くのではなくて、こういったファシリテーター役になって、皆さんにやっていただくということもこれから重要になっていくということです。

今後、ファシリテーターにどんどん職員研修させていただきたいんですが、村長、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） ファシリテーター役の職員をぜひ研修に出していただきたいということでありまして、いろんな部分で今は職員研修をしているわけでありまして、業務も非常にあるわけでありまして、多岐にわたっている。そういった中で、住民サービスをする上で必要な研修については率先して研修をさせるような対応をとっているわけでありまして、引き続きそういうことについても取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） ぜひ、また違った側面で、村というか、それを運営していくというもこれからすごく大切になるんじゃないかと私思っております。

それで、今度、資料の3に移りたいと思います。

観光地経営計画なんですけど、これができたのが平成28年3月だったかと思えます。そのときに、先ほどの一般質問と同じときなんですけど、私、1回目、この策定委員会的时候に行きまして、そうしましたところ、委員の中から毎回同じことやっているじゃないかと言われてたんです。それで、このことを一般質問したんです。それで、第1回の策定委員会的时候に、委員の方から毎回同じことをやっているじゃないかというふうに言われたわけです。なので、今度は違うよというところで、この計画は2,400万円もの税金が投入されておまして、今度こそは今までと違う計画になるものができるはずだからという思いから、議会も予算を承認しているわけでありまして、今までの計画とどこが違うか、どういうふうに変わっているのか、はっきり見えないと、私たち議会として責任があるかなと思えます。ということで、私質問したんです。

そうしましたら、村長は、大きな予算を計上して計画を今作成しているところでありましてけれども、今までと違った、前を向いた、じゃあ今まで前を向いていなかったかということとはともかくとして、いろんな方々の意見を聞きながら進めていくということは、非常に今回の計画の中で発揮できるのではないかとというふうに期待をしているところでありましてというのが村長のお答えで。

観光課長の、その当時の観光課長なんですが、きちっとそういった計画を実行に移すプロセスまで管理をしながら計画づくりをしていたというところが大きなポイントだというふうに言っています。

これ、現在、実行に移すプロセスに至っていらっしゃるのか、ちょっと伺いたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山観光課長。

観光課長（横山秋一君） 答弁で申したとおり、運営上課題があるのも事実であります。すぐ実行部隊に移せるかというものであります。

まず、この観光地経営会議につきましては、行政が一番計画を立ててだめなのは、計画を立てて終わりにしてしまう傾向があるということで、まずそれを打破するという意味で、計画の進捗状況の管理及び会議として今まで私たち白馬村が不足していたいろんなデータ取得についても積極的にかかわりたいということでやっております。データ蓄積に関しては、それぞれの委員の皆さんからご意見頂戴しながら、着実にアンケート調査等を進めております。

ただ、答弁でも申したとおり、経営管理の中で、実際、どの戦略、どの事業がどの程度進んでいるかということが非常に重要な側面ではありますが、そこについて事業の拾い出しがなかなかできていないという現状があります。それを何とかこの秋までに精査して、きちんと委員の皆さんに進捗状況の評価をしていただきたいというふうに思っております。進捗状況、評価の上、足りない部分についてプロジェクトというか、実施チーム等を立ち上げなければいけないという意見を出していきたいというふうに思っております。

ただ、経営会議が全てそのプロジェクトチームのメンバーになるかということ、実際、私やっていく中では違うのではないかなというふうに考えております。なので、今、外部から来たうちの集落支援員等がサイクルツーリズムのほうのいわゆる事業の特化した推進役みたいな形でやらせております。これは、ある意味、この図に示したようなプロジェクトチームではないかもしれませんが、そういったような側面も持っているというもの。あと、戦略にもあった財源確保の検討委員会についても、まさにプロジェクトであるというふうに認識をしております。

ただ、再度申し上げますが、なかなかその実施団体、実施に移していますかということ、しっかり移していますとは言えない状況にあります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁を含めあと7分です。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） この①の図なんですけども、ここには案みたいな感じで仮称とか書いてあるわけで、これがそのままそういうふうになっているかと思ったらそうではないのかもしれませんが、少なくともこういう形で進んでいくよという方向性をを見せていただいたのかなと思って、いるんです。

それで、ここに、①のほうです。プロジェクト推進チーム、仮称と、赤い枠で囲ってあるところなんですけど、ここに事業を具体化して推進すると書いてあるんです。それで、そこに重点戦略、1、

2、3、4とありまして、それを後ろのページにこういうふうにつくってきたんですけども、それに対してプロジェクトチームが1、2、3、4とつくつと、それでそこにリーダーがいると。そういう形でやっていくのが、これ本来の形なのかなと思ったんですけども、そういうふうにはいっていないということによろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山観光課長。

観光課長（横山秋一君） いっていないというか、完全にこのとおりになかなかいっていない現状があるということですが。

例えば、その重点戦略1の眺望の魅力最大化プロジェクトについては、リーダーを想定した人が会議には1人入っております。そうした中でやっておりますが、現実には行政と一緒に、今、いわゆる無電柱化等々の検討をしているのも一つの推進の形であるというふうに思っております。なかなかこうやって単独のチームとして動くという形には至っておりません。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） そうしますと、下の②のほうのプロジェクト推進チームと、これ丸で困っているんですが、ここが私は事業をやるというふうに思っていたんです。この人たちがこの事業のプレーヤーだと思うんです。やる方たちだと、私は思っています。それで、その人たちがやってきて、その評価するのが経営会議の方たち、そういう認識なんですけども。ちょっと、今のところはそういうふうにいっていないということですね。

それで、私、この3月までの経営会議の議事録を読ませていただいた。ちょっと私びっくりしたんですが、最初の1年、2年目も入ってなんですが、まだアンケートのことをずっと言っているんです。アンケートが今回のアンケート、この3月27日に、先週末時点で132件の回答が集まっています。このサンプルが要するに少な過ぎると。アンケートをどうやって、やっていったらいいのかと、旅館さんに置いといたのがいいのかなんというようなことをたしかやっていたと思うんです。言ってみれば、この段階ではないですよ。

ことはもう平成30年ですので、言ってみれば、この後ろのページの⑥にスケジュールの入っているんですけども、平成29年、30年は、上のほう、新たな財源の検討、導入、試行というふうに入っています。これ、今やっています。けども、本来ならば、その前段があって、一番上からいくと、基盤整備等というところ、28年に推進基盤づくり、経営会議の立ち上げ、プロジェクト推進チーム立ち上げ、重点プロジェクトのフレーム決定、既存の取り組みの継続的推進となって、重点的プロジェクト等を具体化しろと、それでその次に財源だよと言っているんです。違いますか、副村長。財源先に来ていませんか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） この計画に書いてある平成28年度に行うべき内容あるいは平成29年度に行うべき内容というところで、プロジェクトの具体化という話を先ほどいただきましたけれども、

先ほどより観光課長の答弁で、必ずしもそれが全て思うとおりにっていない部分はあるというふうに答弁させていただいておりますけども。そうは言っても、プロジェクトの中で進んでいるものも多々あるというふうに考えております。

それは、観光地経営会議の議事録内資料というのを議員もごらんになっているのであればわかりかと思えますけれども、重点プロジェクトでいえば、例えば無電柱化の話であるとか、これから景観計画をつくっていきますという話、それからスキー場の重点プロジェクトでいえば共通リフト券の話であるとか、戦略的重点プロジェクト3でいえば、例えばシャトルバスの運行ということに関していえば、既にナイトシャトル等やっておりますし、それが全て手についていないという話ではないというふうに思います。

その上で、もちろん、その全てがうまくいった上でこの29、30というところに行ければいいのかもしれませんが、そうは言っても、財源の検討というのが、今後、財源がなかなか苦しくなっていくという状況の中で、やはりこの議論自体はしていけないといけないだろうということで今回始めさせていただいているというところでございます。

全て、この事業をやっていくに当たって財源が全く要らないということであれば、財源の検討なしにこの具体化というのが全てできるのかもしれないですけれども、このプロジェクトを実行していくに当たって、そうは言ってもこれだけのことをやっていくのであれば、やはり何かしら新たな財源というのは必要なのであろうということは、この観光地経営計画をつくったときの既にこの中にはそういったことを見込んだ上で財源の検討をしていくということを書いているのだというふうに理解しております。

であれば、既にあるプロジェクトはさておいて、それももちろん大事ですけれども、これからこういったことをやっていくというプロジェクト、それからその裏づけとしての財源の検討というのは、今、この時点でまさに進めていけないといけないのではないのかなというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問時間が終了しましたので、第5番伊藤まゆみ議員の一般質問は終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から定例会日程予定表のとおり各委員会等を行い、9月25日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日から定例会日程予定表のとおり各委員会等を行い、9月25日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時04分

平成30年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成30年9月25日（月）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

平成30年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成30年9月25日（月）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 3 議案第60号 物品の取得について
- 日程第 4 議案第61号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 5 議案第62号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 6 議案第63号 白馬村歴史的古民家設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 発委第 1号 私立高校への公費助成に関する意見書
- 日程第 9 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第10 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第12 議員派遣について

平成30年第3回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 平成30年9月25日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	横田孝穂
第3番	田中麻乃	第9番	太田伸子
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	津滝俊幸
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	藤本元太
教 育 長	平林豊	総 務 課 長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤忠明	会計管理者会計室長	田中哲
建設課長	酒井洋	観 光 課 長	横山秋一
農 政 課 長	太田洋一	上下水道課長	山岸茂幸
税 務 課 長	横川辰彦	住 民 課 長	矢口俊樹
教育課長兼子育て支援課長	田中克俊	生涯学習スポーツ課長	関口久人
総務課長補佐兼総務係長	下川浩毅		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸俊幸

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 決算特別委員長報告並びに議案の採決

3) 追加議案審議

議案第60号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第61号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第62号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第63号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

同意第2号（村長提出議案）説明、採決

- 発委第 1 号 (総務社会委員会提出議案) 説明、質疑、討論、採決
- 4) 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
 - 5) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
 - 6) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
 - 7) 議員派遣について
8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
1. 議案第60号 物品の取得について
 2. 議案第61号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について
 3. 議案第62号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 4. 議案第63号 白馬村歴史的民家設置条例の一部を改正する条例について
 5. 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
 6. 発委第 1号 私立高校への公費助成に関する意見書

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成30年第3回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。議案第55号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第5号）は分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に討論、採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第5号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行なうことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第7番加藤亮輔総務社会委員長。

総務社会委員長（加藤亮輔君） 皆さん、おはようございます。平成30年第3回議会定例会において総務社会委員会に付託されました案件は、議案4件、陳情1件です。審査の概要及び結果をご報告いたします。

議案第53号 白馬村税条例などの一部を改正する条例についてであります。

平成30年度税制改正に基づく改正で、内容は、給与所得控除及び公的年金控除額を一律10万円引き下げるとともに、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げるというものです。

もう一つは、たばこ税を3年に分けて60円引き上げるものです。また、加熱式たばこについて新たに課税区分を新設した上で、課税方式を見直すものです。

質疑に入り、今回の税制改革で試算をしたのかとの質問があり、個人住民税は減少との答弁がありました。

たばこ税の増税分の村の取り分はどの質疑があり、5割を少し欠けるとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第53号 白馬村税条例などの一部を改正する条例については可決すべきものと決定いたしました。

議案第55号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第5号）所管事項であります。

歳入歳出それぞれ7,023万4,000円を増額し、歳入歳出予算総額を63億4,521万6,000円とするものであります。

総務課関係では、2款1項1目一般管理費、業務委託料172万8,000円を増額は、会計年度任用職員の制度化に伴う例規の整備及び制度の構築など。

2款1項6目企画費、ケーブルテレビ白馬の備品購入費129万6,000円を増額。ふるさと納税報償費500万円の増額。移住交流集落支援事業は、支援員の減員に伴い288万3,000円の減額。

8款1項1目常備消防費、消防団員退職者の確定により120万5,000円を増額。

質疑に入り、決算に基づく過年度分の償還金の内容についての質問があり、北アルプス広域連合過年度還付金1,018万3,000円で、これは前年度の清算の還付金です。中身は、ごみ処理施設建設の643万8,000円、介護保険184万1,000円などとの答弁がありました。

当初予算で80万円計上している姉妹都市提携事業が55万7,000円増額した理由はとの質疑があり、当初は姉妹都市提携35周年記念事業として、桜の時期に行く予定で計上した。今回の補正は、河津町のほうから60周年記念のふれあいまつりに参加依頼があり、計上したとの答弁がありました。

現在の臨時嘱託職員と会計年度任用職員とは何が違うのかとの質疑があり、今回の法律の改正は、全国的に臨時嘱託職員が増加している中、一般職非常勤職員の法律の規定が明確化されていないため、国が整理、見直しをした。今後は、定期昇給、賞与及び雇用試験の仕方など大幅な例規整理が必要になるとの答弁がありました。

業務委託費172万円の中身は何かとの質疑があり、村の非正規職員の雇用状況を委託業者と共有し、例規整理を行なうためとの答弁がありました。

住民課関係では、3款1項6目住民総務費、後期高齢者医療事業21万円の増額は、システム改修に伴うものです。

健康福祉課関係では、3款2項2目老人福祉・心身障害者福祉事業17万2,000円を増額は、福祉法改正に伴うシステム改修費です。

質疑に入り、乗り合いタクシーの先進視察はどこかとの質疑があり、茨城県東海村で、そのシステムはクラウド型で、車両にタブレットを置いて、地図情報を用いてセンターと交信して運行しているなど、時間の短縮と効率化を図っているとの答弁がありました。

乗り合いタクシーと総務課で行なっている公共交通の関係及び検討会議の進捗状況はとの質疑があり、検討会議は全体の交通体系を検討する形で進んでいると思う。健康福祉課は10年間運行している乗り合いタクシーの改善を行ないたいとの答弁がありました。

教育委員会・教育課関係では、2款1項6目企画費、白馬高校支援事業に528万9,000円を増額は、講師などの報酬。

9款1項2目事務局費、白馬村学校給食センター事業324万8,000円の増額は、舗装工事の変更などに伴うもの。

質疑に入り、ランチルームとの間は日陰になり、舗装すべきではないか。舗装面積を考えるなら、キュービクルと塩の道の間をやめ、木を植えるとか緑地帯にしてはどうかとの質疑があり、調整が可能であれば考えていきたいとの答弁がありました。

舗装工事をなぜ細分化して転圧工事までの予算化にしたのかとの質疑があり、30年度に備品などの購入事業があるため、起債をするときに建設工事が入っていないと、備品などの起債に充てられないから、あえて舗装工事を後にしたとの答弁がありました。

屋根の雪割りは必要ないのではないかと質疑があり、屋根の構造を強くするためとの答弁がありました。

小学校の給食センターの廃品備品は多目的ホールで使用できないのかとの質疑があり、廃品は業者に処分させる。多目的で使えるかは総務課と相談するとの答弁がありました。

教育委員会・子育て支援課関係では、3款2項3目保育所費、しろま保育園運営事業151万3,000円の増額は、村外保育園の入所に伴う委託料及びエアコンの設置など。

9款1項2目事務局費、幼稚園就園奨励事業108万6,000円の増額は、申請園児の増加に伴うもの。

質疑に入り、幼稚園就園奨励事業の増額はほぼ全ての園児が対象になっているのかとの質疑があり、75名中60名、約8割との答弁がありました。

教育委員会・生涯学習スポーツ課関係では、9款4項3目図書館費、図書館事業98万9,000円の増額は、有識者会議の旅費及び図書館玄関の修理など。

質疑に入り、現在の図書館の跡利用と、先が見えている図書館の修繕は最小限でとの質疑があり、現時点では計画がないが、個別計画で考える。また、タイルの破損が広がらないよう、最小限の修繕計上との答弁がありました。

各課の審査が終わり、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第55号 平成30年度白馬村一般会計補正予算所管事業は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出それぞれ2,064万8,000円を増額し、歳入歳出予算総額を11億4,764万8,000円とするものであります。

6款1項4目療養給付費負担金など償還金2,062万円は、概算候補を受けた医療費が確定し、それに伴う国庫負担金を清算したとの説明がありました。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第56号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は可決すべきものと決定いたしました。

議案第57号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)であります。歳入歳出それぞれ21万円を増額し、歳入歳出予算額を8,951万円とするものであります。質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第57号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算については可決すべきものと決定しました。

次に、陳情第6号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書。受理年月日、平成30年7月26日、提出者、中信地区私学助成推進協議会会長宮坂高幸であります。

陳情の趣旨は、公立高校との学費格差をなくし、公教育の一翼を担う私学振興のために、私立高校への就学支援制度の拡充、経常費補助の増額及び施設設備などの補助を求めるものです。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、陳情第6号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書は、採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務社会委員会の報告を終わります。

議長(北澤禎二郎君) ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第53号の討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第53号 白馬村税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第56号の討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第56号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第57号の討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第57号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。
陳情第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は採択です。陳情第6号 私立高校に対する公費助成
をお願いする陳情書の件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、陳情第6号は採択とすることに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第4番太田正治産業経済委員長。

産業経済委員長(太田正治君) 本定例会において産業経済委員会に付託された議案3件につきまして、
審査の概要と結果を報告します。

始めに、議案第55号 平成30年度白馬村一般会計補正予算(第5号)所管事項についてであります。

審査内容について、所管する課ごとにご報告申し上げます。

始めに、農政課です。

ライスセンター南側の穀類乾燥所の9カ所の修繕費に8万1,000円の増額。農地費の補助整備
等負担金で175万円の減額とするもので、内容は、平成30年度当初に、県での事業費を
8,000万円で計上していましたが、国から県に対して1,000万円減額配分になったことに伴
い、地元負担金17.5%を減額するもの。特定財源1,000万円については、当初、ふるさと白
馬村を応援する基金より繰り入れを行なう予定でしたが、白馬村土地改良区総会で土地改良区から
の繰入金認められ、基金1,000万円全額を減額し、新たに土地改良区受益者負担金として事業
費7,000万円の12.5%、875万円を計上するものであります。

また、起債については、白馬村負担5%の9割が起債対象であり、事業費の減額に伴い、50万
円の減額とするものです。

地域用水機能増進事業の修繕費は13万1,000円の増額。木流川駐車場近くの木道に破損箇所
があり、木流川春の観察会で危険がないよう、他の科目より流用し、緊急に対応したものと、ピオ
トープ近くの木道の改修費です。

林業振興費の森林づくり推進支援事業委託に24万円の増額。森林病虫等防除事業の被害木伐倒
委託料に24万円の減額。有害鳥獣被害対策事業消耗品21万2,000円の増額は、電柵の購入費
用で貸し出しをしております。現年発生農地農林施設災害復旧費の945万円の増額は、7月の豪
雨による農地災害復旧費用であります。

質疑に入り、森林づくりの補助率はどのくらいかとの質疑があり、97.5%、病虫補助率は75%

であり、どんぐり地区のキクイムシの防除による費用で、補助率の有利なほうに組み替えをしたとの答弁がありました。

電柵の貸し出した地区はとの質疑があり、佐野地区と三日市場地区、飯森地区等との答弁がありました。

農地災害の地籍はどこかとの質疑があり、飯田、堀之内、三日市場で、各地区3カ所ですと答弁がありました。

討論はありませんでした。

次に、建設課関係です。

7月の豪雨による土砂撤去と水路維持にかかわる費用に、道路維持費190万2,000円の増額、現年発生公共土木施設災害復旧費の2,881万円の増額は、7月の豪雨による災害復旧工事費であります。

質疑に入り、災害復旧工事の場所はどこかとの質疑があり、花園と日向大右左2カ所との答弁がありました。

討論はありませんでした。

次に、観光課関係です。

観光総務費は、4月から観光局で働いている職員1名を地域おこし協力隊として雇用するもので、7月1日から雇用形態を切りかえ、嘱託職員報酬198万5,000円と社会保険料27万8,000円を計上し、引き続き観光局に派遣をしています。総務費の移住交流集落支援事業からの予算組み替えです。

観光施設整備の151万円の増額は、雪害による頂上宿舎従業員棟の屋根、女子部屋天井及び診察室壁・床の損傷、頂上宿舎本館の窓枠老朽化によるゆがみ等の修繕工事費です。冬の前に補修を行わなければ、さらなる損傷の増大を招くため、早急に修繕工事を行ないたいもの。頂上宿舎従業員棟雪害修繕221万4,000円と頂上宿舎本館窓修繕60万480円の合計から、八方池山荘の外壁修繕の先送りによる130万4,910円の減額をします。財源は、損害保険料221万4,000円を見込んでいます。

商工振興費の300万円は、信用保証協会保証料補給負担金が不足しているための増額。事業展開資金、地域活性化資金の大きな申し込みがあったことが原因です。

質疑に入り、外国人に対する保証金かという質疑があり、日本人に対するもので、外国人を見込んだ宿泊施設への大型投資である。ことし8月までに10件、融資額2億80万円、保証額515万3,925円の申請であり、増額したものです。当初予算で、29年度の500万円から300万円に減額していたとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

次に、上下水道課関係です。

下水道事業特別会計繰出金が、平成29年度の金額が確定したため、177万9,000円の減額です。

質疑、討論はありませんでした。

所管課全ての審査が終わり、全体を通しての討論はなく、議案第55号所管事項については、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第58号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億653万5,000円とするものであります。

一般会計繰入金177万9,000円の減額は、繰入金の確定によるもの。下水道費、一般管理費の指定工事店保証還付金8万9,000円の増額は、下水道工事の指定工事店1社の廃止によるものです。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第58号については、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第59号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算(第2号)であります。

水道事業収益に、収益的収入の営業収益に20万6,000円を追加し2億7,300万円。支出の営業費用の浄水費20万6,000円は、二股浄水場発生汚泥溶質試験検査業務費で、二股浄水場のプール2槽の汚泥を調査するものです。

質疑、討論なく、採決したところ、議案第59号については、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、産業経済委員会の審査について委員長報告といたします。

議長(北澤禎二郎君) ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第58号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第58号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第59号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第59号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、常任委員会において分割審査をしていただきました議案第55号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第55号 平成30年度白馬村一般会計補正予算(第5号)は、常任委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

議長(北澤禎二郎君) 日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

決算特別委員長より報告を求めます。第11番津滝俊幸決算特別委員長。

決算特別委員長(津滝俊幸君) 11番津滝俊幸です。

それでは、決算特別委員会の審査報告をいたします。少し長くなりますが、よろしく願いいたします。

本定例会におきまして、決算特別委員会は9月5日から11日までの5日間にわたり、認定第1号から認定第6号の決算認定案件6件及び決算に付随する議案第54号の1件を審査しました。各会計の決算書、主要な施策の成果説明書、その他説明資料、監査委員の決算審査意見書等に基づき、予算の適正かつ効率的な執行と事業の成果を主眼に審査を行ないました。また、決算審査に係る現地視察は3カ所行ないました。

以下、審査の概要及び結果を報告いたします。

最初に、認定第1号 平成29年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定についてです。

決算の概要について、歳入は64億5,342万2,043円で、前年度比17.4%減、歳出は62億1,537万6,329円で、前年度比16.6%減でした。

これから述べる数字に関して、1,000円単位とすることをご了承ください。

形式的収支は2億3,804万6,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源は1億2,476万4,000円を差し引いた実質収支は1億1,328万2,000円です。実質収支のうち、6,000万円を財政調整基金へ積み立て、残金5,328万2,000円を30年度へ繰り越しています。

次に、財政構造については、標準財政規模は34億8,941万4,000円で、前年度比615万

円増。財政力指数は0.447%で、前年度比0.003ポイント増。経常収支比率は76.6%で、前年度比0.4ポイント増。財政調整基金残高は7億7,199万7,000円、9,089万円余りの増。減債基金は2億1,677万9,000円、21万円余りの増。これらを含む全ての基金残高は16億3,711万7,717円で、前年度比1億3,293万円余りの増となりました。

一般会計の地方債残高は62億9,424万1,000円で、前年度比9.1%の増です。広域ごみ処理施設建設事業5億20万円の借入額が伸びたことにより、28年度に引き続き増額となっています。

実質公債費比率の3カ年平均は9.4%で、単年度数値で見ると8.8%で、順調に減少しています。

また、将来負担比率は36.2%で、前年度比7.9ポイント増となり、増加した要因として、新規発行債による起債の増によるものです。

続いて、歳入について。

村税の決算額は14億8,310万3,000円で、前年度比116万1,000円、0.1%減となりました。

収納率は78.6%で、前年度比3.3ポイント増でしたが、不納欠損額は2,790万6,000円を計上しています。

普通交付税は15億9,170万3,000円で、前年度比2,751万円の増。特別交付税は3億2,995万円で、前年度比1億1,864万8,000円の増。これは、地方創生交付金事業などにより増額となったことが主な要因です。

国庫支出金は4億7,858万6,000円、前年度比8億3,047万4,000円の減。調定ベースでは5億2,779万7,000円であり、収入未済額4,921万1,000円は、共同調理場建設補助金に伴う国庫負担金が主なものであり、30年度へ繰り越ししていくこととなります。

県支出金は2億7,876万2,000円で、前年度比6,221万4,000円の減でした。

次に、財産収入は2,340万7,000円で、前年度比254万7,000円の減。村有土地売り払い収入が主なものです。

寄附金は2億1,431万3,000円で、前年度比1,484万円の増。ふるさと白馬を応援する寄附金、いわゆるふるさと納税が主なものです。

繰入金は3億6,532万2,000円で、前年度比2億1,337万5,000円の増です。ふるさと白馬を応援する基金から1億5,262万2,000円、財政調整基金から1億9,000万円の繰り入れが主なものです。

諸収入は1億9,514万8,000円で、前年度比5億5,639万8,000円の減。TOTO助成金3億6万3,000円などが主なもの。

村債は10億135万1,000円で、前年度比1億1,485万円の増。通常事業部に加え、一

般廃棄物処理事業債に5億20万円と、白馬中学校大規模改修事業に7,910万円が主な起債となっています。

繰越金は8,559万6,000円で、28年度一般財源から4,527万7,000円、繰り越し事業の財源は4,031万9,000円でした。

29年度の歳入歳出差引額は2億3,804万5,000円ですが、繰越明許費の1億2,476万4,000円を差し引いた実質収支額1億1,328万1,000円のうち、6,000万円を財政調整基金へ繰り入れ、30年度の実質繰越金は5,328万1,000円となりました。

次に、歳出です。

目的別では、議会費は7,526万円、前年度比23万1,000円の減。総務費は9億9,779万5,000円、前年度比5億3,347万7,000円の減。庁舎耐震改修や国体競技会場整備工事が終了したためです。

民生費は11億1,093万8,000円、前年度比3,093万1,000円の増。ふれあいセンター改修工事や心身障害者自立支援給付費などによるものです。

衛生費は9億8,667万3,000円、前年度比5億5,066万6,000円の増。広域ごみ処理負担金などによるものです。

農林業費は1億8,829万円、前年度比1,887万円の増。補助整備事業などによるものです。

観光商工費は4億964万8,000円、前年度比1億7,224万3,000円の増。観光振興費負担金、FWT開催などや天狗山荘雪害復旧工事などによるものです。

土木費は10億2,286万5,000円、2億5,309万9,000円の減。28年度は公営住宅建設があったためです。

消防費は2億3,283万3,000円、前年度比440万3,000円の増。仮設住宅解体に伴い、飯森グラウンドの復旧工事などによるものです。

教育費は4億3,767万1,000円、前年度比4,237万8,000円の増。中学校大規模改修によるものです。

災害復旧費は1,234万7,000円、前年度比11億4,516万5,000円減。神城断層地震の災害復旧が終了したものが主な要因です。

公債費は5億2,189万1,000円で、前年度比5,532万8,000円の減。新規発行債の抑制によるものでした。

委員会審査において、質疑、意見は次のとおりです。主なものを各課ごとに報告いたします。

総務課から、将来負担比率が36.2%となっており、第5次総合計画のKPI目標数値は30%に対して上回っているが、将来負担すべき実質的な負債に対して対応できるかという質疑があり、早期健全化基準は350%であるため、まだ余裕はある。総合計画を策定した時点では30%を下回っていた。財政基準の目標値はそれだけでなく、実質負担率や公債比率、財政力指数などあり、

財政担当としては総合的に判断しながら事業を進めていく。また、実際には基金残高が多くなれば、将来負担率も下がっていく構造なのでご理解いただきたいと説明がありました。

地域づくり推進事業について22件しか利用されていないが、その理由はと質疑があり、書類作成など事務作業に手間がかかる。あるいは、区によっては単年度ではなく、区の予算をためて、まとめて大きく事業をやりたいなど、主な理由。改善策として、集落支援員に事務の補助をしてもらうなどしている。今後も広報活動には努めていくと答弁がありました。

税務課関係では、課税誤りがあった場合、地方税法では5年、村の要綱ではさらに5年、都合10年さかのぼって還付しているが、その内容はという質疑があり、地方税法上に定められた以外のところは、村として事務的に瑕疵があった場合で、今回は住宅用地に対する特例の適用漏れがあり、その内容は、住民票が村に置いてあるにもかかわらず、非住宅ということで税金を高く徴収していたケースが非常に多かったと説明がありました。

健康福祉課関係では、乳幼児健診や予防接種は村で行なっており、業務量が多いということも伺っているが、外注についても検討したかと質疑があり、乳幼児健診のうち、妊婦健診と乳幼児一般健診の助成は医療機関委託である。村内には小児科専門医がいないため、また、集団健診には母親同士が仲良くなるなどのメリットもあるため、試算や検討はしていない。大北管内ではほとんどが集団健診であると答弁がありました。

住民課関係では、給食生ごみ堆肥化事業の内容について質疑があり、共同調理場など給食調理に出た生ごみを堆肥化していく事業であり、業者へ委託して行なっている。最終的な堆肥の利用については業者任せなので、学校等の花壇などで使用しているかは確認できていない。ごみを減らすポイントは生ごみである。将来的には、村内に堆肥化施設があればと考えている。今後は、コストの問題や新共同調理場に業務用の生ごみ処理機の設置など、教育に生かせるよう検討していきたいと答弁がありました。

農政課関係について、平川の小水力発電の売電収入について質疑があり、税込み約4,200万円の収入があった。発電量は120万キロワット、概算だが、約4,000万円が土地改の収入となり、発電機の運用に500万円、2,000万円が土地改の維持管理へ、1,500万円を建設改良へ積み立てている。

積立金については、新聞報道にもあったように、余剰資産に該当することが問題視され、新たな会計基準に基づき対応をしていく予定だが、現状では合計5,000万円ほどの積立金であるため、問題となるレベルではないと考えているが、関係機関と調整しながら対応していきたいと答弁がありました。

建設課関係について、大櫛川廃線敷確定事業の内容について質疑があり、山麓区の大櫛川の河川整備に伴い、用地の払い下げや土地の買収がありました。過去から土地の所有について問題視されており、測量し、それぞれの公有地や民有地の土地の境界の確定を行なうものと答弁がありま

した。

沢渡教員住宅の今後の管理について質疑があり、現在入居者はなく、耐震度は倒壊のおそれがあるとの判定があり、建物の劣化もひどいことから、取り壊す方向で検討をしていると答弁がありました。

観光課関係について、姫川サイクリングロードの路面改修の進捗状況について質疑があり、29年度は舗装工事120メートルのみで、これから継続して費用も鑑みながら、専門家の意見を取り入れながら計画的に行なっていくと答弁がありました。

ナイトシャトル元気号は900万円の赤字だが、予算づけは適正かと質疑があり、インバウンド事業の二次交通を補う形で始まった。もともと運行経費が乗車当たり1,000円取らないと追いつかない状況にあり、想定内としている。利用促進に外国人の利用だけでなく、日本人にも利用可能をPRしているが、利用者が少ない状況であり、課題として検証していきたいと答弁がありました。

上下水道課関係については、質疑がありませんでした。

教育課関係について、幼稚園就園奨励事業について前年度と比較して多くなっているが、その理由はという質疑があり、幼稚園の保育料の減免に対して、所得に応じて補助していくもので、前年度より補助額を広げたため、対象人数がふえ増額となった。補助金額の基準は、文科省が定めたものを適用している。補助額をふやした理由としては、保育園と幼稚園の就園率をほぼ半々にすることや、待機児童をつくらないためと説明がありました。

子育て支援課関係について、発達支援事業あそびの教室について、参加人数が減少した理由について質疑があり、小集団での遊びや子供の発達に関する親の勉強会の事業で、障がいを持った保護者だけでなく、そのことに関して周知してもらうことや、子供のことについていろいろ相談できる場づくりとして行なっている。広く参加できるよう努めていきたいと説明がありました。

生涯学習スポーツ課関係について、ウイング21アリーナの雨漏りの修繕について質疑があり、雨漏りの原因を調査したところ、屋根の平らなところが雪に押されてしまい、へこんだところに雨水がたまり、そこから漏れることがわかった。修繕については、業者とも相談しながら対応していきたいと答弁がありました。

青鬼地区の伝統的建造物群保存事業について、観光施策との整合性や今後の計画について質疑があり、過去に何回か観光客とのトラブルがあったことは聞いている。集落支援員を配して地区と調整しているところである。村も過去から大きな投資をしていることから、地元理解を求めながら観光名所としていきたいと答弁がありました。

慎重審査の結果、討論はなく、認定第1号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

続いて、認定第2号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてです。

決算の概要について、歳入決算額は13億9,796万2,311円で、前年度比662万4,000円の増です。歳出決算額は13億5,492万993円で、前年度比2,532万2,000円の増です。

主なものは、保険給付費7億383万9,000円、共同事業拠出金3億1,200万6,000円などで、また、不納欠損額169万6,000円計上されています。

歳入歳出差引額並びに実質収支は4,304万1,000円で翌年度へ繰り越され、基金保有額は1億6,215万3,000円でした。

慎重審査の結果、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

続きまして、認定第3号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてです。

歳入決算額は8,245万5,658円で、前年度比238万2,000円増。うち保険料は5,784万4,000円で、還付未済額2万2,500円と未収金10万4,600円あり、現年度賦課分の徴収率は99.86%で、過年度の滞納繰り越し分はないので、全体でも99.86%の収納率であります。

歳出決算は8,223万5,925円で、前年度比235万3,000円の増。後期高齢者医療の保険者は長野県後期高齢者医療広域連合であるため、歳出の主なものは広域連合負担金8,036万5,000円で、前年度と比較して135万6,000円増です。これは医療費の伸びに伴うものがあります。

慎重審査の結果、認定第3号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

続きまして、認定第4号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

歳入決算額は7億4,042万2,207円で、前年度比389万7,000円の減。一般会計繰入金は前年度比1,145万円余りの減。歳出決算額は7億3,690万8,381円で、前年度比344万2,000円の減。投資的事業支出として、汚泥脱水機に8,500万。消費税還付等の諸収入の増があったが、全体的には減額決算となっている。また、受益者負担金及び使用料では、徴収権の時効114万円余りを法令に従い不納欠損している。

質疑に入り、不納欠損額の内容についての資料の提出要求があり、改めて個別に不納欠損額の内容が示されたリスト表が配付され、内容を確認、審査した。

討論はなく、採決を行ない、認定第4号は、委員長を除く委員全員の賛成により認定すべきものと決定しました。

続いて、認定第5号平成29年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてで

す。

歳入決算額は341万8,230円。主な歳入は、繰越金248万円余りと使用料87万円などです。なお、使用料は、収入未済額はありません。

歳出決算額は340万8,193円で、野平地区の経費のみで、公債費は149万円余り。施設維持管理費は189万円などが主なものです。

慎重審査の結果、質疑、討論はなく、認定第5号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

続いて、認定第6号 平成29年度白馬村水道事業会計歳入歳出決算認定についてです。

収益的収入は、水道事業収入が3億2,277万1,341円で、前年度と比較して31万4,000円の増。収益的支出は、水道事業費用が2億7,207万8,794円で、前年度と比較して66万円の減。特別損失として、前年度損益修正損105万5,000円の決算額です。

資本的収入は1,151万2,000円で、前年度と比較して238万7,000円の増。工事負担金の増が主な理由です。資本的支出は8,808万5,000円で、前年度と比較して171万9,000円の減。排水管施設工事委託の減が主な要因です。資本的支出において7,657万2,000円が不足することになったが、消費税及び地方消費税資本的収支調整額159万4,000円と、過年度分損益勘定留保資金7,497万8,000円で補填しています。

平成29年度の未処分利益剰余金は5,177万355円あり、剰余金は、建設改良積立金へ3,000万円、利益積立金へ2,000万円積み立てるものです。

慎重審査の結果、討論はなく、認定第6号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定されました。

最後に、議案第54号 平成29年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。これは水道事業会計決算に係る議案で、剰余金5,177万355円のうち、3,000万円を建設改良積立金に、2,000万円を利益積立金にそれぞれ積み立てるものです。

慎重審査の結果、質疑、討論はなく、議案第54号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

長くなりましたが、以上で決算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第54号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第54号 平成29年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報

告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

認定第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第1号 平成29年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、認定第1号は委員長報告のとおり承認されました。

認定第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第2号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、認定第2号は委員長報告のとおり承認、認定されました。

認定第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第3号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、認定第3号は委員長報告のとおり承認、認定されました。

認定第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第4号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、認定第4号は委員長報告のとおり承認、認定されま

した。

認定第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第5号 平成29年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、認定第5号は委員長報告のとおり承認、認定されました。

認定第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第6号 平成29年度白馬村水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、認定第6号は委員長報告のとおり承認されました。

村長から議案提出の申し出、同意案件の申し出、総務社会委員長より発委の申し出、白馬村選挙管理委員会から選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が満了になった旨の通知があり、また、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申し出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長においてこれを受理いたしました。

よって、会議規則第22条の規定により議事日程を変更し、追加議案を審議したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから事務局より議事日程を配付いたします。

(資 料 配 付)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。日程第3 議案第60号から日程第6 議案第63号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は起立によって行ないます。

日程第3 議案第60号から日程第6 議案第63号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、日程第3 議案第60号から日程第6 議案第63号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することが可決されました。

これより議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題について3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第3 議案第60号 物品の取得について

議長(北澤禎二郎君) 日程第3 議案第60号 物品の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中教育課長。

教育課長兼子育て支援課長(田中克俊君) 議案第60号 物品の取得についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、新給食センターで使用する給食配送車の購入について、平成30年9月18日、指名競争入札に付した結果、株式会社JAオート長野JA大北オートパル北部センターが1,000万1,200円で落札いたしましたので、物品の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

件名は、平成30年度白馬村学校給食センター給食配送車購入業務であります。納入場所は白馬村学校給食センター、取得する物品は給食配送車2台でございます。取得金額は1,000万1,200円で、契約の相手方は、白馬村大字北城1375番地、株式会社JAオート長野JA大北オートパル北部センターセンター長、平川隆司であります。購入する車両につきましては、いすゞエルフ2トントラック、4WD、アルミ板給食仕様で、スタッドレスタイヤを付属品といたします。コンテナ部の下層につきましては、給食コンテナ4台積載用が1台、2台積載用が1台でございます。また、コンテナ後部はシャッター式とし、コンテナ外部の左右には、村内小中学校の児童生徒から募集いたしましたイラストのラッピングを施します。

説明は以上でございます。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第60号 物品の取得については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第61号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について

議長(北澤禎二郎君) 日程第4 議案第61号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) 議案第61号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例の一部改正は、長野県の最低賃金が10月1日から引き上げとなることを受け、嘱託職員の報酬月額を改正したいことから、各区分について報酬月額を定めるものでございます。

最終ページの新旧対照表をごらんください。別表第7条関係ですが、白馬高等学校寮嘱託員、地域おこし協力隊員、集落支援員を除く各区分の嘱託員の報酬月額の上限額を、それぞれ2,600円引き上げるものでございます。

改め分にお戻りをいただきまして、条例の施行日は平成30年10月1日としたいものでございます。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第61号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第62号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長(北澤禎二郎君) 日程第5 議案第62号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第62号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、特別職の職員で常勤の者の給料月額を改正するものでございます。

最終ページの新旧対照表をごらんください。附則第4項について、教育長の給料月額に係る減額措置の期間を本年8月31日までと改正し、給料月額施行日を統一いたします。

次に、別表第2条関係、給料月額を村長80万円から69万6,000円、副村長65万8,000円から59万1,000円へ、教育長58万7,000円から51万9,000円へ改正するものであります。

改め分にお戻りをいただきまして、施行期日は公布の日から施行し、平成30年9月1日から適用したいものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 質疑はありませんか。第8番横田孝穂議員。

第8番（横田孝穂君） 第8番横田孝穂です。質疑を行ないます。

特別職の報酬改正に関しては、前は、平成26年には定例会の初日の5日に提案され、即日議決したが、今回は、この8月15日に臨時議会を開催されたのに、今回なぜ追加議案にしたのかお伺いいたします。

それからまた、報酬審議会ではどのような趣旨で質問をしたのか。我々が提出を求めて得た資料によると、給与改正による影響額は、今後4年間で村長が388万円も増額になるのに対して、副村長、教育長はそれぞれ減額になります。審議委員会の方たちはこのことをご存じであったのかお伺いをいたします。

それから、報酬審議委員会ではどんな議論がされたのか。この3点についてお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） それでは、ただいまの議案に対しての質疑について3点いただいておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず1点目の給与改定、なぜ追加議案にしたのかという点でございます。

白馬村長選挙執行日が8月の5日、村長の任期は8月の7日からになりますが、村長選の結果を受けて、特別職の報酬についての検討を始めました。

今回は、これまでの条例の附則の改正ではなく、大北圏域や長野県内、全国の類似団体の給料月額を参考に、新たな給料月額を定めることを検討し、その上で8月16日に特別職報酬審議会の開催通知を発送してございます。

審議会は8月の24日に開催し、答申書については8月28日付、同日に受理をしております。答申書に基づき例規に関する法規審査委員会について、9月5日にウェブ上で行ないました。以上

のスケジュールから、8月29日開催の議会運営委員会に間に合いませんでしたので、追加議案とさせていただきますという経過でございます。

2点目の審議会へのどのような趣旨で諮問をしたのかという点でございます。

村長、副村長、教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ給料の額について報酬審議会に意見を聞くこととなっております。

村長の全任期が終了するとともに、村長の給料月額減額期間が終了したこと及び、村長、副村長、教育長の減額期間が異なることにより、大北管内及び長野県内、全国の類似団体の給料月額を参考に、新たな給料月額を定めることに対し、意見を求めたというものでございます。

先ほど影響額について審議会が知っていたのかという点でございますが、この辺につきましては、そもそも特別職の報酬額の基準をしておりますので、当然ふえる、減るというような計算をしてお示しはしてはございませんが、そこら辺も含めて計算はしておくべきだというご意見はいただいております。

3点目。報酬審議会ではどんな議論がされたのかという点でございますが、まず最初に、これまで附則で減額をしていた理由というものを確認し、次に、給料の額について議論をされ、基準がないので、松川村や池田町に準じた額がよいのでは、また、大町市と同じと、同等な額というのはおかしいなどの意見が出されましたが、大北管内の市町村の給料月額の状況、全国の都道府県別同規模の人口の町村の平均給料月額と、全国の状況類似団体町村の給料月額というものをこの審議会の中で確認をし、討議の結果、長野県内の同規模町村の、同規模人口の平均給料月額とすることが妥当であると判断をされ、答申を受けたというような経過でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。横田議員、質疑はありますか。横田議員。

第8番（横田孝穂君） 今月の報酬は幾ら支払いをされ、また、審議会の答申が反映されているのかも伺いたいします。

それから、条例上では80万円から69万6,000円と減額に見えるが、現実、今までは25%カットの60万円であり、9万6,000円の減額報酬アップになります。また、結果的に村長の4年間の報酬、退職金の合計を見ると、388万円ほどのアップになります。また、村の観光財源不足などによる観光財源として新たな負担を求めようと検討している最中の条例改正であります。村民感情等を考えたのかについて伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） それでは、追加で3点の質疑をいただいておりますので、また私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1点目の今月の報酬額、審議会の答申が反映されたのかという点でございますが、今月の報酬月額は、条例のとおり村長は80万円、副村長は65万8,000円、教育長は附則による減額

規定により51万6,000円ということでございます。

今回提出しました改正条例が可決されておりませんので、今回の審議会の答申というものは、今月の支給に関しては反映はしてはいないという状況でございます。

2点目の実質月額アップとなるという点についてでございますが、全員協議会でもご説明を申し上げたとおりでございますが、答申書には、これまでの給料月額の減額は、減額した当時の理由が解消されたことを踏まえ、諮問された特別職の給料月額について、大北管内の市町村、人口規模及び類似団体の町村の状況を鑑みると、長野県内の同程度の人口規模である給料月額の平均額が妥当であると判断するというふうにされており、これらから判断された審議会からの答申を尊重しているというものでございます。

最後の3点目でございますが、財源検討の中ということでありましたが、今回の改正後の給料月額というものは、あくまでも白馬村の首長としての職務内容に対し、どの程度の報酬額が適切かという観点で検討を行ない、答申を踏まえて額を定めたというものでございます。

観光財源につきましては、現在検討している段階であること、また、そもそも村民に新たな負担を求めることを前提に検討をしているものではございません。今後の状況を考慮した中で、さらに減額が必要となれば、その時期に検討をしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。横田議員、質疑はありますか。横田孝穂議員。

第8番（横田孝穂君） 繰り返しになりまして、まことに申しわけございません。今、総務課長のほうから答弁いただきましたが、村長に対しまして、まことに大変失礼だと思っておりますが、この件につきましては、村長の杞憂に関する改定であります。報酬審議会答申がなされました。

そこで、下川村長にお伺いをいたしますが、副村長は減額となります。下川村長のみが増額となり、実質的には今後4年間において、先ほど申し上げました388万3,000円の増額の受け取りの掲載になります。また、村長は今現在、観光局の代表理事や社会福祉協議会の代表などをやめて、副村長にそれを兼務させている中、兼任していない、また、現在は報酬を下げるべきだとの村民のご意見もありますが、その点について、まことに申しわけございませんが、村長ご自身はどのようにお考えかお伺いしたいのですが、よろしくお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、村長はどういうふうに考えているかということですが、先ほど来、総務課長のほうから説明をしたとおりであります。私は、報酬審議会の意見を尊重をするということで対応をしてみるのがいいのではないかとこのように思っております。

また、この観光財源の云々というような話もありましたけれども、今現在は、私の正式な条例上の報酬は80万円です。それを私、第1期目のときに60万円ということで、20万円を減額をして今までいただいていたわけでありましてけれども、今回、条例を改正をしなければ、また次

の同じ経過になるというようなことで、条例改正をしたことがいいのではないかということであり
ますので、先ほど言ったように、報酬審議会の委員の皆さんのご意見を尊重したいというふうに思
っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議案……。

（「議長」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 加藤亮輔議員。

第7番（加藤亮輔君） 緊急動議を提出したいと思いますけど。緊急動議のお願いですけど。

議長（北澤禎二郎君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時51分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。会議規則第22条の規定により、議案第62号 白馬村特別職の職員で常勤
の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についての修正案を直ちに議題とすることについて
ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号 白馬村特別職の職員で常勤の
者の給与に関する条例の一部を改正する条例についての修正案を直ちに議題とすることといたし
ました。

ただいまから資料を配付いたします。

（資料配付）

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れなしと認めます。

議案第62号に対しましては、加藤亮輔議員ほか2名から、お手元に配られました修正の動議が
提出されております。したがって、これを本案と合わせて議題といたします。

議案第62号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例につい
ての修正案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第7番加藤亮輔議員。

第7番（加藤亮輔君） 7番加藤亮輔です。議案第62号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に

関する条例の一部を改正する条例の修正説明を行ないます。

1枚おめくりください。修正箇所、修正追加箇所は下段のところです。

「(平成30年9月25日に在職する村長に支給する給料月額にかかわる減額特例措置) 第2条1項の規定にかかわらず、平成30年9月25日に在職する村長に支給する給料の月額(同条第2項に規定する期末手当の算出の基礎となる場合を含む)は、同日から平成32年9月30日までは62万6,400円とする」を、以上を附則に追加することを提案します。

次に、3枚目の資料を開いてください。これは、行政からいただいた資料をもとに作成しました。

一番最初の上段の表、給料月額の経過ですけど、村長の場合、平成16年は72万円。これは10%の減額でした。17年は15%の減額で68万円。18年は18%の減額で65万6,000円。平成19年から平成30年8月までは25%の減額で60万円が続いていました。

次に、2番目の表です。2番目の表は改正前。改正前は月額80万円でした。それを附則で60万円にしています。それで、今回行政のほうから出ました改正修正額は69万6,000円です。私が提案しました修正額は62万6,400円です。

そこで、ちょっと戻っていただいて、附則の現在額と、それから、行政から出された改正額を比較しますと、年額ですと115万2,000円、1年間で増額します。賞与などを含めると、159万5,500円増額します。4年間の差額でいきますと、638万2,000円の増額が生まれます。それに退職金を加算しますと、退職金は改正前は80万で、今回改正額は69万6,000円に減額されましたから、212万2,600円の減額になります。それら4年間の報酬と退職金を全て加えますと、4年間で426万400円の増額が今回の改正額の答申です。私は、それは住民感情及び、今の白馬村の財政状況を鑑みてちょっと多いということで、この69万6,000円を隣の62万6,400円、10%のカットを提案しています。それについては、年額などで比べると、年額の差額としては31万6,800円。先ほどの改正額115万2,000円と比べても、約4分の1になります。

そして、下のほうへ移ってください。4年間全額計算しますと、36万6,400円の減額になります。これは、私は2年間と言っていたのを、4年間全部減額すると、こういうふうになります。その隣の2年で解除というところは、2年間10%減額して、2年間は解除したという仮定の計算ですけど、そのときは194万7,000円の増額にとどまると。そういう表です。

そして、行政のほうから資料としていただいた4年間の差額は388万3,400円だということ、これは今の表の右に書いてあるように、互助会及び共済会の負担金37万7,000円を引いた場合は388万3,400円になるということです。それが説明です。

それで、今度、修正理由を述べます。

今回の62号議案は、村長の月額報酬が80万円から69万6,000円に10万4,000円減額されますが、実際は平成19年の議会で、村長の報酬を25%カットの60万円に決め、きょう

まで継続していますので、今回の改正で月額9万6,000円の増額になります。年額に換算すると115万2,000円の増額になり、賞与、退職金など4年間を合算しますと426万円の大幅な増額になります。

今、白馬村は世界を視野に入れた観光リゾート地を目指し、観光地経営計画を28年3月に策定し、多面的な事業展開をスタートさせました。でも、事業を始めるには多額のお金が必要です。そこで、村長は新たな観光財源確保のために、宿泊税のほか、入湯税の拡充、分担金などを候補に検討する財源確保検討委員会を発足させ、審議の真っ最中です。

(「加藤さん、短くして」の声あり)

第7番(加藤亮輔君) どのような答申がされるかわかりませんが、この増減問題は、審議委員の皆さんにとっても非常に失礼な話です。また、村民及び観光客に新たな負担が発生するかもしれません。このようなことを考慮すると、62号の改正では不十分なので、修正案を提出いたしました。

修正案の内容で、第62号で採択されている村長の報酬額69万6,000円を、2年間62万6,400円の10%をカットすることを求めています。

なぜ10%なのかについては……。

議長(北澤禎二郎君) 加藤さん、3分超えてるだでね。短くしてもらわないと困るってこと。

第7番(加藤亮輔君) うん。提案説明だから。

議長(北澤禎二郎君) だから、説明だって短く、もうちょっとやらなきゃだめだよ。

第7番(加藤亮輔君) はい。そしたら、10%になぜカットしたかといいますと、白馬村の財政状況を参考にし、また、村民の気持ちを読みながら、時間をかけて修正するのが筋だと思います。1回で一度で他市町村並みの報酬に戻すのは無理だと私は考えます。だから、とりあえずは10%のカットを提案しました。

また、なぜ2年間にしたかというのと、一応、今、先ほど申しましたように、財源確保検討委員会が審議中です。それで、この審議の答申は今年度中に出る予定です。でも、その後、規則などを整理し、実施に向けた準備期間が必要です。この期間が私は2年かかると考えました。審議に集中できるように、報酬改正は小幅な改正にとどめるべきという考えから2年間としました。また、2年間であれば、次期議員に先送りせず、現議員の在職中にもう一度この問題を討議できると。この2つの理由から、2年間といたしました。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 加藤議員、こういうの短くしてもらわないと、議会にはルールがあるだでね。やってくれる。

ただいまの提案理由に対して、質疑はありませんか。じゃあ、2番丸山勇太郎議員。

第2番(丸山勇太郎君) 2番丸山勇太郎です。発議者に質問いたしますけども、今頂戴しました修正議案については、本則なのか附則なのかわかりません。附則という文字がもしかして抜けてい

るのでしょうか。

また、もし附則であった場合には、附則のみで修正案を出した場合に、行政側が上程している原案の本則別表の減額改正はしなくてもよろしいということでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。

第7番（加藤亮輔君） 今、丸山議員から2つの質問を受けました。

まず、附則の文言が抜けているというふうに言われましたけども、別紙の一番最後の行に、「同日から平成32年9月30日までは62万6,400円とする。以上を附則に追加する」と一応書いてあります。

それから、2番目の附則のみの追加提案ということについて、行政から……。62号そのものを認めるのかと、そういう意味で、答えでいいんですかね、質問で。

第2番（丸山勇太郎君） 違います。

第7番（加藤亮輔君） 違いますか。ちょっともう一度お願いします。

議長（北澤禎二郎君） 丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 丸山です。では、1回にカウントしないでください。

要するに、行政側が原案で出している条例改正は別表改正です。この別表改正を別表の減額改正を書き込まずに、加藤議員は附則のみで修正案を出されていますが、この別表の減額改正はしなくてもよろしいのかという質問です。

第7番（加藤亮輔君） お答えします。

別表はそのままでいいと思います、私は。附則で別表を認めた上で、附則で、先ほど言いましたような形で、10%カットに2年間することと。そういう修正です。これは以前の条例もそのようになっています。

議長（北澤禎二郎君） 丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 丸山です。私の知っている範囲では、修正議案が出された場合には、修正議案を先に可決、賛否を問いますので、本則じゃなくて原案ですね。原案が後になるんですよ。そうすると、おかしいことになりませんか。

第7番（加藤亮輔君） お答えします。

この修正案を出すに当たって、担当事務局の方といろいろ相談して、今までの修正動議の出し方の冊子などを読み比べて、こういう形になると。原案と、それから修正動議と一緒に議論するというふうに進んでいるようです。だから、こういう形で提案しました。

議長（北澤禎二郎君） ほかに質疑ありますか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） では、もう一つだけ。私は、このような附則については、行政執行部がみずからやることではないかと思いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

第7番（加藤亮輔君） お答えします。

私もそれはいいということで、全員協議会で村長にみずから減額したらどうですかという誘い水をかけましたけども、それに対してお答えがいただけなかったと。そして、これを12月まで引き延ばせば、その間に観光財源検討委員会は1回入ります。そうすると、その中でどうしても村長の報酬が上がったことが話題になります。そういうことにならないように手を打ったほうがいいだろうということで、あえてこういう修正案を出したことです。よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） ほかに質疑はありませんか。津滝俊幸議員。

第11番（津滝俊幸君） 11番津滝俊幸です。修正案に対して質問をさせていただきます。

加藤議員の上げた修正案。今回は、原案が白馬村の特別職の常勤の者の条例改正になっています。なぜ今回、加藤議員の上げたものは村長だけで、副村長、教育長については何のコメントもないんですが、そのところはどのようにお考えですか。

第7番（加藤亮輔君） 先ほどから申し上げていますが、今、白馬村は世界の観光リゾート地を目指して、その財源確保のために財源確保検討委員会の審議中です。そのトップであるべき村長がみずから姿勢を示すということで、あえて副村長、教育長には触れず、一番増額の多い村長のみを今回修正案にしました。

議長（北澤禎二郎君） 津滝議員、質疑はありませんか。津滝議員。

第11番（津滝俊幸君） それから、10%カットと、それから、2年間の説明を今受けたんですけど、2年間の減額というような形にしていますけども、その数字的な根拠について、もう少し詳しくと説明ください。

第7番（加藤亮輔君） 10%カットにすることによって、先ほど言ったような形で、賞与を含めた年額で43万8,800円になります。これだけの増額になるわけですけども、他町村と比べたら非常に少ない額ですから、これぐらいの増額は私は許されるのではないかと。だから、10%に抑えました。それが一つ。

それから、もう一つは、副村長の額が57万9,000円になっています。これより下回るということはあり得ないから、10%の62万6,400円にしたと。また、後いえば、村民感情を考えれば、2万6,400円の増額ですけど、これぐらいだったらそう問題にはならないだろうという考えから10%にしました。

議長（北澤禎二郎君） 津滝議員。

第11番（津滝俊幸君） 最後の質問になります。財源検討委員会で今検討をしているというような発言がありましたけども、であるんだったら、2年間ではなくて、4年間それこそ減額したほうがよろしいんじゃないかなと私は思うんですが、加藤議員はどういうふうにお考えですかね。

第7番（加藤亮輔君） 先ほど答弁したように、大体2年間で答申及び準備期間は終わるだろうということで、2年間にしたと先ほど言いました。

それと同時に、白馬村の村長は、私自身考えても、他の町村と比べると、土曜、日曜も出勤して、

非常にイベントの多い村で多忙です。だから、なるべく他町村と横並びにするのが理想ですが、この減額を行なってきたのは、もう15年前からずっと行なってきたんですわ。それをこの1回の議会で十何万円も上げて、もとに戻すちゅうのは、私は乱暴だと思います。だから、順番に徐々に住民感情を考えながらやっていくということで考えています。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、討論に入ります。

最初に、原案に賛成する者の討論はありませんか。津滝議員。

第11番（津滝俊幸君） 11番津滝俊幸です。原案に対して賛成する立場から討論をさせていただきます。

議案第62号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について、私は原案について賛成です。今まで任期ごとに減額について、減額規定をして行なってきました。今回は、条例改正により任期ごとの改正ではなく行なうものです。また、金額については、報酬審議会を経て決定されています。その根拠についても、当村と同規模の人口や公の団体、また大北管内の市町村とも比較して遜色ないものとなっています。

よって、私は、この条例改正は妥当であると考えて賛成するものです。皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 次に、原案及び修正案に反対する者の討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、原案に賛成する者の討論をお願いいたします。丸山勇太郎議員。

第2番（丸山勇太郎君） 2番丸山勇太郎です。議案第62号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の原案に賛成の立場で討論します。

この条例改正は、村長、副村長、教育長の給料月額について改正するものですが、平成16年度来、条例に定めた給料月額を、その附則にて自主的に減額してきたものを類似自治体の平均額並みに本法を改めるもので、条例本則にてそれを規定することは、全く適切な措置であると判断されます。

ただし、村長においては、村長職のみ退職金を含めた4年間トータルでの獲得給与総額が改正前より数百万円上回るることについて、同一政権期間内であること、先ほども言われましたような観光財源を検討している最中であることなどの住民感情を考慮し、それに見合った働きをするならば、待望される観光局代表理事への就任、加えて一定期間一定額を再度附則にて自主的に減額する規定

の追加を、次回の臨時会ないしは定例会でするなど、村長の意志をみずから村民に見える形にすることが、この条例改正が正しい措置であることを示す方法であることを申し添えて、賛成討論とします。

議長（北澤禎二郎君） 次に、修正案に賛成する者の討論はありませんか。横田孝穂議員。

第8番（横田孝穂君） 第8番横田孝穂です。議案第62号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する修正案に賛成の討論をいたします。

現行条例上では、月額80万円の給与を、今回の改正案では月額69万6,000円に改正する条例の一部を改正する条例の改正であります。条例上では80万円から69万6,000円と減額に見えるが、現実今までは、白馬村の財政状況を考慮され、条例上の月額80万円から、さらに25%カットでの月額60万円でありました。

今回の改正案では、月額9万6,000円の報酬アップとなり、また、結果的に村長の今後の4年間の報酬並びに退職金の合計で見ても、4年間で388万3,000円の増額アップになる計算となります。

今、村の財政も乏しく、財政難であり、観光財源として新たな負担を村民に求めようとし、検討の最中であります。また、村長は観光局の代表理事や社会福祉協議会の代表などをやめて、副村長にそれを任務させている中、兼任はしておりません。現在は報酬を下げるべきではとの意見も村内の中にあるところから、村民感情を考慮した69万6,000円から、さらに10%カットでの条例の修正案に賛成であります。

以上。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、原案に賛成する者の討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、修正案に賛成する者の討論はありませんか。伊藤まゆみ議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 5番伊藤まゆみです。議案第62号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の修正案に、賛成の立場で討論を行ないます。

この議案は追加議案として本日提出されたもので、議案の説明は9月20日に行なわれました。特別職報酬等、審議会に諮問したのは先月8月24日と、村長選が終わり、新たに就任した8月6日から2週間以上もたつてのことです。

平成16年から減給が続いており、そもそもの村長給与の月額80万円が、他町村と比較して高額であり、現況に見合わないとの判断をしたのであれば、前もって準備をし、4年前同様、9月5日の議会初日に正々堂々と議案として上げてくるべきで、追加議案などで上げるべきではない大切な議案であると考えます。

議案説明の際に、議会が提出を求めた給与改正による影響額によれば、村長の給与が4年間で大幅に増額されるのに対して、副村長も教育長も減額になります。

先ほどの質疑で、報酬審議会に知らせていないとの答弁があり、委員の方たちはそれを知った上でも同じ答申が出たのか、非常に疑問に思います。答申に対して異論を唱えるべきでないといった議論は、同じ情報に基づいたものでないという点で破綻しております。

今回の決算では、基準財政需要額は今後減っていく、すなわち必要とされる経費は少なく計算される見通しとのことで、反面、基準財政収入額は増加傾向にあります。このような状況下で交付税は減っていくことが予想され、厳しい財政状況が今後続くことは間違いありません。

現在開かれている観光財源を検討する委員会は、今後そういった国の方針を見通して、自主財源を確保していこうというものであると考えます。

また、残高基金、いわゆる村の貯金は、一昨年に比べ1億3,000万円ほど増額になっているとの主張もありますが、起債残高、いわゆる村の借金は、一般会計で5億2,000万円の増、特別会計を含めた全体でも2億4,800万円もふえており、プラスマイナスをすれば、貯金より借金のほうが上回っています。

加えて、村長公約である新道の駅や図書館の建設も控えている中、首長がみずからの給与を上げることに対し、住民が納得し得るだけの正当な理由が見つかりません。

よって、過去4年間とほぼ同額になる修正案に賛成いたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

最初に、議案第62号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についての修正案を採決いたします。議案第62号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についての修正案に賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立少数です。よって、議案第62号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についての修正案は否決されました。

次に、議案第62号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。議案第62号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第63号 白馬村歴史的民家設置条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第6 議案第63号 白馬村歴史的民家設置条例の一部を改正する条

例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横山観光課長。

観光課長（横山秋一君） 議案第63号 白馬村歴史的古民家設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

最終ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。今月5日に庄屋丸八土蔵の解体工事が完了しましたため、同条例第3条に規定しております施設一覧の中から、当該建物を削除をする内容となっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第63号 白馬村歴史的古民家設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

これより同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第7 同意第2号は人事案件でありますので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は起立によって行ないます。

同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託及び質疑、討論を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、同意第2号は委員会付託及び質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

△日程第7 同意第2号 教育委員会委員の任命について

議長（北澤禎二郎君） 日程第7 同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 同意第2号 教育委員会委員の任命について、次の者を本村の教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

記。住所、北安曇郡白馬村大字神城6792番地の2、氏名、西澤みどり、生年月日、昭和42年11月1日。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

採決いたします。同意第2号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

△日程第8 発委第1号 私立高校への公費助成に関する意見書

議長（北澤禎二郎君） 日程第8 発委第1号 私立高校への公費助成に関する意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第7番加藤亮輔総務社会委員長。

総務社会委員長（加藤亮輔君） 発委第1号 私立高校への公費助成に関する意見書について報告します。

陳情第6号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。意見書は別紙のとおりであります。

内容は、就学支援金制度の拡充と経常経費の補助の増額、施設設備費の補助、学納金の補助の3項目です。

なお、提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、長野県知事、長野県総務部長です。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第1号 私立高校への公費助成に関する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

△日程第9 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

議長（北澤禎二郎君） 日程第9 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についての件を議題とい

たします。

この件につきましては、平成30年8月20日付で白馬村選挙管理委員会委員長より、地方自治法第182条第8項の規定により、選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が満了し、選挙を行なうべき事由が発生した旨の通知が議長宛てに提出されております。

したがいまして、ただいまから選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行ないます。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行なうことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長より指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員には、中西滋君、峯村定基君、塩島登君、松田富夫君、以上の方々を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方々を選挙管理委員会委員に当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中西滋君、峯村定基君、塩島登君、松田富夫君、以上の方々が選挙管理委員会委員に当選いたしました。

次に、選挙管理委員会委員補充員には、第1位、松沢茂徳君、第2位、鷺澤隆君、第3位、嶺村秀君、第4位、長澤素孝君、以上の方々を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方々を選挙管理委員会委員補充員と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、松沢茂徳君、鷺澤隆君、嶺村秀君、長澤素孝君、以上の方々が、順序どおり選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

△日程第10 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長(北澤禎二郎君) 日程第10 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所

管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長(北澤禎二郎君) 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第12 議員派遣について

議長(北澤禎二郎君) 日程第12 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、下川村長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。下川村長。

村長(下川正剛君) 平成30年第3回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月5日に開会をし、本日までの21日間にわたり、提出をいたしました全ての案件につきまして、原案どおりお認めをいただき、厚く御礼を申し上げます。

本会議及び各委員会におきまして、今回の定例会は、特に決算議会として慎重なるご審議を賜り、まことにありがとうございました。

また、一般質問におきましては、議員各位からいただきましたご意見、ご提言等につきましては、その対応に十分留意をして、今後の村政運営に努めてまいりたいというふうに思います。

9月6日未明に、最大震度7の平成30年北海道胆振東部地震が発生をいたしました。国内で震度7が観測されたのは2016年の熊本地震以来で、6回目ということです。これまでに41の方が亡くなられ、厚真町を中心に多数の家屋倒壊や土砂崩れが確認をされております。今回の地震でお亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。メディアから流される映像や写真を見ますと、平成26年に発生をいたしました長野県神城断層地震を思い出してしまいます。改めて地震、津波、台風、竜巻などの自然災害が猛威を振るう日本列島であるということを実感をしたところです。

全国各地の災害を見て思うことは、やはり災害については、必要な情報を即座に確実に伝え、村民の生命や生活を守ることを最優先するように、今後も防災力向上に向けた検討を重ね、地域防災計画の見直しや、現在検討を進めております防災情報伝達システムの運用に向けて、しっかりと反映できるよう、防災・減災の取り組みを進めてまいります。

実りの秋を迎え、取り入れも既に始まっておりますが、議員各位におかれましては、健康には十分留意をされ、村政の発展と住民福祉向上のためご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましての御礼のご挨拶といたします。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） これをもちまして、平成30年第3回白馬村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時39分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 9月25日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員